



## 甲州市歴史的風致維持向上計画

平成 29 年(2017) 3 月 17 日 認定

## 計画策定にあたって

平成 17 年（2005）11 月 1 日に塩山市・勝沼町・大和村の 3 市町村が合併、甲州市が誕生して 11 年が経過しました。

塩山地域には恵林寺・向嶽寺・菅田天神社などに代表される社寺が集まり、そこで育まれた文化財が数多く保存されています。勝沼地域には全国に誇るべきブドウ畑とワイン産業の景観が今なお形成され続け、大和地域には竜門峡のような大自然が残されています。この 3 地域が一つとなったことにより、自然や歴史・文化、産業などが調和する多彩な特徴をもつ市となりました。



これまで 3 市町村の歴史的・文化的特性を活かしつつ、甲州市としての新たな取り組みや事業を遂行してきたところでありますが、それらの取り組みを継続しながら、新たな視点からまちづくりを推進すべく、「甲州市歴史的風致維持向上計画」を策定いたしました。

平成 20 年（2008）に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称「歴史まちづくり法」）に基づき策定された本計画では、甲州市を代表する 10 の歴史的風致を取り上げ、今後 10 ヶ年をかけて歴史的風致の維持及び向上に資する事業を行っていきます。一連の事業を通じて、市民の皆さまの本市への愛着がいつそう高まるとともに、より多くの方々に親しみを感じていただき、本市の活性化につながることを祈念するものです。

結びに、本計画策定にあたりご尽力をいただいた甲州市歴史的風致維持向上計画協議会の委員の皆さまを始め、貴重なご意見や資料を提供いただいた関係各位に深く感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

甲州市長

田中 篤



# 甲州市歴史的風致維持向上計画

## 目次

### 序章 計画策定の目的

1	はじめに	1
2	計画策定の目的	4
3	計画策定の体制	4
4	計画策定の経緯	5
5	計画の期間	5

### 第1章 甲州市の歴史的風致形成の背景

1	歴史的風致の舞台としての自然	7
	(1) 地勢	
	(2) 地形	
	①地形概観 ②山地 ③河川	
	(3) 気候	
	①気温 ②降水量と日照時間	
2	社会環境	13
	(1) 市の沿革	
	(2) 人口	
	(3) 土地利用	
	(4) 産業	
	(5) 観光	
	(6) 交通	
3	歴史の変遷	22
	(1) 原始	
	(2) 古代	
	(3) 中世	
	①有力寺院の建立 ②武田家と甲州市 ③武田家終焉の地	
	(4) 近世	
	①近世の市域 ②甘草栽培と甘草屋敷 ③養蚕の振興と民家の形態	
	④甲州街道の宿場、駒飼宿・鶴瀬宿と勝沼宿	
	(5) 近代・現代	
	①ブドウ栽培とワイン醸造 ②甲州市の近代化 ③明治期の大水害	
	④旧市町村の成立と戦後の復興	
	(6) 甲州市の歴史に関わる主な人物	
	①安田義定 ②夢窓疎石 ③抜隊得勝 ④業海本浄 ⑤勝沼信友・信元	
	⑥武田晴信(信玄) ⑦武田勝頼 ⑧伊丹康勝 ⑨柳澤吉保 ⑩木食白道	
	⑪真下専之丞(晩菘) ⑫雨宮敬次郎 ⑬高野正誠 ⑭土屋助次朗(龍憲)	
	⑮宮崎光太郎	

<b>4 甲州市の文化財</b> . . . . .	45
(1) 国宝	
①大善寺本堂 附厨子 ②絹本著色達磨図 ③小桜韋威鎧 兜、大袖付	
(2) 国指定等	
(3) 県指定文化財	
(4) 市指定文化財	

## 第2章 甲州市の維持向上すべき歴史的風致

### 1 甲斐国武田家と甲州市

#### 1-1 武田信玄の菩提寺・恵林寺の「しんげんさん」にみる歴史的風致 . . . . . 55

- (1) はじめに
- (2) 恵林寺の沿革
  - ①恵林寺の創建 ②恵林寺と武田家 ③信玄公忌
- (3) 恵林寺とまちなみ
  - ①歴史的建造物 ②周辺のまちなみ
- (4) 武田不動尊祭典
- (5) 信玄公忌・武田不動尊祭典と「しんげんさん」
- (6) まとめ

#### 1-2 熊野神社の御幸行列にみる歴史的風致 . . . . . 67

- (1) はじめに
- (2) 山梨県内の御幸と熊野神社の御幸
- (3) 熊野神社例大祭の始まり
  - ①熊野神社例大祭の歴史 ②熊野神社例大祭の役割
- (4) 歴史的建造物とまちなみ
  - ①熊野神社 ②熊野神社周辺のまちなみ
- (5) 熊野神社例大祭の流れ
  - ①打合せ ②準備 ③打ちばやしの練習 ④当日の流れ
- (6) まとめ

■コラム「熊野神社所蔵の絵画」

#### 1-3 武田家終焉の地にみる歴史的風致 . . . . . 77

- (1) はじめに
- (2) 景德院による田野村の支配
- (3) 武田家関連の歴史的建造物とまちなみ
  - ①天童山景德院 ②景德院境内と武田勝頼の墓
  - ③勝頼敗走の足跡（大善寺から田野へ） ④田野のまちなみ
- (4) 田野十二神楽
  - ①十二神楽の起源と勝頼らの鎮魂 ②現在の祭事
- (5) 武田勝頼公まつり
- (6) まとめ

■コラム①「巫女の舞」

■コラム②「日川溪谷・竜門峡」

## 2 青梅街道沿いの歴史的風致

### 2-1 神部神社と金井加里神社の祭礼にみる歴史的風致 . . . . . 88

- (1) はじめに
- (2) 神金地区の集落の様子
  - ①集落の特性 ②神部神社と金井加里神社
- (3) 神部神社と金井加里神社の例大祭
  - ①神部神社 ②金井加里神社
- (4) 両神社の例大祭の歴史的背景
- (5) まとめ

■コラム「神金地区の道祖神のオコヤ」

### 2-2 塩ノ山南麓の市街地の営みにみる歴史的風致 . . . . . 97

- (1) はじめに
- (2) 於曾郷の成り立ち
  - ①於曾の歴史 ②於曾と菅田天神社 ③開基・武田信成と向嶽寺 ④向嶽寺と塩山温泉
- (3) 塩山上於曾の発展
  - ①鉄道開通以前の様子と甘草屋敷 ②鉄道開通後の塩山駅と周辺のにぎわい
- (4) 街道に沿って発達したまちなみと歴史的建造物
  - ①塩山温泉と季候町のまちなみ ②塩山下於曾のまちなみと黒川金山
- (5) 社寺に伝わる祭典
  - ①向嶽寺の祭典（あきやさん） ②菅田天神社の祭典
- (6) まとめ

■コラム①「塩の山赤松を守る会」

■コラム②「甘草屋敷で開催される一之瀬高橋の春駒」

## 3 甲州街道沿いの歴史的風致

### 3-1 甲州街道勝沼宿にみる歴史的風致 . . . . . 114

- (1) はじめに
- (2) 勝沼宿の歴史的建造物とまちなみ
  - ①勝沼宿の建造物 ②旧田中銀行社屋 ③勝沼氏館跡 ④柏尾山大善寺 ⑤雀宮神社
- (3) 甲州街道と勝沼宿
  - ①ブドウ加工商品でにぎわう勝沼宿 ②勝沼宿を介してのブドウ流通
- (4) ぶどうまつりと鳥居焼き
  - ①収穫感謝祭 ②鳥居焼きと聖火パレード
- (5) まとめ

■コラム①「雀宮神社神輿」

■コラム②「本陣槍掛けの松」

■コラム③「かつめま朝市」

### 3-2 大善寺の藤切り祭にみる歴史的風致 . . . . . 125

- (1) はじめに
- (2) 大善寺の歴史的建造物
  - ①大善寺本堂 ②大善寺山門 ③楽屋堂、稚児堂、行者堂 ④檀家の町並み
- (3) 藤切り祭
  - ①藤とり ②旗たて ③天狗祭と藤切り祭 ④旗ころばし
- (4) 藤切り祭における柏尾地区の役割
- (5) まとめ

■コラム「柏尾古戦場跡」

## 4 果樹栽培地の歴史的風致

### 4-1 コロガキ生産にみる歴史的風致 . . . . . 135

- (1) はじめに
- (2) 地形と気候  
①松里地区の地形 ②コロガキ生産に適した気候と環境
- (3) コロガキ生産の歴史  
①松里のコロガキの歴史 ②自家用の時代 ③出荷用の時代
- (4) 周辺の歴史的建造物  
①岩波農園 ②土屋家住宅 ③笛吹川芸術文庫
- (5) コロガキ生産  
①コロガキの歳時記 ②コロガキの作り方
- (6) 松里地区におけるコロガキ
- (7) まとめ

■コラム「ころ柿集会」

### 4-2 ブドウ栽培にみる歴史的風致 . . . . . 147

- (1) はじめに
- (2) 勝沼地域のブドウ栽培の歴史
- (3) 勝沼地域におけるワイン醸造の歴史
- (4) 歴史的建造物と町並み  
①旧宮崎葡萄酒醸造所施設 ②屋敷構えとブドウ棚 ③ブドウ畑の石垣  
④和風建築のワイナリー ⑤日川水制群とブドウ畑
- (5) 勝沼地域のブドウ栽培  
①ブドウ栽培（露地栽培）の歳時記 ②栽培品種  
③栽培方法としての棚架と垣根づくり
- (6) 勝沼地域における葡萄酒愛飲運動とワインの文化
- (7) まとめ

■コラム①「甲龍」 ■コラム②「鉄道開通とブドウ冷蔵庫」

### 4-3 笛吹川水系のセギにみる歴史的風致 . . . . . 163

- (1) はじめに
- (2) 笛吹川水系のセギの概要
- (3) 笛吹川水系のセギの成立年代と構造  
①成立年代 ②セギの構造と流域
- (4) セギと人々の活動  
①石積みのセギ ②セギと人々の暮らし
- (5) セギにまつわる建造物と活動  
①石碑 ②道祖神
- (6) まとめ

■コラム「塩山地域のセギ」

## 第3章 甲州市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

### 1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題 . . . . . 179

- (1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

(2) 農業景観に関する課題	
(3) 歴史的建造物等を取り巻く環境に関する課題	
(4) 歴史と伝統を反映した人々の活動に関する課題	
(5) 歴史的風致に対する認識向上と情報発信に関する課題	
<b>2 歴史的風致の維持及び向上に関する既存計画との関連性</b>	<b>182</b>
(1) 第1次甲州市総合計画「甲州市まちづくりプラン」	
(2) 甲州市都市計画マスタープラン「甲州市まちづくり基本方針」	
(3) 甲州市景観計画	
(4) 甲州農業振興地域整備計画	
(5) 甲州市観光振興計画	
(6) 甲州市まち・ひと・しごと創生総合戦略	
(7) 甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区保存計画	
<b>3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針</b>	<b>191</b>
(1) 歴史的建造物の保存・活用の方針	
(2) 農業景観に関する方針	
(3) 歴史的建造物等を取り巻く環境の保全	
(4) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承	
(5) 歴史的風致に対する認識向上と情報発信の方針	
<b>4 計画実現のための推進体制</b>	<b>193</b>

#### 第4章 重点区域の位置及び範囲

<b>1 重点区域の設定の考え方</b>	<b>195</b>
<b>2 重点区域の位置及び区域</b>	<b>198</b>
(1) 神金地区	
(2) 塩山・松里地区	
(3) 勝沼地区	
<b>3 重点区域の歴史的風致の維持向上による効果</b>	<b>204</b>
<b>4 良好な景観形成に関する施策との連携</b>	<b>204</b>
(1) 甲州市都市計画との連携	
(2) 甲州市景観計画との連携	
①景観形成及び行為の制限 ②景観形成重点地区の設定 ③屋外広告物の制限等	
(3) 文化財保護法との連携	
(4) 甲州市の農業施策との連携	

#### 第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

<b>1 甲州市全体に関する事項</b>	<b>211</b>
(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針	
(2) 文化財の修理・整備に関する方針	
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針	
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針	
(5) 文化財の防災に関する方針	
(6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針	

- (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針
- (8) 文化財の保存・活用に係る甲州市教育委員会の体制に関する方針
- (9) 文化財の保存・活用に関わっている住民・NPO法人など各種団体の状況及び今後の体制整備に関する方針

**2 重点区域に関する事項** . . . . . 216

- (1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画
- (2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画
- (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画
- (4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画
- (5) 文化財の防災に関する具体的な計画
- (6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画
- (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画
- (8) 文化財の保存・活用に関わっている住民・NPO法人など各種団体の状況及び今後の体制整備に関する具体的な計画

**第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項**

**1 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方** . . . . . 221

- (1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する事業
- (2) 農業景観に関する事業
- (3) 歴史的建造物等を取り巻く周辺環境の景観保全に関する事業
- (4) 歴史と伝統を反映した人々の活動を支える事業
- (5) 歴史的風致の認識向上と情報発信に関する事業

**2 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業** . . . . . 223

**第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項**

**1 歴史的風致形成建造物の指定の方針** . . . . . 235

**2 歴史的風致形成建造物の管理の指針** . . . . . 236

- (1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方
- (2) 個別の事項
- (3) 届出が不要な行為
- (4) 歴史的風致形成建造物一覧

**資料編**

- 国・県・市指定等文化財一覧
- 近代産業遺産群(経済産業省)一覧
- 選奨土木遺産(土木学会)一覧
- 主な参考文献

# 甲州市歴史的風致維持向上計画

平成29年3月

甲 州 市



## 序章 計画策定の目的

### 1 はじめに

甲州市は、平成 17 年（2005）11 月 1 日に旧塩山市・旧勝沼町・旧大和村の 3 市町村が合併して誕生した。

塩山地域には、戦国時代の雄・武田信玄公にまつわる名所旧跡が多く集まり、中でも信玄公の菩提寺である乾徳山恵林寺や、諏訪神号旗など武田の軍旗を保存している裂石山雲峰寺、臨済宗の本山である塩山向嶽寺、武田家の家督相続の証である国宝・小桜韋威鎧（楯無鎧）を蔵する菅田天神社などは、塩山地域を代表するものである。

勝沼地域には、わが国最多のワイナリーが集まっている。ワイン産業の元となったブドウ栽培は、本堂が国宝に指定されている柏尾山大善寺に起源を求める伝説（養老 2 年（718）僧行基が当地で修行中、満願の日に右手にブドウを持った薬師如来が霊夢となって現れた）があるほど古いもので、江戸時代には甲州街道が通る勝沼宿で名物として旅行者に供され、広く知れ渡った。明治期以降近代化・西洋化でワイン産業が興る中、ブドウ栽培の面積が拡大され、勝沼の風景が形成された。

大和地域には、豊かな自然が残されている。また、ここは武田家終焉の地としても知られている。天童山景德院は悲運の武将・武田勝頼公とその家族・家臣を弔うために創建された寺で、景德院周辺には古戦場と伝えられている場所も点在している。

合併後の甲州市は武田家の歴史、とりわけ信虎・信玄・勝頼の三代に関わる史跡や文化財が豊富であることに気付く。また、勝沼のブドウを筆頭に、モモ、スモモなどの果樹園風景が近代以降に定着したことも大きな特徴であり、農業景観、特に勝沼地域のブドウ畑の風景や、塩山地域のコログキを干している風景、山裾にモモやスモモが咲きそろう風景は、全国に二つとない甲州市が誇る固有のものである。

旧 3 市町村がもっていたそれぞれの歴史的背景を基に、合併後においても特性を引き継ぎながら振興計画を立て施策を進めてきた。平成 20 年（2008）3 月には第 1 次甲州市総合計画を策定し、「豊かな自然、歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち 甲州市」を提唱した。総合計画を基に平成 21 年 2 月には甲州市都市計画マスタープランを策定、平成 22 年（2010）3 月には甲州市観光振興計画を策定、平成 24 年 3 月には甲州市環境基本計画と甲州市商業振興計画を策定、平成 27 年（2015）3 月には第 2 次甲州市観光振興計画を策定した。いずれの計画も、総合計画で提唱された自然・歴史・文化・果樹園などの文言をキーワードとして、甲州市としてのまちづくりの根幹と位置づけている。

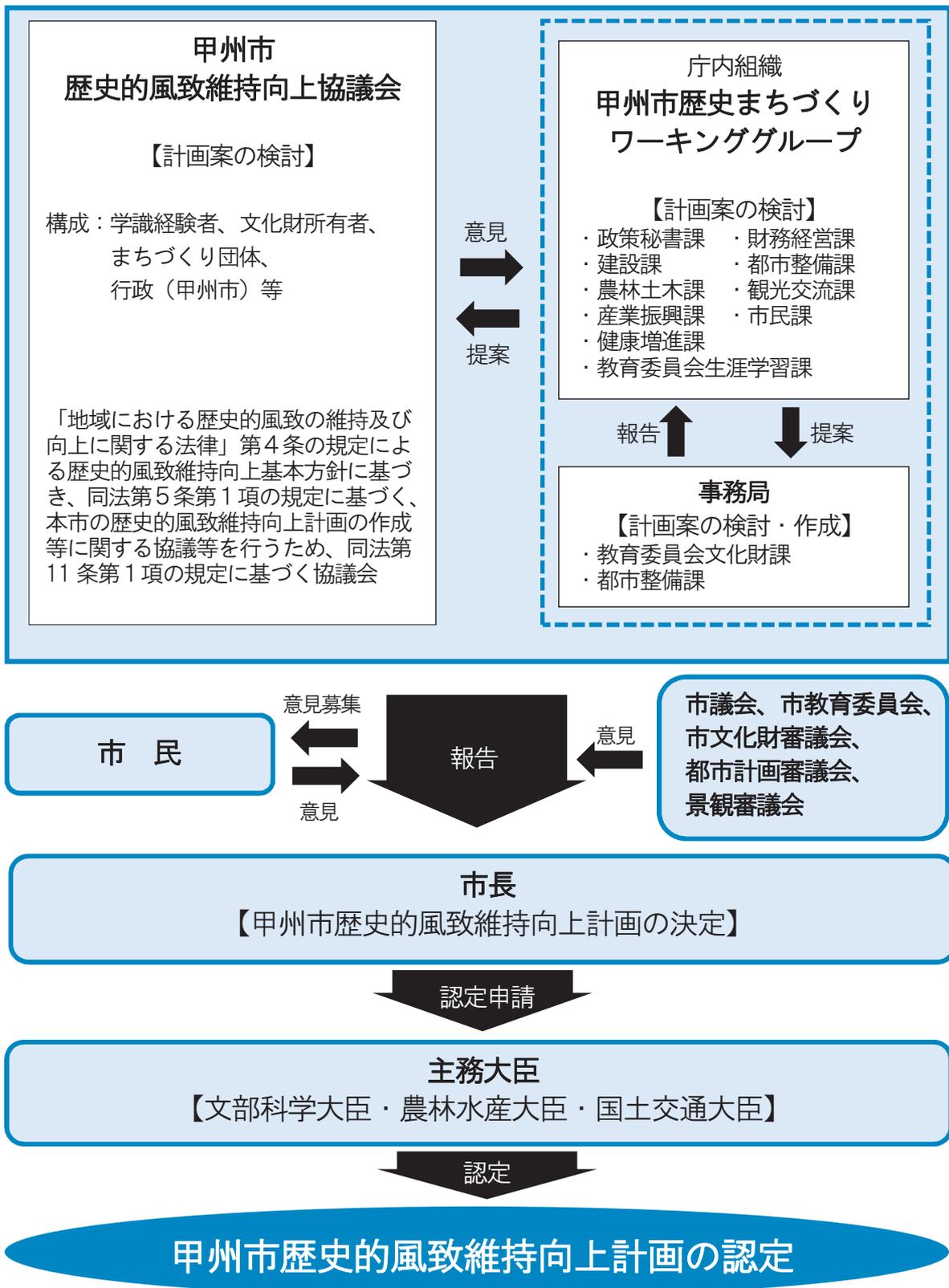
また、平成 24 年（2012）12 月には甲州市景観計画を策定、平成 25 年（2013）4 月から施行して景観行政団体となったことで、甲州市として歴史や風土に育まれた景観を保全していくことが重要であると、より明確になった。

一方、合併時（平成 17 年 11 月 1 日付け）に 37,301 人だった人口が 10 年後には 33,320 人（平成 27 年 11 月 1 日付け）まで急激に減少し、逆に世帯数は合併時に 12,822 世帯だったものが 13,252 世帯（同期）に増加している（「甲州市行政区別人口統計表」による）。人口減少と世帯数増加は、市の基幹産業でもある果樹を中心とした農業にも影響があり、市街地の農地は、宅地に造成後分譲されることで世帯数増加を後押ししている。

このような状況を打開するため、甲州市にもともと所在していた武田家の歴史と深いかかわりがある神社仏閣や史跡など歴史的文化的な資源に加え、近・現代に形作られた農業景観のような資源、さらにそれらを包含する甲州市の自然景観を整理し、互いに関連付けをしながら今後のまちづくりに取り組んでいく必要性が高まっている。今後更なる一体感を醸成するため、甲州市では合併 10 周年の節目となる平成 27 年度から、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく甲州市歴史的風致維持向上計画の策定に着手し、これに基づいて歴史的風致を活かしたまちづくりを展開することとした。

甲州市歴史的風致維持向上計画を策定するにあたって、長い年月を経て育まれた豊富な歴史的風致に注目し、歴史的・文化的観点から今後のまちづくりを行うため、現在抱えている問題点なども明らかにし、各地域に顕在する歴史的風致の維持及び向上を図る取り組みを行っていく。

甲州市歴史的風致維持向上計画策定体制



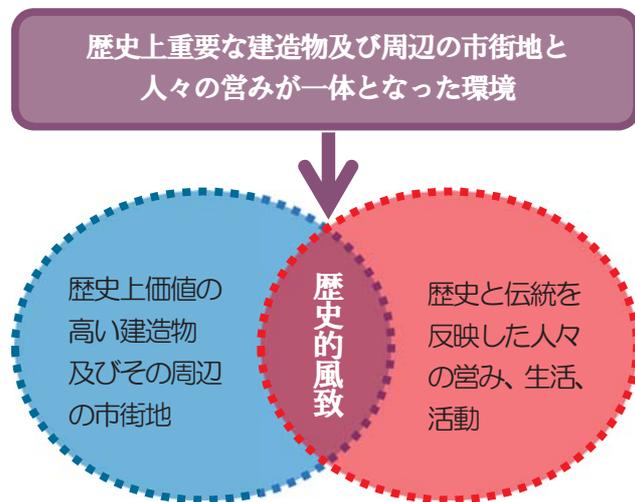
## 2 計画策定の目的

国では、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号、通称「歴史まちづくり法」、以下、「法」という。）を施行し、市町村がもつ良好な市街地の歴史的風致を維持向上すべく取り組む活動について、積極的に支援できる体制作りをおこなった。法では、市町村は国が策定する基本方針に基づき、歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を申請できるとしている。

「歴史的風致」とは、法第1条に「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

計画では、市内に所在する歴史的風致を抽出し、核となる文化財を中心とした重点区域を設け、重点区域に係る歴史的

風致をはじめとした市内の歴史的風致の維持及び向上を図り、もって地域住民の歴史文化に対する理解と愛着を深める。また、計画に基づき各種ハード・ソフト事業を展開することにより市民が抱く郷土愛を育みつつ、歴史を活かしたまちづくりを進めていくとともに、市外への情報の発信力を高め、観光を中心とした交流人口の増加と、定住促進に繋げていく。



## 3 計画策定の体制

計画を策定し、地域における歴史・文化を基軸としたまちづくりの整備に取り組み、市民の住環境の向上を図るため、教育委員会生涯学習課文化財担当としていたものを平成27年度から文化財課として改編し、「文化財保護担当」と「歴史まちづくり担当」の2担当体制とした。

また、法第11条に基づき、学識経験者や市内の各種団体の代表からなる甲州市歴史的風致維持向上計画協議会を組織し、計画案の審議をしていただいた。計画に記載すべき事業については、関係課で構成する「甲州市歴史まちづくり庁内ワーキンググループ」を組織し、重点区域内で実施計画がある事業についての抽出作業や協議を行った。

## 4 計画策定の経緯

平成 27 年度

11 月 26 日 第 1 回甲州市歴史的風致維持向上計画協議会

平成 28 年度

5 月 12 日 第 1 回甲州市歴史まちづくり庁内ワーキンググループ

5 月 24 日 第 2 回甲州市歴史的風致維持向上計画協議会

第 2 回甲州市歴史まちづくり庁内ワーキンググループ

9 月 28 日 第 3 回甲州市歴史まちづくり庁内ワーキンググループ

9 月 29 日 第 3 回甲州市歴史的風致維持向上計画協議会

12 月 8 日 第 4 回甲州市歴史的風致維持向上計画協議会

12 月 22 日～1 月 13 日 パブリックコメント実施

1 月 27 日 第 5 回甲州市歴史的風致維持向上計画協議会

2 月 16 日 第 4 回甲州市歴史まちづくり庁内ワーキンググループ

3 月 3 日 甲州市歴史的風致維持向上計画認定申請

※平成 27 年度から 28 年度にかけて「歴史的風致散策」を 8 回開催した。



■協議会開催



■歴史的風致散策（塩山地域）

## 5 計画の期間

本計画の実施期間は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 38 年度（2026 年度）までの 10 ヶ年とする。

甲州市歴史的風致維持向上計画協議会 委員

	氏名	役職名	備考
1	◎後藤 治	甲州市伝建地区保存審議会会長	工学院大学教授
2	○後藤 善博	甲州市文化財審議会会長	伝建地区保存審議会委員
3	岡村 美好	甲州市都市計画審議会会長	山梨大学大学院准教授
4	大山 勲	甲州市景観審議会会長	山梨大学大学院教授
5	日原 健次 雨宮 主計	甲州市区長会会長	27年度 28年度
6	平山 尋文	甲州市農業委員会会長	
7	保坂 一久	甲州市観光協会会長	
8	石川 重人	NPO 山梨家並保存会	伝建地区保存審議会委員
9	中村 一仁	上条地区保存会	伝建地区保存審議会委員
10	高安 一	かつぬま朝市会	
11	土屋 幸三	松里研究会	
12	小澤 克徳	大和楽燦会	
13	雨宮 英司 芹沢 正吾	甲州市副市長	27年度 28年度
14	深沢 告 樋口 一重	政策秘書課長	27年度 28年度
15	宮原 万 上矢 敏彦	都市整備課長	27年度 28年度
16	三森 今朝美	建設課長	
17	小林 輝章	農林土木課長	
18	中村 正樹	産業振興課長	
19	樋口 一重 芦沢 尊彦	観光交流課長	27年度 28年度

◎会長 ○副会長

## 第1章 甲州市の歴史的風致形成の背景

### 1 歴史的風致の舞台としての自然

#### (1) 地勢

甲州市は、山梨県の北東部に位置し、甲府盆地の最東端の一角をなす。

山梨県は、東京都・埼玉県・神奈川県・静岡県・長野県に接する内陸県であり、周囲を2,000～3,000m級の山々で囲まれている。長野県及び埼玉県との県境である北側には八ヶ岳・奥秩父山系、静岡県との県境には西側から南アルプス・安倍山系、南側には富士山を代表する富士・御坂山系、東京及び神奈川県との県境である東側には大菩薩・桂川・道志山系がある。これらの山々の中心部、県の中央部に甲府盆地が位置する。山地から流入する諸河川は、ふえふきがわ かまなしがわ 笛吹川、ふじがわ 釜無川にそそぎ、やがて盆地南端で合流し富士川となって南下して静岡県を経て太平洋へ流れ出る。甲府盆地の周縁はそれぞれの河川が形成する扇状地が複合扇状地となり、水はけのよい畑作に適した大地をつくっている。



甲州市は、秩父多摩甲斐国立公園に指定されている大菩薩峠をはじめとする秩父山系、大菩薩山系の山並みが市域の北部にあり、さらに東部から南部にかけて黒岳をはじめとする富士・御坂山系の山々が連なる。この山々から流れる笛吹川、重川、日川、鬢櫛川等によって形成された複合扇状地などの緩やかな斜面が市域の南西部に広がり、水はけのよい大地を形成し、内陸性気候の特性とともに果樹栽培に適した地域となっている。

市域は南北に広く東西約 14km、南北約 27.5km で、面積は 26,411ha である。これは山梨県の総面積の約 5.9%にあたる。これに対して市域南西部にひろがる緩やかな斜面は、面積約 2,500ha で市域の総面積の約 9%にしかすぎない。

最低地点は勝沼町綿塚の 325m、最高地点は唐松尾山頂の 2,109m で、その高低差は実に 1,784m もある。

## (2) 地形

### ①地形概観

甲州市の地形は大別すると 2 地域に分けられる。北部及び東部、南部に位置する山地と、南西部に広がる扇状地などからなる低地である。

北部山地に位置する笠取山地は秩父山地の一部をなしており、埼玉県の荒川と東京都の多摩川上流丹波川の分水界の南斜面を占めている。東部山地に位置する大菩薩山地は、そこからさらに南に山地が続き市域の東側境界を成している。

これらの山地からは重川、竹森川、鬢櫛川、田草川、日川などの河川が流れ、市域の西側を流れる笛吹川へ流下する。低地と山地との間の丘陵地帯は複合扇状地で、これを除く低地は沖積層地帯となり、市域南西部にまとまった低地を形成している。また、山間の河川に沿って開析小扇状地や河岸段丘の発達が見られる。また、大和地域の集落の多くは、日川の河岸段丘にのる。

市域の高低差をみると、北東部から南部に連なる山地から南西部の低地に向かって傾斜し、山地では北部に位置する市域最高地点の唐松尾山 (2,109m) から市域南端にある笹子雁が腹摺山 (1,357m) へ向かい低くなる。

### ②山地

塩山地区の山地は、北部に秩父山地の一部をなす笠取山、その東側に隣接する唐松尾山、笠取山から南に派生した尾根の倉掛山がある。笠取山の斜面の傾斜は、塩山一之瀬高橋の一之瀬付近を境に上流で 15 ないし 30 度と比較的緩やかな傾斜であるが、下流側では全域で 30 度以上の

急勾配となっている。この地形上の差はひとつには花崗岩類かこうがんと四万十層群しまんとそうの分布と関連する。また、下流部の急斜面は現在の谷底から比高数百メートルの範囲に連続しており、深い溪谷をなして、河谷の下方浸食が盛んなことを示している。倉掛山の丹波川源流部は比較的緩い傾斜が多いのに対して、笛吹川の斜面では30ないし40度と急な斜面が多い。主な稜線部には小規模な山頂けいかんざん緩斜面が数多く分布している。市域の東部に位置する大菩薩山地は、北は鶏冠山から大菩薩嶺を経て大菩薩峠に至り、そこからさらに南に続く山地である。大菩薩嶺付近の日川源流付近では15ないし30度の緩やかな斜面が広い。大菩薩嶺から南西に伸びる源次郎山地の西斜面は稜線から山腹にかけて30ないし40度の斜面が、山麓では20ないし30度の斜面が多くなる。

勝沼地域の山地は市域の南西部に位置し、天目、笹子、御坂の山脈の一部で、宮岩山みやごやまや高尾山たかおさん、大沢山などがこれにあたる。鬢櫛川おおたきがわに合流する大滝川は宮岩山より発生し、その西斜面を流れる。これらの山地の地質は花崗閃緑岩地帯である。

大和地域の山地は、市域の南東部に位置する黒岳から南へ延びる山脈と市域の南部に位置する大谷ヶ丸から西へ延びる山脈等により構成される。黒岳より南へ延びる山頂・尾根部及び黒岳から西へ延びる尾根部は、平坦面地形が広く分布する。

### ③河川

市域を流れる主な河川は、笛吹川とその支流の重川、日川である。

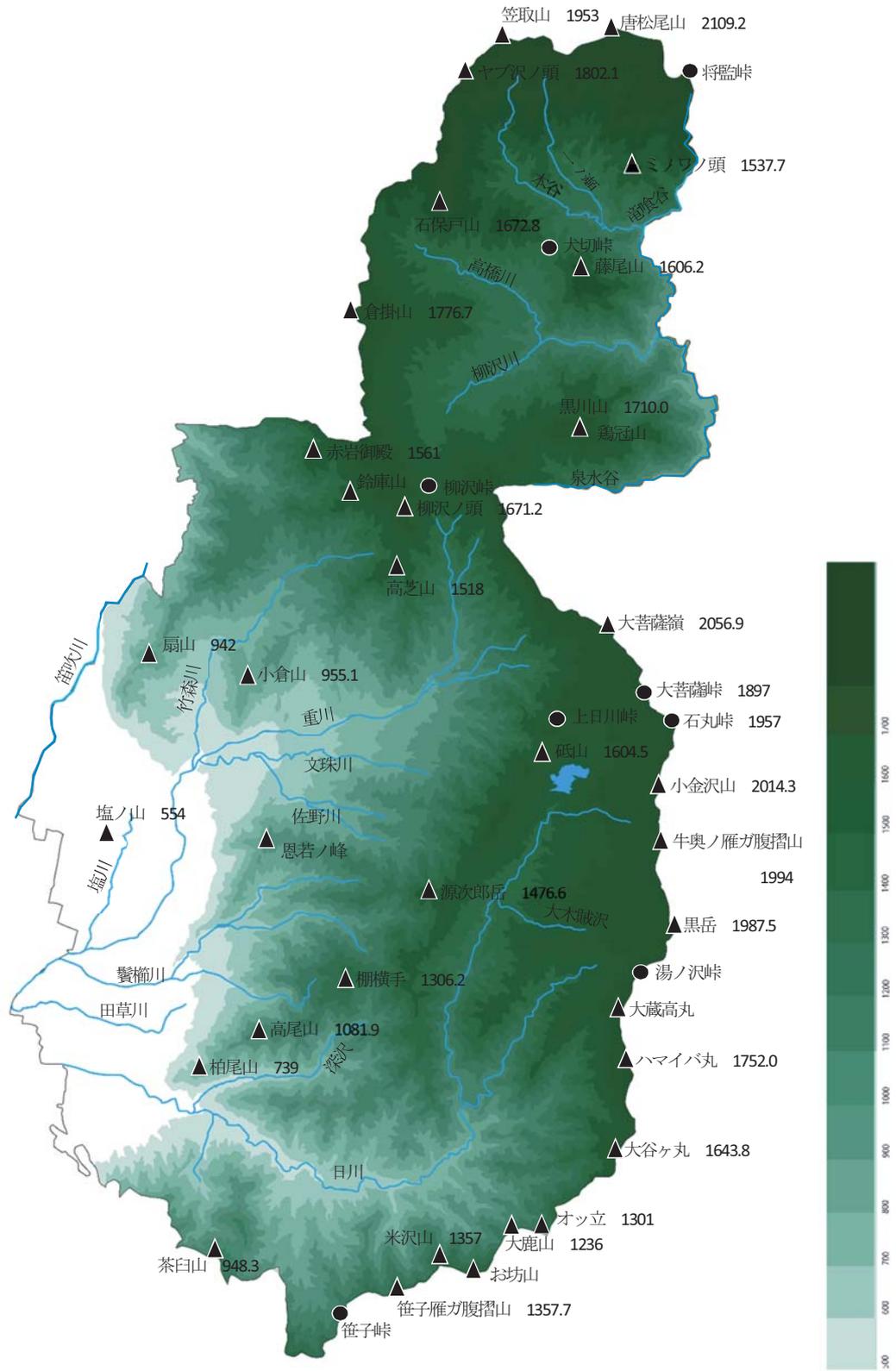
笛吹川は、山梨県北部の奥秩父山系の甲武信ヶ岳こぶしがたけ、国師ヶ岳こくしがたけを水源とし、広瀬湖ひろせこ（広瀬ダム）を経て市域の西端から甲府盆地の南東を通り富士川町で釜無川と合流し富士川となる。笛吹川及びその支流が山間から低地へ土砂などを運び、一帯に沖積平野を形成している。この笛吹川の堆積物たいせきぶつにより埋め残された基盤しおのやまが露出しているのが「塩ノ山」である。塩ノ山は、四方を低地で囲む標高554.7mの山で、市域の特徴的な地形のひとつとなっている。

重川は、大菩薩山地あるいはその南の源次郎山地などから流下する河川である。重川の本流及び支流の竹森川などに沿って発達している重川扇状地は、支流からの堆積物により形成された傾斜の急な小扇状地の集合体といえる。

日川は、大菩薩嶺南に源流を有する河川で、上日川ダムを経て大和地域まで南下し、その後西へ向かって流れ重川とともに笛吹川に合流する。周囲を山頂平坦面が構成し、日川本流は河岸段丘面がいすいたいせきめん、崖錐堆積面（直上の山体が崩れて堆積した面）が広く分布する。横に細長い分布を示すことから、侵食等による地形の変化もあまり進んでいないと推測される。

笛吹川や重川がつくった扇状地は緩やかな南面傾斜を呈している土地が多い。また、日川に形成された河岸段丘も含め水はけがよく、早くから畑地として活用されてきた。ブドウやモモ、スモモなど果樹に恵まれる要因は、この土地の特性に拠るところが大きい。

第1章 甲州市の歴史的風致形成の背景



### (3) 気候

甲州市は、四方を山に囲まれた甲府盆地の東端に位置するため、低地に関しては概ね甲府盆地の内陸気候（盆地気候）と同様の特性を示し少雨高温であり、山地は高原気候を示し少雨冷涼といえる。しかしながら甲州市役所付近では、甲府盆地の最南端であるかじかざわ 鰍沢（富士川町）付近と比較すると、標高が約150m以上高いが南面傾斜していることや、盆地西部と比べると、日射の受け方や日の出・日の入の時間帯に差があるなど、細かい気候には差がある。

また、標高差が大きい塩山地域と、河川流域を同じくする勝沼・大和地域とでは、地形による気候の変化が生じる。

#### ①気温

内陸気候である低地は、気温の日較差及び年較差が大きい。これは、夜間は周囲の山より冷気が集まり気温が冷却し、日中は急に気温が上昇することによる大きな気温変化によるものである。近年では甲府や勝沼で歴代上位の最高気温を記録している（平成25年（2013）甲府で40.7度で歴代5位、同年勝沼で40.5度で歴代8位）。日最高気温平均は20.34度で、日最低気温平均は9.09度と、実に11.25度の差がある。

勝沼の平成17年～26年（2005年～2014年）の平均気温は13.98度であり、一般的には標高3,000m以下の場合、標高1,000mごとに約5～6度の気温差があるといわれている。したがって、気象観測地点の勝沼と市内の最高地点である唐松尾山山頂では約10～12度の気温差があると思われる。

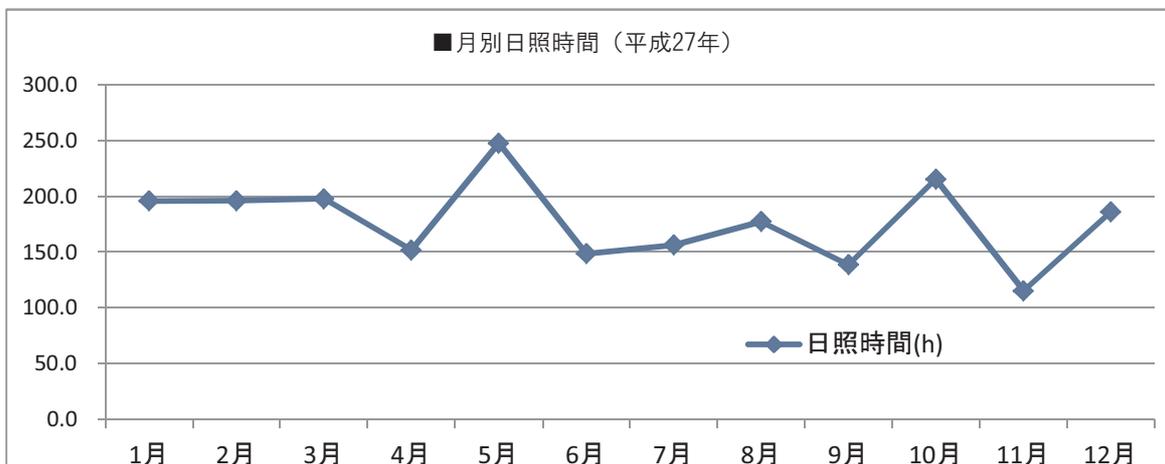
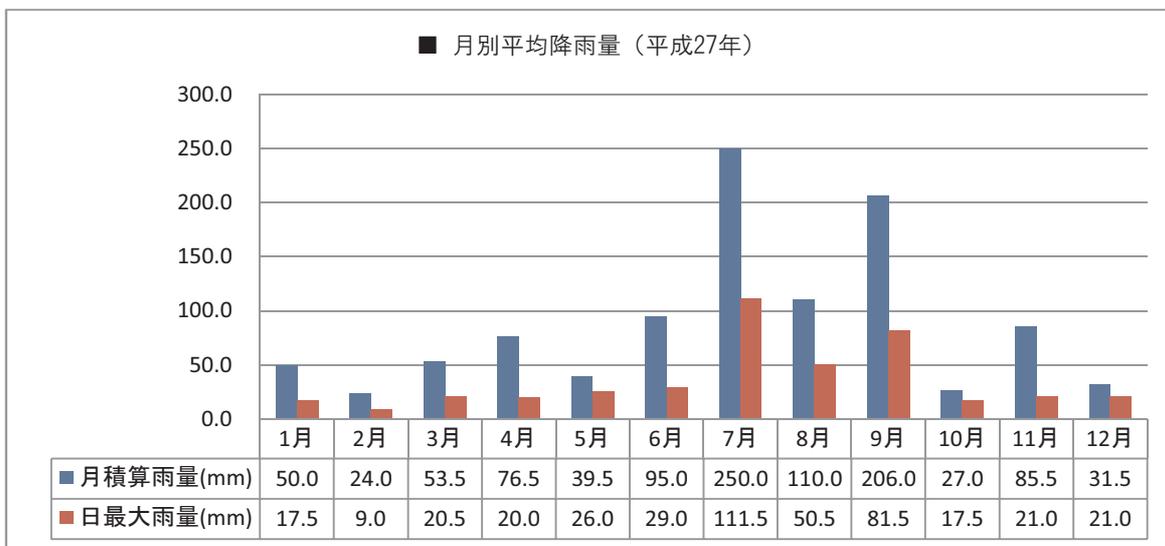
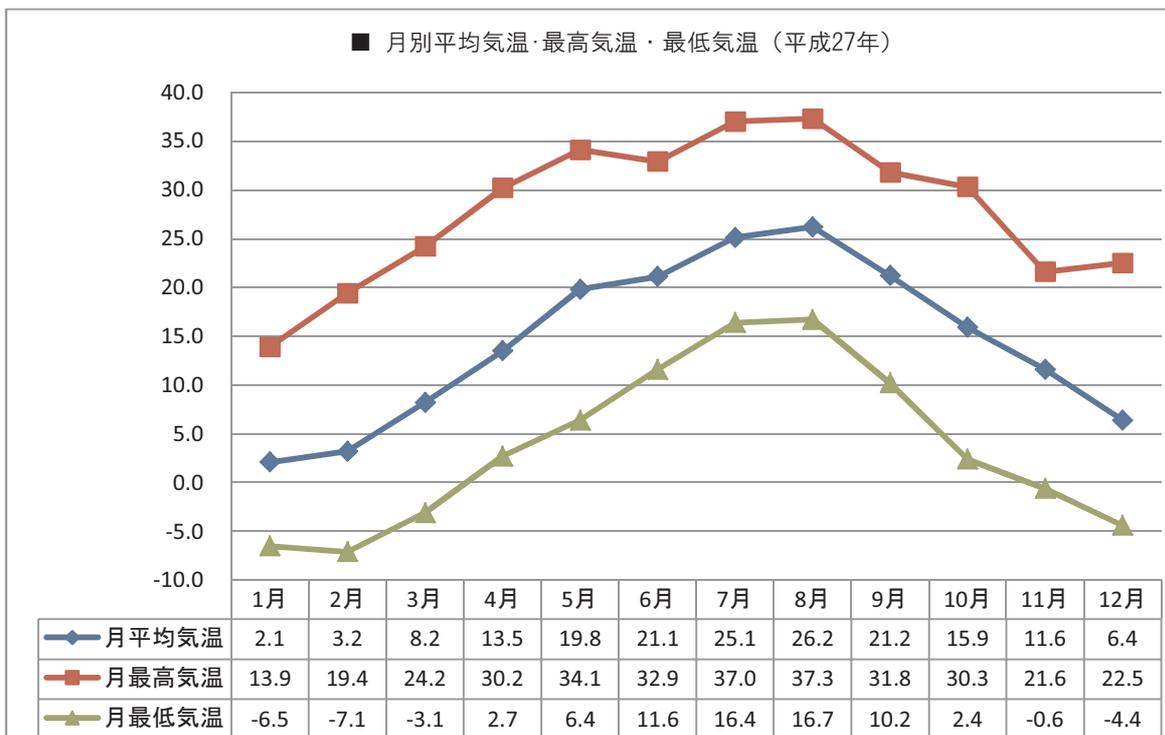
#### ②降水量と日照時間

年降水量は、甲府中心部で約1,200mmと少なく、内陸気候の特徴を現している。市域の低地は甲府盆地中心部より少なく約1,100mmとなっている。このように市域の低地は甲府盆地内の少雨地域に属し、さらにその中でも少ない地域である。一方、市域の山岳部は約1,700mmと低地より増す。

山梨県内をみると、標高1,000m以下の地点で降水量約1,200mmであるのに対して、標高1,000m以上の地点では降水量約1,500～2,400mmと多雨となっており、地域差が大きい。例外として、ふじごこ 富士五湖地方や富士川流域は標高とは関連なく降水量約2,000mmと多雨となっている。

日照時間は、甲府中心部の約2,340時間に対し、甲州市では2,130時間と1割ほど少ない。盆地の東縁に位置し、北・東・南の3方を山に囲まれている地形が、甲府中心部よりも雲を発生させやすい原因となっているものと思われる。

第1章 甲州市の歴史的風致形成の背景



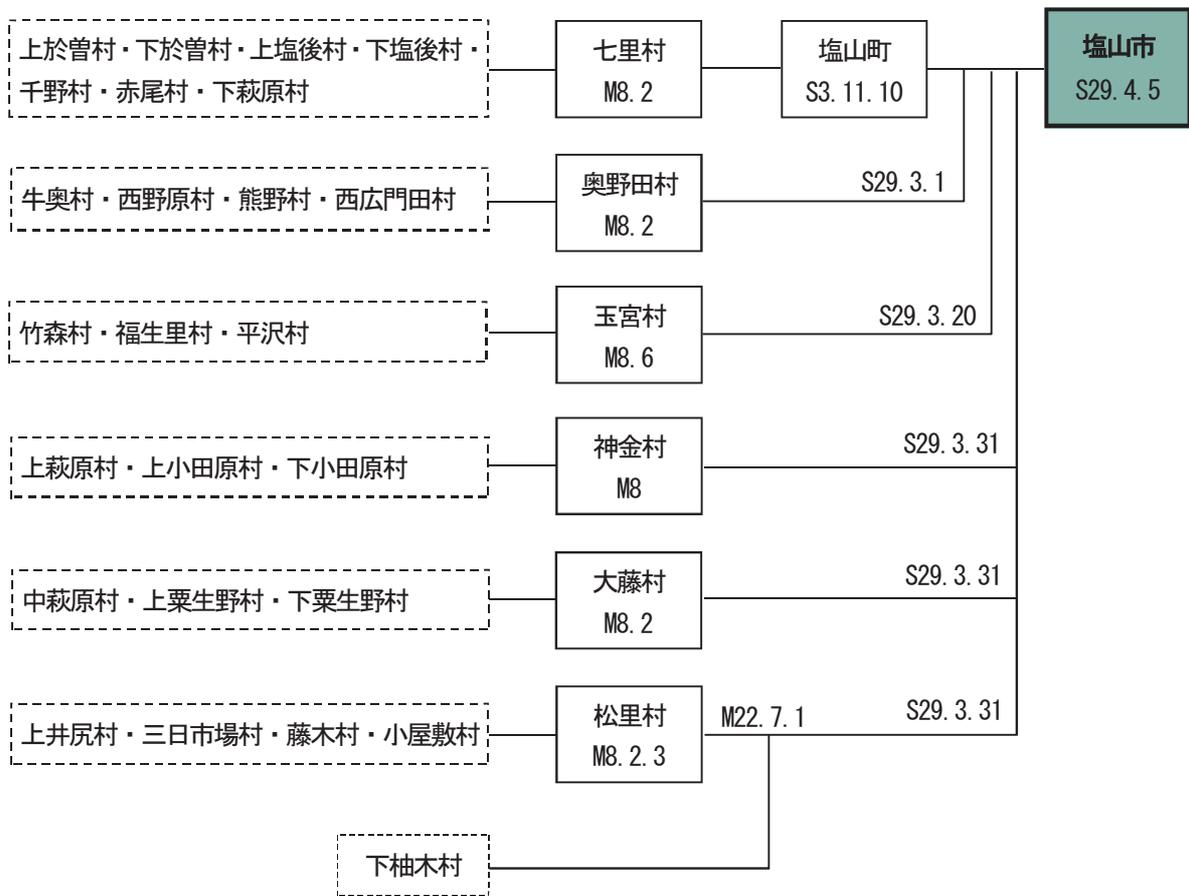
## 2 社会環境

### (1) 市の沿革

明治時代の初めには、塩山地域に25村、勝沼地域に10村、大和地域に5村が存在していた。

塩山地域は、明治8年(1875)に各村が相次いで合併し、七里村・奥野田村・玉宮村・神金村・  
ななさとむら おくのたむら たまみやむら かみかねむら  
 大藤村・松里村の6村にまとまった。七里村は昭和3年(1928)に町制施行し塩山町となり、  
おおふじむら まつさとむら  
 昭和29年(1954)4月に1町5村が市制施行し塩山市となった。

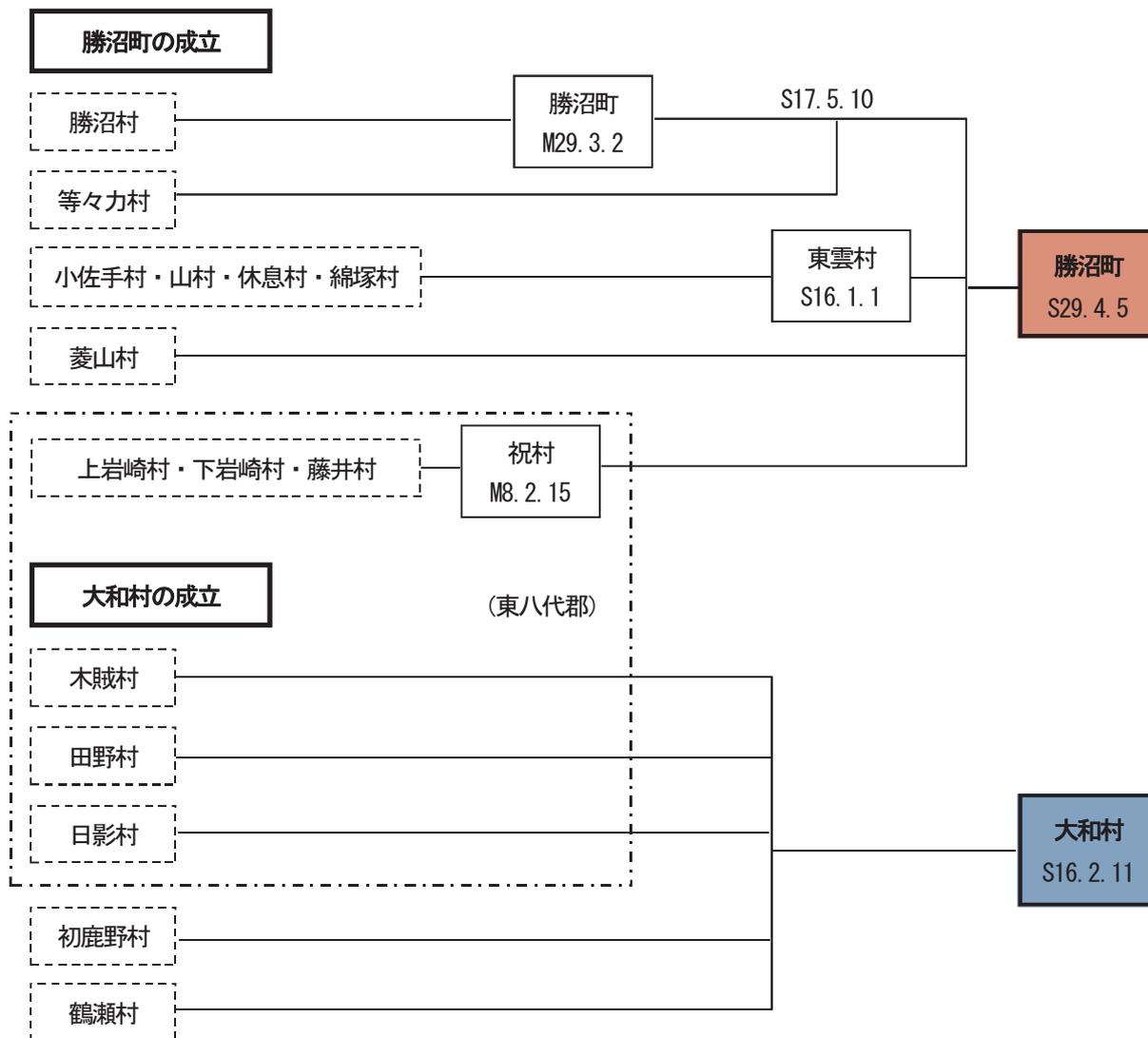
#### 塩山市の成立



勝沼地域は、明治8年(1875)に3村が合併し祝村ができたが、東八代郡に含まれた。その後明治29年(1896)に勝沼村が町制施行し、昭和17年(1942)に等々力村が加わった。昭和16年(1941)には小佐手村・山村・休息村・綿塚村が合併し東雲村となり、昭和29年(1942)4月に1町3村が町制施行し勝沼町となった。

大和地域は、東山梨郡に属する初鹿野村・鶴瀬村と、東八代郡に属する木賊村・田野村・日影村に分かれていたが、昭和16年(1941)2月に5村が合併、大和村となった。

旧3市町村とも東山梨郡に含まれ、東山梨郡は2市3町2村で構成されていた。平成11年(1999)11月に7市町村による「東山梨地域合併研究会」が発足、平成12年(2000)12月には「きょうとう峡東地域市町村合併検討・協議会」を設置し、東山梨郡で1市となる検討協議を始めたが、平成14年(2002)に1町が離脱し、2市2町2村による合併を協議してきた。平成16年(2004)に1市が離脱を表明し、以後1市1町1村ずつの合併協議が行われた。

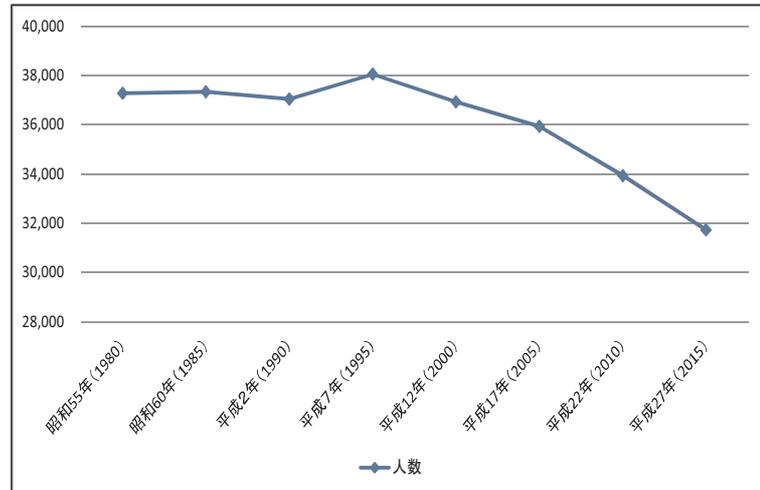


平成16年12月8日の合併協議会において、新市の名称について「甲州市」とすることが決定され、平成17年(2005)1月20日から2月4日にかけて計10回の住民説明会を開催し、2月21日に合併協定調印式を、同25日には塩山・勝沼・大和の各市町村で臨時議会を召集、はいちぶんごう廃置分合等の議案を議決した。同年7月11日に山梨県知事による廃置分合の決定があり、8月24日には総務大臣より甲州市配置分合が告示された。9月から10月にかけて各市町村で東山梨地域合併協議会の廃止を決議し、10月17日に大和村で閉村式を、同19日に塩山市で閉市式を、同20日に勝沼町で閉町式を執り行い、11月1日に甲州市が誕生した。

## (2) 人口

甲州市の人口について、国勢調査による総人口の推移をみると、平成7年（1995）に38,046人とピークに達し、以後減少に転じている。

一方、市民課の統計によると合併した平成17年（2005）11月では37,301人であったが、10年後の平成27年11月では33,320人と3,981人減少



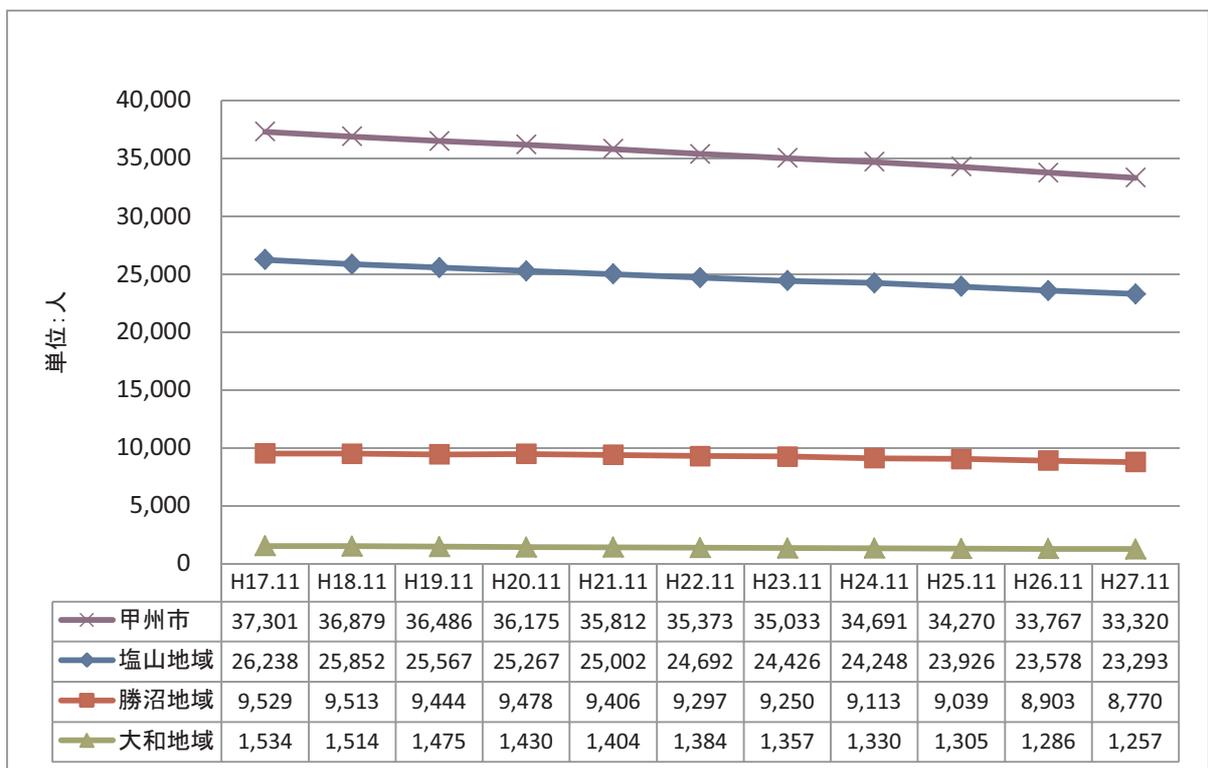
■国勢調査による市の総人口の推移

している。これに対して世帯数は、平成17年11月の12,822世帯から、平成27年（2015）11月の13,252世帯と430世帯増加した。これを1世帯あたりの人数にすると、平成17年度は2.91人、平成27年度は2.51人と、0.4ポイント減少し、核家族化が進んでいることがわかる。

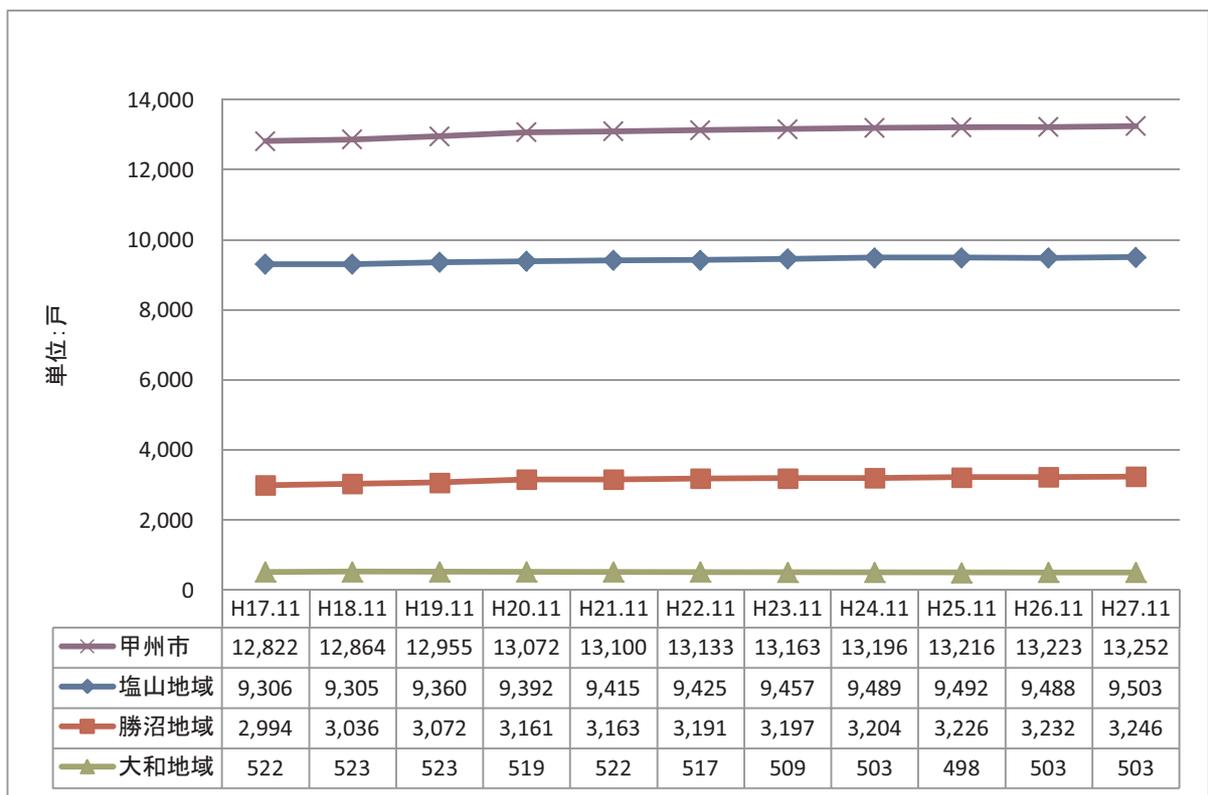
また、年齢階層人口は、年少人口（14歳以下）が4,428人（13.1%）、生産年齢人口（15～64歳）が19,535人（57.6%）となっており、人数、構成比率ともに減少傾向が続いている。一方、老年人口（65歳以上）は9,962人（29.4%）と前回の調査より人数で387人、構成比率で2.7ポイント増加しており、少子高齢化が進行していることがわかる。

甲州市の人口対策として、平成26年度に市民課に課内室として「人口対策室」を設置し、市の重点課題として包括的かつ全庁的に取り組む体制を整備した。平成27年度には「まち・ひと・しごと創生法」の制定を受け、「甲州市人口ビジョン」および「甲州市総合戦略」を策定、それによると、将来の市の人口について平成32年（2020）から37年（2025）までには30,000人を下回り、何の対策もとらない場合平成72年（2060）には15,000人台にまで落ち込むことが予想されている。そのため平成28年度からは政策秘書課内に「地方創生推進担当」を新設し、人口対策に積極的に取り組んでいる状況である。

第1章 甲州市の歴史的風致形成の背景



■合併後の市の人口推移（市民課統計による）



■合併後の市の戸数推移（市民課統計による）

### (3) 土地利用

甲州市の土地利用は、約80%が山地で、残り約20%が平野部となる。

都市計画区域は、市内全域26,411haのうち約27.7%にあたる7,308haが指定されており、その内訳は田畑34.5%、住宅用地7.7%、商業用地1.0%、工業用地1.3%、公共公益用地1.8%、道路等6.1%などのほか、最も広い面積を占めているのが山林41.3%である。

平野部は市の南西の一角にあり、笛吹川、重川、日川などの河川に沿って放射状に展開している。平野部の南側を東西に走る国道20号（勝沼バイパス）の北側に並行する旧甲州街道に沿って市街地が形成されており、市道上<sup>かみおぞ</sup>曾81号線（塩山バイパス）やそれに<sup>しもおご</sup>直交する市道下塩後22号線に沿っては商業地化が進んでいる。また、JR中央本線の塩山駅周辺の中心市街地は宅地と商業地が混在している。

住宅地や商業地に接して農地が広がる。農地は平野部のほか、<sup>かみはぎはら</sup>塩山上萩原や<sup>ひらさわ</sup>塩山平沢などで標高800m、<sup>ひしやま</sup>勝沼町菱山や大和町田野などで600mを越える場所でも見られる。



■市役所周辺の中心市街地



■勝沼地域の山裾に広がるブドウ畑

### (4) 産業

甲州市は、豊かな自然と恵まれた気候・風土を生かした、ブドウ、モモ、スモモ、サクランボ、イチゴなどの果樹栽培を中心とした農業が基幹産業となっており、品質、生産量ともに日本有数の産地である。

<sup>かみいじり</sup>塩山上井尻から<sup>しもゆのき</sup>塩山下柚木にかけての松里地区は、江戸時代からコロガキ作りが盛んであるが、秋冬の作業であり、この時期には日中は晴れ間が続いて乾燥し、夜間は笛吹川からの湿気が過度の乾燥を防ぐため、約1ヶ月間かけてしっとりとしたコロガキに仕上がる。また勝沼地域は、日川に沿って東側の山間から西側の盆地へ風が絶えず吹き、この風がブドウ栽培に適しているといわれている。

さらに甲州市は、日本でのワイン醸造発祥の地として明治時代からの歴史を誇り、勝沼地域を中心に36のワイナリーで醸造されているワインは、生産量でも日本有数の産地となっており、地元のブドウを使用したワインの品質は国内外においても高く評価されている。甲州市内及び山

梨県内で収穫されたブドウを甲州市内で醸造するほか、ワイン品質審査会の充実などにより、ワイン品質の向上とブランドの確立を図っている。

### 【甲州市の特産品】

#### ○ブドウとワイン

勝沼地域のブドウが特に有名だが、市内では標高の高い山間地を除き広く栽培が行われている。品種としては、生食用に巨峰・デラウェア・ピオーネ・ふじみのり藤稔・かいじ甲斐路・シャインマスカットなどが、醸造用に甲州・マスカットベリーA・メルロー・シャルドネなどが栽培されている。生食用も醸造用も伝統的な棚作りであるが、近年醸造用の栽培には垣根作りも増えている。

ワイナリーは市内に 36 社あり、国内の醸造量の 25%をまかなっている。甲州市では、市内及び山梨県内で収穫したブドウを使って、市内で醸造されたワインであることを証することにより、原料となるブドウのトレイサビリティを確保するため、平成 22 年に「甲州市原産地呼称ワイン認証制度」を定め、良質なワイン醸造に取り組んでいる。

#### ○モモ・スモモ

平地・山間地を問わず広く栽培されており、山間地でも標高が高くなるとスモモが多くなる。特に塩山地域の大藤・神金地区が知られており、モモはちよひひかわはくほう あさまはくどうめ・日川白鳳・浅間白桃などの品種が、スモモは貴陽きやう・おいしい大石・ソルダムなどの品種が栽培されている。



■種類も豊富な甲州市産ワイン



■たわわに実るブドウ  
(デラウェア)



■スモモの生産量は日本有数である

### ○コロガキ

塩山地域の松里地区ではコロガキ生産が盛んで、秋冬の風物詩としてよく知られている。甲州百目こうしゅうひやくめという重さ400gを越える渋柿を剥き、天日に3週間ほど晒した後、棚で平干しを1～2週間して仕上げる。専用の干し場を設ける農家が多いが、古民家の軒先に吊るす家もあり、毎年多くのカメラマンが集まる。



■コロガキを干す様子は圧巻である

### ○サクランボ

塩山地域の東側斜面を使い、ハウス栽培や露地栽培さとうにしき たかさごされている。佐藤錦・高砂などの品種があり、出荷だけでなくサクランボ狩りが人気を集めている。



■初夏の風物詩となったサクランボ

## (5) 観光

甲州市は、秩父多摩甲斐国立公園の一角を占めることから、エリア内にある日本百名山のひとつ大菩薩嶺をはじめ、登山やトレッキングに適した山々が多く、近年のアウトドアブームにのり、首都圏からの来訪者が増えている。また、武田家ゆかりの神社仏閣や遺宝、国内有数の産地であるブドウやモモ、サクランボなどの観光果樹園やブドウ畑・コロガキ干しに代表される農業景観、国産発祥の歴史を有するワインなど、多様な観光資源を有しており、四季折々の魅力にあふれた山梨県を代表する観光地のひとつとして、県外における認知度も高い。特に「甲州市勝沼ぶどうの丘」は甲州市のシンボルとして、基幹産業である果樹・ワイン等の振興や観光の拠点、さらには歴史文化など地域情報を発信する場所としての役割を担っている。



■日本百名山 大菩薩嶺



■おもれやま  
■思連山の頂にある甲州市勝沼ぶどうの丘



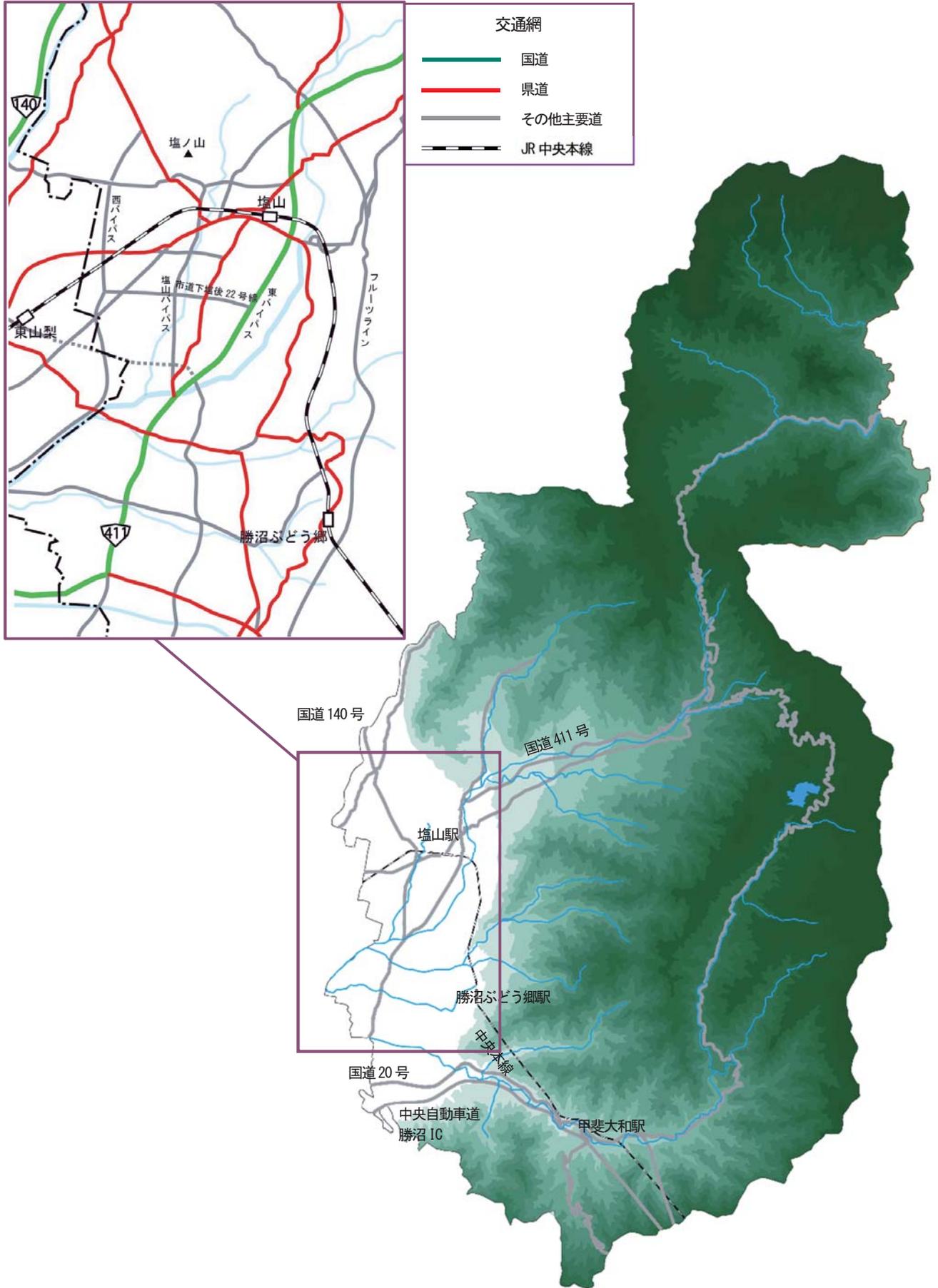
■湯の沢峠のお花畑

## (6) 交通

甲州市は東京から 100 km 圏内に位置し、高速道路網として中央自動車道が市の南部を横断し、勝沼インターチェンジが設置されているほか、東京と山梨、長野県諏訪地方を結ぶ国道 20 号、甲州市を經由して甲府と多摩地域とを結ぶ国道 411 号が貫通している。また、雁坂トンネルの開通により、北関東との新たな動脈となった国道 140 号も市域の西端に沿って走っている。

鉄道では JR 中央本線の甲斐大和駅、勝沼ぶどう郷駅、塩山駅の 3 駅を有している。さらに中央自動車道には高速バスの停留所があり、路線バスや地域循環バス、さらに塩山地域を対象にデマンドバス（予約乗合バス）が運行されている。

このように甲州市は、首都圏をはじめ、各方面との連携や交流が期待できる交通立地条件に恵まれている。



■甲州市内の主要交通網図

### 3 歴史の変遷

#### (1) 原始

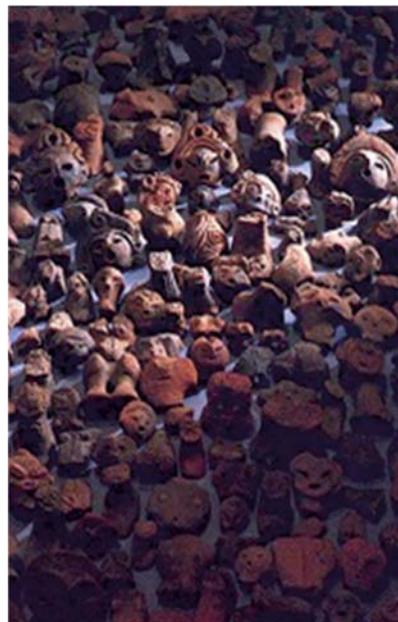
甲州市域にいつころから人が住むようになったのかはよくわかっていないが、塩山一之瀬高橋の馬場平遺跡、刑部平遺跡からは旧石器時代の遺物が採集されており、馬場平のものは黒曜石の石刃であるとの報告がある。塩山一之瀬高橋は市街地から北上した柳沢峠以北の地区で、遺跡は柳沢川に沿って点在する小規模の平坦地にあり、標高は1,200mほどである。縄文時代になると、草創期の有茎尖頭器が標高460mほどの塩山藤木で採集されている。

縄文時代の前期以降、市内の遺跡は増加してくる。塩山千野地区の獅子之前遺跡では前期の住居址6軒が検出され、土偶も6点出土した。中期になると塩山・勝沼両地域で特筆すべき遺跡が現れる。塩山上萩原の殿林遺跡から耕作中に発見された深鉢型土器は、半隆帯で装飾された大型のもので重要文化財に指定されている。また、塩山中萩原の重原遺跡、塩山下栗生野の安道寺遺跡、塩山上栗生野の柳田遺跡、塩山下於曾の町田遺跡、勝沼町勝沼の宮之上遺跡などは、1～数軒の住居址から大量の土器が出土しており、祭祀との関連が指摘されている。さらに、笛吹市にまたがる釈迦堂遺跡群では、早期から後期までの住居址250軒とともに土偶1,116点が出土しており、わが国を代表する縄文時代の遺跡として知られている。

弥生時代の様子を顕著に示す遺跡は少ないが、続く古墳時代では勝沼地域で後期の古墳が散見される。それに対して塩山地域には古墳が1基も確認されておらず、その代わりに前期に属する方形周溝墓が塩山熊野の西田遺跡などで検出されている。同時期には、関東で最大規模の前方後円墳である銚子塚古墳（甲府市下曾根町）が造営されているにもかかわらず、中央から離れた地方では前時代の墓制のままであった。



■重要文化財 殿林遺跡出土深鉢



■重要文化財 釈迦堂遺跡出土土偶

## (2) 古代

『延喜式』や『和名抄』によれば、奈良時代に甲斐国におかれた郡は山梨・八代・巨麻・都留えんぎしき わみょうしょう やつしろ こま つるの4郡で、それぞれの郡には郷が置かれた。甲州市に関連する郷として『和名抄』には山梨郡於曾郷の名がみえ、塩山下於曾を中心とした地域だったと考えられている。

12世紀後期以前に牧ノ荘が成立した。牧ノ荘は塩山地域の松里地区を中心に広大な範囲に亘まきのしょうっていたと考えられ、後世東側の一角については別に高橋荘たかはしのしょうと呼ばれていた。

熊野神社が荘園領主である八代荘（現笛吹市）の停廃について、応保2年（1162）国司と領主こくしの争いがあり、結果的に領主の訴えが認められ、国司藤原忠重、目代中原清弘、在庁官人ふじわらのただしげ もくだいなかほらのきよひろ ざいちょうかんじん三枝守政に処分が下された。この事件は、甲斐国で大きな影響力を持っていた在庁官人の三枝氏さいぐさもりまさの衰退を象徴するものとされ、これ以後頭角を現してくるのが安田義定など甲斐源氏やすだよしただの一派である。

高橋山放光寺こうきょうざんほうこうじ（塩山藤木）は、元暦元年（1184）に安田義定によって創建された真言宗の寺院で、甲斐源氏が一帯を拠点としたことを示すものである。安田義定は源頼朝の挙兵に応じた一人きそよしなかで、木曾義仲とともにいち早く上洛を果たし、その後の源義経を大将とする平家追討では副将格を務めた。放光寺の重要文化財である木造大日如来坐像・不動明王立像・愛染明王坐像だいにちによらいざざう ふどうみょうおうりゅうざう あいぜんみょうおうざざうの3軀は、義定が京都から持ち帰ったと伝えられている。このように安田義定など甲斐源氏の活躍は、甲斐国内に新たな文化をもたらした。

義定は源頼朝の勘気を被り、建久5年（1194）、放光寺創建のわずか10年後に処刑された。そのため甲斐源氏の中で市域に拠点を有する者かがみとおみつはいなくなるが、義定の兄弟・加賀美遠光かみつねの四男光経と五男光俊が於曾郷を兼領した。於曾郷とは塩山下於曾を中心とした一帯で、於曾氏が管理をしていた。於曾氏は三枝氏の分流であり、平安時代末期の三枝氏失脚とともに弱体化したところであった。光経は塩山下於曾に、光俊は塩山上於曾に居を構え、このうち光経の居館が「於曾屋敷」であり、県の史跡に指定され保存されている。



■高橋山放光寺



■県指定史跡 於曾屋敷

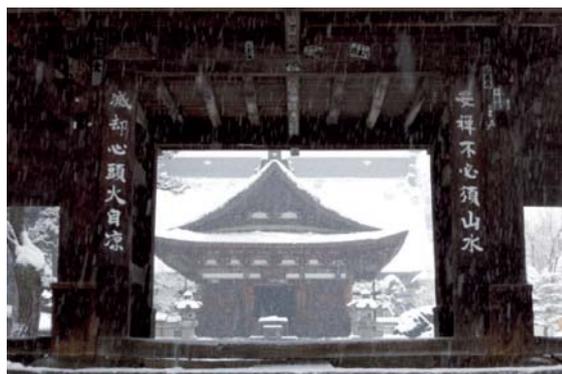
### (3) 中世

#### ①有力寺院の建立

鎌倉時代末期の元徳2年(1330)には、牧ノ<sup>にかいどうさだふじ</sup> 荘領主・二階堂貞藤<sup>むそうそせき</sup>の招きにより夢窓疎石<sup>けんたくさんえりんじ</sup>が<sup>おやしき</sup> 乾徳山恵林寺(塩山小屋敷)を開山している。恵林寺を創建するにあたり、貞藤は夢窓国師に私邸の一角を寄進したとの説話も伝わる。その3年後の元弘3年(1333)に鎌倉幕府は滅亡し、貞藤は建武新政に参画したものの、陰謀に加担したとの疑いで建武元年(1334)に処刑された。だが恵林寺は、名僧夢窓国師の下、五山制度のなかで安定した禅林経営を行っており、多くの著名な禅僧が相次いで入山している。このことが、その後の甲斐国の禅文化の礎となっている。

南北朝時代に入り、甲斐守護職としての武田家に異変が起こる。鎌倉時代で確認できる守護職<sup>まさよし</sup>として武田政義<sup>いさわ</sup>がおり、本拠を石和(笛吹市石和町)に置いた(石和流武田氏)。政義は南

朝方<sup>のぶとき</sup>についていたが、石和で戦死している。一方北朝方<sup>あき</sup>についていた信時流武田氏<sup>のぶしげ</sup>があり、信時は安芸<sup>のぶたけ</sup>の守護に任じられていたので安芸武田氏とも呼ばれている。信時の子信武は政義のあと甲斐守護職に就き、信武の子<sup>のぶしげ</sup>の信成<sup>ぼっすいとくしょう</sup>は康暦2年(1380)拔隊得勝<sup>こうがくじ</sup>に塩山の地を与え、塩山向嶽寺(塩山上於曾・当時<sup>あん</sup>は向嶽庵)の開基として影響力をもち、さらにその子<sup>のぶはる</sup>信春は館を塩山千野に置いた。柳澤山慈徳院の境内が館跡とされており、また、信成の館についても戒名と同じ名の<sup>けいとういん</sup>継統院が千野にあったとされることから、信時流武田氏が市域を重要視していたことがわかる。信春の子<sup>のぶみつ</sup>信満<sup>せいじ</sup>については、天目山栖雲寺(大和町木賊)<sup>とくさ</sup>の開基であるとの寺伝がある。栖雲寺は<sup>ごつかいほんじょう</sup>業海本浄が貞和4年(1348)に開いた寺で、応永22年(1415)の上杉禅秀<sup>うえすぎぜんしゅう</sup>の乱が起きたときに、甲斐国守護を務めていた信満は禅秀に加担し、応永24年(1417)に栖雲寺で自害している。栖雲寺開創の貞和4年から信満没年の応永24年までは69年の開きがあるため、寺伝にいう信満が開基という話は検討を要するが、信成・信春・信満の三代にわたり甲州市との縁がつながっていることは、信成以後当地が重要視されていたことを物語っており、信満の子<sup>のぶしげ</sup>信重が守護職となって以降は、向嶽寺に対し保護を加えることが武田家の正嫡の証であった。



■乾徳山恵林寺



■塩山向嶽寺

## ②武田家と甲州市

永正4年（1507）、武田信繩のぶつなの跡を継いだ長男信虎のぶとらだったが、わずか14歳という若さのためか、伯父のぶよしの信恵をはじめ国内には同族ながら信虎の甲斐統一を阻む勢力が分布していた。永正12年（1515）には、同族の大井信達おおいのぶたつ（大井氏は信成の兄弟を祖とする）が駿河今川氏するがの力を得て信虎に対抗するも、14年には今川氏が和睦に応じ、信達も和議を整えた。16年には新たな居館つっじがさきやかたとして躑躅ヶ崎館つじがさきやかたの建設に着手、享禄5年（1532）に国人の抵抗をすべて抑え甲斐国の統一に成功した。以後天正10年（1582）に武田家が滅亡するまで、信虎はるのぶ・晴信しんげん（信玄）かつより・勝頼の三代にわたる統治が行われた。

信虎と甲州市を結びつけることとして、向嶽庵うんぼうじに対し禁制を発したこと、向嶽庵および恵林寺の寺領を安堵したこと、雲峰寺の再建を命じたことなどが挙げられる。また信虎の墓は、牌寺ちようこういんの長興院たっちゆうが恵林寺塔頭たっちゆうとなったため恵林寺境内にある。向嶽庵の寺領安堵については境内図に証判を与え、その後信玄、勝頼も並べて証判し、さらに徳川家康かとうみつやす、加藤光泰も先例に倣い証判を加えている。この境内図は家康が自ら朱引きしゅびきずを施したため「朱引図」と呼ばれている。また、雲峰寺の本堂・庫裏・仁王門は信虎が再建したもので、いずれも重要文化財に指定されている。

信虎の弟の勝沼五郎信友かつぬまごろうのぶともは大永6年（1526）以前から勝沼に居を構え、国中東部地域の護りの要として住まいしていたと思われる。居館くになかの遺構は勝沼氏館跡かつぬましやかたあととして国の史跡に指定され、発掘調査後の整備が一部完了しており見学に供されている。

天文10年（1541）6月、信虎は駿府に赴く。目的は、今川義元のもとに嫁いだ息女に会うためとされているが、このとき信玄は駿河からの帰路を断つ。いわゆる「信虎追放」で、これにより信虎は甲斐国に戻ることかなわず、信玄が家督を相続する。信玄はすぐさま諏訪（長野県）方面へ侵出し領土拡大を図る。



■裂石山雲峰寺



■史跡 勝沼氏館跡

信玄は神仏を大変崇めたとされる。そのことを如実に語るものとして、県内の諏訪神社の多さがあり、市域にも数ヶ所鎮座する。諏訪神社は長野県の諏訪大社から分祀されたものだが、信玄の曾祖父信昌のぶまさや祖父信繩もりやの書状が諏訪上社の神長官である守矢家に伝わっていることから、戦の神、武神としての信仰は武田家では古くから篤かったことがわかる。さらに信玄は、軍旗として赤地に金泥で「南無諏方南宮法性なむすわなんぐうほっしょう上下大明神かみしもだいみょうじん」の13字を記し、本陣に立てた。この旗は「諏方神号旗じんごうき」と呼ばれ、「孫子の旗そんし」、「馬標旗ばひょうき」、「日の丸の御旗みはた」とともに雲峰寺に所蔵されている（いずれも県指定文化財）。

信玄は、永禄7年（1564）にかねてより私淑ししゆくしていた快川紹喜かいせんじょうきを恵林寺に迎え、併せて恵林寺を自らの菩提寺と定め寺領を寄進している。その10年後の元亀4年（1573）4月12日

に、信州駒場で信玄は亡くなり、天正4年（1576）4月16日に恵林寺にて盛大に安骨葬儀が営てんしょうげんこうぶつじほうごまれた。このときの様子は「天正玄公仏事法語」（県指定文化財）に記録されており、詳細を知ることができる。なお恵林寺に所在する信玄の墓（「武田晴信の墓」県指定史跡）は、寛文12年（1672）の百年遠忌が営まれるにあたり、恵林寺住職荊山玄紹けいざんげんしょうが武田家の遠孫や旧臣子孫の浄財を得て建立したものである。さらに、毎年4月12日の信玄の命日には、恵林寺で信玄公忌が執り行われる。地元ではこの祭典を親しみを込め「しんげんさん」と呼んでおり、境内に屋台が立ち並び近隣の小学校は午後から休校するなど、大変にぎやかに開催されている。

信玄亡き後は勝頼が家督を相続した。しかしわずか9年後に、武田家は甲州市大和町にて滅亡する。



■県指定史跡 武田晴信の墓



■県指定史跡 武田勝頼の墓

## ③武田家終焉の地

天正10年(1582)、信濃方面からは織田信忠の軍が、駿河方面からは徳川家康の軍が、それぞれ甲斐を目指して侵攻してきた。武田勝頼は前年の暮れに居館を躑躅ヶ崎館しんぶじょう にらさきから新府城(韮崎市)に移したばかりだが、3月3日に新府城を捨て、岩殿城いわどのじょう おおつき(大月市)に向かう。勝沼に至ったときに、岩殿城を守る小山田信茂が反旗を翻したとの報をきき、初鹿野おやまだのぶしげ(甲州市大和町)へ逃れた。一説では祖先の武田信満の墓がある栖雲寺へ向かったといわれている。最期の地となった大和町田野は初鹿野からわずかに山中に入ったところで、進退窮まった勝頼は3月11日に嫡男信勝のぶかつとともに自害する。この地に勝頼親子と、命運を共にした武将、北条夫人ほうじょうふじんに付き添った侍女ら主従を供養するために、家康の命で景德院が建立された。甲将殿けいとくいん(御霊屋)内に勝頼親子の像を安置し、家臣・従者については位牌を作り供養していたが、安永4年(1775)に勝頼二百年遠忌に際し墓(武田勝頼の墓・県指定史跡)が建立され、同8年(1779)には遠忌が営まれた。

武田家を滅ぼした織田軍によって、甲斐国内では多くの寺院が焼き討ちに遭った。恵林寺もそのひとつで、信玄の葬儀の導師を務めた快川国師が、燃える三門の中で「安禅あんぜん必ずしも山水しんとうめつきやくをもちいず、心頭滅却すれば火も自ずから涼し」と唱えた話はあまりにも有名である。その後本能寺の変で織田信長が倒れると、甲斐国は徳川家康と北条氏直ほうじょううじなおの争奪の場となった(天正てんしょう壬午の乱)が、和議により家康が領有することとなった。このとき家康は武田家の旧家臣に対し安堵状あんどじょうを発給して、これまでの身分を保証している。「天正壬午起請文」によれば、武田家旧臣800人以上が徳川家に帰属した。同時に各寺院の寺領についてもこれを安堵した。向嶽寺の朱引図は、家康が向嶽寺に逗留したことを示している。恵林寺についても、家康は快川国師の弟子末宗瑞葛まっしゅうざいかつを招聘し再建を命じた。末宗は自ら鋸のこぎりを手に再建に尽くしたため「木挽翁こびきおう」とも称され、再建の功績により中興開山として祀られている。



■県指定文化財 向嶽寺文書のうち「朱引図」

## (4) 近世

### ①近世の市域

寛永10年(1633)に甲府城番を命ぜられた伊丹康勝いたみやすかつは、甲斐国山梨郡とくみはんに徳美藩を創設、藩の役宅を三日市場村みつかいちば(塩山三日市場)に置いた。康勝の領地は現在の塩山地域の全域に一部隣接する山梨市も含んでおり、計19ヶ村を10組にまとめ支配していたことから、役宅は十組屋敷とくみと称されていた。また康勝は寛永12年(1635)に佐渡奉行にも就任しており、大久保長安さど、鎮目市左衛門おおくぼながやす しずめ いちざえもんに続き3人連続して甲斐国から佐渡奉行を輩出したことは、武田家支配の甲斐国で盛んだった金山経営と無関係ではなかったと思われる。藩は元禄11年(1698)の伊丹勝守かつもりの変死で廃止され、わずか65年ほど存続しただけだが、屋敷跡と、その周辺に「大手前」や「陣屋街道」の名が残る。

宝永元年(1704)には柳澤吉保やなぎさわよしやすが甲府藩主となった。柳澤家は北巨摩きたごま(現北杜市)ほくとを本拠とした武川衆むかわしゅうという武士集団の一人で、戦国時代には武田家に仕えていた。吉保にとっては先祖の地を受封したこととなり、その喜びは先祖が仕えていた信玄にまつわる社寺に対して発揮され、特に信玄の菩提寺である恵林寺じゆぞうに対しては、自らの寿像を寄進し、信玄の遠忌を執り行うなど、物心両面で加護している。正徳4年(1714)に没し、開基として甲府岩窪いわくぼに創建した黄檗宗おうぼくしゅう永慶寺えいけいじに葬られたが、享保9年(1724)に嫡子吉里よしさとが大和郡山やまとこおりやま(奈良県)へ転封になると、永慶寺しんこういんおよび永慶寺の塔頭で定子夫人の菩提寺である真光院しんこういんに納められていた柳澤家の調度品一式が、恵林寺へ寄付された。寄付の品目には永慶寺の銅鐘や夫妻の墓も含まれており、一括して県指定文化財に指定されている。

### ②甘草栽培と甘草屋敷

江戸時代における市域での特徴的な出来事として、甘草栽培かんぞうが挙げられる。

甘草は漢方薬の原料として重要な薬種であるが、わが国に自生していたものではなく、大陸から持ち込まれたものである。甲斐国にいつごろ入ってきたかは不明だが、享保5年(1720)以降、幕府から複数カ所での栽培を申し渡され上納しているため、それ以前から甲斐国内に植えられていたのは間違いない。

享保5年に幕府の採薬使である丹羽正伯さいやくし にわしょうはくが検分に訪れ、上於曾村伊兵衛宅いへえに自生する甘草を確認し、以後幕府御用として上納を申し渡し、畑地については年貢諸役を免除するとした。これ



■重要文化財日高野家住宅の屋敷地は「甘草屋敷」と称されている

が現在の甘草屋敷の由来であるが、同時に正伯は下柚木村源右衛門宅（甲州市）、他に下石森村<sup>しもいしもり</sup>与次兵衛宅・下神内川村新左衛門宅（いずれも山梨市）でも甘草を検分している。そのため、甘草を栽培した屋敷という意味での「甘草屋敷」は甲斐国内に複数所在していた状況だが、現在まで屋敷構えと甘草が残されているのは塩山上於曾に所在する甘草屋敷だけである。

甘草栽培から4年後の享保9年（1724）の「上於曾村村鑑明細帳」にはすでに「甘草屋敷」の項を立て記載しており、甘草屋敷に保存されていた甘草栽培の記録「甲州甘草文書」（県指定文化財）とあわせて甘草栽培の経緯と経過を知ることができる。これらによると、甘草は享保5年より60～70年前に八代郡東新居村（笛吹市）から根分けされたこと、屋敷は芝木囲いとしたが甘草畑は竹矢来としたこと、肥など不浄のものを使わず米の研ぎ汁を肥料としていること、などが記されている。栽培にかかる経費も支給されたが、栽培は甘草持ち主の伊兵衛だけが負ったものではなく、村役人をはじめ村中あげての管理を行うなど気を遣っていたことが、甲州甘草文書からわかる。

甘草栽培は幕府上納のためのもので商品作物として流通しなかったため、明治時代に入ると栽培を止めてしまったが、甘草は細々とではあったが毎年芽を出し絶えることがなかった。当時の産業とはいえないが、非常に特徴ある出来事であった。いま甘草屋敷の甘草は、わが国で最も古い株であるとされており、研究や国産化の対象株として注目されている。

### ③養蚕の振興と民家の形態

江戸時代の諸稼ぎは、勝沼宿のような宿場を除き農作物の生産に依存していた。農作物としては米や大豆などの穀物が中心だが、塩山地域の上萩原一帯では煙草の栽培が盛んで、「萩原煙草」の名で流通していた。また勝沼地域では、山の傾斜面や日川の河川敷のような耕作に適さない場所<sup>たばこ</sup>でブドウの栽培がされていた。稲作や畑作以外では、養蚕が広く行われていた。しかし標高の<sup>ようさん</sup>高い山間地では気温が低く、養蚕には適さなかった。

養蚕が盛んになった背景には、甲府盆地東部に<sup>かやぶききりづまづくり</sup>広く分布する「茅葺切妻造民家」の発展がある。川崎市立日本民家園に移築されている旧広瀬家住宅はもと塩山上萩原に所在したもので、17世紀後期の建築といわれている。特徴として「四つ建」<sup>よつだて</sup>と呼ばれる構造をもつが、四つ建だと2階以上の活用が困難であることと、17世紀ではまだ養蚕が盛んではなかったことから、茅葺切妻造民家の発生に養蚕が影響を与えたということはないとさ



■重要伝統的建造物群保存地区  
甲州市塩山下小田原上条

れている。だが18世紀に入り徐々に養蚕が盛んになると、四つ建から「棟持柱」を取り入れた構造に変化し、作業場として上層階を設け養蚕に対応していく。甲州市塩山下小田原上条重要伝統的建造物群保存地区には、四つ建の痕跡を残しながら棟持柱を入れ改築した民家が残されている。

茅葺切妻造民家の特徴として、大屋根の正面に「ケブダシ（煙出）」と呼ばれる突き上げ屋根が付属していることが挙げられる。ケブダシは18世紀の終わりに発生し、その名のとおり換気のための開口部で、明かり取りも兼ねていた。屋根裏で作業するのに都合のよい設備であるが、江戸時代をとおして名主や長百姓など上層農民にしか付加が認められておらず、広く普及したのは明治時代に入り殖産興業として生糸の増産が図られてからである。増産のため養蚕方法の改良もあって、山間部にまで養蚕が広まっていった。

JR塩山駅の北側に建つ重要文化財旧高野家住宅は、19世紀初期の建築とされ、当初からケブダシをもつ大型民家として知られている。前項で取り上げた甘草屋敷とはこの高野家のことで、甲府盆地東部地域に分布する茅葺切妻造民家を代表するものとして、昭和28年（1953）に主屋が重要文化財に指定され、旧塩山市の公有化を経て平成8年（1996）には異蔵・馬屋・東門・文庫蔵・小屋の附属屋、敷地が追加指定された。

#### ④甲州街道の宿場、駒飼宿・鶴瀬宿と勝沼宿

甲州街道は、江戸の日本橋を起点に八王子、甲府を経て、中山道の信州下諏訪に至るまでの53里2町13間（約208km）の区間で、江戸時代の五街道の一つに数えられる。

整備は慶長年間（1596～1615）に行われたといわれている。内藤新宿から上諏訪宿まで45宿が知られており、うち上野原、鶴川、野田尻、犬目、鳥沢、猿橋、駒橋、大月、花崎（咲）、初狩、白野、黒野田、駒飼、鶴瀬、勝沼、栗原、石和、甲府、葺崎、台が原、教来石など25宿が甲斐国内にあった。

大和地域には駒飼宿と鶴瀬宿が存在した。駒飼宿は日影村に属するが、「聖徳太子が甲斐の黒駒を飼育した」という駒飼石の伝説にちなんでの命名である。また鶴瀬宿の所在地である鶴瀬村は、甲州街道の開設に伴って初鹿野村から独立して作られた村で、両宿は合宿と呼ばれるものである。合宿とは、一村の一宿だけでは継立（人馬を替えての輸送）の勤めを果たすことが困難であるため、複数の宿が一宿の役割を



■大和町鶴瀬の鶴瀬宿

果たすもので、1日から20日までを鶴瀬宿が、21日から晦日までを駒飼宿が勤めた。なお、両宿の距離はわずか2kmほどである。

鶴瀬村には口留番所くちどめばんじょが置かれていた。戦国時代に武田家は要路の固めとして各所に関所を設けたが、江戸時代になるとそれらは改廃されて口留番所になったものが多く、旅人の検察や物資の移動監視にあたった。『甲斐国志』では23カ所の口留番所を記している。

勝沼宿は勝沼村に置かれた。江戸へ31里26町の位置で、通りの道幅は2間半から4間半、宿の長さ16町26間のうち町並みは12町であった。天保14年(1843)には家数192軒を数え、建坪87坪の本陣ほんじん、37坪と87坪の脇本陣わきほんじんをはじめ23軒の旅籠はたごがあった。なお、文化8年(1811)4月30日には伊能忠敬一行が宿泊している。

宿では旅人にブドウが供された。ブドウは生食のほか、日持ちがする乾ブドウ、ブドウ膏こう(ジャム)、ブドウ漬け、月の雫しずく(ブドウの粒を砂糖でコートしたもの)などに加工された。

勝沼宿は宿場だけでなく商家町としての性格もあり、それは明治時代に入るといっそう顕著となった。勝沼は甲府盆地の東の入口に位置する。そのため物資の集散が激しく、商業中心の繁華街が形成され、さらに物資の輸送に係わる運送業が大いに栄え、東山梨郡で1、2を争うにぎわいをみせた。

## (5) 近代・現代

### ①ブドウ栽培とワイン醸造

勝沼地域を代表する風景に一面のブドウ畑がある。このような風景が定着したのは明治時代からのワイン産業の振興が発端で、大正時代には下岩崎周辺では今と変わらぬ風景が広がっていたことが当時の写真からわかる。

勝沼地域でのブドウ栽培の歴史は古い。ブドウの起源については次のような伝説がある。文治2年(1186)に上岩崎かみいわさきの住人雨宮勘解由あめみや かげゆが付近の山「城の平」で山ブドウの変生種を見

つけ、これを改良して現在の甲州種こうしゅうしゅの元をつくったというものであり、甲州種というのは日本最古のブドウの品種といわれている。これとは別に大善寺伝説だいぜんじがあり、養老2年(718)に僧行基ぎょうきが柏尾かしおの地で祈願を続けていたところ、21日目に忽然として薬師如来が霊夢となって現れ、その右手にはブドウを持っていたというものである。



■日川沿いに広がるブドウ畑の紅葉

大善寺伝説によるブドウの起源は極めて古いものであるが、注目されるのは大善寺が本尊としている薬師如来が手にしていたという点で、ブドウがもともと薬種として日本に持ち込まれたことを示唆している。正徳検地にあるブドウ栽培地をみると、山裾の傾斜地や河川敷あるいは河岸段丘などに点在し、面的な拡がりを見ない。甲州街道勝沼宿では土産品として重宝され、江戸に持ち込まれ勝沼の特産と知られるようになったため、栽培地は増加していくものの、主幹産業としては米作や養蚕が中心だった。

江戸時代に名産になるほどブドウを栽培していた勝沼地域では、それを基礎として明治時代に入ると本格的なワイン醸造にも着手する。折しも日本の近代化がそれを後押しし、明治10年(1877)にわが国で初の民間ワイン会社である「大日本山梨葡萄酒会社」が設立され、醸造の研修生として高野正誠と土屋助次朗の2人を1年間フランスへ派遣した。2人の帰国後明治12年(1879)から甲州種を使い白葡萄酒の、また山ブドウを使い赤葡萄酒の醸造を始めたが、醸造技術が未熟であったり、貯蔵方法が不十分であったためワインの劣化が著しく、また販路を開拓していなかったこともあり、まったく売れなかった。そのため明治14年(1881)からは技術の向上を図るべく醸造を中断し研究に専念するが、明治19年(1886)に会社は解散された。

解散後、土屋助次朗と宮崎光太郎、土屋保幸は会社の用具一式を譲り受け新たにワイン醸造を始め、東京日本橋に「甲斐産商店」を立ち上げワイン販売の窓口とするとともに、明治25年(1892)に宮崎は勝沼の自宅に「宮崎葡萄酒醸造所」を設け、生産と販売を分けた。これは大日本山梨葡萄酒会社の失敗に学んだ結果であろう。宮崎はまた、鉄道が明治36年(1903)に八王子―甲府間で開通すると、日本橋で集客し鉄道で運び、自社のブドウ園とワイン醸造所を見学し、甲府の湯村温泉に宿泊、その後昇仙峡を見学して再び鉄道で帰すという、現在の観光業と同様の手法で宣伝を始めた。また勝沼地域だけでなく広く県内でみられる「観光ブドウ園」という形態も、ここから始まったとみることができる。宮崎葡萄酒醸造所施設のうち、第二醸造場は県指定文化財に、主屋その他の建造物は市指定文化財に指定され、保存活用が図られている。



■甲州市近代産業遺産「宮光園」主屋

## ②甲州市の近代化

慶応4年（1868）3月、こんどういさみ近藤勇率いる幕府軍（甲陽鎮撫隊）とこうようちんぶたい板垣退助率いる官軍が、甲州街道の大善寺近くで戦火を交えた。甲府城占拠を目論む幕府軍は、先に甲府入城を果たした官軍を迎え撃つため、勝沼宿に2カ所の柵門と柏尾の深沢左岸に砲台を設け備えたが、幕府軍300人あまりに対し官軍は1000人を超える大軍で、三手に分かれ攻撃を加えたため、幕府軍はあえなく敗走した。この戦はぼしんせんそう戊辰戦争中唯一県内で勃発したもので、この戦を目の当たりにしたため勝沼地域の人々は近代化の受容が早かったといわれている。

ともあれ、先に述べたとおりワイン産業は、江戸時代を通じてブドウ栽培をしてきた勝沼ならではのアドバンテージがあったことは確かだが、民間初のワイン会社を立ち上げたこと、大正時代までには耕地一面がブドウ園に変わってしまうほどの反応の早さは、近代化という大きな時代の変化にも柔軟に対応してきた勝沼の人々の気質を語っている。

甲州市域の近代化に最も大きな影響を与えたのは、明治36年（1903）の鉄道の開通である。明治29年（1896）に着手した八王子―甲府間の鉄道敷設は、甲州財閥のひとりでうしおく塩山牛奥出身のあめみやけいじろう雨宮敬次郎が、『山梨鉄道起業意見書』（明治22年・1889）の中で提唱した甲州街道に沿ったルートで実施された。敷設にあたり勝沼氏館跡内には工事事務所が置かれ、にしのはら塩山西野原と勝沼町小佐手におさで煉瓦工場を設け、れんが隧道や橋梁に使用する煉瓦の供給源とした。

八王子方面からすい笹子隧道をぬけ、甲府盆地の東縁である勝沼地域に入ると、鉄道は大きく北へ上がり塩山駅に至り、以後は南西に下りながら甲府駅に向かう。このルートは、当時の蒸気機関車では登坂能力が低いため徐々に高度を落すべく決められたものだが、「鉄道王」とも呼ばれた雨宮敬次郎が郷里に鉄道を引いてきたとも語られており、同氏の影響力を知ることができる。鉄道開通により大和地域には初鹿野駅（現甲斐大和駅）が、塩山地域には塩山駅が置かれ、さらに大正2年（1913）には勝沼駅（現勝沼ぶどう郷駅）が新設された。

鉄道敷設は物流を一変させた。宮崎光太郎が経営する甲斐産葡萄酒は、勝沼で醸造し日本橋の甲斐産商店で販売するという形式をとっており、山梨から東京へのワインの輸送は富士川の水運を利用していたが、鉄道は水運よりもはるかに大量・短時間に輸送することができた。ワインだけでなくブドウそのものも大量輸送が可能となり、勝沼町上岩崎では出荷のタイミングを調整するため、小河川の河岸の段差を利用した石造のブドウ冷蔵庫がいくつも設けられた。



■石造ブドウ冷蔵庫（内部）

塩山駅では、塩山上萩原の箕輪山から採掘された花崗岩「塩山御影」の出荷が特筆される。明治中期以降、東京や横浜などでは近代的な建築物が増えていき、明治39年(1906)ころから京浜地域への出荷が始まったが、大正12年(1923)に関東大震災が発生し、壊滅的な打撃を受けた京浜地域の復興のための石材の需要が激増するという事態が起きた。これを受けて山梨県では、切り出した石材を搬出するための便を図る目的で、塩山駅と箕輪山の採石場の約9kmの間に「神金軌道」を敷設する計画を立て、大正14年(1925)には完成させた。なお、神金軌道にはその後昭和8年(1933)に、三富村(山梨市三富)から木材を搬出するための軌道「三塩軌道」が合流し、塩山駅は石材や木材の流通拠点として機能し、駅周辺は大いに栄えた。



■神金軌道の橋

### ③明治期の大水害

鉄道開通間もない明治40年(1907)8月21日から25日まで降り続いた雨は、大月市付近で総雨量700ミリを記録し、塩山上萩原の重川や日川の水源地では400ミリを超えた。これにより県内の広い範囲で水害が発生し、県全体で死者233人、全半壊・流失家屋11,943戸、堤防決壊・破損76,847間、田畑流失埋没6,000町歩という空前の大災害となった。

当時の『山梨日日新聞』記事によれば、「日川の暴威を逞ふし大損害を与へたるを第一とし、重川これに次ぎ、笛吹川は割合暴力を振はざりしを以て、諏訪、中牧、西保、八幡、岩手、日下部、春日居、平等、万力の諸村は其損害比較的僅少なりき、今日の災害は、郡下中日川の損害を第一とし、神金、大藤これに次ぎ、鶴瀬、初鹿野、七里、岡部之に次ぎ、奥野田、後屋敷、休息組合、勝沼組合、加納岩これに次ぎ、松里、三富、玉宮、平等等之れに次ぐものなる可し」とある。この記事中、七里・奥野田・神金・大藤・松里・玉宮は塩山地域、休息組合・勝沼組合は勝沼地域、鶴瀬・初鹿野は大和地域に属し、これらの村を流れる日川と重川の2河川が市域に大きな損害を与えたことがわかる。

水害の規模が拡大した理由として、石材の採取と樹木の伐採が挙げられている。水源地である萩原山は明治14年(1881)に官有地に編入され、同22年(1889)には皇室御料地に編入され直した。花崗岩の風化地帯であり、樹木が地盤の脆さを支えていたが、明治期に入り石材採取のための開発や鉄道敷設・生糸生産に伴う薪炭材の伐採等で急速に山が荒らされた。だが実際には官有地編入以後盗伐が頻繁に行われており、山火事も頻発した。それに明治期の近代化による需要

が呼応して山林の荒廃に拍車がかかり、甚大な被害をもたらしたとされる。明治43年(1910)にも再び大水害があり、翌44年に政府は、天皇の仁慈によるものとして御料林を山梨県に「恩賜」することを決定した。

水害からの復興として特筆されるのは、日川について実施された一連の試験的な砂防事業である。明治43年の水害の直後、政府は全国の河川改修計画の策定と国が直轄で改修する河川を決定し、翌44年5月に「水源の涵養」と「土砂流出防失」のため富士川上流を対象とすることが内定、笛吹川の支流である日川と重川、さらに釜無川の支流である御勅使川が選ばれ、日川については10月に内務省の直轄砂防工事として始まった。

工事は、水害で荒らされた河川を安定し河状を整理するため、水制74基、護岸1ヶ所などが施

工された。水制の幹部(河川に対して直角)は在来工法の空石積が施されていることに対して、頭部(河川に対して平行)は当時高価であったコンクリートを使用し、強固な造りとした。水制工事中の大正3年(1914)8月に大出水があり、上流から大量の土砂が流入したため、この対策として上流に勝沼堰堤を建設し、さらに上流部に12基の堰堤が建設された。その結果、水制群が日川の土砂を固定し川筋が安定してきたのに加え、上流の堰堤群が土砂の流出そのものを制御したため、昭和11年(1936)8月に行われた衆議院議員・貴族院議員の視察時には「整然たる一条の流路とその兩岸数十ヘクターに互る見事な葡萄畑と変貌している姿」に復されていた。この状況を砂防工事を施工していない河川と比較し、その効果の大きさが実証され、砂防事業は全国で実施されるようになった。現在、水制群は埋没し幹部の上面だけが露出している。これは、水制群が土砂を固定した成果であり、固定された土地の多くはブドウ園となっている。勝沼堰堤を含む堰堤群は、一部改修されているもののその役割を果たしている。

#### ④旧市町村の成立と戦後の復興

旧3市町村のうち最も早く成立したのは大和村である。昭和16年(1941)2月11日に、東山梨郡初鹿野村・鶴瀬村、東八代郡木賊村・田野村・日影村の、2郡のうちの5村が合併した。郡を越えての合併だったため、「大いに和する」の意から大和村とした。



■日川水制(ブドウ園に幹部が見える)



■登録有形文化財 勝沼堰堤

昭和20年(1945)8月15日、日本はポツダム宣言を受け入れ終戦を迎えた。戦時中の状況としては、昭和19年(1944)に塩山地域では陸軍糧<sup>りくぐんりょう</sup> 抹<sup>まつ</sup> 廠<sup>しょう</sup> 出張所<sup>しゅつちやうじょ</sup>の建設が始まり、塩山藤木周辺の農地・原野約10万坪が軍により徴用され、用地整備のため学童を含む近隣住民多数が動員された。翌20年3月に建設工事に着手するが、8月の終戦によってあわただしくその始末が行われた。なお、近くの恵林寺は京浜地域からの学童疎開地に充てられた。

同じく昭和19年、勝沼町上岩崎に「日本連<sup>れんちゆう</sup> 抽株式会社」が創立された。ワインやブドウの葉には酒石酸<sup>しゅせきさん</sup>が含まれており、酒石酸から抽出されるロッシェル塩は潜水艦で使用するソナーの原料と陸軍の淡水化剤、すなわち軍事物資とされた。そのため食糧増産が叫ばれた時期にもかかわらず「ブドーは科学兵器」の合言葉でブドウ栽培は維持され、飲用ではなく酒石酸抽出のためのワインが増産された。増産に当たっては、個人醸造者を統合し協同組合とし大規模化を図った。先の日本連抽株式会社は、ブドウの葉やワインの滓<sup>かす</sup>から酒石酸を効率よく連続抽出するために設立された会社である。これもまた、糧抹廠と同様に終戦により解体された。皮肉なことであるが、軍事物資としての需要があったためブドウは転作されることがなく、戦後は高収入が得られるということで栽培が続けられ、現在のブドウ園の景観が維持された。

昭和29年(1954)4月5日勝沼町・東雲村・菱山村と東八代郡祝村が合併し、勝沼町が誕生、同日、塩山町・奥野田村・大藤村・玉宮村・神金村・松里村の1町5村が合併し、塩山市が誕生した。すでに村制施行していた大和村とあわせ旧3市町村は東山梨郡2市3町2村に属した。

旧3市町村は甲府盆地の東縁に位置しており、大和地域の笹子峠や塩山地域の大菩薩連嶺は、物資の流入にとって大きな障害であった。これを解消すべく明治9年(1876)から11年にかけて青梅街道(国道411号)が開鑿<sup>かいさく</sup>されたが、戦後の自動車普及の波には対応できなくなり、特に国道20号の笹子峠における車輛事故は大きな問題となった。そのため昭和33年(1958)には国道20号に新たなトンネル(新笹子トンネル)を掘削し、利便性を向上させた。さらに昭和52年(1977)には中央自動車道が勝沼インターチェンジまで開通、東京と一直線につながった。一方鉄道は、明治36年(1903)の八王子―甲府間開通後、昭和6年(1931)に八王子―甲府間が電化され、同45年(1970)には新宿―小淵沢間を複線化した。現在塩山駅に特急が停車し、東京・新宿まで90分で行くことができる。なお、平成5年(1993)に初鹿野駅は甲斐大和駅に、勝沼駅は勝沼ぶどう郷駅に改名した。

国が打ち出した平成の市町村合併に際し、当初東山梨郡の2市3町2村のうち1町を除いた6市町村で協議が始まったが、結果的に1市1町1村ずつの合併で2市が誕生し、甲州市は平成17年(2005)11月1日に市制祭を挙行政した。

## (6) 甲州市の歴史に関わる主な人物

### ①安田義定 長承3年(1134)～建久4年(1193)

きたこま わかみ こ かじやよしきよ  
北巨摩の若神子に安田冠者義清の三男として生まれた。甲斐源氏しんら よしみつの祖・新羅三郎義光の孫にあたる。

治承4年(1180)4月、後白河法皇の皇子以仁王は平家討伐を掲げた。義定は令旨を奉じて直ちに挙兵した一人で、8月と10月に駿河の目代である橘遠茂を破っている。10月18日に義定らは頼朝軍と合流、富士川を挟んで平家軍と源氏軍が対峙した(「富士川の合戦」)。

寿永2年(1183)年7月、東海道から義定が、北陸道から源義仲がそれぞれ上洛を果たし、都から平家を追放した。

元暦元年(1184)年1月、義定は源義経の副将として平家追討に向かう。またこの年に賀賢上人を開山として法光寺(放光寺・甲州市塩山藤木)を創建した。建久2年(1191)年、法光寺に銅鐘を寄進し、この銅鐘はその後二度改鋳され放光寺に残る。

建久5年(1194)には梶原景時のざん言により頼朝の勘気を蒙り甲斐へ逃れたが、8月19日に身にまとっていた鎧を笛吹川へ投じ、菩提寺法光寺で自刃した。享年61歳。法名は宗覚院法光大禅定門で、現在も山梨市方面では「宗覚さん」として親しまれている。ざん言を弄した梶原景時は、その後義定の霊に悩まされたため、法光寺に多聞天立像を安置し慰霊した。放光寺の毘沙門天立像(市指定文化財)のことである。



■毘沙門天立像(放光寺)

### ②夢窓疎石 建治元年(1275)～観応2年(1351)

伊勢に生まれ、宇多源氏の出であったという。平氏であった母方の一族に起きた事件を逃れ、4歳のときに甲斐に住み着き、平塩寺(市川三郷町)の空阿大徳について出家を志した。

元徳2年(1330)に鎌倉幕府の要職にあった二階堂貞藤に招かれ、二階堂氏の邸宅を寄進され恵林寺を開創する。開創にあたり山号を修行地である乾徳山とした。夢窓は石立僧の異名をもつほど作庭に優れていたといわれており、名勝恵林寺庭園も夢窓の作庭で、乾徳山を借景としている。この庭園は以後甲斐国内に造られた庭園に大きな影響を及ぼした。

恵林寺には、木造夢窓国師坐像(県指定文化財)と絹本著色夢窓国師像図(市指定文化財)が残されている。



■夢窓疎石

### ③抜隊得勝 嘉暦2年(1327)～至徳4年(1387)

相模さがみに生まれる。29歳のときに出家し各地を遍歴し、出雲雲樹寺うんじゆじの孤峰こほうかくみょう覚明から印可を得た。

永和4年(1378)に甲斐国に入り高森たかもり(甲州市塩山竹森たけもり)に庵居すると、多くの僧俗が集まり、その地の狭さを憂えた者の進言により、領主の武田信成から塩ノ山南麓の土地の寄進を受けて康暦2年(1380)に向嶽庵を創建したが、そのとき抜隊は道行が廢れることを心配し、修行を専一とした道場とするため寺号を名乗らず庵号とした。抜隊の教えをまとめた『塩山和泥合水集』は、至徳3年(1386)に板木印刷により上梓された。この板木は「塩山和泥合水集板木」(重要文化財)として向嶽寺に現存する。



■抜隊得勝

天文16年(1547)武田信玄は向嶽庵に壁書へきしょを与え、修行専一道場から出世道場とし、庵号から向嶽寺へ改めさせた。また、朝廷に働きかけ抜隊に「恵光大円禅師だいえん しごう」の諡号を賜った。

なお、向嶽寺には抜隊の画像である絹本著色大円禅師画像けんぽんちやくしよく(重要文化財)と、抜隊の師・孤峰の画像である絹本著色三光国師像けんぽんちやくしよく図(重要文化財)のほか、抜隊得勝墨書(県指定文化財)、向嶽寺中門扁額「塩山」(市指定文化財)が残る。

### ④業海本浄 不明～文和元年(1352)

生年・生地は不明。文保2年(1318)に元(中国)に渡り、浙江省せつこうしやう杭州こうしゆう てんもくざんげんじゆうあんで天目山幻住庵の中峰明本ちゆうほうみょうほん ふおしくし(普応国師)に師事し、嘉暦元年(1326)に帰国したとされる。その後国内を巡り、甲斐国木賊山中に至り自らが修行した杭州の天目山に酷似した地を発見し、ここに栖雲寺せいうんじを創建した。庫裏東側の急斜面に展開する庭園内の巨石まがいぶつに刻まれた地蔵菩薩摩崖仏(県指定文化財)に「貞和四年戊子 開茲山建精舎(貞和四年戊子 ここに山を開き精舎を建つ)」と記されており、栖雲寺の創建が貞和4年(1348)であることがわかる。



■業海本浄

本堂の西側の墓地内に「栖雲寺宝篋印塔ほうきやういんとう」と「栖雲寺開山宝篋印塔」が並び建つ。いずれも県指定文化財で、このうち栖雲寺宝篋印塔の塔身正面に「普同塔」、背面に「文和癸巳歳」とあり、業海の墓と考えられ、またこの下からは蔵骨器である常滑焼の大甕どうこつき とこなめやき おおがめ(「栖雲寺開山墓出土常滑甕」県指定文化財)が出土している。

栖雲寺には、木造業海本浄和尚坐像(県指定文化財)のほか、業海の師である木造普応国師坐像(重要文化財)が残る。

⑤勝沼信友 不明～天文4年(1535)

のぶもと  
勝沼信元 不明～永禄3年(1560)

勝沼信友は武田信虎の弟で、信玄の叔父にあたる。武田の親族衆として甲府盆地の東縁である勝沼に館を構え、勝沼氏を名乗った。信元は信友の子で、信友の死後勝沼氏を継いだ。永禄3年に「逆心の文あらはれて」(『甲陽軍鑑』)武田家により滅ぼされた。

居館である勝沼氏館跡は、昭和48年(1973)から発掘調査が始まり、昭和56年(1981)に国の史跡に指定された。また、昭和48年の調査の際出土した<sup>ようゆうぶつ</sup>溶融物付着土器を近年見直したところ、<sup>けいこう</sup>金粒が検出され、<sup>くろかわきんざん</sup>蛍光エックス線分析により黒川金山遺跡出土の金粒付着土器と共通する元素があることが判明している。

⑥武田晴信(信玄) 大永元年(1521)～天正元年(1573)

武田信虎の長男として誕生し、天文10年(1541)21歳の時に甲斐<sup>とおとうみ</sup>国主となった。一時は領国を信濃、駿河、遠江、相模、武蔵と拡大させ、元龜3年(1572)には<sup>みかたがはら</sup>三方ヶ原の合戦で徳川家康の軍を破る勢いであったが、翌天正元年に信州駒場にて病死した。安骨葬儀は3年後の天正4年(1576)に恵林寺で執行され、導師を信玄が恵林寺に招いた快川紹喜が務めた。

甲斐国主として信玄は善政を敷いた。甲州市内では特に社寺に厚い加護を施し、文化の中心となる基礎を固めた。永禄7年(1564)には自身の菩提寺を恵林寺と定めた。

恵林寺には、<sup>かのうくにのぶ</sup>柳澤吉保の子・吉里筆の絹本著色信玄像図と、<sup>しほんちやくしよく</sup>狩野邦信筆の紙本著色信玄像図が残り、いずれも市指定文化財である。



■武田晴信(信玄)

### ⑦武田勝頼 天文15年(1546)～天正10年(1582)

武田信玄の第四子として生まれる。母は諏訪頼重すわよりしげの娘であったため、諏訪四郎勝頼と名乗った。信玄が天正元年に没すると家督を継いだ。

天正3年(1575)5月、武田軍は長篠の合戦で大敗し、以後勝頼は領土の拡大より領地の支配といった内政に力を入れるようになった。さらに甲斐国の中心にあった躑躅ヶ崎館しぢりがいわを捨て、信州・駿河を見渡しやすい七里岩(韮崎市)に新府城を築城した。新府城は天正9年(1581)2月には着工、その年の11月か12月には勝頼は新府城に移ったとされる。

天正10年(1582)2月、富士川沿いの河内領を支配していた同族の穴山信君あなやまのぶきみが寝返り、3月に徳川家康とともに北上してきた。さらに信州の高遠城たかとおじょうを落した織田信忠が南下したため、3月3日に勝頼は新府城に火を放ち、小山田信茂が詰める岩殿城へ向かった。

一行は始めは500～600人ほどであったが、途中で次々と去ってしまい、わずか40～50人ほどになってしまった。その間、信茂から岩殿城入城を拒否されたため先祖縁の地である栖雲寺のぶかつへ向かうが、ここにも追っ手がきたため田野に取って返し、3月11日に勝頼と嫡子信勝は自刃、武田家は滅亡した。

景德院には、二百年遠忌で建立された武田勝頼の墓(県指定史跡)があるほか、甲将殿と呼ばれる御霊屋内に勝頼公・同夫人・信勝公尊像(市指定文化財)が安置されている。



■勝頼公・同夫人・信勝公尊像

### ⑧伊丹康勝 天正3年(1575)～承応2年(1653)

駿河国清水しみず(静岡県)に生まれる。寛永10年(1633)に甲府城番を命じられ、徳美藩を創設した。徳美藩の藩宅は塩山三日市場に置かれ、10組19村を支配したことから「十組屋敷」と称されていた。

康勝は算木の術さんぎに長けており、3代将軍家光に伝授するほどであったという。その才覚により、甲州出身の大久保長安・鎮目市左衛門に続き3人目の佐渡奉行に就任し、佐渡国の支配と金山の管掌を命じられた。

康勝の後は子の勝長かつながが徳美藩を継ぎ、勝長が横死した後は勝政かつまさ、勝守と続いたが、勝守の変死により徳美藩は65年ほどで廃止された。

藩宅の跡地である十組屋敷跡は、市指定史跡として残る。



■十組屋敷跡

⑨柳澤吉保 万治元年（1658）～正徳3年（1713）

5代将軍徳川綱吉の側近で大老格の地位にあり、甲府15万石の藩主を勤めた。柳澤家はもと武川衆という武士集団の一人で、戦国時代には武田家に仕えていたため、武田信玄の菩提寺である恵林寺を特に庇護し、正徳元年（1711）には寿像を製作させ、これを恵林寺に奉納安置している。没後、岩窪（甲府市）の黄りゅうげざん檗宗龍華山永慶寺に埋葬されたが、嫡男吉里の大和郡山（奈良県）への移封の折、吉保正室定子夫人の墓とともに恵林寺に改葬され、同時に吉保と定子が使用していた日用品などが一括して恵林寺へ奉納された。



■柳澤吉保寿像（恵林寺）

吉保に関連する文化財として、「柳澤吉保・定子関係資料（県指定文化財）」、「故紙録（市指定文化財）」、「ちやくしごほうじょうおうろくしやう勅賜護法常応録抄（市指定文化財）」、「木造柳澤吉保坐像（市指定文化財）」、「柳澤吉保夫妻の墓（市指定史跡）」などが恵林寺に保存されている。

⑩木食白道 もくじきびやくどう 宝暦5年（1755）～文政8年（1825）

上萩原に生まれる。俗名は小野氏。7歳で出家し父親とともに巡礼の旅にでた。父親を亡くしてからは一人で巡礼を続けたが、安永2年（1773）伊豆で木喰行道もくじきぎやうどうと出会い、弟子として行動を共にする。安永7年に師と北海道に渡り、彫像を始めた。

天明元年（1781）に郷里の甲州に戻り、法幢院ほうどういんに逗留した。ここで白道は、人々の求めに応じて仏像を彫り病気を治す呪いや加持かじ祈禱きとうを行うと、それが評判を呼び近隣から大勢が訪れるようになり、境内には出店が並び、歌舞伎興行まであったという。

このときに造像されたものとして、「木造百観音像」、「木造百あかお体仏わほら」、「木造赤尾子安地藏」、「木造上原子安地藏」（いずれも市指定文化財）のほか、未指定の小品が多数残されている。



■木造百観音像（上条組）

⑪ <sup>ましもせんじょう ばんすう</sup>真下専之丞 (晩菘) 寛政11年(1799)～明治8年(1875)

中萩原村の益田氏の長男として生まれた。若くして江戸へ出て旗本小原氏の下僕となり、始めは使い走りであったが次第に秘書や庶務・会計を担当する用人となった。天保元年(1830)には、小原氏の推薦により甲州石和代官所谷村出張所の代官手代に任命された。

天保7年に御家人真下家の家督を相続し、名も真下専之丞と改め、養父の役職を継いで江戸城西の丸表台所人を勤めることとなった。

嘉永5年(1852)には品川沖のお台場建設に関し人足募集の業務を行い、安政3年(1856)には、幕府が諸外国の文明の水準に追いつくために急遽設置した蕃書調所<sup>ばんしょしらべしょ</sup>の調役に就いた。蕃書調所は後に洋書調所に改められ、専之丞は調役組頭になり、ここで頭取としての勝海舟や、後の明治洋画壇の中心の一人である高橋由一<sup>たかはしゆいち</sup>らと出会う。

元治元年(1864)に將軍側近の小十人となり、慶応2年(1866)には陸軍奉行並支配に、翌3年には江戸城の御留守居役を仰せつかるなど、順調に出世した。

甲州出身の有力者ということで、専之丞を頼って多くの甲州人が江戸へ出た。樋口一葉<sup>ひぐちいちよう</sup>の父母もその一員で、専之丞と同じ中萩原の出身である。

郷里に残した事業として、放光寺に五百羅漢の画像と羅漢堂の寄進を企てたが、画像の下絵220幅が寄進されたまま中断した。この中には高橋由一<sup>たかはしゆいち</sup>や川上冬崖<sup>かわかみとうがい</sup>など日本の洋画界を牽引した画家が描いたものもある。また、恵林寺には松本楓湖<sup>まつもとふうこ</sup>に描かせた武田二十四将の画像が残る。



■真下専之丞(晩菘)

⑫ 雨宮敬次郎 弘化3年(1846)～明治44年(1911)

塩山牛奥の長百姓の次男として生まれた。少年時代から商才を發揮し、横浜に転居してからは生糸などの相場で浮沈を繰り返す。明治9年(1876)に欧米を外遊し、今後投資すべき分野として鉄道、製鉄、水道などの社会基盤であることに気付き、鉄道事業に関わるようになる。明治22年(1889)には『山梨鉄道起業意見書』を著し、八王子以西の路線について甲州街道に沿ったルートを強く推し、現中央線の敷設に貢献した。そのため塩山駅は雨宮が鉄道を引いてきて作ったと語られている。



■雨宮敬次郎

甲州財閥の一人で、「投機界の魔王」「鉄道王」とも称された。

たかのまさなり  
 ⑬高野正誠 嘉永5年(1852)～大正12年(1923)

明治10年(1877)に日本初となる民間のワイナリー「大日本山梨葡萄酒会社」が祝村に設立されると、10月に人材育成のため若者をワインの本場フランスへ派遣し、良質な国産ワインの生産を目指した。高野正誠は大日本山梨葡萄酒会社の株主でもあり、伝習生の一人に選ばれた。フランスではまず言語の勉強をしてから、シャンパーニュ地方のトロワ市で技術習得に入り、ブドウの剪定、挿し木や接ぎ木の方法、ワイン醸造法をはじめ、シャンパンやビールの製造法も学んだ。当初出発から帰国までの伝習期間を1年としていたが、半年ほど延長し、明治12年(1879)5月に帰国、10月には甲州種ブドウを使って醸造を開始した。



■高野正誠(左) 土屋龍憲(右)  
 フランス・トロワ市で撮影

しかし醸造方法が未熟で販路もなく、会社は明治19年(1886)に解散した。高野はその後「一大葡萄園開設費資金募集趣意書」によって全国から資金を集め、フランスのような大規模ブドウ園により一大産業とすることを構想した。その具体的方法と理論を示すため、明治23年(1890)に、フランスで学んだことやスケッチをもとに『葡萄三説』を著し、ブドウ栽培と醸造技術の普及に努めた。

りゅうけん  
 ⑭土屋助次郎(龍憲) 安政6年(1859)～昭和15年(1940)

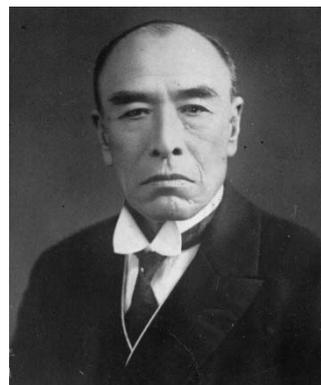
土屋助次郎は高野とともにフランスへ渡った伝習生で、父親の土屋勝右衛門は大日本山梨葡萄酒会社の発起人の一人である。明治19年に会社が解散すると、やはり発起人の一人宮崎市左衛門の子・光太郎とともに旧会社の醸造用具一式を譲り受け、二人で「甲斐産葡萄酒醸造所」を、明治21年(1888)には東京日本橋に「甲斐産商店」をそれぞれ設立し、甲斐産葡萄酒の醸造と販売を開始した。

明治23年(1890)に共同醸造をやめ、土屋は単独で醸造を始めた。明治28年(1895)に甲府柳町に土屋第二商店を、さらに東京日本橋に土屋第三商店を開設、販路拡大を図った。その頃、高野と同様の考えに基づき立正寺(勝沼町休息)北側の御料林を開墾し大規模ブドウ園を開設したが、明治40年(1907)の大水害により壊滅した。

出版はされていないが、『土屋龍憲実習録』、『葡萄栽培並葡萄醸造範本』、『正明要録草稿』を著述している。また、『明治十年全十一年往復記録』及び『帰航船中日記』は、フランスで伝習した高野・土屋両氏の貴重な記録となっている。

⑮宮崎光太郎 文久3年(1863)～昭和22年(1947)

大日本山梨葡萄酒会社が若者をフランスへ派遣するにあたり、宮崎は伝習生となることを強く希望したが、父親で株主でもある宮崎市左衛門が、光太郎が長男であるため反対したという。この思いがあつてか、会社が解散したとき土屋助次朗とともに甲斐産葡萄酒の醸造を始めた。明治23年に土屋との共同醸造を解消すると自身が甲斐産葡萄酒を引き継ぎ、明治25年(1892)には自宅に醸造場を建設し、醸造を継続したほか、醸造器具の改良、ブランディーの蒸留、ブドウ液の生産法を確立した。



■宮崎光太郎

明治37年(1904)には事業拡大のため宮崎第二醸造場を建設し、だいこくてんじるし「大黒天印」などのワインのほか、甘味葡萄酒、滋養葡萄酒などを量産した。また、明治36年の鉄道開通後、大正2年(1913)には勝沼駅(現勝沼ぶどう郷駅)が新設されたのを機に、東京で集めた客を鉄道で運び、自社のブドウ園や醸造所を見学するという観光事業を企画した。この頃に、観光ブドウ園みやこうえん「宮光園」が開設されたと考えられる。

宮崎は専ら日本橋の甲斐産商店で販売を担当し、醸造は市左衛門が責任者を務め、後に宮崎のまつもとさんろう娘婿である松本三良が引き継いだ。

## 4 甲州市の文化財

甲府盆地東側の一郭を占める甲州市には、国宝の大善寺本堂をはじめ294件の文化財が所在している。平成28年現在、本市には国指定の文化財が29件あり、うち国宝が3件、重要文化財が22件、記念物が4件である。また、重要伝統的建造物群保存地区が1地区、登録有形文化財が24件、登録有形民俗文化財が1件ある。さらに記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財が2件ある。県指定の文化財は82件、市指定文化財は155件で、山梨県下随一の指定件数である。

### (1) 国宝

国宝として、建造物1件、絵画1件、工芸品1件の、計3件が所在する。山梨県内に国宝は5件所在しており、うち3件が甲州市に所在することは、特筆すべきことである。

#### ①大善寺本堂 つげたりずし 附 厨子 (建造物)

桁行・梁間とも五間で、寄棟造の大屋根をあげて檜皮葺とし、堂の周囲に切目縁を巡らす。

内部は前方二間通りを外陣、その奥二間通り中央三間を内陣とし、来迎壁の前面に仏壇を設け、本尊を安置する厨子を置く。本堂の建築は背面の両隅柱に「弘安九」の刻印があり、弘安9年(1286)に立柱したことがわかり、正応3年(1290)に完成した。

鎌倉時代の密教本堂の代表例で、県内最古の建造物である。



■国宝 大善寺本堂

けんぼんちゃくしよくだるま  
②絹本著色達磨図（絵画）

向嶽寺に伝わる。縦123.0cm、横61.2cmを測る大作で、赤い衣をまとい岩の上で座禅する達磨禅師がいきいきと描かれている。「朱達磨」とも、眼光が鋭いことから「八方にらみの達磨」とも呼ばれている。上方の賛は、鎌倉けんちょうじ建長寺開山である蘭溪道隆らんけいどうりゅうが、朗然居士ろうねんこじのため付けたもので、朗然居士とは時の執権北条時宗しつげんときむねのことであろうと考えられる。

鎌倉幕府に近いこの画像が、どのような経過で向嶽寺に伝わったかは不明だが、わが国に数多い達磨図の中でも、最も古くかつ有名で、禅宗美術史上重要な位置を占めている。



■国宝 絹本著色達磨図

こざくらがわおとしよろい かぶと おおそでつき  
③小桜韋威鎧 兜、大袖付（工芸品）

菅田天神社に伝わる鎧で、武田家の家督相続の証である。みはた たてなし「御旗・楯無」の「楯無」にあたる。武田信玄の代には、きもんちんじゆ甲府の鬼門鎮守として菅田天神社に納め、於曾氏が管理をしていた。武田家滅亡の際、家臣が向嶽寺の境内に埋めたが、徳川家康が掘り出し再び菅田天神社に納めたという。

江戸時代に2度修理がなされ、また平成15年（2003）には山梨県立博物館に納める複製品制作のため調査が行われた。その結果、平安時代の部品を使って鎌倉時代に製作され、江戸時代に胸板、絵韋、眉庇えがわ まびさしなどが修復されたこと、鉢かむりいた、冠板などは平安時代の特徴が残っていることが判明した。



■国宝 小桜韋威鎧 兜、大袖付

## (2) 国指定等

建造物9件、美術工芸品13件、記念物4件、計26件の指定文化財が所在し、重要伝統的建造物群保存地区1地区、登録有形文化財（建造物）が24件、登録有形民俗文化財1件が所在する。

建造物として、雲峰寺では主要な建築物である本堂・庫裏・書院・仁王門が重要文化財に指定されており、このうち書院は江戸時代の建築であるが、ほか3棟は武田信虎の再建となる。熊野神社では本殿2棟と拝殿が指定され、本殿の特徴として正面に扉ではなく格子の窓がはめられている。また、JR塩山駅北口正面に建つ旧高野家住宅は、民家としては県内で最も早い昭和28年（1953）の指定で、その後公有化を経て平成9年（1997）には附属屋・屋敷構え等が追加指定された。

登録有形文化財（建造物）は、きゅうたなかぎんこうしゃおく ちゅうおうくくみんかいかん旧田中銀行社屋や中央区区民会館などの建築物19件、葡萄酒貯蔵庫（龍憲セラー）など工作物5件がある。

美術工芸品として、絵画2件、彫刻8件、工芸品2件、歴史資料1件がある。彫刻は大善寺と放光寺の2寺院に集中し、もくぞうやくしにょらいごぞうおよびりょうわきじ大善寺の木造薬師如来坐像及両脇侍と放光寺の木造大日如来坐像・木造愛染明王坐像・木造不動明王立像は平安時代の作である。また、栖雲寺には開山業海本浄の師である中峰明本ゆいがいを刻んだ木造普応国師坐像が安置される。歴史資料は向嶽寺の塩山和泥合水集板木・拔隊得勝遺誠板木が指定されており、山梨県で唯一の歴史資料としての重要文化財指定である。



■重要文化財 木造十二神将立像、木造日光月光菩薩立像（大善寺）

記念物として、史跡2件、名勝2件がある。史跡は武田信虎の弟・勝沼信友と子信元の居館である勝沼氏館跡と、武田家の軍資を支えたといわれている甲斐金山遺跡・黒川金山である。勝沼氏館跡は昭和56年（1981）の指定後土地の公有化と整備に着手しており、現在継続中である。一方、黒川金山は全域が東京都水道局の水源涵養林に入っており、遺跡の所有者は東京都であり、甲州市が管理団体を務める。名勝2件は恵林寺庭園と向嶽寺庭園で、県内の庭園の名勝指定は甲州市の2件のみである。恵林寺庭園は開山夢窓疎石の作と伝わる名園で、県内各地の庭園にその

影響をみることができる。向嶽寺庭園は発掘調査により全容が判明し、修行の場所としての庭園であるにとどまらず、山号である塩ノ山の治山治水を兼ね作庭されたものと考えられている。

重要伝統的建造物群保存地区が1地区ある。甲州市塩山下小田原上条は、江戸時代に建築された茅葺切妻造主屋13棟が残り、明治時代に養蚕の振興のため屋根の中央部に付加された突き上げ屋根が特徴的であるほか、養蚕に特化した蚕室などの附属屋や、昭和初期までに建築された養蚕民家がまとまって残されている。また、こんごうさん金剛山という台地には宗教施設が集まり、集会場を兼ねる観音堂が集落と台地の接点に置かれるなど、近世以降の集落構造がそのまま保存されている。

登録有形民俗文化財として、勝沼のぶどう栽培用具及び葡萄酒醸造用具の1件が所在する。

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として、はるこま一之瀬高橋の春駒と、ふじきり大善寺の藤切りまつり祭の2件がある。



■史跡 甲斐金山遺跡（黒川金山）



■名勝 向嶽寺庭園



■登録有形民俗文化財  
勝沼のぶどう栽培用具及び葡萄酒醸造用具



■記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財  
県指定無形民俗文化財 一之瀬高橋の春駒

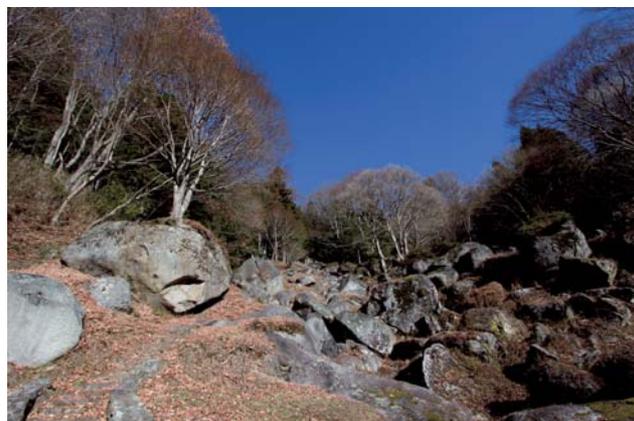
### (3) 県指定文化財

山梨県指定の文化財としては、建造物14件、美術工芸品51件、無形民俗文化財3件、記念物14件の、計82件が所在する。

建造物のうち、さんのおごんげんしゃほんでん 塩山下粟生野の山王権現社本殿、かない かり じんじゃほんでん 塩山下小田原の金井加里神社本殿は二間社の建物である。神部神社本殿には金銅製の十一面観音坐像が附属し、神仏習合の様子がわかる。勝沼地域の旧宮崎葡萄酒醸造所施設は県内のワイン醸造の草分けである甲斐産葡萄酒の第二醸造場で、明治37年（1904）の建築である。前年に鉄道が開通したため、増産を図り建築されたものである。大和地域の栖雲寺には2基の宝篋印塔があり、うち1基（栖雲寺宝篋印塔）は関西系の特徴をもつ県内最古の花崗岩製石造物である。

美術工芸品は、絵画10件、彫刻8件、工芸品7件、書跡16件、考古資料3件、歴史資料7件である。絵画のうち熊野神社所蔵の4点（とうはちびしゃもんでんぞうず 紙本著色刀八毘沙門天像図、いづなごんげんぞうず 紙本著色飯縄権現像図、ききのず 紙本著色欵器ノ図、ととうてんじんぞうず 紙本著色渡唐天神像図）は、武田信玄及び勝頼が奉納したと伝えられている。栖雲寺蔵のじゅうじかほうじまにぞう 絹本著色十字架捧持マニ像は、中国・元時代の絵画で、左手に十字架をのせたマニ（マニ教の教祖）と思われる人物を描いたもので、他に例をみない。書跡・典籍、古文書のこくまいならびにく じしよのうぶつちよう 恵林寺文書のうち恵林寺領穀米 并 公事諸納物 帳とごけんちにつき 恵林寺領御検地日記は、武田信玄が恵林寺に快川紹喜を招くにあたり寺領検地を実施し、恵林寺へ寄進するための準備をしたもので、山梨県内で最古の検地帳である。向嶽寺文書の中には、寺領を武田信虎・信玄・勝頼の三代にわたり認められた署名が入る絵図に、徳川家康が朱引きをして先例に従うとし、その後加藤光泰も証判を与えた古絵図（朱引図）がある。歴史資料としては、武田の軍旗である孫子の旗や諏訪神号旗などが、まとめて雲峰寺に残されている。

記念物は史跡4件、名勝3件、天然記念物7件で、史跡には武田晴信の墓（恵林寺）と武田勝頼の墓（景德院）や、甲斐源氏の居館跡である於曾屋敷がある。名勝の3件はすべて庭園（大善寺庭園、さんこうじ 三光寺庭園、栖雲寺庭園）であり、国指定の名勝庭園2件とともに甲州市の庭園文化を表している。



■県指定名勝 栖雲寺庭園

■県指定文化財 絹本著色十字架捧持マニ像  
(部分・栖雲寺)

#### (4) 市指定文化財

市指定文化財として、建造物 25 件、美術工芸品 87 件、民俗文化財 9 件、記念物 34 件の、計 155 件が所在する。

建造物には旧宮崎葡萄酒醸造所施設（宮光園）がある。第二醸造所は県の指定だが、主屋、附属屋など一括して寄贈されたものを市指定文化財として、一部を修理・公開している。

美術工芸品は、絵画 31 件、彫刻 17 件、工芸品 22 件、書跡 10 件、考古資料 2 件、歴史資料 5 件である。彫刻では塩山上萩原出身の木食白道が残した彫刻群（木造上原子安地藏、木造赤尾子安地藏、木造百観音像、木造百体仏）がある。また歴史資料では、武田信玄の遠忌ごとの記録である恵林寺奉加帳ほうがちょうがあり、信玄の供養が手厚く執り行われてきたことがわかる。

民俗文化財は、有形が 5 件、無形が 4 件で、無形民俗文化財の藤木道祖神祭太鼓乗りは小正月に行われる芸能で、大太鼓の上に役者が登り、掛け合いで歌舞伎を演ずるといものである。

記念物は、史跡 12 件、名勝 1 件、天然記念物 21 件である。



■市指定文化財 木造百観音像（上条組）



■市指定無形民俗文化財 藤木道祖神祭太鼓乗り

## 甲州市の指定・選択・登録文化財件数

## ■指定文化財件数（平成29年2月）

種 別		国指定		県指定	市指定	計	
		国宝	重文				
有形文化財	建造物	1	9	14	25	49	
	美術工芸品	絵 画	1	2	10	31	44
		彫 刻		8	8	17	33
		工芸品	1	2	7	22	32
		書跡・典籍、古文書			16	10	26
		考古資料			3	2	5
		歴史資料		1	7	5	13
無形文化財							
民俗文化財	有形民俗文化財				5	5	
	無形民俗文化財			3	4	7	
記念物	史 跡	2		4	12	18	
	名 勝	2		3	1	6	
	天然記念物			7	21	28	
計		3	26	82	155	266	

## ■選定文化財件数（平成29年2月）

種 別	件 数
重要伝統的建造物群保存地区	1

## ■登録文化財件数（平成29年2月）

種 別	件 数		計
	建築物	工作物	
登録有形文化財（建造物）	19	5	24
登録有形民俗文化財	生産、生業に用いられるもの		1

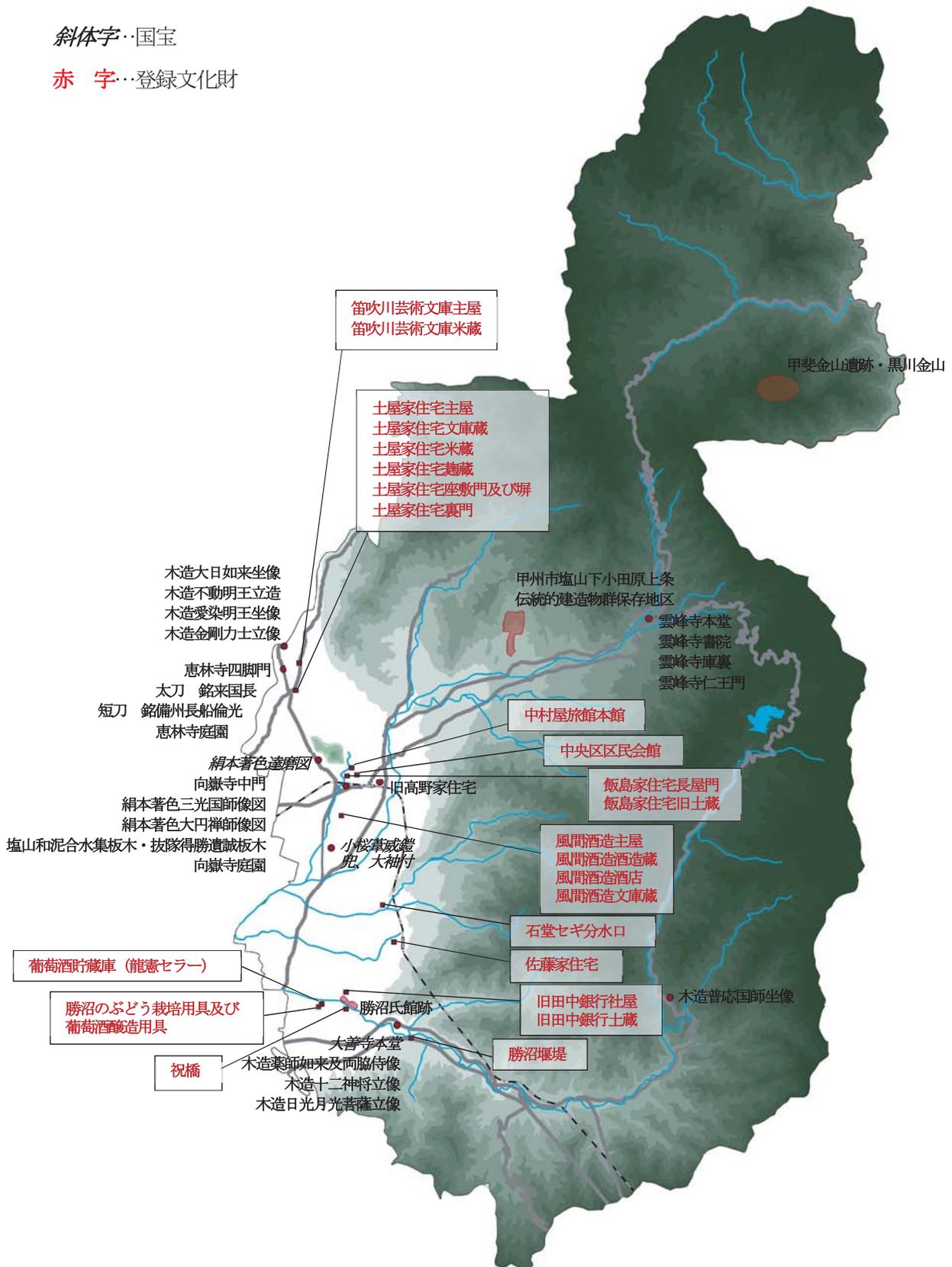
## ■選択文化財件数（平成29年2月）

種 別	件 数
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	2

■主要文化財分布図1 (国指定等)

斜体字…国宝

赤字…登録文化財



■主要文化財分布図2（山梨県指定）



■主要文化財分布図3 (甲州市指定)



## 第2章 甲州市の維持向上すべき歴史的風致

### 1 甲斐国武田家と甲州市

#### 1-1 武田信玄の菩提寺・恵林寺の「しんげんさん」にみる歴史的風致

##### (1) はじめに

甲斐国かいと甲斐国武田家たけだしんげん、特に武田信玄との深い関わりは、県内の神社仏閣をはじめ、風俗や食文化などの民俗に至るまで直接的または間接的なつながりで語られることからわかる。甲斐国守護職としての武田家において、第18代当主の武田晴信はるのぶ（信玄）は、戦国期を代表する最もすぐれた軍政治家であり、民政家であったと評されている。孫子の兵法や戦術論を学び、「風林火山」の軍旗を掲げ、領地を拡大していった。一方で領国の統治にも励み、善政を敷いたことで知られている。大小切だいしょうぎり（税法）・甲州枮こうしゅうます（量制）・甲金こうきん（幣制）の3法は信玄にはじまるとされ、武田家滅亡後、甲斐に入国した徳川家康もそれら武田の制法の継承を認め、以後、信玄は民衆の心のよりどころとして崇拜されていった。

乾徳山恵林寺は塩山小屋敷けんたくさんえりんじ えんざんおやしきにある臨済宗妙心寺派みょうしんじの寺院で、武田信玄の菩提寺である。天正10年（1582）の武田家滅亡の直後、織田の軍勢により焼き討ちに遭い多くの資料を失った。現在の恵林寺の伽藍は、その後すぐに徳川家康の命により末宗まつしゅう禅師が復興した境内を基に、宝永元年（1704）に甲斐国を拝領した柳澤吉保やなぎさわよしやすが整備したものと考えられる。吉保は宝永2年（1705）に恵林寺で武田信玄の133回忌を執り行い、正徳元年（1711）には寿像じゅぞうを納めるなど、恵林寺を篤く庇護したことで知られている。境内の様子は創建時とは異なっていると思われるものの、境内を含む周辺には、江戸時代以降の様子を伝えるまちなみや、名勝庭園や一帯に水を供給する水路が残る。

恵林寺では毎年、信玄の命日である4月12日に信玄公忌の法要と武田不動尊祭典が盛大に執り行われ、信玄の遺徳を偲ぶ。ただ地元では、2つの祭典という意識はなく、「しんげんさん」と親しみを込めて呼ぶひとつのお祭りとして楽しんでいる。

広い境内にはサクラが咲き競う、峡東地方きょうとうに本格的な春を告げる歳時記的なお祭りである。

## (2) 恵林寺の沿革

信玄は神仏を大変崇めたとされる。恵林寺は、塩山こうがくじ向嶽寺（塩山かみおぞ上於曾）とともに厚い庇護を受け、特に関山派かんざんに帰依する信玄は、京都より多くの名僧を恵林寺に招いたため、次第に寺勢を高めた。

武田家滅亡後の甲斐を治めるために、その善政を継ぐことで領国支配を成功させた徳川家康と、自身の先祖が仕えていた武田家を想い、甲斐の領国支配に特別に尽力した柳澤吉保は、戦火で荒れ果てた恵林寺の再建にも尽くした。



■夢窓国師

### ①恵林寺の創建

甲州市の塩山地域には、甲斐国における臨済禅林文化の一大拠点となった寺院として、鎌倉時代末期の元徳2年（1330）9月、夢窓疎石むそうそせきが開山した乾徳山恵林寺と、遅れること約50年後の康暦2年（1380）に抜隊得勝ばっすいとくしょうが開山した塩山向嶽寺がある。

ときの牧ノ荘まきのしょうの領主として鎌倉幕府の重要な地位にいた二階堂貞藤にかいどうさだふじは夢窓疎石を迎え、屋敷の一郭を与えて恵林寺を創建した。夢窓は鎌倉末から南北朝期を代表する禅僧のひとりで、禅の和様化に努め、日本の禅文化の発展に著しく貢献し、また五山派文学の興隆に尽くした。



■名勝・恵林寺庭園

境内北側にある恵林寺庭園は、夢窓56歳のときの作庭と伝えられ、禅宗庭園の形式を今日によく伝えており、恵林寺創建時の遺構としても貴重なものである。甲斐国における名園の典型として、その後に作庭された寺院庭園に大きな影響を与えた。

## ② 恵林寺と武田家

武田信玄は、甲斐を治めた武田3代（信虎、信玄、勝頼）のうち、もともと恵林寺と深いかかわりをもった。禅の主流が五山派から関山派へ移向するとともに衰退していた恵林寺であるが、関山派の妙心寺から一流の禅僧が信玄の招請により恵林寺に住山し、寺勢を高めた。これらの学僧が信玄の戦国武将としての資質を高めることとなったのであろうし、信玄の人間形成のうえで恵林寺が果たした役割は極めて大きいといえる。

信玄は、自身の没する10年前の永禄7年（1564）11月、かねて念願としていた美濃の崇福寺の快川紹喜の恵林寺住山が実現し、自身の牌所を恵林寺に定めた。信玄は、元亀4年（1573）4月12日信州駒場の地で享年53歳をもって死去した。武田勝頼は天正4（1576）



■快川国師

年4月16日に恵林寺において、快川を導師として盛大に信玄の葬儀を営んだ。葬列のお供は、棺を引く綱を肩にかけた勝頼以下、一門、家臣の面々、剃髪の数千人など、全部で千余人にも及び、快川国師以下国内の関山派の高僧たちを総動員した未曾有の盛儀であった。

織田信長による甲州攻めで、天正10年（1582）3月11日に田野の天目山（大和町田野）で武田勝頼が自刃し、武田家が滅亡した直後の4月3日、恵林寺は織田に敵対した近江の佐々木次郎を匿ったことで焼き討ちに遭い、全山灰燼に帰す大惨事に見舞われた。

## ③ 信玄公忌

恵林寺には、五十年遠忌、百年遠忌、百三十三年遠忌、百五十年遠忌、二百年遠忌、二百三十三年遠忌、二百五十年遠忌の史料が残る。

寛文12年（1672）に行われた百年遠忌の奉加帳（「武田信玄百回忌奉加帳」恵林寺蔵）によると、大名、幕臣、甲府宰相幕下、館林宰相幕下、御三家の家臣などが名を連ねている。一般的には、本山や名刹では幕府の許しを得て当該国一円から寄付を募る「一国奉加」を行うが、恵林寺の場合は、武田信玄という武将の遠

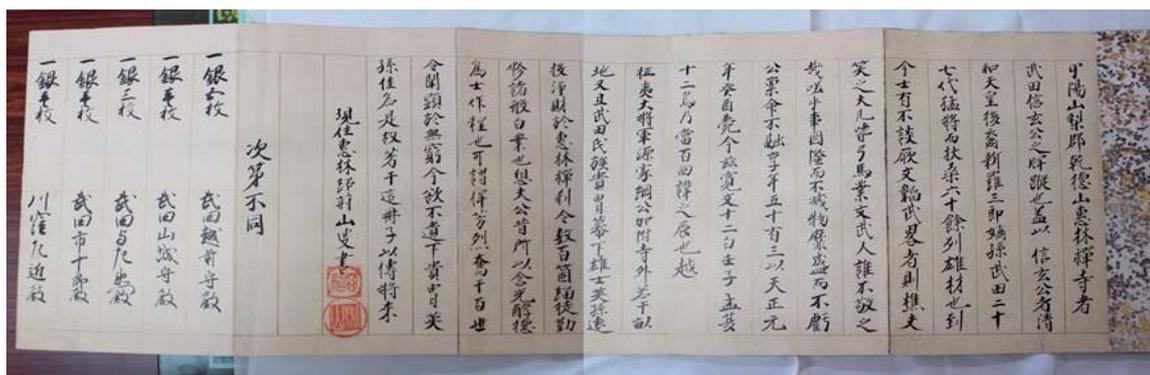


■県指定史跡 武田晴信の墓

忌であるため、旧武田家家臣団の奉加が加わる点に特徴がある。また、このとき恵林寺住持荊山けいざん玄紹げんしょうが武田家の遠孫、旧臣子孫の浄財を得て、天正10年に荒らされた信玄の墓を再建した（武田晴信の墓）。

史料からは、信玄の遠忌が大々的に行われた様子をうかがい知ることができる。二百年遠忌に関する明和6年（1769）の「村中請判之覚」は、3カ村（小屋敷、藤木、三日市場）ふじき みっかいちばで相談のうえ取り決めたもので、内容は、酒商売をしない、喧嘩口論をしない、みだりに宿貸しをしない、博奕をしない、火事・盗人・喧嘩口論があった場合は誰でも直ちに現場へ駆けつけること、などである。これには134人の百姓が連名で請判を捺している。同様の文書で3カ村の名主・長百姓25人連判のものもある。周辺の村々では、遠忌で多くの人が寺や寺周辺に集まるのが予見されていた。また、二百五十年遠忌の際も同様の取り決めがなされており、文政4年（1821）の「武田不動尊式百五拾年御遠忌始末記録」によると、3月6日から15日まで10日間にもわたって行われ、その準備に4年もの歳月をかけたことがわかる。

また、二百年遠忌以降の奉加帳からは、それまでの大名や幕臣を中心とした法要執行から、恵林寺周辺の村々による関与に変わってきた様子がわかり、現在の「しんげんさん」につながる元とみることができる。



■百年遠忌奉加帳

### (3) 恵林寺とまちなみ

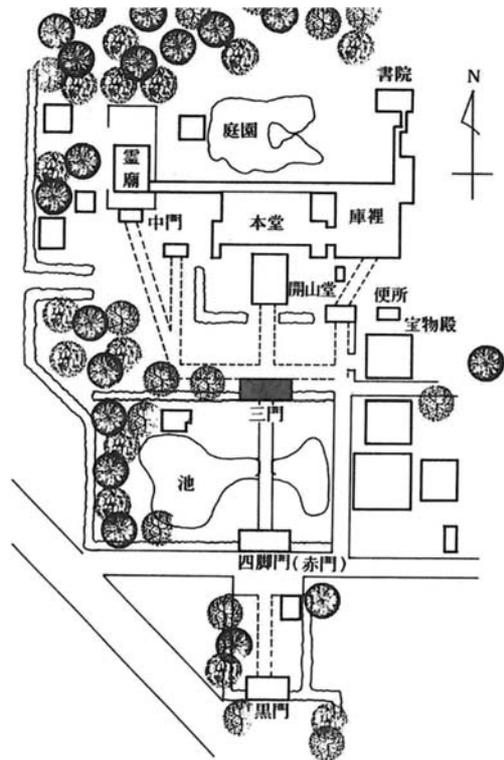
#### ①歴史的建造物

恵林寺がある塩山小屋敷と隣接する塩山三日市場は恵林寺の檀家が多い地区であり、ここには歴史的建造物や恵林寺を中心につくられたまちなみが残る。

現在の恵林寺の伽藍は、文政年間（1818～1830）の境内図にある伽藍とほぼ同じである。慶応4年（1868）の寺記によると、朱印寺領59石5斗余、境内地36,400坪、山林1里4方、さらに塔頭・庵17院、末寺56カ寺を擁し、堂宇は仏殿以下20余棟の大伽藍を整えて甲斐国第一の禅刹であった。明治38年（1905）2月、失火によって本堂、書院、庫裏等を全焼したが、四脚門、三門、開山堂、明王殿は火災を免れて現存している。

境内の外に目を向けると、かつての塔頭が1カ寺（岩松院）、庵が1庵（望月庵）残されている。また、文政年間と明治27年（1894）の境内図にある2軒の役屋敷が現在も残る。境内から500mほど東には小屋敷村と恵林寺の鎮守である松尾神社がある。

役屋敷は、境内の南に位置する「表土屋」（東代官）と、北に位置する「裏土屋」（西代官）とがある。江戸時代の寺請制度（檀家制度）により、僧侶を通じた民衆管理が行われ、寺院が事実上幕府の出先機関の役所と化した。両土屋家はこのような寺の業務の一部を請け行っていたもので、江戸時代後期に建築されたとと思われる茅葺切妻造主屋や、屋敷を囲む石垣や土塀がよく残されている。



■恵林寺境内の建物配置

#### 恵林寺四脚門（重要文化財）

四脚門は南北に長い境内のほぼ中央に建つ。

天正10年（1582）の織田信長の焼き討ちより26年後の慶長11年（1606）に、末宗禅師の手により再建された建造物である。軸部が丹塗りで装飾されているので一般に「赤門」と呼ばれている。構造形式は四脚門、切妻造、檜皮葺である。



■四脚門

### 恵林寺三門（県指定文化財）

三門は四脚門の北側に建つ。建築年代は定かでないが、慶長15年（1610）またはそれ以降の江戸時代初頭の建物であると考えられている。両脇の鏡柱に快川国師の遺偈とされる

あんぜんかならずしもさんすいをもちいず  
「安 禅 不 必 須 山 水」  
しんとうめっきやくすればひもおのずからずし  
「滅 却 心 頭 火 自 涼」

の文言を掲げる。構造形式は一間一戸鐘楼門で、屋根は入母屋造、柿葺である。楼門内部の梁には鐘を吊るした痕跡があり、境内のはずれに建っていたものを現位置へ移築したとの伝承をもつ。



■三門

### 恵林寺開山堂（市指定文化財）

江戸中期の建築で、昭和47年（1972）に本堂西北部より現在地へ移築された。桁行6間、梁間3間、一重入母屋造、銅板葺で、移築前は茅葺屋根であった。



■開山堂

### 松尾神社

松尾神社は、6神を祀ることから六所明神とも称し、旧郷社であるとともに、恵林寺の鎮守でもあった。神社境内の北側には恵林寺から続く土塁があったといい、恵林寺境内の一郭をなしていた。



■松尾神社

表土屋と裏土屋

現存する主屋の建築年代は定かでない、江戸期から明治期の建築であると思われる。

甲州民家の特徴である突き上げ屋根を持つ茅葺切妻造主屋だが、中央西寄には式台玄関があり、その上にはむくり屋根が架かっている。座敷部は、玄関から寄付きの間、下座敷、上座敷がL字型に配され、上座敷は、床高がかまち 框（化粧横木）1丁分上がり、付書院床脇に天袋と違棚をもつ。



■表土屋（東代官）



■裏土屋（西代官）



■明治27年の境内図

## ②周辺のまちなみ

恵林寺東側から南側には古い道路が残り、それに沿って当時の地割りを残すまちなみがある。特に恵林寺東側の一画には町屋のように道に対して短冊状の地割りがなされ、江戸時代に建てられた茅葺切妻造主屋や明治時代以降に養蚕推奨型として建てられた棧瓦葺切妻造主屋をもつ農家が建ち並ぶことから、江戸時代から養蚕を盛んに行っていたことがわかる。農地はここより離れたところにあるため生業には不便であるが、檀家の方々はそれを承知で住まいを続けてきたところに恵林寺との強いつながりや関係を見ることができる。

恵林寺境内の南端から塩山三日市場にあるとくみ十組屋敷まで、古い道路は真っ直ぐに延びており、この辺りには「天王宿」の地名が残る。

天王宿にも恵林寺東側と同じような地割があり、檀家が多い、農業を生業とする、江戸時代から明治・大正時代にかけて建てられた主屋を中心に置く屋敷構えをもつなど、共通点がある。

このように恵林寺に隣接する塩山小屋敷と塩山三日市場地区には、寺を支えてきた檀家が集まっているだけではなく、農家の町並みがよく保存されている。

また、松尾神社の北側を西から東へ小屋敷セギ（水路）が流れる。恵林寺庭園の池も小屋敷セギから取水しており、生活用水から灌漑用水までとその用途は広い。

恵林寺界限を潤す小屋敷セギは、笛吹川から取水し、西から東へ流れる本流から南へ分水を繰り返す。恵林寺の界限はセギの幅が広く、蓋をかけず石積みそのままの水路も多く現存する。

小屋敷セギが整備された年代は不明だが、恵林寺庭園など境内に水を供給していることから、恵林寺創建時には整備されていたと考えられる。よって、恵林寺東側に広がるまちなみの形成にも、小屋敷セギが関わっていたものと思われる。



■小屋敷セギ



■恵林寺周辺の市街地

#### (4) 武田不動尊祭典の歴史

信玄公忌は、武田信玄の命日に行われる供養で、恵林寺の関係者のみで行われる。これに対し同じ日に行われる武田不動尊祭典は、明王殿への稚児行列を伴うなど大勢が集まる祭典であり、「しんげんさん」そのものであるといえる。

木造不動明王及二童子像（県指定文化財）は、武田信玄の生前の姿を模刻したものと伝わり、「武田不動尊」と呼ばれている。室町時代末期

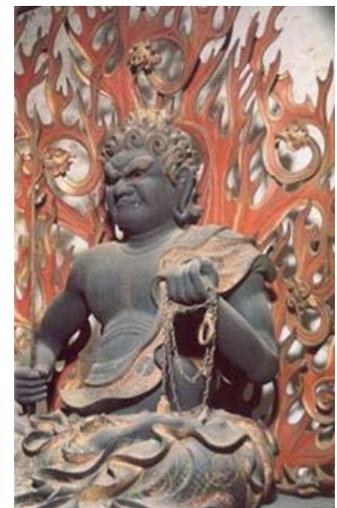
の作品で、明王殿に安置されている。明王殿は、柳澤吉保により宝永6年（1709）に造営されたもので、明治38年（1905）の火災では焼失を免れて現存する。かつては恵林寺の秘仏として、80年に1度の御開帳であったという。その後、明治半ば頃より毎年4月12日に明王殿の扉が開かれるようになった。現在、明王殿は常時公開され武田不動尊を拝観することができるが、明王殿の門は4月12日にしか開けられない。なお、寛文12年建立の武田晴信の墓は、この明王殿の背後にある。

武田信玄の命日に恵林寺で行われる「しんげんさん」は、檀家総代のほか主要檀家の集まる4地区（塩山小屋敷、塩山三日市場、塩山藤木、塩山下柚木）から選出されるお世話人により運営される。

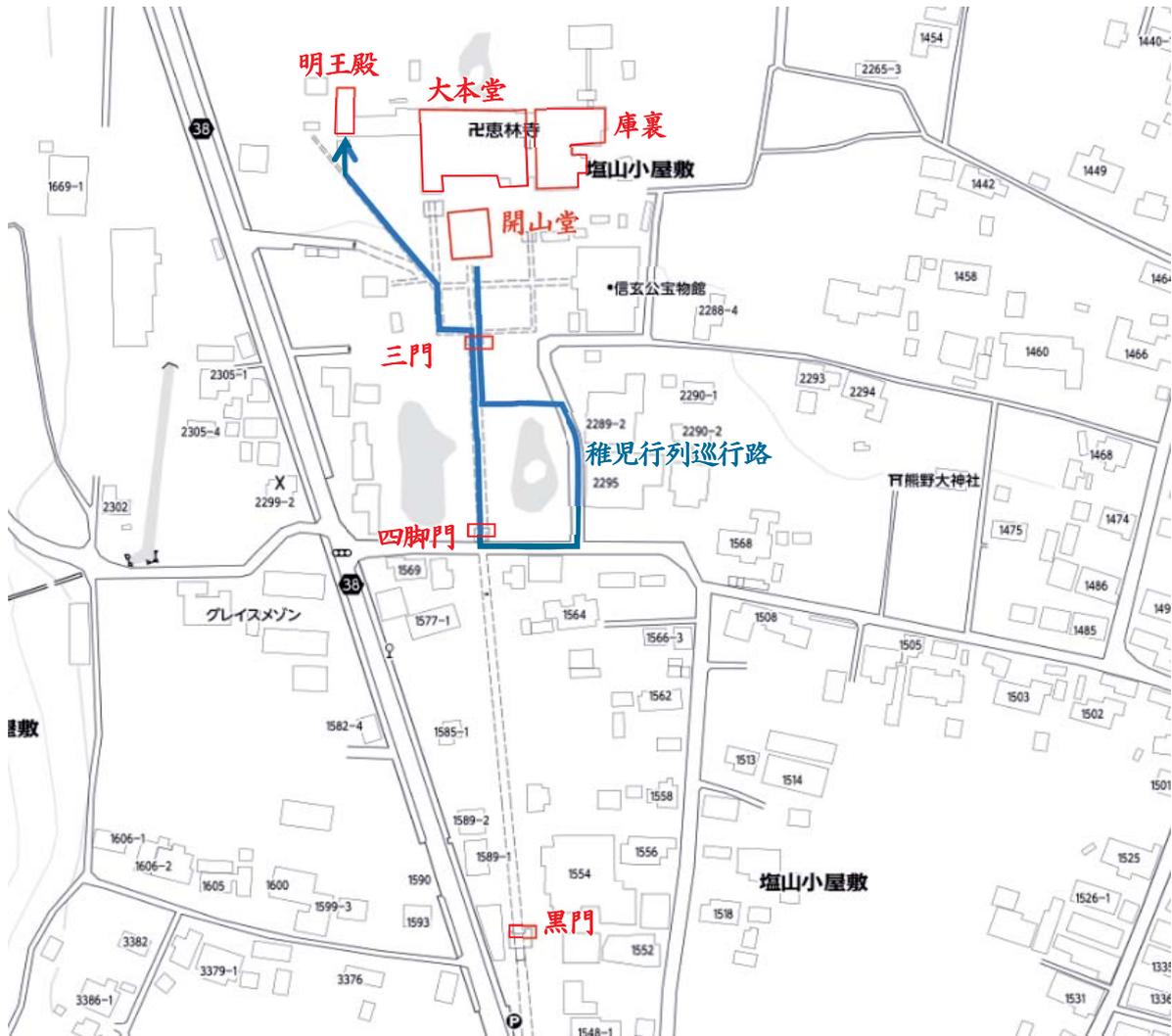
当日は、開山堂で法要を行った後、午後より信玄公と快川国師の毎歳忌が行われる。ここには、恵林寺の僧侶をはじめ、同教区17カ寺の僧侶と稚児が列席する。この法要が終わると稚児行列が開山堂から出発する。稚児行列は、錫杖をもった2人の先導のあとを僧侶、稚児の順番で並び進行する。開山堂を出た一行は、三門を潜り、三門脇にある快川国師らの遺骨が埋葬されている石碑の前で読経し、境内の東脇を通り四脚門（重文）を南側（正面）から潜る。参道を北上して三門を通り明王殿まで行列する。明王殿で読経して法要を終える。



■明王殿



■木造不動明王及二童子像



■稚児行列巡行路



■法要



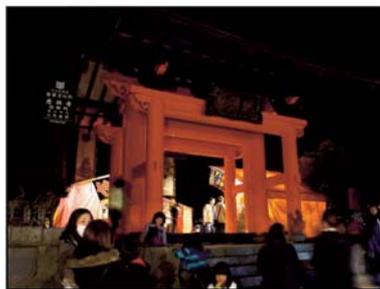
■稚児行列



■明王殿の読経



■祭典当日の境内



■日が落ち、幻想的な雰囲気



■お祭り接待「うちのお祭り」

### (5) 信玄公忌・武田不動尊祭典と「しんげんさん」

武田信玄に関する行事として、武田不動尊祭典が行われている。信玄の命日である4月12日に毎年開催され、武田不動尊、つまりは神格化された信玄を祀る祭典とみることができる。

武田不動尊祭典は、明治時代までは80年に1度の御開帳だったこともあり、古い時代の様子がわからないが、信玄公忌と武田不動尊祭典とは、あくまでも別個の行事だったと考えられる。これを同一の祭典としたのは、文政4年(1821)の二百五十年遠忌の記録として「武田不動尊式百五拾年御忌始末記録」があり、確認できる最も古いものである。明治時代中期には武田不動尊の御開帳を信玄公忌を執り行う毎年4月12日としており、そのきっかけとして、文政4年の後の御開帳が80年後の明治34年(1901)であったことと、それに先立ち明治32年(1899)に「信玄祭祀神社建設運動」が興ったことが推測できる。信玄祭祀神社建設運動はその後、大正4年(1915)に武田信玄に従三位が追贈され、大正8年(1919)には武田信玄の居館・躑躅ヶ崎館跡(甲府市)に武田神社が建設されたことで結実したが、この頃、山梨県を挙げて武田信玄に関する顕彰が盛んに行われたことにより、「武田不動尊は武田信玄の生き不動」説が脚光を浴び、武田不動尊祭典と信玄公忌を同一視する気運が高まったものと考えられる。

4月12日に恵林寺で開催される祭典を指す「しんげんさん」という呼称は、本来異なる二つの祭典を、武田信玄を通じて一つの祭典としたことを表現している。この日は、明王殿の門が開き、誰でも不動明王に手を合わせ、信玄の墓所へ参ることができる。境内には露店が立ち並び、開山堂の前では余興として巫女の舞や塩山太鼓が披露され、多くの人で賑わう。辺りが暗くなるとライトが点き、桜の咲く境内は幻想的な雰囲気になる。

恵林寺の近傍の松里小学校と松里中学校は午後より休校となり、子供たちは祭りへ出かける。かつては、祭典当日の朝礼時に全校児童・生徒に対し、校長から信玄についての話があり、朝礼が終わると休校となった。檀家の家々では、親戚・知人を「うちのお祭り」と称し、飲酒や食事の接待をする習慣がある。この日は恵林寺周辺のまち全体が祭りの雰囲気に包まれ、春の訪れを感じると同時に農繁期を迎える行事としての意味合いをもつ。

### (6) まとめ

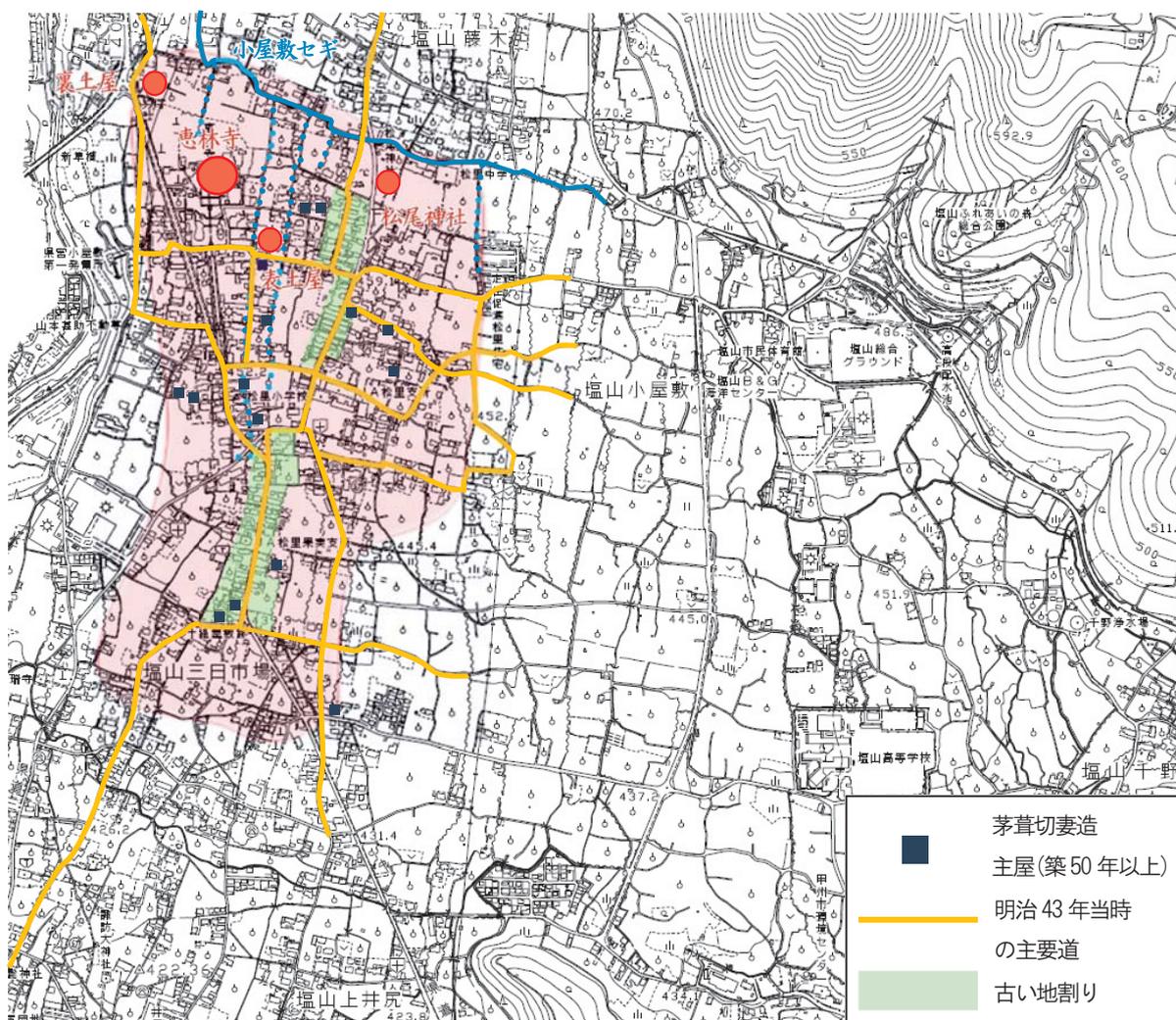
恵林寺は武田信玄の菩提寺としてよく知られており、4月12日の命日に開催される「しんげんさん」は、4月に入り甲州市での最初の大きな祭であるため、毎年大勢の見学客で賑わう。

信玄公忌は純粋に恵林寺の仏事として執り行われているが、武田不動尊祭典は準備などで近隣に住む檀家の方々が中心的な役割を負う。仏事として恵林寺の中から出ない信玄公忌に対し、武田信玄の生き不動とされる不動尊をお参りすることで、無病息災や家内安全を祈願する武田不動

尊祭典は、松里地区を越えて人々に信仰されていたと考えられる。この二つの祭典が合致することにより、「しんげんさん」は地元を挙げてのお祭であるとの共通認識が生まれ、各家では親戚や知人を集めての接待が行われる。

地元の小中学校では武田信玄についての講話を校長から聞き、「しんげんさん」のテーマである「武田信玄の供養」を知り、成長して祭典を継続していく。

このように、恵林寺を中心とした古い町並みが形成され、その中で生活している人々は4月12日の祭典「しんげんさん」に直接関わりをもち、また、接待というかたちで間接的に関わりをもちながら、武田信玄の遺徳を顕彰してきた。恵林寺とその周辺に残る町並み、さらに接待を含む「しんげんさん」の祭典は、武田信玄にまつわる貴重な歴史的風致であり、後世に伝えていきたい。



■武田信玄の菩提寺・恵林寺の「しんげんさん」にみる歴史的風致範囲

## 1 甲斐国武田家と甲州市

### 1-2 熊野神社の御幸行列にみる歴史的風致

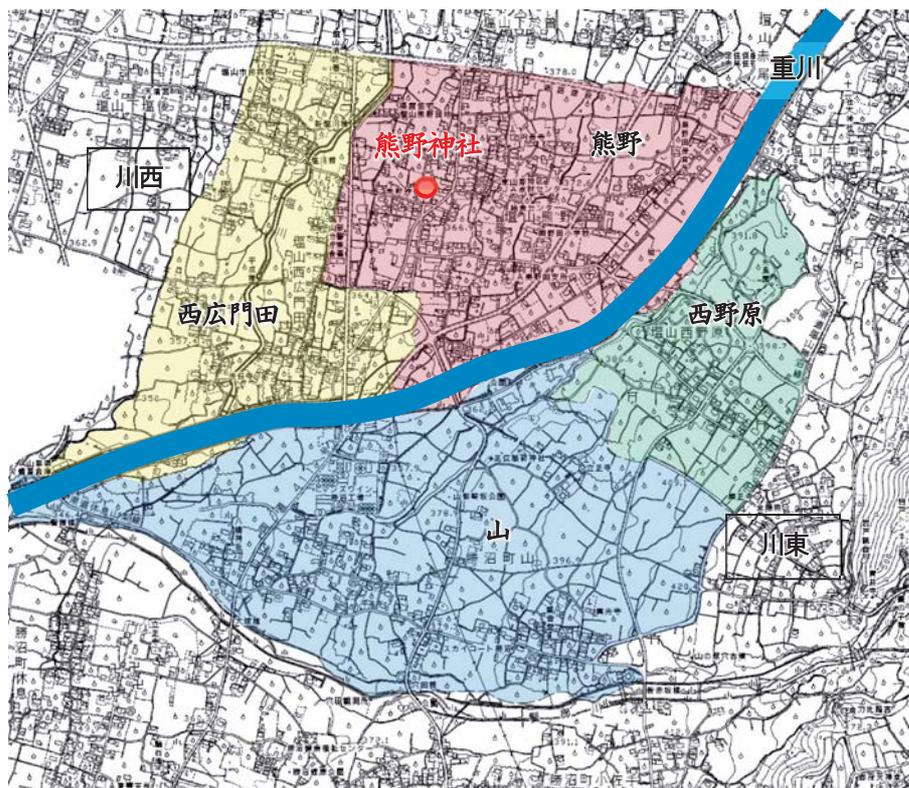
#### (1) はじめに

熊野神社は、大同2年(807)に紀州熊野神社から勸請された。一説では、もとは塩山下於曾の影井地区にあり、水害のために現在地に移ったという。

熊野神社は、重川を挟んで右岸(西側)の塩山熊野、塩山西広門田、左岸(東側)の塩山西野原、勝沼町山の4地区の氏神であり、例大祭では、重川の水防祈願と子孫繁栄を祈願する御幸行列が仕立てられ、各地区を渡御する。山梨県内に伝わる御幸はいくつかあるが、なかでも熊野神社の御幸行列は、江戸中期頃の甲斐国の御幸の姿をよく残しており、貴重である。

氏子の4地区は、重川や鬢楡川の氾濫による扇状地であるため肥沃な土地である一方、水害に悩まされる地域でもあった。そのなかにあつて高台に位置する勝沼町山は水害が少なく、江戸後期から明治までに形作られたまちなみが現在も残る。また、川を挟んで東側の地域を「川東」、西側の地域を「川西」と呼ぶなど、重川には空間認識の中心としての位置付けがあり、一帯に暮らす人々の生活や文化に大きな影響を与えていた。

各地区を巡った行列が熊野神社に集結し、4地区の行列が出揃う様子は圧巻で、地域の人々が守り伝えてきた行事や歴史が現在も伝承されている。



■熊野神社氏子の4地区

## (2) 山梨県内の御幸と熊野神社の御幸

武田信玄は永禄3年(1560)、甲斐国内の神社に府中八幡社への勤番を命じたが、熊野神社を含み勤番を免除された神社が10社あり、これらはいずれも古代以来の国衙祭祀こくがさいしと密接にかかわり、御幸祭などの祭礼を執行していた神社であった。御幸祭は水防祈願であり、10社中熊野神社も入れて6社では現在でも御幸が受け継がれている。

その背景には武田信玄が考案したといわれる「甲州流河除こうしゅうりゅうかわよけ」を、いわゆる「信玄堤しんげんづつみ」に代表される物理的な方法ではなく、神仏の加護により実践する意図がみられ、甲府盆地東側を流れる重川に対し、一帯に影響力がある熊野神社を手篤く保護することで伝統的な御幸祭を継続させ、川除けを図ったということが想像できる。

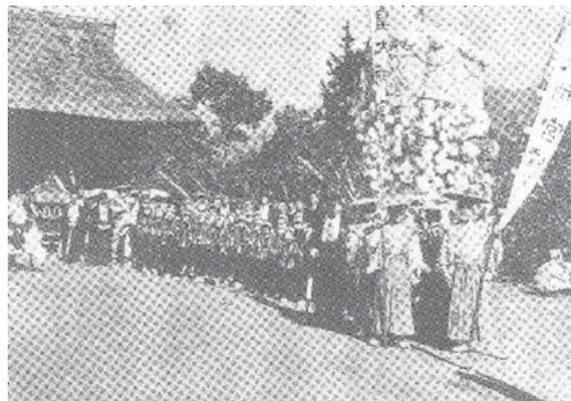
急な傾斜地を南西に流れてきた重川は塩山千野ちのに至り真南に向きを変え、塩山赤尾から再び西へ振り始め、熊野と西野原の間で大きく西へ転換する。こういった平野部に入った河川が大きく方向を変える地点は、増水時には水があふれやすいため、この地点を挟み込むように熊野神社の氏子4地区が展開し御幸祭を続けてきたことから、水防に対する意識の高さが窺える。

## (3) 熊野神社例大祭の始まり

### ①熊野神社例大祭の歴史

熊野神社例大祭の発起は明らかでないが、勝沼町山の辻家に伝わる『辻家記録』の宝暦11年(1761)の条に「熊野祭礼八月七日御幸有所御停止二付延引如此但上組年番祭礼も御幸斗二而何も鳴物なし拍子等一切不致はたばかり二而御供致候」とあり、また、奥野田村文書に寛政6年(1794)の「御祭礼御供役割帳」、文政5年(1822)の「當御祭禮御供役割帳」、文政6年(1823)の「御祭礼役割帳」の記録が残されている。これらの史料より、少なくとも宝暦11年以前より神社の例大祭に際し、付祭りとして鳴物を従える御幸があったことがわかる。

熊野神社例大祭は、かつては7月7日、9月9日の両度行われ、明治以降10月15日となっ



■昭和30年代の例大祭の行列



■昭和30年代の行列の金棒引き

だが、現在は15日に近い日曜日に行われている。例大祭では、神事に合わせて氏子による付祭りが行われる。付祭りは、地区ごとに行列を仕立て、本宮から下宮までの御幸に従う。これには人手や費用もかかるため、昭和50年頃から4年に1度くらいの割合で行われてきた。近年では、平成3年(1991)から2年に1回の実施となっており、神事は毎年行われるが付祭りは隔年で行われている。氏子総代による神事のみ祭は「イマツリ」と呼ばれる。

付祭りでは、各地区の行列が熊野神社へ渡御し、ここから下宮へ渡御する。伝承では、熊野神社を出た行列は一旦進路を東へ取り重川へ行き、その後西へ進路を変え清白寺(山梨市)の門前くぼはちまんじんじやを通して窪八幡神社まで渡御したという。近世の村切以前にはこのような形での祭礼がなされていたことも考えられる。

## ②熊野神社例大祭の役割

### 水防祈願としての例大祭

水防祈願として重川の災厄を鎮め、ひいては五穀豊穡を祈るものである。近世を通して水害の記録はないが、江戸幕府により編纂された『治河要録』には、「大川と申し候は、釜無川・笛吹川・荒川・塩川・御勅使川・日川・重川・鶴飼川」とあり、また、三大川除け場と呼ばれた治水の難所のひとつに笛吹川と重川及び日川の合流点があったため、水害に対する策を講ずる必要があった。

明治40年(1907)の水害では、西広門田地区の集落の半分が流されるなど大きな被害が出た。近代化に伴い山林の木を伐採し、石材を採るために山を荒らした結果であるが、江戸時代を通じて水害がなかったのは、水防意識の啓発として祭典が機能していたということも考えられる。

### 安産祈願(子孫繁栄)としての例大祭

安産祈願は、地域の要請に従い付加されていたものやっこぎょうれつであると考えられる。熊野神社の行列に従う奴行列こやっこの小奴にはたくさんの「ホウコウジ」が付けられる。ホウコウジは、「縁起猿」といわれる猿人形で、漢字では「這子児」を充てる。「はいはいをする子」の意で、安産の神様であるといわれている。見物人は小奴からホウコウジをむしり取ろうとし、小奴の方も取られまいと見物人ともみ合う。見物人が取ったホウコウジは、1年間神棚へあげた後、ドンド焼きなどでお焚き上げする。



■ホウコウジ

#### (4) 歴史的建造物とまちなみ

##### ①熊野神社

平地の境内には二段に盛土造成がされ、一段目には拝殿が建ち、二段目に本殿が建つ。祭神として6神を祀り、東西に6社の本殿が並ぶ。西より3棟は江戸時代の再建で旧観を失い、次の1棟は再建ができずに小祠しょうしに替えられ、その東に並ぶ2棟は文保2年(1318)に建立されたものである。拝殿は、天文18年(1549)に再興された。熊野神社の古い本殿2棟と拝殿は重要文化財に指定されている。



■重要文化財 熊野神社本殿

本殿2棟は同じ規模・仕様で、一間社隅木入春日造、檜皮葺、棟に千木と鯉木を載せる。本殿正面は嵌板壁はめいたかべとし、その外面に装飾的な格子組を当て、出入口は向かって左側面に設けるといふ、他にはない特徴を備える本殿である。



■重要文化財 熊野神社拝殿

拝殿は桁行五間、梁間三間、一重入母屋造、茅葺で、柱が細く繊細で簡素な建物である。正面と背面の中央一間分を吹き放ちの出入口とし、他は吹き放ち窓で、建具がなく開放的なつくりとなっている。

熊野神社を200mほど南へ下った場所に、下宮の明賀社みょうがしゃがある。参道に交差する通りに南面して一間社流造の小規模な本殿が建つ。鵜茅草葺不合尊うがふきあえずのみことを祀っている。

##### ②熊野神社周辺のまちなみ

熊野神社の氏子の4地区を概観すると、川西では明治以降の水害により流された地区もあるが、西広門田地区は明治時代以前の屋敷構えを残す旧家や長屋門、2階建に越屋根の付いた棧瓦葺切妻造主屋や蔵が点在している。また、敷地を土堀・築地堀など堀で囲っている屋敷構



■熊野神社の参道の民家

えが見られ、多くの水害を受けながらもまちなみを維持してきた様子がわかる。

熊野地区に所在する熊野神社の正面には、熊野地区と西広門田地区の境まで参道が続いており、鳥居が建てられている。参道沿いには民家が立ち並んでいる。

一方、川東の山地区・西野原地区は、資料が少なくその歴史や成り立ちの詳細は明らかでないが、鍵の手状に折れる道が通り、明治時代以降に養蚕推奨型として建てられた棧瓦葺切妻造主屋を持つ屋敷構えが多く残るなど、養蚕が盛んだった頃のまちなみがみえる。



■大きな屋敷が立ち並ぶ



■棧瓦葺切妻造主屋



■明治時代以前の道

## (5) 熊野神社例大祭の流れ

熊野神社例大祭の付祭りでは、本宮、新宮、那智宮の三宮の神輿が、下宮明賀社に渡御する御幸祭りとして行われる。御幸する際、西野原、西広門田、山、熊野の4地区でそれぞれ行列を仕立てるが、その中心となるのは「打ちばやし」で、神社、明賀社だけでなく、渡御中の随所で奉奏される。熊野を除く3地区が3基の神輿の警護にあたり、宮本である熊野は神旗を守ると同時に、ヤッコラコラと呼ばれる奴行列を仕立てる。

### ①打合せ

祭りの打合せは、地区ごとに9月半ばころ行われる。打合せでは、行列の参加人員、配役、衣装の確認と山車の花などの製作日程、打ちばやしの練習日などの確認が行われる。

### ②準備

例大祭当日までに各地区でハタタテが行われる。熊野地区以外の3地区は、各地区の集会場にハタを立てる。山車に飾られる花は、山車1基につき約4,000個必要で、地区で分担して作られる。また、熊野地区の行列に出る小奴の体に付けられる「ホウコウジ」は、1人あたり250個ほど、合計3,000個ほど必要となる。かつては小奴役の知り合いの女性に作ってもらい、自らが集めていたというが、現在では熊野地区全体で分担して作り、小奴役へ分けている。



■山車や太鼓山車に飾られる花の製作



■ホウコウジの製作工程

### ③打ちばやしの練習

打ちばやしは、熊野・西野原・山の3地区に伝承されている。平成7年（1995）には「打ちばやし保存会」が発足され、その継承に力が注がれている。

打ちばやしの配役は、太鼓は小学校の高学年、鼓は低学年の子ども、本笛は青年、助笛は壮年があたることとなっており、かつては家を継ぐ跡取り（長男）に限られていた。だが最近では子ども数の減少に伴い、跡取りにこだわらずに伝承活動を行っている。

打ちばやしの基本は、笛に合わせて形式的なバチさばきを演じる太鼓芸である。太鼓は、実際の音は出さず、打ち手は立ち姿で、上半身のみの動きでバチさばきを見せる。

練習は、地区ごとに9月下旬ころより開始される。バチの運法（動作）は、初めは子どもの後ろから手をとって教え、形が分かるようになると、対面してバチ運法の名称で動きをリードして教える。練習の終盤で歩みながら調子を合わせ例大祭当日に備える。

この打ちばやしは、伝習が困難な「歩きばやし」であるが、子どもたちは短期間で覚えてしまうという。このように、打ちばやしはそれぞれの地区で大人から子供へ伝承され、芸能を保持している。

### ④当日の流れ

午前8時30分より神社で宮司のりによる祝詞の奉納が行われ、氏子総代など関係者の列席のもと、3基の神輿へ御霊が移される。神事が終了すると、山、西広門田、西野原は神輿を神社から各地区へ持ち帰る。

神輿が各地区の集会場に到着すると神輿の出発式を行ない、行列と共に地区内を渡御する。

午後1時ころ各地区の行列が熊野神社に集まる。山、西野原、西広門田、熊野の順で宮入りする。境内では、拝殿に神輿3基と子供神輿4基が安置され、拝殿下の階段と鳥居の間に万灯と神旗を立てる。各地区の行列や太鼓山車は、境内の空き地に控える。

午後2時ころ、下宮へ向けて神社を出発する。鳥居を出た行列は、まず神社の外周部を時計回りに巡行し、鳥居前に戻るとそのまま約150m南下する。その東側に下宮がありここまで渡御する。境内から鳥居へ出ようとする奴行列は、小奴の衣装に縫い付けてある小さなホウコウジを取ろうとする見物人でごった返し、なかなか前へ進めない状態になる。このなかで小奴は自身の背負う乳児程度の大きさのホウコウジは取られまいと死守し、これを取ろうとする見物人ともみ合いの喧嘩になることもある。

行列が下宮に着くのが4時ころで、最後に万歳をして祭典が終わる。神輿は神社に戻され神輿庫に格納される。



■祝詞の奉納

### 行列

御幸行列の順は、3地区に警護された神社神輿3基と、武田菱のついた祭礼旗の順で、山・西広門田・西野原・熊野地区がそれぞれにつく。山、西広門田、西野原の場合、神輿の前方には、先頭から1警護、2万灯(山車)、3神旗、4打ちばやし、5鉄砲、6金棒引き、7警護で、この後に8神輿が続き、その後ろに9警護が付く。1、7、9の警護は、西野原では「六尺」、西広門田では1を「黒棒」、7を「中警護・青竹」、9を「後警護、青竹」などともいう。神旗は対になっていて、2人ずつで10人が当たる。金棒引きは、女の子が行う。神輿の担ぎ手は、最低16人必要で途中での交代要員もつく。山が担ぐ神輿が最も重いといわれている。



■行列のなかの打ちばやし



■西広門田地区内行列巡行

熊野地区が担当する祭礼旗の行列は、先頭から1榊、2宮司、3祭礼旗(先旗)、4警護、5警護、6万灯(山車)、7前旗、8組中旗、9弓、10なぎなた、11後旗(武田菱の旗)、12世話役、13打ちばやし、14世話役、15金棒引き、16大太鼓(太鼓山車)、17子供神輿、18警護、19奴行列となっている。奴行列は、先頭に大奴1人を置き、11人の奴が後に続く。大奴が日の丸の扇子を振り、「コイコイ」とかけ声すると、小奴がそれに応えて「ヤッ



■見物人がホウコウジをむしり取る

コラコラコラ」と練り歩く踊りを繰り返す。そのおり、小奴の付けているホウコウジを見物人がむしり取り合う。

40年ほど前に勝沼町山出身の実業家から寄贈された太鼓山車と子供神輿が4地区ともあり、金棒引きと中の警護の間に加わる。行列にはそれぞれ150人ほどの参加があり、神社から下宮への御幸行列では総勢600人もの大行列となる。

### 打ちばやし

打ちばやしは、太鼓（太鼓持ち2人、打ち手2人）、鼓（2人）、本笛（数人）、助笛（数人）の順で並び、渡御の行列に従い華やかさを演出している。前述のとおり、小学校の高学年が演じる太鼓と低学年の子供が演じる鼓は、打楽器的な役割をするものではなく、本笛や助笛の伴奏に合わせ、バチの握り方や腕の動きとで様式的な打ち方の型を見せるものである。その身振りから「舞う」と言われることもある。



■行列の先頭



■大太鼓（太鼓山車）、子供神輿



■万灯（山車）、前旗～



■奴行列



■太鼓

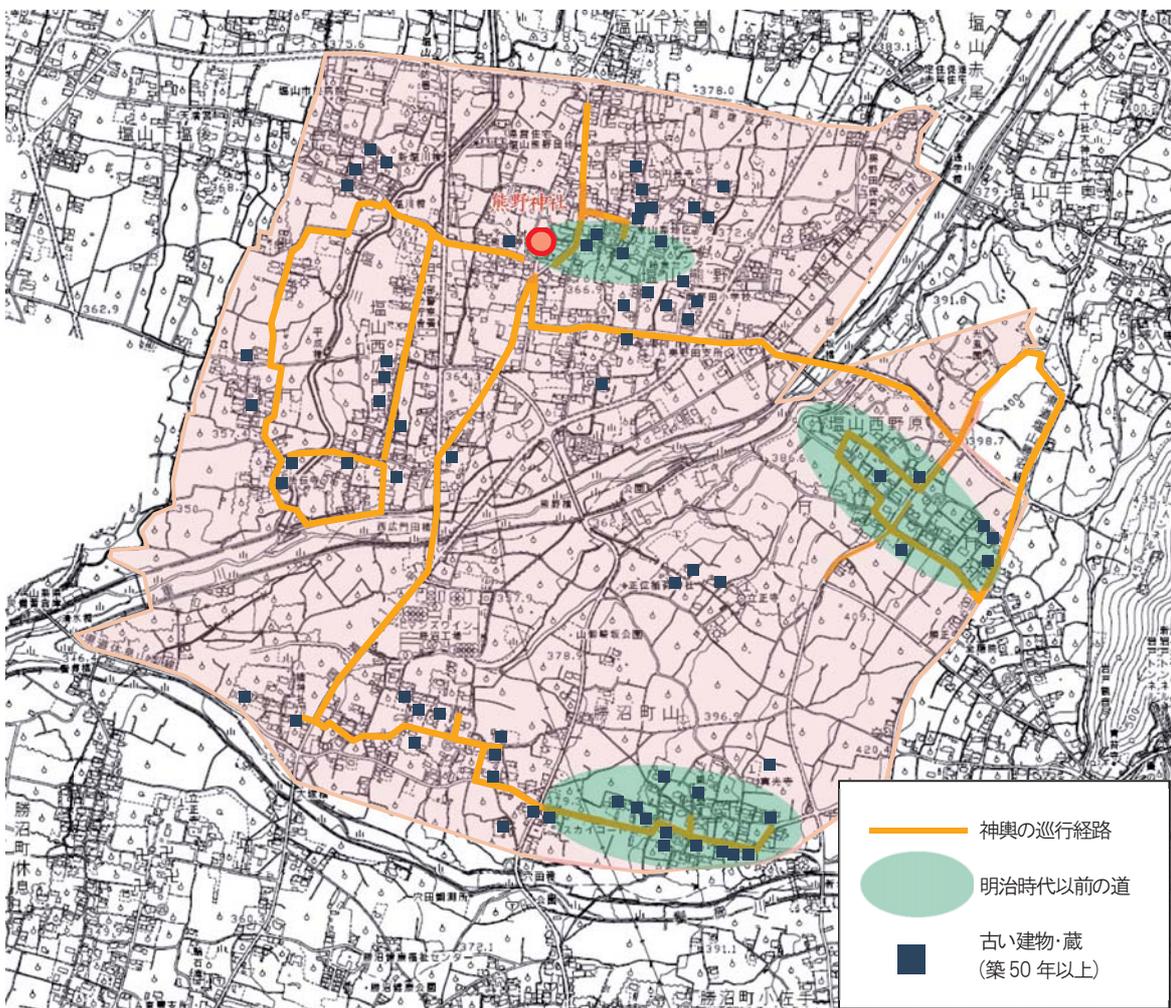
(6) まとめ

御幸行列は、行列の配役に子供から大人の各年代が割り振られており、地区の総力を結集し、団結しなければ行列を仕立てることができない。この地区の団結力が氏神である熊野神社を現在まで守り伝えた大きな原動力であった。

国衙祭祀としての水防祈願祭に安産祈願の要素を加え、現在の熊野神社の御幸行列が伝えられてきた。行列は、熊野神社が所在する熊野地区をはじめ、明治時代の建物を中心にまちなみを残す西広門田地区、明治時代以前の鍵の手状に折れる道が多く残る山地区・西野原地区を巡行し、それぞれの集落に水防祈願を伝え、それが現在にまで継承されてきた。熊野神社を中心とした御幸行列は、甲州市を代表する歴史的風致である。



■熊野地区内を練り歩く奴行列



■熊野神社の御幸行列にみる歴史的風致範囲

■コラム「熊野神社所蔵の絵画」

熊野神社には山梨県指定文化財の絵画4幅が所蔵されている。

「紙本著色飯縄権現像図」は、烏天狗の武神的な剽悍さと、飯縄信仰の占ト、謀報的な意味において特に戦国武将に注目され、信玄も深く信仰し、躑躅ヶ崎館には飯縄権現を祀る飯縄堂もあったといわれている。

「紙本著色刀八毘沙門天像図」は一面十臂（顔が1面、腕が10本）、甲冑姿の多臂像で、その姿は勇猛果敢な武将である。画面の大きさからみて、信玄が携行していた可能性もある。

「紙本著色欵器ノ図」は、武田信玄が座右に懸けて自戒したという。「傾いている器」という意味で、儒教の「中庸の徳」を図化したものである。中庸の徳を示す「信玄訓言」では「凡そ軍勝、五分を以て上と為し、七分を中と為し、十分を以て下となす。その故は、五分は励を生じ、七分は怠を生じ、十分は驕を生ず…」と戒めている。

「紙本著色渡唐天神像図」は右胸前に梅枝をかかげ、唐服の立像に描かれている。画中上段に記された賛詩は七言絶句で、「住恵林寺玄密謹題」と款記があり、恵林寺第20世希庵玄密（？一元亀元/1570）による著賛であることが知られる。

飯縄権現像図と刀八毘沙門天像図は武田信玄が、欵器ノ図と渡唐天神像図は武田勝頼が、それぞれ熊野神社に奉納したと伝えられている。奉納された経緯は不明であるが、戦国期に熊野神社が果たした役割の大きさがうかがえる。



■飯縄権現像図



■刀八毘沙門天像図



■欵器ノ図



■渡唐天神像図

## 1 甲斐国武田家と甲州市

### 1-3 武田家終焉の地にみる歴史的風致

#### (1) はじめに

武田勝頼は武田信玄の第四子である。天文15年(1546)、諏訪頼重の娘を母として諏訪に生まれ、諏訪四郎勝頼と名乗る。信玄没後、天正元年(1573)に家督を継いだ。

天正3年(1575)5月、武田軍は長篠の戦いで大敗し、以後勝頼は領土の拡大より領地の支配といった内政に力を入れるようになる。また、信州・駿府からの敵軍侵攻に備え、躑躅ヶ崎館よりもはるかに見渡しやすい七里岩の台地に目を付け、天正9年(1581)頃に新府城(韮崎市)の築城に着手した。1月に家臣への連絡を行い、2月には着工したものとされる。工事は昼夜兼行で続けられ9月には落成し、11月末頃から12月初頭頃に勝頼は新府城に移ったようである。

天正10年(1582)2月25日、武田の親族衆で富士川沿いの河内領を支配していた穴山信君が織田側に寝返り、3月3日に徳川家康とともに北上し甲斐国内に進攻してきた。さらに信州の高遠城を落とした織田信忠が南下すると、親族をはじめとした味方の多くが武田軍を見限り、勝頼の元から離れていった。勝頼はこの状況で新府城にて両軍を迎え撃つことは困難とみて、郡内(山梨県東部地域)の巨城・岩殿城(大月市)へ向かうべく、住み始めたばかりの新府城に火を放った。一行が勝沼を過ぎたところ、岩殿城主・小山田信茂も入城を拒否し、勝頼の進退は窮まった。新府城を出たときには500人~600人ほどいたとされる従者は、このときには40~50人しかいなかったといわれる。

田野の地に着いた一行は平屋敷に柵を設け陣所としたが、3月11日、滝川一益が情報を聞きつけ、滝川益重、篠岡平右衛門に命じて包囲させた。逃れがたいことを悟った勝頼は自刃して果てた。勝頼37歳、北条夫人19歳、嫡男信勝16歳であった。

甲斐源氏の祖・新羅三郎義光以来、栄光に輝き、連綿と続いた名門武田家は、ここに四百数十余年の長い歴史に幕を閉じた。



■武田勝頼の墓

## (2) 景德院による田野村の支配

武田家滅亡からわずか3ヶ月後、織田信長が本能寺の変で没すると、甲斐国は織田に代わって北条氏直と徳川家康が領地を争ったが、家康が甲斐国主に納まった。家康は甲斐国の安定化のため武田遺臣の懐柔策に力を入れ、武田遺臣の優遇、織田の兵火に焼かれた恵林寺等の復興を指示するとともに、武田遺臣・小幡勘兵衛に命じ、勝頼の菩提寺を田野の地に建立させた。建立にあたり田野郷一



■平成18年度の調査 経石の出土状況

円を茶湯料として、一山を寺領として寄進した。以後田野村は景德院の支配を受けることとなった。寺には役人が置かれるとともに検地も行われ、年貢を景德院に納めていた。

田野の集落内に景德院が建てられたわけではなく、集落よりやや高い場所に所在している。いわば集落を一望できる位置を占めており、支配関係を垣間見ることができる。また、景德院は武田勝頼追善供養のための寺院であるため、集落内には別に慈眼庵という寺が置かれていた。

徳川家康が建立を命じ、田野村全域を支配することで年貢を徴収していた景德院は、大勢の僧や役人を抱える大寺院であったことが想像される。このことを裏付ける記録として、天明4年(1784)に向嶽寺(塩山上於曾)で行われた開山抜隊禅師四百年遠忌の様子が残されている。遠忌は7日間にわたるもので、そのため恵林寺(塩山小屋敷)から57人の僧侶が、景德院からは55人もの僧侶が協賛しており、僧侶の数だけで考えれば、恵林寺に比する寺院だったといえる。

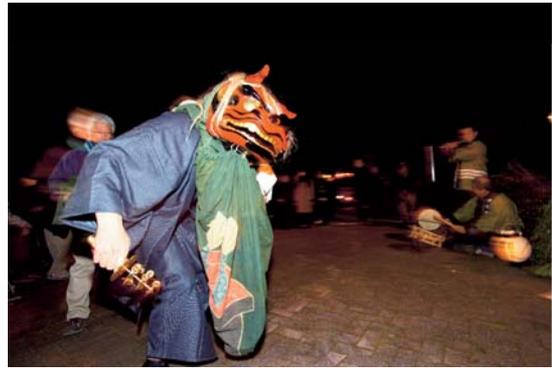
火災等により景德院の資料は失われており詳細は不明だが、勝頼の命日である3月11日には毎年供養を行ったものであろうし、50年ごとに遠忌も執り行われたものと思われる。遠忌として当時の様子が唯一わかるのが、安永8年(1779)の二百年遠忌である。現在の「武田勝頼の墓」

はこのとき整備されたもので、平成18年度の修理事業の際には基壇の内部から5千点を超える経石が出土し、平成20年度の周辺発掘調査では、甲将殿(御霊屋)周囲から沢の砂礫により整地した盛土層が検出された。こういった事業は田野村の住民の動員なしでは考えられず、毎年の供養や大事業に伴う動員により「勝頼公の供養のため」という意識が集落内で受け継がれてきた。



■平成20年度の調査 甲将殿周辺の客土された砂礫層

このような状況から、田野村での行事などは景德院や武田勝頼の供養に結びついていたものと思われ、その顕著な例として、田野十二神楽における獅子舞が挙げられる。小正月に道祖神場ではドンド焼きが行われ、そこで獅子舞が披露される。この獅子舞は、武田勝頼らの鎮魂に欠かせないものと伝承されている。



■道祖神場での獅子舞

### (3) 武田家関連の歴史的建造物とまちなみ

#### ①天童山景德院

当初「田野寺」と称したが、後に勝頼の戒名たのでらである「景德院」となった。天正16年(1588)に伽藍がほぼ完成したといい、本堂・庫裏・御霊屋おたまや・山門などが建ち並ぶ壮大なものであったと伝えられている。第一世には、武田家滅亡に際していち早く駆けつけ、遺体の供養をしたなかやまこうごんいん ふえふき 中山広厳院(笛吹市)の住職・拈橋俵因が入ることとなったが、拈橋没後はたちまち無住となってしまい、広厳院が兼帯する状態が続いた。



■景德院山門

景德院は荘厳な伽藍を誇ったが、弘化2年(1845)に火災に遭い、また、明治27年(1894)の田野の大火により、諸堂を失った。境内に残る最も古い建造物は、県の文化財にも指定されている安永8年(1779)建立の山門である。



■景德院境内

山門は三間一戸、側面3間、楼門、入母屋造で、もと茅葺だったが平成3年(1991)の解体

修理時に当初は柿葺だったことが判明し、柿葺型銅板葺に整備された。また、「甲将殿」と称する御霊屋は、明治27年の火災以後に再建された。

## ②景徳院境内と武田勝頼の墓

景徳院境内の甲将殿には、勝頼ら3人の坐像と殉難家臣の位牌が納められている。甲将殿前には、勝頼らが自刃した場所といわれる生害石があり、境内南寄り傾斜地の石仏3体は、没頭地蔵といわれ、勝頼ら首のない遺体を埋めた場所と伝えられている。本堂前の一本松は、敗戦の混乱のさなか事態の急迫を知った勝頼が、武田家累代の重宝・御旗を松の根元に立て、楯無鎧を信勝に着用させ、「摺甲の礼」を行わせた旗堅松と伝えられている。摺甲の礼とは、代々の総領が家督相続する時の儀式で、御旗（日の丸の御旗）の下、武田家の重宝・楯無鎧を身に着けて当主となったことを家臣に表すものである。

武田勝頼の墓は、甲将殿の背後に建立されている。長方形の中央基壇には3基の石塔が据えられており、中心の宝篋印塔が勝頼、右手の五輪塔が北条夫人、左手の五輪塔が信勝の墓である。左右の正方形の基壇に据えられた石塔は殉難者供養塔と称されている。勝頼の宝篋印塔の塔身に「二百年遠忌」、「安永四年」、「十一世 要導」と刻まれており、安永4年（1775）に当時の住職である第十一世・要導が二百年遠忌のため建立したことがわかる。



■左から信勝・勝頼・北条夫人の墓

二百年遠忌の法要が実際に営まれたのは、4年後の安永8年（1779）で、3月15日から21日の7日間にわたり行われたことが古文書等から判明している。本来景徳院にはこのときの奉加帳などが保存されていたのであろうが、二度の火災で焼失してしまったと考えられる。

## ③勝頼敗走の足跡（大善寺から田野へ）

天正10年（1582）3月3日、勝頼ら一行は岩殿城へ向かうため、早朝新府城に火を放ち、その日のうちに勝沼に至り、夜は大善寺に宿泊したと『理慶尼記』は伝えている。理慶尼は武田信虎（信玄の父）の弟・勝沼五郎信友の娘で、信玄の従妹といわれている。

翌4日、岩殿城へ入城しようと、一行は鶴瀬までたどり着き7日間逗留した。しかし小山田信茂が郡内への入口に城戸を建てて妨害したため、結局は笹子峠を越えることはできなかった。3月10日、行く手を阻まれた一行は、武田家にとって古くから縁のある天目山を目指し、麓の田野で平屋敷に柵を設け陣所としたが、翌11日、滝川一益らに取り囲まれ、勝頼らは自刃して果てた。

大善寺から田野までの経路には、勝頼が武運長久を祈り、不動尊を村人に託した場所といわれる「武田不動尊」、土屋惣蔵が逃亡した長坂釣 閑を討ち取り、血を洗い流したといわれる「血洗沢」、鶴瀬・駒飼郷に滞陣のおり、周囲の動性をうかがいながら小山田信茂の迎えを待つ際に腰掛けたといわれる「腰掛石」などの古跡が所在する。また、一行が目指した天目山とは大和町木賊にある栖雲寺のことで、栖雲寺は勝頼から7代前の武田信満が開き、信満の墓もある。

途上の宮本地区には鶴瀬、宮本、水野田、丸林の4地区の産土神である諏訪神社本殿が所在し、祭神は建御名方命を祀っている。創建年月は不明であるが、現本殿は寛政5年(1793)、下山大工と呼ばれる宮大工集団のひとり、土橋文蔵茂祇によって再建された。一間社入母屋造だが、正面に千鳥破風が付き、そこに向拝として軒唐破風が付く。いたるところに装飾が施されていることも大きな特徴で、山梨県指定文化財に指定されている。また、隨身門は三間一戸八脚門、安永6年(1777)の建築で、市指定文化財である。諏訪明神は、武田信玄が特に尊崇した武の神であり、県内には諏訪神社が多く鎮座している。信玄は信濃侵攻のたびに諏訪大社に祈願文を奉納し、諏方神号旗を本陣に立てるなど信仰が篤かった。



■諏訪神社本殿



■諏訪神社隨身門

景德院周辺には古戦場跡として「四郎作跡」、とりいばたこせんじょうあと「鳥居畑古戦場跡」、「土屋惣蔵片手斬跡」が所在し、それぞれ跡碑が立つ。谷を流れている溪流は、土屋惣蔵に斬られた敵兵の血で3日の間赤く染まったことから、「三日血川」と呼ぶようになり、近世では「三日川」となり、現在の河川名「日川」の語源になったといわれている。



■鳥居畑古戦場跡

なお、理慶尼が記録したとされる『理慶尼記』

は「武田勝頼滅亡記」の名でも知られ、落ち行く勝頼一行の最後の様子を書き綴ったもので、理慶尼の墓とともに大善寺に保管されている。

#### ④田野のまちなみ

景德院が所在する田野地区は、大和町の東部、日川左岸に位置し、北側に木賊地区、西側に水野田地区が隣接する。国道の笹子トンネル手前から東進・北上し、大菩薩峠<sup>だいぼさつ</sup>に至る道の途上<sup>うぶすな</sup>にあり、その間には養蚕集落が整然と立ち並ぶ。山裾に開けた集落で、ここから先は木賊地区まで集落はない。大部分が山間地で、わずかな平地に民家が集中している。

田野地区の産土神である氷川神社は、集落南東側の高台に所在する。創建年月は不明であるが、天正10年頃には祀られていたとも伝えられている。桁行六間、梁間四間の大きな拝殿と、その奥に一間社流造の本殿が、南西方向を向いて建つ。本殿・拝殿とも江戸時代の建築で、昭和40年頃に大きな修理を受けて現在に至っている。棟札には「寛保二年(1742)壬戌十月二十八日奉遷宮大聖不動尊」とあり、これは年代からみて本殿の棟札と思われる。毎年4月に行われる氷川神社祭礼では田野十二神楽が奉納され、「湯立」という神事が行われる。また、景德院は、小さな沢を隔てた集落の北東側、集落よりやや高い場所に所在している。かつては田野郷一円が景德院の寺領だったこともあり、田野地区のごく一部を除き、大部分の約50戸が檀家である。

なお、集落の西側には地区の拠点として田野地区公民館が所在し、1月の小正月にはここで田野十二神楽が演じられる。



■田野の集落



■氷川神社本殿



■氷川神社拝殿

#### (4) 田野十二神楽

##### ①十二神楽の起源と勝頼らの鎮魂

田野地区の小正月行事として受け継がれてきた県指定無形民俗文化財「田野十二神楽」は、江戸時代前期後半頃から伝承されている。

十二神楽の呼び名は、神楽の舞が十二段（獅子舞・幣束の舞・汐汲みの舞・菱組の舞・剣の舞・姫の舞・鬼の舞・鐘しょうきの舞・介者の舞・種蒔の舞・笹の舞・翁の舞）にわたって構成されているところから名付けられたものである。

大和地域では江戸時代の明暦年間（1655～1657）頃、各地区に伊勢講が構成され、田野地区でも講組織が結ばれていた。講員は毎年経費を積み立て、代参者を伊勢に派遣していたが、そのうち講中者が神楽舞を修得し、講中独自で神楽座を構成し、地元の祭事にあたって奉納したものである。

景德院の境内には没頭地蔵が祀られており、この前に御霊屋とよばれる道祖神場がある。田野地区ではこの道祖神場を設置した寛政2年（1790）、この地で悲惨な最期を遂げた勝頼らの鎮魂のため十二神楽を舞い、以来今日まで毎年の小正月にこの祭事が継続されている。十二段の神楽のうち、最初に演じられるのが獅子舞で、獅子は邪気を払い、祖霊を招く重要な役割を持つ神事舞であることから見ても、勝頼らの鎮魂に欠かせないものである。

現在、県の無形民俗文化財に指定されている里神楽（太々神楽）は5座を数えているが、このうち4座は「出雲流」のものであるのに対し、田野十二神楽は唯一、伊勢神宮を起源とした「伊勢流」であるところに特徴がある。伊勢流の特徴は、一連の神楽を演ずる前、あるいは中間などに湯立神事が行われることと、舞の中に獅子舞や天狗の舞が登場することである。また、演目の中に2人の演者が相対してばくちや相撲のしぐさを演ずるなど、きわめて庶民性の強い内容がある。

##### ②現在の祭事

十二神楽が奉納される時期は年に二回ある。1月の小正月と4月の氷川神社祭礼である。

小正月は、十二神楽を奉納するため関係者が集まりやすい1月第二日曜日付近に行われる。当日までに当番がカミアツメ（紙集め）と称して各戸をまわり、紙や賽銭を集める。集まった紙や賽銭は小正月飾りに用いられ



■道祖神場のヤナギ

る。長さ2～3mの竹を細く割り、数種類の色紙を巻きつけたヤナギ(柳)を数十本作る。ヤナギは長い柱の頂上部に縛りつけるが、柱を立てると弧を描いて垂れ下がり、柳の枝に見えることから名付けられたものである。ヤナギで飾った柱はオヤマ(御山)と呼ばれている。当日は祭り関係者や一般の方々が景德院境内にある道祖神場(御霊屋)に集まり、武田勝頼らの鎮魂を行った後、夕方の6時頃からドンド焼きと獅子舞を執行し、続いて獅子頭を先頭に行列を組んで田野地区公民館に行き、田野十二神楽が演じられる。



■道祖神場でのドンド焼き



■幣束の舞



■汐汲みの舞



■剣の舞



■姫の舞



■介者の舞



■笹の舞

氷川神社祭礼は、勝頼公の旧暦の命日にあわせ4月11日に行われていたが、現在では関係者が集まりやすい4月第二日曜日付近に行われる。

当日は祭り関係者をはじめ、一般の方々が神社境内に集まり、一通りの神事が行われた後、神楽の奉納となる。1月の小正月と異なっている点は、はやしがた囃子方の位置と十二番の神楽のうち五番目の剣の舞が終了した後、「湯立神事」が行われることである。この神事は太平洋戦争以前までは、十二番すべ



■氷川神社の祭礼

ての神楽が終わったところで行われていたが、戦後は六番以下が省略されて、五番終了の時点で湯立に入っている。

この神楽に奉仕する者は、田野地区に住む少年以上の男子となっており、昔は旧家の長男に限られていたが、現在ではあまり厳しくしていない。しかし、奉仕する者が齋戒沐浴<sup>さいかいもくよく</sup>し、衣服を改め節制を保つ点では同じである。

### (5) 武田勝頼公まつり

武田勝頼公まつりは元来、田野地区の人々（景德院の檀家）が3月11日の武田勝頼公の命日に法要を営んでいたことが始まりである。

昭和40年（1965）、武田勝頼一族と家臣の霊を慰め、この歴史を広く内外に伝えようと、「大和村武田まつり実行委員会」を組織し、以降、毎年4月11日（旧暦3月11日）に景德院境内において、村をあげての祭りとして開催されてきた。昭和60年（1985）からは新たに村内から選出された方々により勝頼公軍団が編成され、共和地区から天目地区までの村内全域をパレードし、祭りを盛り上げた。昭和63年（1988）からは名称を「武田まつり」から「ふるさと武田勝頼公まつり」に改め、開催日を4月第四日曜日に変更した。この変更は大和村の地域性を打ち出すとともに、住民総参加の祭りとして開催することで、村内の連携意識の高揚と村民の和を目的としたものである。なお、村政施行50周年となった平成3年（1991）からは会場を大和中学校グラウンドに移し、盛大に開催されている。

現在の祭りは、午前10時から景德院において、勝頼公墓前法要を行う。その後の祈願式では、武田勝頼役が甲斐国発展の礎を築いた武田三代（信虎・信玄・勝頼）への感謝と軍団出陣にあたり参加者の結心の意を表す「結心の辞」を述べた後、関係者によって「焼香の儀」が行われる。午後からは、勝頼公軍団が諏訪神社から祭り会場である大和中学校グラウンドまでパレードし、特設ステージに入陣する。ステージ上では、「武田勝頼公軍団の出陣絵巻」が繰り広げられる。まず、勝頼嫡男・信勝公の「擐甲の礼」が行われ、次に、出陣に際し、「三献の儀」が行われる。出陣の三献では、武運を念じて一献ごとに縁起の良いものを食す。一献は、敵を討つにかけて干した打ちアワビを、二献は、敵に勝つにかけてカチグリを、三献は、勝利を喜ぶにかけて干し昆布を食す。その後、勝鬨を唱和し、大和中学校女子生徒によって「巫女の舞」が奉納され、出陣式が締めくくられる。

「武田家終焉の地」として知られる大和町で毎年開催される「甲州市ふるさと武田勝頼公まつり」は、地域住民はもとより、多くの観光客が訪れる「武田家ゆかりの聖地・甲州市」を代表する春の一大イベントである。



■勝頼公軍団パレード



■三献の儀

### (6) まとめ

このように、大和地域は「武田家終焉の地」であり、武田勝頼公の菩提寺である天童山景德院をはじめ、関連史跡が数多く点在し、大切に守り続けられてきた。

田野十二神楽における獅子舞は勝頼らの鎮魂に欠かせないものであり、武田勝頼公まつりでは、武田一族の霊を慰め、甲斐を支配した権勢を語り伝えるなど、武田家や勝頼公を思う心がうかがえる。また、子どもたちは家庭や学校で故郷が「武田家終焉の地」であることを学び、地域学習に取り組む中で郷土愛を育てている。

武田勝頼公が田野の地で無念の最後を遂げて四百三十余年。勝頼公一族や家臣の魂が宿るこの地は大和地域の人々にとって特別なものであり、歴史が大切に受け継がれている。



■道祖神場での獅子舞（小正月）



勝頼公軍団ルート

■武田家終焉の地にみる歴史的風致範囲

### ■コラム①「巫女の舞」

昭和53年(1978)、大和村武田まつり実行委員会は、武田勝頼公一族及び家臣や侍女等の遺徳を偲び、その霊を慰め、後世に伝えるため「巫女の舞」を創作し、大和中学校女子生徒によって祭典で奉納されることとなった。昭和58年(1983)には、甲府市で行われる「信玄公まつり」に特別出演として、女子生徒による「巫女の舞」、男子生徒による「武田勝頼隊」が参加し、出陣の儀式や市内パレードを飾った。これは現在まで継続しており、地域の歴史を学ぶとともに、郷土を知る学習の一環となっている。大和地域の中学生は「武田勝頼隊」か「巫女の舞」を必ず経験するため、武田勝頼公の事跡に触れる機会が多い。



■巫女の舞

近年は大和中学校の生徒数が減少してきたため、信玄公の菩提寺・恵林寺の地元である松里中学校と合同編成し参加している。なお、松里中学校では信玄公忌(しんげんさん)において「巫女の舞」を奉納している。

### ■コラム②「日川溪谷・竜門峡」

田野地区から天目地区までの日川溪谷けいこくをりゅうもんきょう竜門峡と称している。巨岩と水量豊かな清流の溪谷に沿って遊歩道が整備された景勝地である。

栖雲寺開山の業海本浄の「天目山栖雲寺十りゅうもんばく峡詩」に、「竜門瀑」として詠われるほどの名勝地として知られていた。



■竜門峡

清らかな水の流れと巨大な奇石・奇岩の組み合わせは、自然美の極致を感じさせる。竜門峡の中には千賀の岩、落合三つの滝やんど、休戸の滝、平戸の石門、天狗淵、各種樹木などがあり、絶好の自然観察路でもある。春は新緑、秋は紅葉に彩られ、景德院～竜門峡～栖雲寺を結んだ経路は、歴史と自然を探索できる最適なコースである。

## 2 青梅街道沿いの歴史的風致

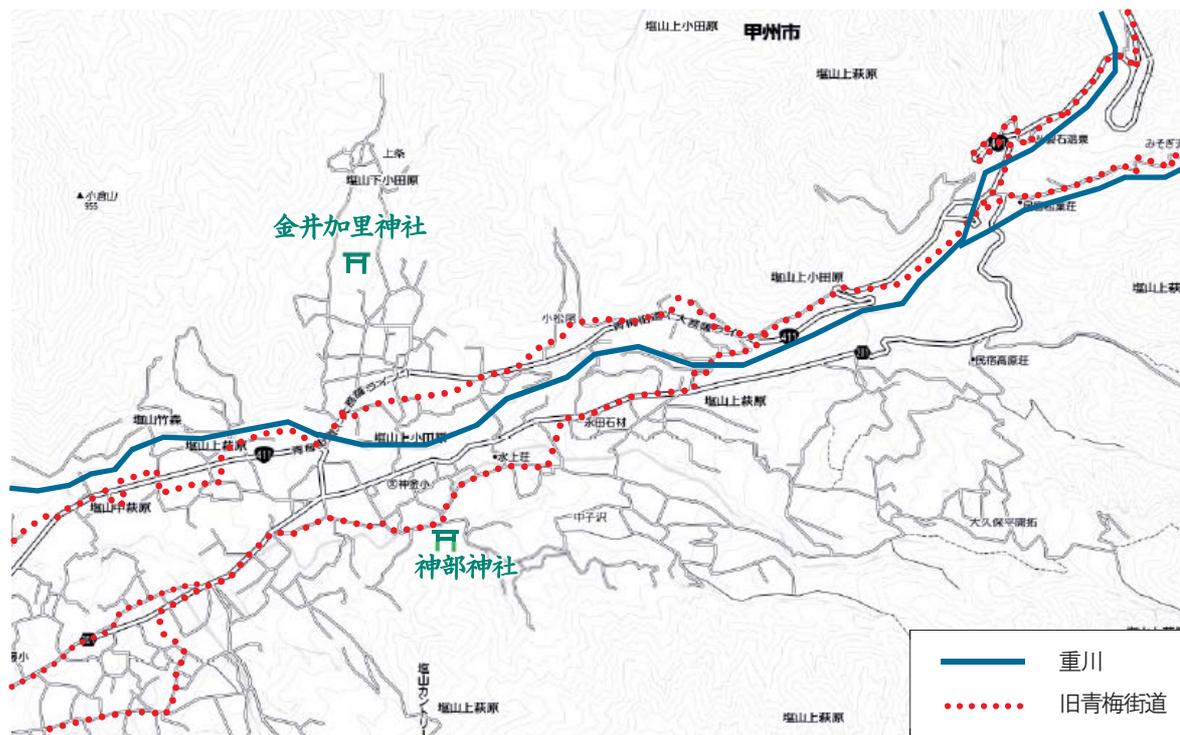
### 2-1 神部神社と金井加里神社の祭礼にみる歴史的風致

#### (1) はじめに

明治8年(1875)に上萩原村、上小田原村、下小田原村が合併し、「神金村」が成立した。村名は、重川左岸に鎮座する神部神社と右岸に鎮座する金井加里神社の頭文字をとって命名された。昭和29年(1954)の塩山市誕生により「神金村」という名はなくなったが、現在でも「神金地区」と呼ぶ。北は埼玉県との県境である塩山一之瀬高橋までと広く、大菩薩山地より流れる重川が神金地区を縦断し、重川に注ぐ小中の支流に沿って集落が展開する。

広大な地区の大半を占める柳沢峠以北の山地は、明治45年(1912)に東京市(東京都)に譲渡され、東京都の水源涵養林として手付かずの大自然が保存されているなど、総じて神金地区には伝統的な山村風景が現在まで残されている。

中でも神部神社と金井加里神社の氏子が住む旧上萩原村・上小田原村・下小田原村の周辺には、茅葺切妻造主屋のある伝統的な集落の景観がよく残されており、今も地域の伝統行事が地域の人々により守り伝えられている。



■神金地区の旧青梅街道の道筋

## (2) 神金地区の集落の様子

### ①集落の特性

甲府盆地東側の一角を占める神金地区では重川は西進しており、西側に開けた細長い緩やかな斜面と、重川に注ぐ支流が形成した緩やかな斜面に集落が作られている。南北東側を山で塞がれているが、西側が開口しているため日の入りが長く、甲府盆地の中では最も遅くまで日が差し込む地区である。



■突き上げ屋根の付いた茅葺切妻造主屋

街道に沿っては通りに面して江戸時代に建てられた茅葺切妻造と、明治時代以降に養蚕推奨型として建てられた棧瓦葺切妻造の主屋が並び、土蔵やその他の附属屋が建つ屋敷構えを有する農家が多い。それに対して街道から離れて支流に沿って展開する集落は、集落ごとに屋敷構えの規模や主屋のつくりなどに多少の差がみられる。

茅葺切妻造は甲府盆地東部に広く分布しており、建築当初は切妻の大屋根がかかるだけの建物だった。明治時代に養蚕が主産業となると、採光と換気ができ小屋裏での作業の便がよくなるよう屋根の中央を切り上げた「突き上げ屋根」が設けられるようになり、独特の姿を呈するようになった。養蚕は主に2階と3階（ワニカイという）で行われ、2階とワニカイのスペースを少しでも広くとるために、2階の床を60 cmほど下げた「梁下げ」が見られる。

養蚕推奨型の棧瓦葺切妻造主屋は明治時代に入ってから建築された。越屋根をもつものもある。茅葺切妻造主屋の大規模な改造や、解体された部材を用いているため、外観は全く異なるが一階の間取りは茅葺切妻造主屋と同じである。総2階建にしたことにより、2階部分の開口部が大きく増えたと同時に、2階以上の空間が広くなり、格段に養蚕がしやすくなった。



■棧瓦葺切妻造主屋（養蚕推奨型）

養蚕は寒冷な山村に不向きとされ、そのため神金地区では江戸時代を通して養蚕は主産業として発達しなかった。突き上げ屋根をもつ茅葺切妻造主屋と棧瓦葺切妻造主屋の広がり、養蚕の技術が改良され、寒冷な山村まで広がってきたことを伝えている。

神金地区を代表するまちなみのひとつに、塩山下小田原上条<sup>かみじょう</sup>伝統的建造物群保存地区がある。下小田原上条は、養蚕に即して発展した峡東地域独特の形式の民家が、周囲の畑地や自然環境とともにまともに残り、養蚕が盛んだった頃の集落の形態を良く残す山村集落であるとして、平成27年7月8日に重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けた。



■甲州市塩山下小田原 伝統的建造物群保存地区

保存地区内には金剛山<sup>こんごうざん</sup>と呼ばれる台地が南北方向にはしり、ひな壇状に造成された宅地が、台地北端の付根部分に所在する集会場を兼ねた観音堂を囲むように配置されている。金剛山には観音堂のほか、中央に金井加里神社、南端東側に福蔵院<sup>ふくぞういん</sup>があり、宗教施設が集中している。傾斜地を等高線に沿って宅地造成しており、宅地の南側には落し積や乱積による石垣が設けられる。石は付近一帯から産出される御影石<sup>みかげいし</sup>を使用しており、大振りの石を使用していることが多い。畑地については石垣を用いず土手のままであることも特徴である。

保存地区は、単に養蚕最盛期の建物群が残っているというだけでなく、地形を利用した神仏と村民の住み分けや、接点としての観音堂の集会所利用など、江戸時代から続く習慣が建物ごと今も保存されている。



■観音堂



■福蔵院

## ②神部神社と金井加里神社

神部神社は貞観2年（860）の草創と伝えられる。重川の左岸に座し、塩山上萩原、塩山上小田原、塩山中萩原の氏神で、旧郷社である。境内に温泉が湧いており、そのため湯山大明神とよばれ、転訛して岩間大明神と称された。なお湧泉は、明治41年（1908）創業の温泉旅館が神社に隣接して建ち営業を続けているほか、氏子の家々や近くの市立神金小学校にも供給されている。

神仏混淆期に山宮に金山彦命の本地仏（日本の神の本来の姿としての仏）である十一面観音を安置していたが、その後本殿に移し現存している。鎌倉時代末期の金銅仏で、明治維新の神仏分離令を免れて今日に伝わる。本殿は一間社流造、檜皮葺屋根。隨身門は三間一戸八脚門、もと茅葺切妻造（現茅葺型銅板葺）で、いずれも県指定文化財に指定されている。

金井加里神社は大永3年（1523）に創建された。重川の右岸に座し、下小田原の氏神である。当初山王大権現と称していたが、元治2年（1865）に金井加里と社名を変更した。本殿は寛文8年（1668）に再建されたもので、二間社入母屋造檜皮葺、正面千鳥破風付の、小規模ながら異色の形態を示す神社建築で県指定文化財である。また隨身門は三間一戸八脚門、もと茅葺切妻造（現亜鉛鉄板葺）で、市指定文化財である。



■神部神社本殿



■金井加里神社本殿



■神部神社隨身門



■金井加里神社隨身門

### (3) 神部神社と金井加里神社の例大祭

#### ①神部神社

祭日は3月30日で、神輿が氏子域を渡御する。例大祭の前日には、氏子総代により神社境内のハタタテと氏子域の境界に竹と縄で結界が張られ、神輿の巡行路に子供クラブにより灯籠が置かれる。神戸ごうどという集落では、1週間ほど前に集落の中心に「油障子」を組み立てる。油障子は油を塗って防水性を高めた紙を張った障子で、7つの提灯と2つの灯籠を吊るす架台の屋根の部材であるが、提灯の架台も含めて油障子と呼んでいる。市内で祭典にあたり油障子を組み立てる地区は、神戸を含め2地区しかない。

例大祭当日は、神輿庫より神輿が出され、隨身門の正面へ据えられる。拝殿で神事が行われた後、神輿に御霊が移され、神輿が出発する。神部神社の神輿は約300kgの重量があり20人以上で担ぐ。6ヵ所の御旅所で祝詞があげられ神輿を休める。神社に戻り、神輿の納式が行われる。



■上萩原神戸に建つ油障子



■上萩原神戸に建つ油障子



■神輿へ御霊移し



■神社を後にし出御



■御旅所（向久保集会所前）

#### ②金井加里神社

祭日は3月30日であるが、それ以前は4月3日、さらに古くは3月15日であった。

例大祭の前日には、氏子総代により神社境内のハタタテと氏子域の境界に竹と縄で結界が張られる。

例大祭当日は、神社にて祝詞が挙げられ、大人神輿と子供神輿に御霊が移される。2基の神輿は、本殿を3周した後、金剛山の尾根伝いに上条へ進む。神輿には氏子総代と神主が付き従う。

金井加里神社の神輿は神部神社より小振りで12人程度で担ぐ。神輿を担ぐ掛け声が聞こえてくると家を出て祝詞が挙げられる結界附近に集まり、ここに集まった住民には「オブック（神前にあげられたお供え）」が配られ、そのご利益と共に家に持ち帰られる。御旅所である観音堂で神輿を休め、さらに北へ進み、結界域に着くと神主により祝詞があげられる。その後、5ヶ所の御旅所で神輿を休めながら氏子域を巡行し、神社まで戻る。道中、福蔵院から神社へ続く参道に差し掛かると、ここに20段の石階段がある。疲労困ぱいの担ぎ手は大きな掛け声をかけ、最後の力を振り絞り登りきる。登りきると200mほどで神社に到着である。



■出発前の神事



■本殿を3周する



■御旅所（観音堂前）



■神輿の巡行



■石階段を登る



■神社へと戻る

#### (4) 両神社の例大祭の歴史的背景

両神社の祭日が同日となってからは、神部神社の神輿渡御の道筋が金井加里神社の領域を侵す形になり、境界で神輿同士の喧嘩が行われるようになった。境界は小田原橋と小田原橋の上流に1カ所ずつあり、ここには結界が張られる。金井加里神社の氏子である下小田原村は、重川に沿って上下に長い神部神社の氏子の村に挟まれており、神部神社の神輿の渡御ではどうしても下小田原村を通過しなければならなかった。金井加里神社の領域に進入しようとする神部神社の神輿を金井加里神社の神輿が阻み、神輿の押し合いが次第に過熱し、激しい神輿のぶつかり合いとなっていた。「喧嘩祭り」として近郷一帯にその名が知れ渡るに従い、見物客も多くなったとい

う。特に、太平洋戦争の終戦後は、戦地から帰還した若者達がこぞって神輿を担ぎ、神輿のぶつかり合いがとても激しく行われたという。

昭和34年(1959)の台風7号や台風15号(伊勢湾台風)の襲来で山梨県内では甚大な被害があり、神金地区も重川や文珠川もんじゅがわの氾濫で一帯は大きな被害を受けた。以後、神部神社では例大祭での神輿渡御が休止され、神事のみ行う年があり、金井加里神社のみ神輿渡御が行われることが多かった。

神輿渡御の休止中でも、通り(県道)に面した神部神社の氏子の家々ではこれまでどおり例大祭にあわせて灯籠を並べ、祭典をはさみ3日間ほど点灯していた。また、神戸の集落には油障子と呼ばれる提灯の架台が組み立てられ、周辺一帯が祭典の雰囲気きんぎょに包まれていた。灯籠や油障子は昭和60年(1985)から平成7年(1995)まで休止したものの、油障子はその後毎年組み立てられるようになった。一時建てられなくなった理由として、限られた数人に組み立てを任せていたことがあり、残されていた部材と記憶を頼りに組み立て方を復原してからは、誰でも組み立てられるようごうどぐみ神戸組として方法を共有するようになった。また、現在の油障子にはかつて通りに並べていた灯籠が二つかかっているが、これには祭典で使用していた道具を後世に伝える想いが込められている。

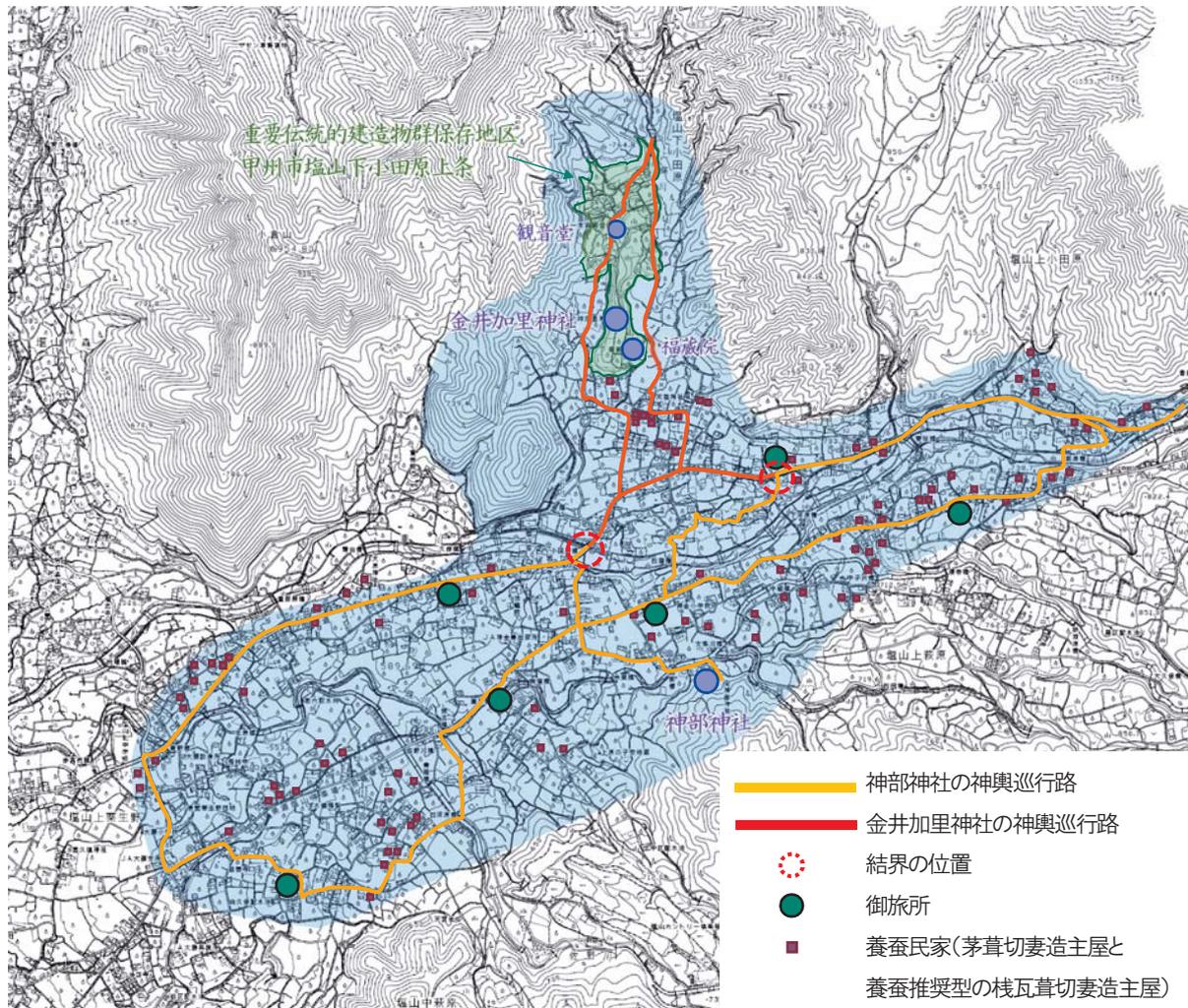
両神社の神輿が出揃ったのは、平成21年(2009)から24年に実施された神部神社隨身門の修復工事の竣工がきっかけとなり、隨身門修復工事竣工を記念して例大祭で神輿渡御が行われた。神輿同士がぶつかり合う「喧嘩」はされなかったが、小田原橋の境界で両神社の神輿が揃い、「対面」した。以後、毎年両神社の神輿は3月30日の例大祭に神輿の渡御を行い、多くの住民が神社や沿道に集まり例大祭を盛り上げている。

## (5) まとめ

平成24年(2012)の例大祭は、両社の神輿が揃うということで地元の新聞でも取り上げられた。金井加里神社では毎年神輿渡御を行っていたが、神部神社では神輿の損傷が大きく、収蔵庫から出しても担いで渡御することはひかえられ、氏子の方々によって少しずつ修理が繰り返行われてきた。久しく個々の例大祭として開催していたものが、再び共同して行われるようになった背景には、両社の氏子総代会を中心に各々の例大祭を大切に継続してきたことと、かつての盛大な光景を復活させたいという関係者の強い思いがあった。

神金地区には、古い伝統文化がよく保存されており、神仏に対するそんすう尊崇の念も強い。東山梨地域では、小正月にあわせて道祖神場にオコヤを設ける地区が多いが、神金地区のオコヤは上条集落に代表されるような神社の本殿を模したものが目立ち、これは両社の氏子であることが関係していると考えられる。

神部神社と金井加里神社は神金地区の歴史や文化に大きく関与してきた神社である。両神社で行われる盛大な祭典が、上条伝統的建造物群保存地区に代表されるような山村集落の景観とあいまって、神金地区独自の歴史的風致を作り出している。



■神部神社と金井加里神社の祭礼にみる歴史的風致範囲

### ■コラム「神金地区の道祖神のオコヤ」

神金地区の道祖神祭りは、1月13日の「オコヤ作り・オヤマ立て」、14日の「ドンド焼き」、20日の「オヤマ倒し（オヤマ転ばし）」の3要素からなっており、これは正月の歳神や盆の精霊を「迎える」「祀る」「送る」要素と一致するものである。これに先立ち、子どもたちが寄付金を集める「キッカンジ」が11日に行われる。

神金地域の道祖神の多くは集落の中央部の辻に祀られている。御神体は丸石が多く、石で築いた土台の上に1個ないし数個置かれている。

オコヤは、道祖神の丸石を安置した土台石の全体を、スギやヒノキの葉で囲うようにして作られる。スギの葉は、葉の先端に花芽が付いているものを選んで使っている。オヤマは、色紙で作ったオコンブクロやキンチャクなどを竹の先に飾り付け、道祖神場に立てたもので、オヤマを立てない組もある。オヤマは20日のオヤマ倒しまで立てられているが、オコヤはドンド焼きの火に投じて焼いてしまう。

オコヤは市内全域で見られるが、形状・材料は地区ごとに異なる。神金地区では神社の本殿を模した形でオコヤを作る組が多く、屋根に竹の垂木を付けたり、棟の左右にスギの葉で「シャチ」を置くことも共通する。中でも下小田原区の上条組で作るオコヤは、竹の垂木や藁の軒付けがある屋根を別に作って載せるなど、より本殿を意識した造りとなっている。



■神金地区の道祖神のオコヤ



■上条集落の道祖神のオコヤ

## 2 青梅街道沿いの歴史的風致

### 2-2 塩ノ山南麓の市街地の営みにみる歴史的風致

#### (1) はじめに

山々に囲まれた甲州市にあって、市街地の西側に孤立する山が「塩山」の地名の由来になった塩ノ山である。標高は約 554 mを測り、山頂から市内を一望できる。向嶽寺の領地であり、市街地に接しながらも大きな開発がされることなく景観が保全されている。アカマツの天然林としても知られている。

この塩ノ山は古くから甲斐の歌枕として知られており、11世紀前期頃に成立した『能因歌枕』に「シホノ山」、13世紀初頭の『八雲御抄』に「しほの山」等と記録されている。現在知られる塩ノ山を詠い込んだ

最も古い歌は『古今和歌集』所載、「志ほの山 差出の磯に 住む千鳥 君が御代をば 八千代とぞなく」である。詠み人知らずであるが、「塩ノ山」と「差出の磯（山梨市）」の情緒は、この歌のイメージから宮廷歌人の憧れの地となり、さらに15世紀前半には、「塩山蒔絵硯箱」のような工芸品の意匠にまで発展した。

塩ノ山がある塩山上於曾は、甲州市役所や塩山駅が集まる市の中心地であるが、近世までは単に平地の農村にすぎなかった。転機は明治36年（1903）の鉄道開通と、それに伴う塩山駅の開業にある。近世を通して大きな武家屋敷が残った下於曾に対し、街道沿いに発展した経済中心地の千野という特徴が明確となり、その間に挟まれた上於曾は農地が保存された。鉄道開通に伴って上於曾に塩山駅が置かれたことにより、周辺の農地が市街地や商店等に整備され、東山梨で随一の繁栄をみせた。



■塩山地域の上於曾・下於曾・千野地区

昭和3年（1928）に誕生した塩山町で役所が上於曾に置かれて以来、甲州市となった現在に至るまで市の中心地となっているが、向嶽寺をはじめ菅田天神社や旧高野家住宅など、市を代表する歴史や文化財が保存されている地でもある。

## （2）於曾郷の成り立ち

### ①於曾の歴史

大化の改新後、東海道の一国として甲斐国が誕生し、山梨・八代・巨摩・都留の4郡が置かれた。正倉院宝物の和銅7年（714）の墨書に「甲斐国山梨郡」と見られるのが最古で、『和名抄』に記される山梨郡10郷のうち、「於曾郷」が現在の字名に残る於曾（上於曾・下於曾）を中心とした地域であったと推定される。



■県指定史跡 於曾屋敷

この地に最初に入ってきたのは古代氏族である三枝氏、次いで甲斐源氏の安田義定であった。安田義定の後、鎌倉時代に甲斐源氏である加賀美遠光の子・光経と光俊がこの地に入り、「於曾氏」を名乗った。この於曾氏が屋敷としたのが県の史跡として下於曾に残る於曾屋敷である。

### ②於曾と菅田天神社

菅田天神社は上於曾・下於曾地区に氏子を持つ神社である。承和年中（834～848）の勧請といわれ、古来より於曾郷の鎮守であったが、戦国期に入ると於曾氏や武田家との関係を深くした。その一方で、於曾郷の分化とともに上方・下方それぞれの鎮守として若宮八幡宮が祀られていき、慶長年中に分村すると両社はそれぞれの村の鎮守と認識された。



■菅田天神社

近世になると、菅田天神社は於曾氏と武田家を失い、再び於曾郷の鎮守としての性格を強めていった。その際、上於曾村にあった菅田天神社は、同村の鎮守であった上ノ若宮八幡宮を吸収し、自らが村の鎮守となったため、上ノ若宮八幡

宮は村内の小社として祀られるに止まった。しかし、菅田天神社は別村となった下於曾村の鎮守とならず、下於曾村は郷の鎮守として菅田天神社を祀り、村の鎮守はあくまで自村内にある下ノ若宮八幡宮を祀った。

### ③開基・武田信成と向嶽寺

向嶽寺（塩山上於曾）は山号を塩山といい、臨済宗に14派あるうちのひとつの本山で、向嶽寺派を名乗る。境内は南北300m、東西170mと広く、北側は塩ノ山に接し、その山裾を利用して名勝指定の庭園が造られている。中心市街地の北西に位置し、塩ノ山を含む広大な境内が開発されることなく保存されている。



■重要文化財 向嶽寺中門

向嶽寺の前身である草庵向嶽庵の開基は武田信成で、開山抜隊得勝の語録に「当国主武田刑部法光塩山を寄進す」と記されている。抜隊

禅師は永和4年（1378）、武蔵国から甲斐国に移住して竹森に草庵（現高森院）を構えるが、彼に師事した宝珠寺（山梨市牧丘町）の昌秀庵主に塩山への移住を勧請され、信成の寺地寄進を受けて、康暦2年（1380）に現在の地へ移った。

武田家が甲斐国守護として甲州市域に直接関わりを持つようになったのは信成・信春親子の代からである。南北朝争乱期にあつて政情が不安定な時代、安芸守を兼務しながら甲斐国に入った信成は、それまで拠点として使われていた石和（笛吹市）ではなく塩山地域を拠点とした。信成の館は笛吹市八代町北の清道院境内とするのが通説だが、信成の菩提寺である継統院は塩山千野にあったとされ、館も同地にあったとする説がある。継統院が廃退した以降、恵林寺の塔頭に移され、のちに信玄は快川国師を招き、恵林寺の他に武田信繩の牌寺長興院、信成の牌寺継統院も住持させた。

信成の子・信春は千野の慈徳院境内に館を構えていたとされ、別名千野館と呼ばれていた。また、信春の子・信満は大和町木賊の栖雲寺を興し、開基となっている。

信満の子・信重の代以降、甲斐守護として向嶽寺を守護することは、武田家を継ぐ者の責務であり、甲斐の守護としての自らの地位の主張でもあった。このことが、市域に著名な社寺が保存され、また、武田家滅亡後も徳川家康らによって守られてきた大きな理由である。

#### ④向嶽寺と塩山温泉

塩山温泉は塩ノ山の東麓にあり、14世紀末に向嶽寺を開山した抜隊禅師の発見と伝えられる。享保9年（1724）「上於曾村村鑑明細帳」によれば、温泉は向嶽寺の御朱印のうちにあつて、門前41軒のうち16軒が湯宿を開いていた。浴客も当時年間1万人を越え、青梅街道沿いおうめにあつたため大菩薩越えて訪れる湯治者も多かつた。門前を取り仕切るのは向嶽寺で、温泉場における出来事はすべて向嶽寺に届けられて処理されていた。温泉の管理は門前百姓が請負い、また、湯宿錢も向嶽寺の許可を得て定めていた。

『甲斐国志』山川部には、「温泉、塩山ノ寺門ノ東ニテ青梅路ノ傍ニ在リ微温ナリハ九月ノ頃脾胃虚冷ノ人入浴ス又婦人無子モノ夫婦同浴スレハ則チ子アリ若シ得サレバ明年モ亦如是ス三年ヲ過ギズシテ必ズ驗アリト云」とあり、冷泉だったため浴客は夏秋に多く、江戸期を通じて薬効がある温泉として有名であった。同書向嶽寺の条にも「薬泉 一基東門ノ前ニ在リ」と記され、「薬泉」との表記から、もともとは向嶽寺が大衆のために施していたものと思われる。

明治36年の中央線の開通と時を同じくして、塩山温泉は向嶽寺の管理から離れ、民間で経営されるようになった。



■甲州塩山向嶽寺略図（享保年間）

### (3) 塩山上於曾の発展

#### ① 鉄道開通以前の様子と甘草屋敷

現在、市役所や塩山駅が所在する塩山上於曾であるが、近世においては下於曾村と千野村が有力な集落であったのに対し、上於曾村は畑中心の村であった。「上於曾七軒」と呼ばれたように数人の名主・長百姓の農家があり、そこに小作人が付く、あるいは小前百姓に貸すといった状況だったことが想像できる。

上於曾村の高野伊兵衛の居宅である旧高野家住宅はJR中央線塩山駅の北口正面に位置し、主屋のほか附属屋5棟や宅地が重要文化財の指定を受けている。屋敷地は南面から東面にかけて通る旧青梅街道南線に面する。高野家は江戸時代には代々伊兵衛を名乗り、長百姓を勤めてきた家柄であり、薬草である甘草を栽培して幕府へ納めていたことから「甘草屋敷」と称された。このような大きな農家が点在し、近接して小前百姓の家が集まっていたと考えられる。



■重要文化財 旧高野家住宅

#### ② 鉄道開通後の塩山駅と周辺のにぎわい

明治36年(1903)の中央線の開通と塩山駅の開業が、その後上於曾の発展に大きな影響を与えた。まず、鉄道敷設と駅設置にあたり高野家の土地が提供され、青梅街道の南線と呼ばれる、菅田天神社方面から甘草屋敷の東を通り、赤尾を経て大藤方面に行く青梅街道南線が鉄道で分断された。駅の南側にはのちに雨宮敬次郎が寄付した道路(雨敬新道)が東進して設けられるなど、塩山駅を中心に基幹道路整備がなされ、物資の集積地となるにつれ上於曾へ人口が集中し、その受け皿として上於曾の町が形成された。

鉄道による大量輸送で、物資の流通は急速に拡大し、神金村から切り出された塩山御影(花崗岩)が商品として一躍脚光を浴びた。『東山梨郡誌』によれば、京浜地方への輸出は明治39年(1906)頃からであり、まさに中央線の開通で始まったという。塩山御影は東京の鉄道の枕石としての需要があった。その後、大正12年(1923)9月1日に東京・横浜地方を関東大震災が襲い、壊滅的な大打撃を受けた両都市の復興のためますます石材の需要が増加した。そのため山梨県では、県営の箕輪山の



■三塩軌道跡

採石場から塩山駅まで軌道を敷き、トロッコで石材を運搬することとした。神金軌道と呼ばれ、工事は大正14年（1925）10月末に完成し、効率的な石材出荷が可能となった。

一方、昭和8年（1933）には、千野で神金軌道に合流するかたちで、三富村（山梨市三富）から木材を搬出するための三塩軌道さんえんきどうが加わった。また、勝沼のブドウやワインは大正2年（1913）に勝沼駅（現勝沼ぶどう郷駅）が新設されるまでは、塩山駅まで運び入れて輸送していた。

鉄道は繭の輸送にも使われた。繭については、明治41年（1908）に駅の近くに丸十委託商會まるじゅうが創設され繭市場が立った。丸十委託商會は関東一という規模を誇り、県内各地から繭が集まった。丸十委託商會の跡地には、現在市役所が建つ。

鉄道開通と塩山駅開業に伴い、駅の予定地の北に隣接した広大な私有地を、中村季候がいち早く市街地として開発した。現在の名称は塩山上於曾の町屋であるが、地域住民は現在でもその辺りなかつむらきこうを「季候町」と呼んでいる。

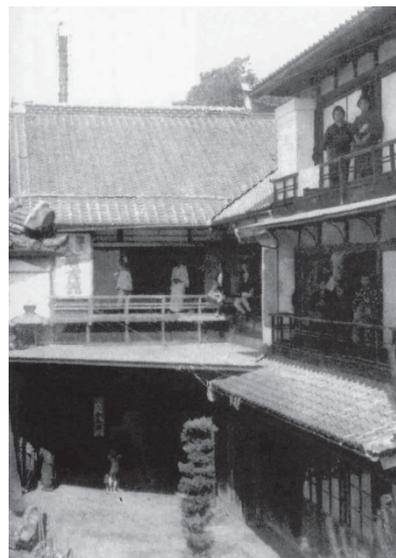
このように明治36年の鉄道開通と塩山駅開設から大正期、とりわけ第一次世界大戦後の日本経済の急膨張と生糸ブームを背景に、駅周辺は周辺諸村からの物資の集散地として発展し、東山梨一の繁華街として栄えた。

#### （4）街道に沿って発達したまちなみと歴史的建造物

##### ①塩山温泉と季候町のまちなみ

明治36年の中央線の開通後の塩山温泉は、鉄道に乗って遠近の客が集まったほか、塩山駅周辺のにぎわいにより繁盛した。現在でも6軒の温泉旅館が営業しており、明治36年創業の廣友館こうゆうかんと中村屋旅館は当時の面影が残る建物で営業している。

また、季候町は鉄道を契機として形成された町の典型で、1辺30～50mの正方形または長方形に区画し宅地とした。季候町には青梅街道北線が通り、もともと街道に沿って人家があったが、鉄道開通以降は通りの両側に短冊状に地割された商店が並び、娯楽施設は塩山駅と塩山温泉の間にある季候町と中央通りに集中した。現在でも飯島家長屋門や荒木薬局、塩山シネマなど、当時の季候町の様子を伝える建造物が残っている。



■大正13年頃の廣友館

### 廣友館

廣友館は、温泉街のほぼ中央に立地し、明治36年創業当時の面影を残す旅館である。玄関棟は入母屋屋根で、入口に切妻の庇が付いている。2階部分は54帖の広間になっている。東隣には、大正時代に建てられた木造3階建の客室がある。寄棟造屋根で、2～3階の南面前面に欄間付の木製ガラス窓と欄干を備えている。



■廣友館

### 中村屋旅館本館（登録有形文化財）

中村屋旅館は、中央通りから西側の脇道に入った先に立地する。敷地には中央に本館、その西側に新館を配し、本館の正面には前庭を備えている。脇道には本町通りに面して中村傳一と表札が記された門柱があり、聞き取り調査によると、かつて中村屋旅館は中央通りに面していたという。



■中村屋旅館本館

本館は、大正7年(1918)生まれの先代が生まれる直前の同5～6年の建築と伝えられる。規模は間口約14m、奥行約11m、木造2階建、棧瓦葺の寄棟造りで、正面東側には昭和10年(1935)頃に建築したという増築棟が取り付く。また、背面東側には昭和30年(1955)頃に建築したという別棟を配する。内部は、玄関の天井に扇状の竿縁を配するなど、大正時代のハイカラな意匠をよく残している。

### 飯島家住宅長屋門（登録有形文化財）

飯島家住宅長屋門は、中央通り(旧国道411号線)に西面している。駅周辺は駅の開業とともに温泉業を中心として栄えたが、飯島家はその発展に貢献した名家である。



■明治35年の飯島家長屋門



■飯島家住宅長屋門

長屋門のうち北側の旧店舗には主屋が接続し、居室として使われている。規模は桁行3.5間、梁間2間の木造2階建、外壁は土壁である。南側物置は桁行6間、梁間3.5間の木造平屋建、外壁は土壁、屋根は切妻造、トタン葺きで、通りに面する西側は全面建具を入れ、北から2間分が出入口となる。旧土蔵と同様に店として人に貸していた。

旧店舗と物置に挟まれて門が建つ。門扉の上部に嘉永元年（1848）の墨書がある。2階建の店舗が附属する特異な形状から「見上げ見下ろしの（長屋）門」と呼ばれていたという。

### 飯島家住宅旧土蔵（登録有形文化財）

飯島家住宅旧土蔵は、桁行4.5間、梁間2.5間の木造2階建て、外壁はモルタル仕上げに変えられている。明治30年の家相図では、東面に2カ所の出入口を持つ土蔵として描かれており、通りに面した西側の土壁を撤去し、間口全面に建具を入れ出入口としたのは、通りの往来が増えて商売を始めたためであり、大正時代に行われたと思われる。



■飯島家住宅旧土蔵

### 荒木薬局

荒木薬局は、中央通りに西面し、季候町の入口に所在する。荒木家は柳澤家の薬番を務めたと伝えられている家柄で、明治時代末に当地に移ったという。木造瓦葺切妻造、平入の建物で、通りに面する2階の窓の前面にタイル貼の壁を設けた看板建築に改修されている。東に土蔵が接続するが、この土蔵は薬の保管庫として使用されていたため、主屋内部に土蔵入口がある。



■開業当時の荒木薬局



■現在の荒木薬局

### 中央区区民会館（旧千野学校校舎）（登録有形文化財）

中央区区民会館は、明治12年（1879）年に甲州市塩山千野に建てられた私立里仁実業学校（千野学校）の校舎を、学校廃校後昭和23年（1948）に現在の中央通り沿いに部材を使って新築され、警察署や県立図書館塩山分館として使用された。

建築様式は、明治期の山梨県令藤村紫朗が奨励した擬洋風建築「藤村式建築」の学校建築である。寄棟造、2階建の正面に切妻造の玄関棟が附属する独特の外観は千野学校校舎としての面影を残している。



■中央区区民会館（旧千野学校校舎）

### 塩山シネマ

塩山シネマは、中央通りから東側の脇道に入った先に立地する昭和32年（1957）創設の映画館である。規模は桁行6間、梁間14.5間で、1階の劇場内には客席が120席ある。今は使用されていないが、かつては2階席もあった。ワンスロープ式の場内は2階席を有していた劇場だけに天井が高く、その分スクリーンが非常に大きいのが特徴である。

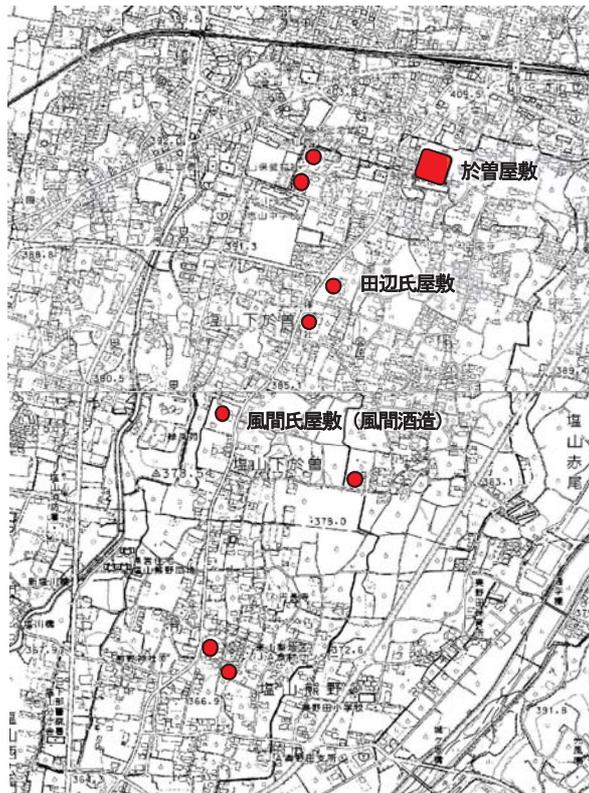


■塩山シネマ

## ②塩山下於曾のまちなみと黒川金山

下於曾地区には、甲斐源氏加賀美遠光の四男光経（於曾四郎）が屋敷とした於曾屋敷と、黒川金山に関する寺院や金山衆の居宅跡が残る。

黒川金山は塩山上萩原の字萩原山にあり、16世紀前半に最盛期を迎え、17世紀中頃に終焉を迎えた金山である。最盛期には鉾山付近の谷に沿って鉾山町を形成し、標高1,300mの山中にありながら、「黒川千軒」と呼ばれるほどのにぎわいをみせた。近接して寺屋敷という地名が残り、かつて寺院がここに存在していた。黒川千軒の界隅から後に別の場所に移転した寺院として、一之瀬高橋地区に黒川山金鶏寺、赤尾地区に永久山法蓮寺、そして下於曾地区に金光山妙善寺と地宝山正念寺がある。



■於曾屋敷と金山衆屋敷群

下於曾から熊野にかけて多数の金山衆がこの一帯に本拠をおき、館を構えていた。現在でも風間氏屋敷（風間酒造）や田辺氏屋敷には土塁や地割が残っているほか、田辺家には大久保長安の文書など金山に関する文書もあり、当時の様子が伝わってくる。このように下於曾は中世から近世にかけて土豪屋敷を中心に発展し、今日までその歴史を伝えている。

### 於曾屋敷（県指定史跡）

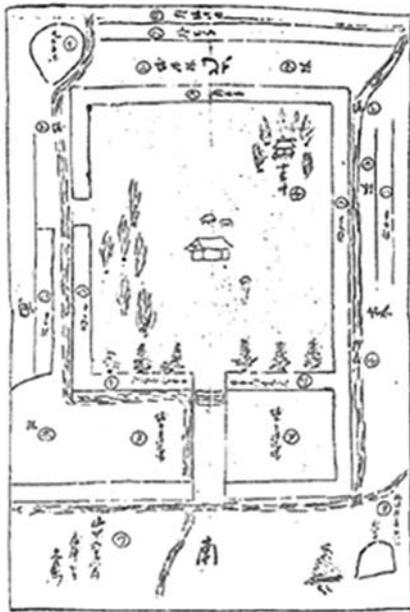
於曾屋敷は東西112m、南北153mで、四方を土塁で巡らせている。土塁の高さは約3.0m、上部の幅は1.6m、底部の幅は2.7mある。また、於曾屋敷の小字は「旗板（ハテイタ）」といい、土塁の上に板塀が設けられていたと考えられる。

現在残る土塁は、南・東・西辺が内土塁で、北辺は外土塁である。平成27年度の発掘調査で、削平された北辺内土塁の痕跡が検出されている。土塁に囲まれた東半

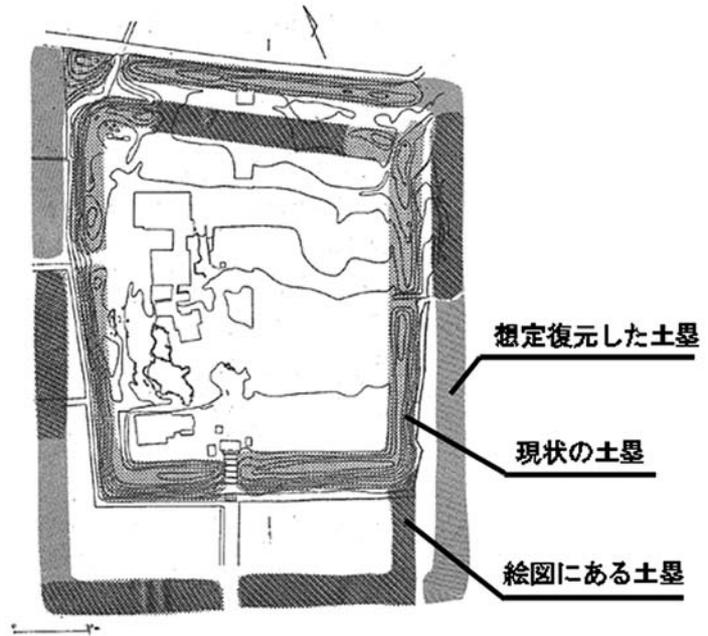


■於曾屋敷南辺土塁

分が市に寄付され、南辺内土塁と外土塁（現存せず）との間の土地とともに市民の憩いの広場として利用されている。



■江戸後期の於曾屋敷絵図



■於曾屋敷の土塁とその復元図

### 田辺氏屋敷

田辺氏屋敷は、塩山駅から南下する国道411号沿いに所在する。田辺家は、黒川金山衆の田辺四郎左衛門尉の屋敷であった。安永4年（1775）の屋敷図によると、周囲は土塁をめぐらし南側は木戸を設け、用水を引き入れていた。現在でも西側に土塁の一部が残されている。



■田辺氏屋敷

### 風間酒造

風間酒造（現甲斐ワイナリー）は、田辺氏屋敷から南側約430mに所在する。「風間佐渡守」の屋敷として知られており、田辺四郎左衛門尉と同様黒川金山の金山衆の屋敷である。現在の屋敷地は東西約73m、南北約75mを測り、建物4棟（主屋・酒造蔵・酒店・文庫蔵）は明治時代に建てられており、登録有形文化財（建造物）となっている。



■風間酒造酒店

## (5) 社寺に伝わる祭典

### ①向嶽寺の祭典（あきやさん）

あきばじんじゃ

秋葉神社は向嶽寺の境内に祀られている。向嶽寺では応永 32 年（1425）の火災をはじめ大小さまざまな火災が相次いだため、元文 4 年（1739）に静岡県の秋葉三尺坊大権現（火伏せの神）を火難消除の願いを込め勧請した。

当初の秋葉神社は塩ノ山の山頂に建てられていたが、明治時代になり山が国有地となったため向嶽寺境内に移したという。お堂の中には檜皮葺の旧社殿が安置されている。

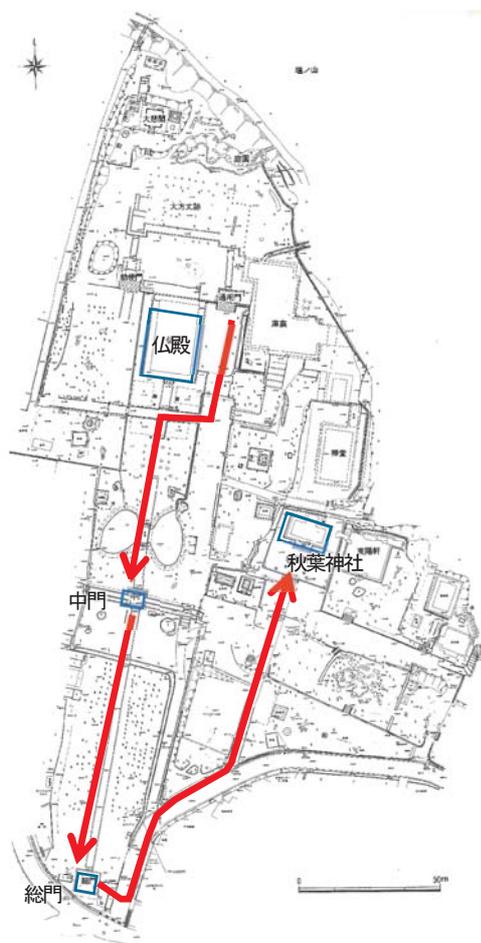
地元の人々から「あきやさん」と親しまれている秋葉神社大祭は、毎年 4 月 18 日に行われる。

前日までに僧侶や檀家の手により幕張りや旗立てなどの準備が行われ、大祭当日は、午後より稚児行列が仏殿から出発する。尺八を吹く僧侶を先頭に、稚児、僧侶の順番に並び進行する。稚児行列は中門・総門を潜り一旦境内の外に出てから、東側に立つ鳥居をくぐり、再び境内に入り、秋葉神社まで行列する。秋葉神社到着後、稚児は僧侶からお清めをされ拝殿に入る。秋葉堂内では 30 人の僧侶による転読と、火難消除の祈願が行われる。

この日、境内には屋台が立ち並び、地元の小学校も午後は休校となるため、夜半まで参詣者が絶えず、にぎわいをみせている。



■開山堂を出発



■あきやさん行列巡行路

### ②菅田天神社の祭典

なごしまつり

菅田天神社では、毎年 6 月 30 日に夏越祭、10 月 15 日に秋の例大祭が行われている。

6 月と 12 月の晦日に大祓いの式が行われ、半年間の罪と穢れを祓い、新しい生活への無事息災を祈る慣わしがあるが、特に 6 月の大祓いは夏越の祓い、水無月の祓いとも言われ、これから暑い夏を迎えるにあたって災厄を除くための神事として行われてきた。

菅田天神社の祭典は、「下於曾村氏神札定書帳」によると、宝暦2年（1752）に下於曾村が菅田天神社の祭礼に参加する際の取り決めをしていることから、江戸時代中期には行われていた。

### 夏越祭

菅田天神社では、夏越祭に先立ち氏子総代が上於曾・<sup>ひとがた</sup>下於曾地区の氏子の家々へ寄付集めに行き、人形を渡す。人形は白色の男性用と赤色の女性用の2種類があり、夏越祭の日に、この人形に名前と年齢を書き、息を吹きかけ、身を撫でて、<sup>つみけがれ</sup>罪穢を人形に移し神社へ納め、無病息災を祈る。納めた人形は、かつては神主が神社の脇を流れる塩川へ流していたが、現在は御炊き上げをしている。



■ 茅の輪くぐりの神事

祭典当日までに隨身門に縄と紙垂で結界が張られ、その中に青い茅萱で作った茅の輪が設けられる。当日は、午後5時より神主により御祓いがされ祭典が始まる。参拝者は茅の輪を左、右、左と8の字に3回くぐって祓い、身を清める。茅の輪をくぐるとこの年は疫病にかからないといわれ、諸事災難除けの神事として「茅の輪くぐりの神事」ともいわれている。

茅の輪をくぐった後拝殿へ参拝し、参拝者はここで神社の御札を受け取る。黄色い「疫神斎」の御札は神棚ではなく、家の玄関に貼って悪魔の侵入を防ぐ。境内には露店が立ち並び午後9時に祭典が終了するまでにぎわっている。上於曾・下於曾地区の氏子のみならず、市域住民が集まり、半年間の罪穢を祓い、無事息災を祈る夏のお祭りである。

### 秋の例大祭

秋の例大祭では神輿の巡幸が行われる。この神輿の巡幸では、菅田天神社の氏子域である上於曾地区を巡幸した後、下ノ若宮八幡宮の氏子域である下於曾地区も同じ神輿が巡幸する。これは古来、菅田天神社が於曾郷の鎮守であったことの名残である。



■ 菅田天神社の神輿

例大祭当日は、午前8時30分に菅田天神社でお清めと神輿への御霊移しが行われ出御する。神輿には神主と氏子総代が付き従う。巡幸の途中に設けられている御旅所と区の神輿の待機所では、神主によって御祓いと祝詞があげられる。御祓い後、区の神輿も住民らの手によって巡幸が行われる。また、各御旅所では飲食の接待が用意されている。



■区の神輿の巡幸

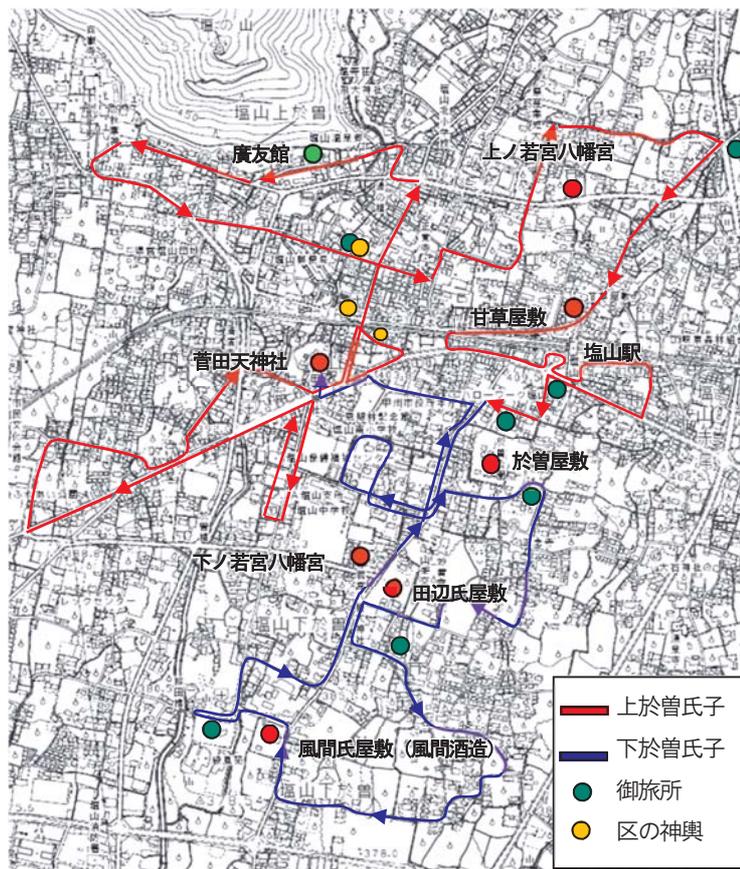
菅田天神社を出御し、神社から南、西南へ走る街道を巡幸した後、季候町の中央通りを経て、御旅所の廣友館で休憩し、塩山温泉郷を囲うように巡幸する。午後1時頃に千野地区の御旅所で折り返し、青梅街道南線を下り、塩山駅前通りを通り上於曾地区を巡幸する。



■御旅所で祝詞があげられる

午後2時頃、上於曾地区での最後の御旅所を神輿が出御すると、神輿は下ノ若宮八幡宮の氏子総代に引き継がれ下於曾地区を巡幸する。下於曾地区は市役所周辺から始まり、於曾屋敷、風間氏屋敷（風間酒造）・田辺氏屋敷ら金山衆の居宅跡が残る街道沿いを巡幸する。下於曾地区の御旅所である道祖神場や八幡神社では御祓いと祝詞をあげられる。最後に、下於曾地区の若宮八幡宮で祝詞をあげ、午後4時頃に神輿が菅田天神社に戻る。

このように現在、菅田天神社の神輿は1日かけて氏子域である上於曾・下於曾だけでなく、千野・赤尾を含めた4地区を巡幸する。神輿巡幸後も、菅田天神社境内には露店が立ち並び、午後9時頃までにぎわう。



■菅田天神社の神輿巡幸路

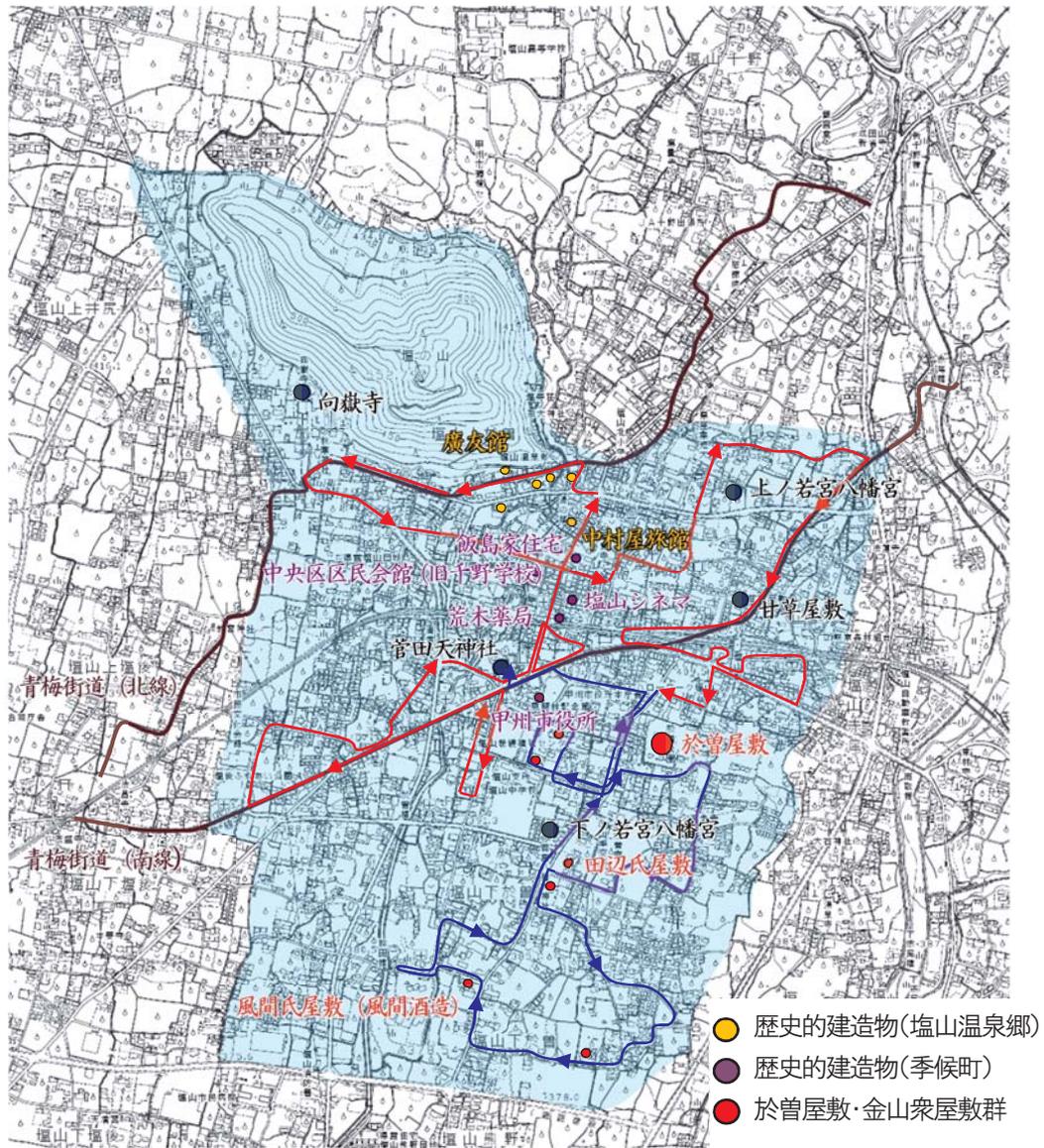
## (6) まとめ

甲州市塩山地域のシンボルである塩ノ山は、和歌に詠まれた平安時代、向嶽寺が創建された南北朝時代を経て、昔と変わらない姿を今もみせているが、その周辺は短期間でめまぐるしく変化し、それぞれの時代を象徴するような建造物が複合してまちなみを形成してきた。

塩ノ山を山号とする向嶽寺では、毎年4月18日にあきやさんが行われ、恵林寺のしんげんさんとともにこの地域に春を告げる祭典として親しまれている。

於曾郷の鎮守である菅田天神社は、甲州市の中心部にあって周辺地域を鎮守するような存在となっている。江戸時代から続く秋の例大祭の神輿巡幸路は、鉄道開通によって青梅街道南線が分断された後も途絶えることはなく、現在まで塩山地域が発展してきた歴史を辿るように巡幸している。

大きな社会的変化を受け入れ、新たなまちなみが造られながらも、塩ノ山と向嶽寺の景観や金山衆の屋敷群などの歴史遺産が保存されるとともに、伝統的な祭典が続いていることが、市の中心地が守ってきた歴史的風致である。



■塩ノ山南麓の市街地の営みにみる歴史的風致範囲

### ■コラム①「塩の山赤松を守る会」

塩ノ山のアカマツ林は、山梨県自然環境保全条例による歴史環境保全地区に指定されている。

1970年代頃から天然マツ林では、松くい虫の被害が全国的に広がり、塩ノ山のアカマツ林も例外でなかった。これに加え、台風被害により荒廃が進んだ。これを受け、平成19年(2007)に有志により「塩の山赤松を守る会」が発足された。

主な活動として、次世代のマツ林育成のための植林活動、植林場所の草刈をはじめとする清掃活動、アカマツの育成及び自然環境に詳しい会員や講師を招き観察会などを行っている。塩ノ山のアカマツの保全活動を通して、自然に親しみながら会員相互の交流を深めている。



■植林活動

### ■コラム②「甘草屋敷で開催される一之瀬高橋の春駒」

一之瀬高橋の春駒は塩山一之瀬高橋に小正月行事として伝わってきた伝統芸能で、駒と露払いの二人一組で舞う駒踊りである。昭和42年(1967)に県指定無形民俗文化財に指定されたが、過疎化により平成元年(1989)正月に披露されたのが、小正月行事としての最後の春駒となった。

平成20年(2008)に、サトに下ってきた関係者を中心に一之瀬高橋春駒保存会が再編され、甲州市民文化会館を拠点に活動を始めた。活動は、会員の練習、民俗芸能大会等への出演、後継者育成などを行っている。

平成21年1月には、甘草屋敷(重要文化財旧高野家住宅)を別当宅に、近くの空き地を道祖神場に見立て、故郷で舞われていたように開催された。以後、毎年1月に甘草屋敷を別当宅としてにぎやかに開催されている。



■甘草屋敷での一之瀬高橋の春駒

### 3 甲州街道沿いの歴史的風致

#### 3-1 甲州街道勝沼宿にみる歴史的風致

##### (1) はじめに

甲州街道は、日本橋を起点として八王子<sup>はちおうじ</sup>、甲府を経て、中山道の信州下諏訪<sup>なかせんどう</sup>に至るまでの53里2町13間（約208km）の区間である。江戸の繁栄とともに物資が行き交う経済交流の道として発展するようになった。

勝沼宿は元和4年（1618）に新規宿駅として設置されたと記録にある。甲府盆地の東の玄関口にあり、江戸日本橋から31里26町（約124km）、宿場の長さは16町26間（約1,745m）であった。天保14年（1843）には家屋192軒、本陣1軒、脇本陣2軒、問屋1軒、旅籠屋<sup>はたご</sup>23軒があり、甲府盆地と江戸の接点として、多くの物資が集散する中心地としてにぎわいをみせていた。

こうした状況を背景に、甲州八珍果<sup>はっちんか</sup>（江戸時代に甲斐国の代表的な8種類の果物を総称したものの。ブドウ、モモ、リンゴ、ナシ、カキ、クリ、ザクロ、ギンナンまたはクルミ。）がもてはやされ、その中でも勝沼のブドウは宿場の利を活かし江戸市場に直結し、名声をあげた。



■寛文年間の勝沼宿絵図

##### (2) 勝沼宿の歴史的建造物とまちなみ

###### ①勝沼宿の建造物

勝沼宿の建造物は甲州街道に面して建っている。かつての旅籠屋や商家の主屋は板葺切妻造で、二階家、中二階家、平屋の3種類があり、防火用に土蔵造にしたものもあった。これらの建物に二階建てあるいは三階建ての土蔵が加わり、勝沼宿独特の家並みが形成され、旧街道の面影を残すたたずまいが残されている。

商家や旅籠屋は、大戸を備えた通り抜きの土間をもち、部屋割りは田の字型を基本としている。甲州街道に面した二間が店棚と帳場<sup>みせだな</sup>で、裏の二間が生活空間として使用され、二階へは取り外し式の階段で登れるように造られている。大戸は跳ね上げ式あるいは引き上げ式の格子戸と板戸からなり、店棚部分にも備えられている。また、主屋の裏手には、土蔵や蔵座敷、風呂屋などの附属建物が並び、その間には坪庭が設けられている。



■明治40年代の勝沼宿

明治時代に入ると、近代化に伴い勝沼宿には商家が増えた。また、ときの県令・藤村紫朗<sup>けんれい ふじむらしろう</sup>が勧めたため「藤村式」と呼ばれた擬洋風建築<sup>ぎようふう</sup>が建てられるようになり、建築資材として煉瓦が用いられるようになった。



■大正4年頃に電燈が普及した



■昭和3年頃に自動車普及した

### 旧仲松屋

勝沼宿仲町<sup>なかまつや</sup>の旧仲松屋は、江戸時代後期から明治時代に建てられたとする東屋敷と西屋敷の2軒分の屋敷で、建築当初は旅籠を営んでいた。東屋敷は、鉄板葺切妻造の2階建主屋と2階建土蔵の蔵座敷からなる。西屋敷は、店舗と居間を別棟とし、中庭を挟んで平行に配置する独特な屋敷構えを取っており、これら座敷棟の背後に蔵座敷が建てられている。



■旧仲松屋

勝沼宿の代表的な商家建築である。

### 野田家住宅

旧仲松屋の東隣に所在している野田家は、もとは柏尾地区の出身で、明治20年代に旅籠を営んでいた住宅の半分を買い取り、仲町に移住してきた。主屋は江戸時代後期から明治時代に建てられたとする棧瓦葺切妻造の2階建てで、かつては旅籠と酒屋を営んでいた。通りに面する開口部には千本格子がかかり、宿場の雰囲気醸している。



■野田家住宅

### 旧尾張屋

おわりや

旧尾張屋は甲州街道に面して主屋が建っており、主屋の背後に離れの客室を設けている。

主屋は江戸時代後期から明治時代に建てられた棧瓦葺切妻造の2階建てで、建築当初は旅籠を営んでいた。妻面は大壁造とし、前後に下屋を付けている。1階は帳場や調理場、家人の生活の場で、2階及び離れが客室に当てられていた。

敷地の西側は奥まで観光ブドウ園となっている。



■旧尾張屋

### ②旧田中銀行社屋（登録有形文化財）

たなかぎんこう

旧田中銀行社屋は、明治30年代初頭に勝沼郵便電信局舎として建設された。入母屋瓦葺の2階建てで、大正9年（1920）に株式会社山梨田中銀行の社屋となり、そのため重要書類の保管施設として社屋の背後に煉瓦蔵が増設された。世界恐慌の中で経営を断念したが、戦時中は住宅に改修され、北白川宮関係者に疎開先として利用されていた。



■旧田中銀行社屋

現在は市が管理し、旧田中銀行博物館として一般公開されている。一階には郵便局当時のカウンター跡や、銀行当時に使用していた椅子や机が残っている。大工は、宮大工集団・下山大工しもやまだいくのひとりで、藤村式建築を多く手掛けた松木輝殿まつきてるしげによって施工された。外壁の石積み意匠、玄関の柱や菱組天井、二階のベランダ、引き上げ窓、らせん階段など、小規模ながら藤村式建築の特徴をよく備えている。

### ③勝沼氏館跡（史跡）

勝沼氏館跡は、武田信虎の弟・五郎信友が勝沼氏を称し、勝沼町勝沼字御所に居住した中世戦国期の館跡である。館は日川に面した断崖を利用して築かれ、武蔵・相模方面までを警固する役割を担っていた。勝沼氏は親族衆として武田家に仕えていたが、永禄3年（1560）に信友の子・信元が謀反を企てたことで、信玄の命を受けた山県昌景によって誅殺され、勝沼氏は滅亡したとされている。



■勝沼氏館跡

昭和48年（1973）、勝沼氏館跡の推定地に山梨県立ワインセンターを誘致する計画が立てられ、建設予定地内を試掘調査したところ、礎石建物群、石積水路等の遺構や、中世陶磁器片、土師質皿等の遺物が検出された。その後、昭和52年（1977）まで断続的に調査が行われ、内郭と呼ばれる館跡の中核部分の遺構配置などが明らかとなった。館は中心部である内郭と外側の複数の郭によって構成されており、館の外側には家臣屋敷地などが広がっていたと考えられる。

小鍛冶遺構と名付けられた建物周辺の水路や水溜から出土した多量の溶融物付着土器について、近年その溶融物を分析したところ、金粒が付着していたことがわかり、その中にビスマスという鉱物が含まれていることから、塩山上萩原の山中に所在し、武田信玄の代に盛んに金を産出していた黒川金山由来の金であることが明らかになった。このことから、館の中心部に工房があり、金の管理を行っていたと推測される。

勝沼宿における正徳検地以前の江戸初期の田畑の一筆調査をみると、大善寺の薬園と考えられている夏秋という字がみえ、勝沼氏館跡のある字御所周辺には甲州ブドウの栽培地が集中していたことがわかる。特に夏秋は品等の高い畑が多く、そのため「御所ブドウ」の名称が伝えられているほどである。

昭和56年（1981）に国の史跡指定を受け、館が営まれた戦国時代当時を知ることができる史跡公園として整備されている。

#### ④ 柏尾山大善寺

かしおさん ちさんは  
柏尾山大善寺は真言宗智山派の寺院で、薬師如来を本尊としている。寺伝によると、養老2年(718)に僧行基ぎょうきが開創したと伝え、別の伝説では古代豪族・三枝守国さいぐさもりくにが10世紀頃に氏寺として建立したとも伝えられている。本堂は国宝に指定されている。



■ 国宝 大善寺本堂

5月8日に執行される藤切り祭は、関東一円の奇祭の一つといわれ、大蛇を形どった藤づるを切り落とし、群衆がそれをお守りとして奪い合う勇壮な祭りである。

10月第一土曜日のぶどうまつりにおける鳥居焼きの霊火は、大善寺の護摩の火をもって行われている。

#### ⑤ 雀宮神社

すずめのみや  
雀宮神社は、勝沼地区の産土神で、社記によると推古天皇18年(610)に丹後の天橋立たngo あまのはしだてより勧請されたもので、武田家代々の祈願所でもあった。旧境内は勝沼中学校の一角にあり、現在地には昭和40年(1965)に移築遷座された。



■ 雀宮神社

本殿は、文化7年(1810)に建立されたもので、大工は、下山大工の佐野喜内歌虎である。神社本殿建築としては勝沼地域最大規模をもち、市指定文化財である。

### (3) 甲州街道と勝沼宿

#### ①ブドウ加工商品でにぎわう勝沼宿

勝沼宿では江戸時代を通じて、生食だけでなく土産物として、乾<sup>ほし</sup>ブドウ、ブドウ漬<sup>か</sup>け、ブドウ膏<sup>こう</sup>、ブドウ醃<sup>かい</sup>、月の雫<sup>しずく</sup>など、生果をさまざまに加工したのも多く商品として工夫され、売られるようになった。勝沼の甲州ブドウの名声は、勝沼宿でのこうした提供により広まっていった。また、加工品とすることで、街道利用者に長期に提供できるようになったことも大きい。



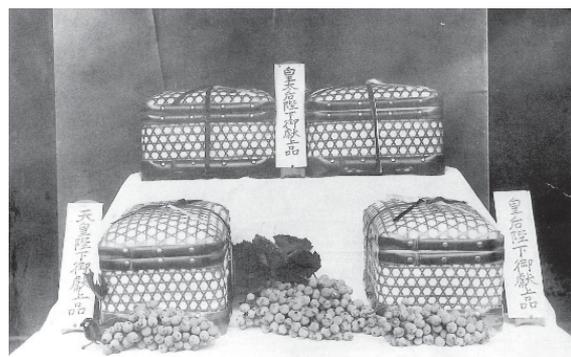
■月の雫

乾ブドウは現在のものと違い蜂蜜で煮詰めてから乾かしたものだ。ブドウ漬<sup>か</sup>けはブドウの実を塩漬<sup>か</sup>けしたシソの葉で包んだものである。ブドウ膏<sup>こう</sup>は一種のジャムであり、ブドウ醃<sup>かい</sup>は塩漬<sup>か</sup>けにしたブドウを熟成させたもので、一種の漬物である。また、月の雫は白砂糖を湯で溶かし、練ったその砂糖の中にブドウの粒を入れると固まるという江戸後期に工夫された菓子である。

現在、乾ブドウは大半が輸入品に取って代わられたが、月の雫は「甲州種（甲州ブドウ）」という固有品種のブドウしか適さず、手づくりで生産されている。

#### ②勝沼宿を介してのブドウ流通

甲州ブドウが名声を博し、江戸市場で売られるようになると、特別に「献上ブドウ」という幕府への献上制度も生まれた。甲州ブドウは勝沼の特産品として早くから幕府の御用に役立っていたが、特に柳澤吉保が甲斐国を支配した時から、吉保の献上物として年々江戸へ送られるようになった。そして明治時代には皇室への献上へと変わっていった。



■献上ブドウ

江戸市場への送り荷は、9月上旬から11月中旬まで続いた。甲州街道の江戸向けの花形商品であり、原則として馬荷で江戸市場まで運ばれた。勝沼を出発すると、上野原—八王子—府中—新宿<sup>かんだ</sup>を経由し、神田<sup>さるはし</sup>の間屋まで運ばれた。仲馬荷が発達してからは、猿橋を中継場所として、江戸向けと甲州向けの荷を交換する方法に変わり、運搬期間が短縮したといわれている。

安政6年(1859)、横浜港が開港すると、甲州物産の生糸<sup>さんし</sup>、蚕紙(蚕の卵が産み付けられた紙)、水晶などが輸出品として人気が出て、勝沼宿を通る荷物も大幅に変わっていった。

#### (4) ぶどうまつりと鳥居焼き

##### ①収穫感謝祭

ぶどうまつりは、ブドウの収穫に感謝し、豊作を祈る勝沼地域をあげての祭りである。

昭和9年(1934)に勝沼宿にある雀宮神社の祭典に合わせて始まり、その後、昭和29年(1954)、町村合併により新たな勝沼町が誕生したことでこの年を第1回として、10月15日の町制祭の記念行事として開催、一年の収穫に感謝するとともにさまざまな催しが行われる



■ぶどうまつりの様子

ようになった。昭和37年(1962)にはブドウ観光シーズンに合わせ、実施日を10月1日に変更、平成2年(1990)からは10月第一日曜日に、また、平成19年(2007)からは10月第一土曜日に実施することとなり、現在に至っている。日本一のブドウ郷を象徴する祭りとして、また、山梨県を代表する秋の風物詩として発展し、平成28年(2016)には63回を数え、毎年市内外から多くの観光客が訪れる。

当日は最初に収穫感謝祭を行う。勝沼町神職会の宮司により、しゅぼつ修祓(祭事に先立ち、心身の罪穢を祓う清めの儀式)、そうじょう祝詞奏上、ほうけんブドウ奉獻、たまぐしほうてんワイン奉獻、たまぐしほうてん玉串奉奠(神や杉などの小枝に紙垂ゆうや木綿をつけた玉串を祭事の中で神威を受けるために祈念を込めて奉げるもの)など、一連の神事を納める。続いて、雀宮神社の神輿が出御し、なおりワインで直会(祭事後、おみき供え物の御神酒や神饌を下げて酒食すること)を行う。祭りは勝沼宿内の勝沼中央公園広場を会場として、ブドウ・ワインの無料サービスや神輿パレードなど、趣向を凝らした多彩な催しが開催される。

##### ②鳥居焼きと聖火パレード

ブドウ郷の夜空を焦がす鳥居焼きは、ぶどうまつりの最後に行われる。元来、大善寺の祭事の盆の送り火として、旧暦7月14日に行われていた。明治元年(1868)にはいぶつきしゃく廃仏毀釈の流れの中で休止となったが、明治40年(1907)に再開、しかし二度の大水害により休止となった。その後、昭和9年(1934)にぶどうまつりの一環として再開したが、戦争により再び休止し、昭和23年(1948)に再開され、現在まで受け



■ぶどうまつりでの鳥居焼き

継がれている。

鳥居焼きをする鳥居平は、大善寺の飛び地境内で、柏尾山西南端約 30ha の山の西側、盆地に広く急傾斜の平面をみせる一角をいう。付近はブドウ生産の最適地としても有名である。

鳥居焼きの準備は9月下旬、「<sup>ごまき</sup>護摩木積み」として行われる。かつては当番である集落の人々によって行われていたが、現在では勝沼中学校生徒や地域住民など、150 人を超えるボランティアの方々が参加する。鳥居平の斜面を登り、50cm ほどの松割木を 20 本程度の束にして手渡して運び上げ、134 カ所の火台に井桁に組んで積み上げる。



■護摩木積み

ぶどうまつり当日は、夕方から大善寺において護摩法要が行われ、霊火（護摩火）が焚かれる。その火をたいまつに移し、勝沼中学校生徒で編成された地区隊が勝沼、祝、東雲、<sup>いわい</sup><sup>しのめ</sup>菱山の町内4地区に分かれ、各地区をくまなく一巡する。その後、各地区隊から祭り会場に火が集火され、町内の青年有志や勝沼中学校男子生徒で編成された聖火隊が甲州街道を柏尾山へ向かい、護摩木に一斉に点火する。



■護摩火が地区隊へ渡る

なお、大善寺の霊火をもととするたいまつを「聖火」と呼んでいるのは、鳥居焼きが再開された昭和 23 年に、戦後初となるオリンピックがロンドンで開催されたことにちなむ。点火された鳥居焼きと同時に打ち上げられた花火は、雄大に夜空を彩り、ぶどうまつりはクライマックスを迎える。

長い歴史と伝統をもつ鳥居焼きの炎は、先祖への供養や、収穫の喜びと感謝など、さまざまな思いや願いが込められており、連綿と受け継がれている。



■聖火隊（昭和40年代）

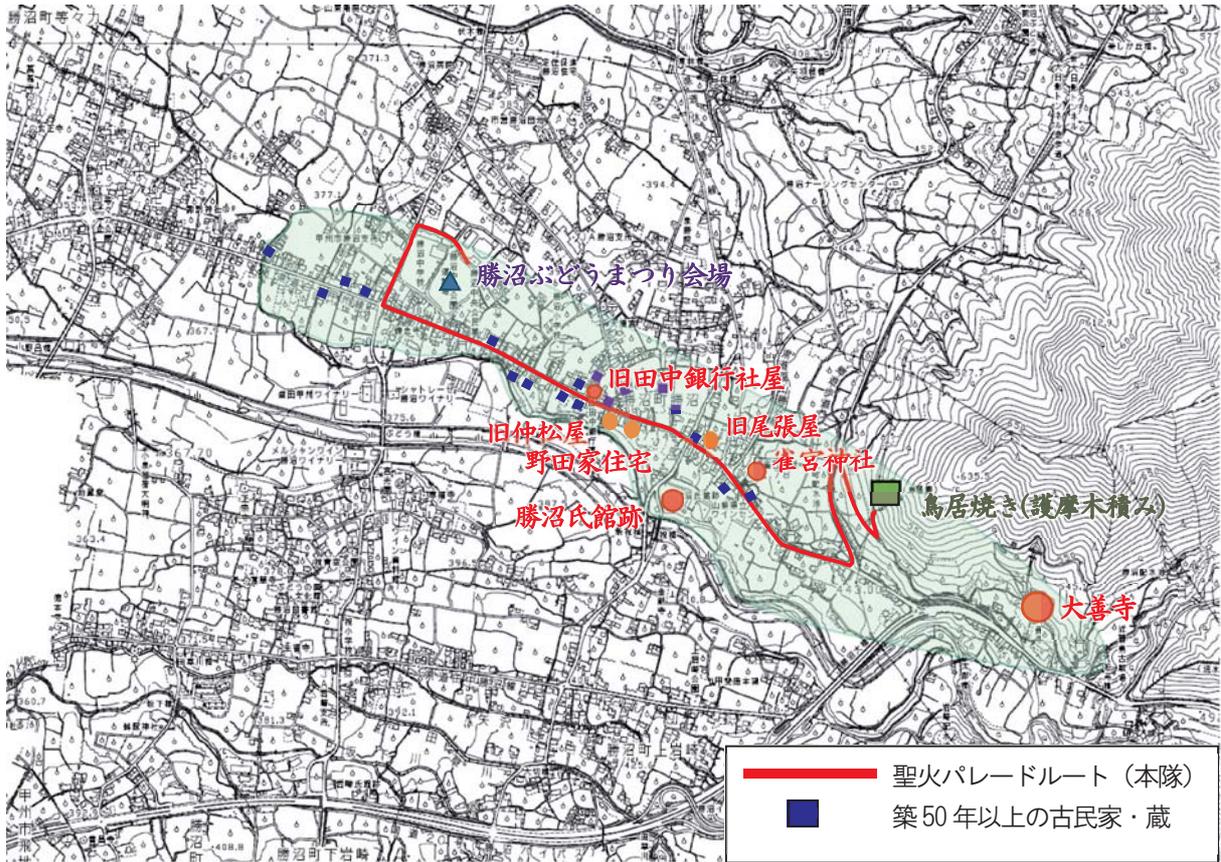


■甲州街道を走る聖火隊本隊（現在）

### （5）まとめ

甲州街道が江戸時代に五街道の一つとして開設され、勝沼宿が設置されて以来、勝沼は道中における要所となり、交通、文化、経済の中心地となった。そして甲州ブドウは甲斐国と江戸を結ぶ甲州街道勝沼宿の特産品として広まり名声を高めていった。今日でも、江戸時代からの商家など旧街道の面影を残す町並みと、ぶどうまつりや鳥居焼きなどの活動が歴史的風致を形成している。

また、10月第一土曜日に勝沼宿内で開催されるぶどうまつりは、勝沼地域はもとより甲州市を代表する一大イベントである。祭りの最後に行なわれる鳥居焼きは、さまざまな思いや願いがこめられている。ぶどうまつりの原点となっているのは、今も昔も変わらず、勝沼地域の暮らしを支え続けているブドウの収穫に感謝する思いである。



■ 甲州街道勝沼宿にみる歴史的風致範囲

### ■コラム①「雀宮神社神輿」

勝沼ぶどうまつりにおける雀宮神社神輿は、長きにわたり担がれていたが、平成初期に担ぎ手不足のため一時休止となる。その後、平成22年(2010)に氏子や町内外の有志によって「勝豪快」<sup>かつごうかい</sup>が結成され、雀宮神社神輿は再開された。

神輿は雀宮神社付近を出発して、甲州街道勝沼宿を通り、祭り会場までを威勢よく練り歩く。



■雀宮神社神輿パレード

### ■コラム②「本陣槍掛けの松」

江戸幕府の大名統制策としてとられた参勤交代制度により、信州の諸大名をはじめとして、多くの大名が甲州街道を利用して江戸に至った。

大名の宿泊所となっていた本陣の玄関先に植えられていた松の木は、当時大名行列の宿泊の際、その目印として槍を立て掛けられたことから、「槍掛けの松」と名付けられたといわれている。



■本陣槍掛けの松

### ■コラム③「かつぬま朝市」

平成15年(2003)に始まった「かつぬま朝市」は、毎月第一日曜日の午前中に開催されている。地元住民を中心に回を重ねるごとに店舗数が増え、現在では多いときには200店を超え、農作物にとどまらず幅広いジャンルからの出店がみられる。さらに会場ではフリーマーケットやワインセミナーなど、さまざまな催しが開催されている。また、朝市の開催に合わせ、勝沼地域の歴史文化や風土を楽しんでもらおうと、市民ガイドによる勝沼フットパス散策も行われている。



■かつぬま朝市

主催するかつぬま朝市会は、平成28年(2016)に地域活性化に挑む団体を支援するために地方新聞45紙と共同通信社が設けている「地域再生大賞」の優秀賞を受賞した。

### 3 甲州街道沿いの歴史的風致

#### 3-2 大善寺の藤切り祭にみる歴史的風致

##### (1) はじめに

大善寺は真言宗智山派の寺院で、薬師如来を本尊としている。山号は柏尾山といい、柏尾山寺、柏尾寺とも呼ばれた。甲斐源氏をはじめ歴代の武田家の手厚い保護を受けて栄え、全盛期には柏尾山一円に五十二堂、三千坊を有した大寺院であったと伝えられている。

創建時期については正確な年代は不明であるが、寺伝によると、養老2年(718)に僧行基が開創したといい、国宝の本堂に安置されている木造薬師如来坐像並びに両脇侍(重要文化財)は平安初期の代表的な仏像で、右手にブドウを持つ「葡萄薬師如来」の伝説があり、大善寺が甲州ブドウの発祥の地とも伝えている。

行基創建伝説とは別に、三枝守国薬師堂開創伝説がある。丹波国安大寺の榎から生まれたといわれる三枝守国は、甲斐国野呂に三枝寺を建立した。これが現在の大善寺といわれ、三枝氏の氏寺である。ちょうどその頃、安大寺の薬師如来が守国を追ってこの地まで飛来してきたので、薬師如来のために一堂を建立し安置したと伝えられている。

また、昭和37年(1962)に発見された柏尾山経塚出土の康和5年(1103)在銘経筒には、柏尾山寺往生院で行われた如法經典供養や伽藍の様子が記され、当時は天台系の寺院として機能していたことも示されている。

藤切り祭は『甲斐国志』に記述があり、江戸時代中頃には行われていたが、修験の祖・役行者の事績を取り上げていることから、さらに深い歴史をもっているものと考えられる。もとは大善寺に集まる修験、山伏が執行しており、明治時代の修験禁止令以後、大善寺と大善寺檀家が執り行うようになったが、勇壮な祭りの雰囲気は変わらない。

##### (2) 大善寺の歴史的建造物

###### ①大善寺本堂(国宝)

大善寺本堂の建築は、文永7年(1270)の炎上後、弘安9年(1286)3月柱立、正応4年(1291)に完成したと考えられている。その造営に際し鎌倉幕府が援助をしており、関東において造営



■大善寺本堂

を援助したことが明らかな唯一の木造遺構である。

大きさは桁行五間（18.02m）、梁間五間（17.42m）で、正面の中側の三間は両開きの扉が付  
き、両側面は上部が縦棧の連雀格子になっている。両側面の正面寄りたてざんと裏面中央には出入口があ  
り、幅広の縁側が四周を取り巻いている。上を見ると流麗な線を持つ檜皮葺の屋根が落ち着きを見  
せ、鎌倉時代の建築の力強さをよく現している。内部は内陣下陣に分かれ、内陣には須弥壇しゅみだん  
をずし置いて厨子を置き、本尊の薬師如来と両脇侍を安置する。その両側には丈六仏（1丈6尺＝約  
4.85mの仏像）の脇侍と思われる日光菩薩、月光菩薩、さらに十二神将を配している。厨子は後  
方の屋根の一部が背後の内陣板壁に食い込む形で合体しているため、本堂の附指定となってい  
るが、その意匠は本堂と異なっている。

大善寺本堂は、全国でも類例の少ない純粋大仏様の木鼻をもつ東国で唯一の事例である。堂内  
の各部意匠も迫力があり、鎌倉時代の遺構で東国における最優作であるという評価を受けてきた。  
山梨県内最古の和様建築であり、昭和30年（1955）6月に国宝に指定された。

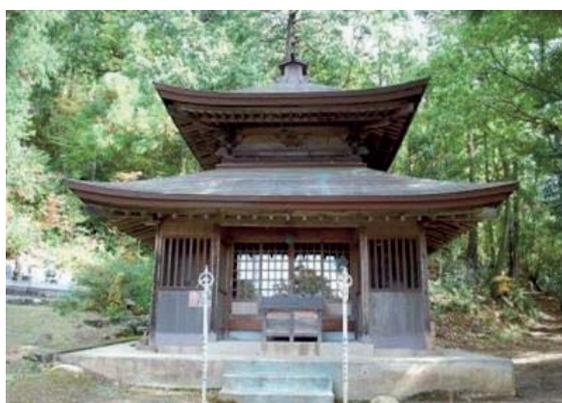
## ②大善寺山門（県指定文化財）

大善寺山門は、石段の下方にある二重門の建  
築である。暦応2年（1339）の寺蔵文書「柏尾  
山注進状案」に、文永7年（1270）に火災焼失  
した建物が書かれ、その中に「二階楼門五間並  
二王」とある。最も古い時期の山門がこれであ  
ると考えられている。

現在の山門の棟札には「上棟 甲州柏尾山  
大善寺楼門」として「元禄十七甲申二月十九日  
初建立」、さらに「寛政十戊午三月吉日再建立」  
と書かれており、18世紀初頭の元禄17年（1704）  
に建てられたのち、寛政10年（1798）に再建  
されたとわかる。元禄の施主は、常陸土浦二代  
城主の土屋政直嫡男・定直つちやまसानお さだなおで、寛政の施主は、  
同じく土浦七代城主の土屋英直ひでなおである。また、  
大工は、土橋文蔵茂祇および下山藤右衛門正純  
である。土橋文蔵は下山大工のひとりで、甲州  
市大和町の諏訪神社本殿、三嶋神社本殿などの  
作品を残している。



■大善寺山門



■行者堂

### ③楽屋堂、稚児堂、行者堂

大善寺の山門を潜り、石段を登ると、延宝5年（1677）に建立された楽屋堂がある。その床下を潜るかたちで本堂前の広場にいたる。楽屋堂の西北には、弘化3年（1846）に建立された稚児堂があり、楽屋堂とともに藤切り祭で使用される。



■楽屋堂

本堂の東には行者堂がある。文和年間（1353～1355）に武田家第12代当主・武田信春が建立した記録があるが、現在の建物は元禄13年（1700）に土屋政直によって再建された。堂内には鎌倉時代後期の木造役行者椅像が安置されている。藤切り祭では行者堂前に御神木ごしんぼくが立てられ、藤切りが執行される。

### ④檀家のまちなみ

大善寺の境内地の南側に接して、甲州街道（国道20号）が東西に通り、檀家は街道に沿って屋敷を構えている。土地柄か、観光ブドウ園を営んでいる檀家が多い。

明治時代末期と思われる「柏尾山大善寺境内略図」によると、街道の南側に住宅が並んでいる様子が描かれているほか、「大覚院跡」や「玉善院跡」など、寺院の跡地も見える。これらの廃寺は、もともと大善寺の周辺に集まっていた修験・山伏の寺院である。

街道の東端には大善寺境内を示す鳥居が建ち、勝沼宿入口の目印となっていた。また、深沢川ふかさわを渡る柏尾橋は甲州街道の整備に伴い江戸時代に架けられたもので、慶応4年（明治元年・1868）の甲州勝沼の戦いはこの橋を挟んで繰り広げられた。柏尾橋はその後、明治、大正、昭和初期に架け替えられ、現在でも各時代の橋台を見ることができる。

### (3) 藤切り祭

藤切り祭は柏尾山大善寺の会式で、古くは毎年旧暦4月14日に行っていたが、現在は5月8日に執行されている。

関東一円の奇祭の一つといわれ、高さ三間半の御神木に19本の藤づる（ここでいう「藤づる」



■大善寺の藤切り祭（昭和10年代）

る」とは、藤の根のこと。以下同じ)のタガを巻きつけて、御神木の頂部に七巻半の藤づるでつくった大蛇を下げる。県下の法印・導師が集まり、この大蛇のつるを切り落とし、群衆がそれをお守りとして奪い合う勇壮な祭りである。

その由緒は、約1300年前に修験道の開祖・役小角<sup>えんのおづぬ</sup>(役行者)が金峰山<sup>きんぶさん</sup>で大蛇を退治し、土民の災厄を救った故事にならい始まったものといわれている。文化11年(1814)に編さんが完成した『甲斐国志』では、「祭礼舞台ニテ稚児舞、衆徒ノ剣舞等アリ、庭上ニ三丈許ノ柱ヲ建テ、藤蔓ヲ繩トシ、之ニ纏ヒ修験者一人柱ノ上ニ攀テ修法シ終リテ、剣ヲ以テ其ノ繩ヲ両断トナシ、地ニ墜ス、香花群集ノ人噪ギ立テ左右ニ之ヲ引キ、勝負ヲ争フコトヲ旧式トス」と記し、現在とほぼ同じ様子を伝えている。

### ①藤とり

藤切り祭1週間前の5月2日、藤の根を採るため、大善寺と檀家が山奥に入り、「藤とり」を行う。

藤をとる山は数カ所あり、熟知した檀家数人が事前に山に入り、今年はどこでとるかということと、あらかじめ太さや長さを吟味しておく。藤とりに至るまでには、数年前から藤の花の咲いている場所の把握、藤が繁茂する場所の見立て、採取場所の決定の手順を経る。御神木づくりなどで大量の藤づるを使用するが、中でも大蛇をつくる藤づるは、頭の部分の直径が10cm以上あり、かつ、20m以上の長さが必要なため、大蛇用の藤づるがとれるまで藤とりは終わらない。土地の地形をみながら、藤の根の進む方向を予測し、大蛇となり得る太く長い根を掘り進める。

藤の根を採り終えると、まるめて縛った状態で大善寺まで持ち帰り、5月6日の「旗たて」の日まで根が乾燥しないように庭園の池の中につけておく。



■藤とり(住職)



■藤とり(檀家)



■採り終えた藤の根を庭園の池につけておく

### ②旗たて

藤切り祭2日前の5月6日、祭りの準備のため「旗たて」を行う。

この日は大善寺檀家である柏尾地区の全戸が参加し、全ての準備を分担して行う。最初に祭りを知らせる奉納旗と吹流しをたてていく。旗たてが終わると庭園の池の中に浸しておいた藤の根

を取り出し、行者堂前に運び、大蛇づくりや参拝者にお守りとして渡す「藤」の製作、御神木たてを行う。

お守りの藤は、藤の根を 22cm ほどに切って、たわしや縄などで表面を滑らかにこすり、祭り当日にお札と一緒に関係者に配布する。

大蛇づくりは、熟練した檀家により作業が行なわれる。藤づるを直径 1.5m ほどで七巻半に巻いた状態で、口となる部分を開き、小刀で口元を整える。金紙を用いてつくった舌と目玉を取り付け、ひげと角は赤い布を巻いた竹で表現する。

御神木は労力と手間が必要な作業で、準備に集まった人数の半分を要する。高さ 7m の御神木の頭部から 3本の「サゲ」と呼ばれる太い藤づるを垂らし、藤の「タガ」を 19 本巻きつけ、すき間を埋めるように葉のついた檜の小枝を密に差す。頂部からやや下げて腕木を固定し、ここに大蛇をつるす。

なお、一連の作業でものを縛る際には「へいがしら」という結び方をする。一度縛ったら緩まらず、ブドウ栽培での作業にも用いられる方法である。



■山門前の旗たて



■大蛇づくり



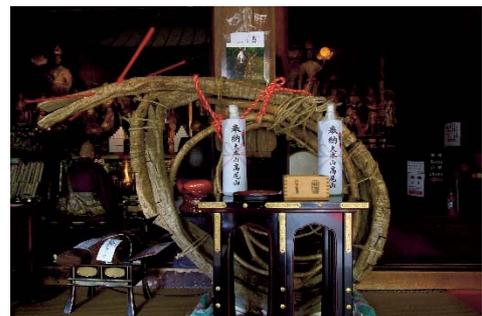
■御神木づくり

### ③天狗祭と藤切り祭

藤切り祭の当日は朝からにぎわいをみせる。勝沼地域の小・中学校は午後から休校となり、多くの児童・生徒が祭りに集う。

祭りは、正午前から行者堂で不動護摩を焚き、午後 2 時頃から「天狗祭」が始まる。天狗祭とは、大蛇に魂をいぞう入れる開眼作法で、役行者の倚像を祀る行者堂内に大蛇を入れ、諸願成就の祈願を行い御神木に祀る行事である。

午後 4 時からは稚児行列が始まる。金棒引きの檀家を先頭に、山伏姿の修験者、稚児、大導師（大善寺住職）の順に薬師堂に向かい、大護摩祈禱が行われる。法要が終わると、稚児堂と薬師堂前で、山伏問答おい、笈渡しの儀、



■七巻半の藤づるでつくった大蛇



■行者堂での天狗祭

修祓、<sup>ほうきゅう</sup>投げ藤、<sup>ほうけん</sup>宝弓の大事、<sup>おのほらえ</sup>宝剣の大事、斧祓の大事、稚児の舞が執行される。山伏問答から斧祓の大事までは、大蛇退治に向かう山入り前の芸術的儀礼と祓いの儀礼である。

一方、稚児の舞は導師と稚児二人がつかさどる奉納舞で、「日光の舞」、「月光の舞」と「日月の舞」が日光・月光の両菩薩に奉納される。



■山伏問答



■斧祓の大事



■日月の舞

稚児堂と薬師堂前で執行される儀礼については、次のとおりである。

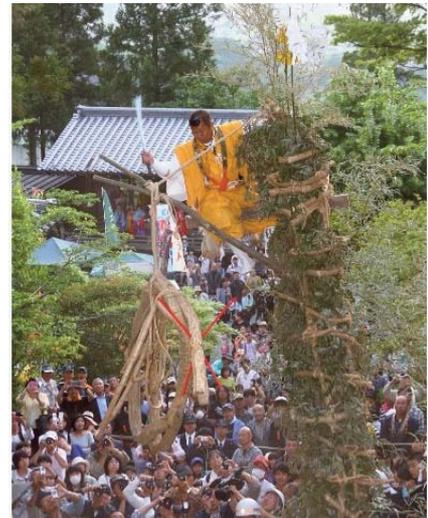
1) 山伏問答	入峰の作法として、修験者の法力を計る所作。
2) 笈渡しの儀	修験者が背負う笈には仏具や衣服が納められており、それを渡すことで仏法を伝えることを表現する所作。
3) 修祓	参拝諸者の七難を祓う所作。
4) 投げ藤	薬師如来の十二大願を表す十二本の藤を撒く所作。
5) 宝弓の大事	悪魔退散のために、東西南北・中央・鬼門の六方向に矢を放つ所作。
6) 宝剣の大事	八方切祓、厄除けの行事。四方八方へ梵字をもって魔を切り祓い、怨敵退散を願う所作。
7) 斧祓の大事	大蛇をいぶり出す <sup>さいとう</sup> 柴燈護摩に所要な檀木、子木の授与を自然に願い、それをもって諸願成就を祈念する所作。
8) 稚児の舞	日光菩薩、月光菩薩に奉げる舞で、天下泰平、果実豊作、諸願成就を祈念する所作。

その後、先発隊の修験者は、白根三山をあらわす薬師堂前の三つ岩に移動し、これを渡ることによって山や谷での修行を表現する。先発隊は大蛇退治に向かうが敗れて、白根三山に戻ると、これから大蛇退治に向かう役行者と出会い、法力比べが行われる。先発隊はその法力に驚き、役行者に大蛇退治を委ねる。先発隊の修験者は薬師堂の左側から裏山を回り、柴燈護摩をたいて



■大蛇退治に向かう山入り前の法力比べ

大蛇をいぶり出す。三山渡りを終えた役行者一行は御神木の前へ進み、まず弓矢で金的きんてき（大蛇の目）を射抜き、弱らせる。いよいよ役行者が19本の藤づるを足場に御神木に登り、つり下げられた七巻半の大蛇を祈祷の後、刀で切り落とす。大蛇の下には、「大蛇一番首福男」を目指し、屈強な若者がひしめき合う。御神木で使用したタガやサゲなどの藤づるは無病息災、果実豊作、開運成就、魔除けに効験ありとされ、人々は競って奪い合う。各戸では家内安全のお守りとして、神棚に上げておく。



■藤切り執行

#### ④旗ころばし

藤切り祭翌日の5月9日、「旗ころばし」のため、早朝から柏尾地区の全戸が集まり、山門前と行者堂前の旗の片付け、御神木の片付け、枝葉の清掃など全ての片付けを行う。

勝沼地域は国内最大のブドウ産地であるが、藤切り祭が終わると栽培農家はいよいよ作業を本格化させていく。



■山門前の旗の片付け



■御神木の片付け



■枝葉の清掃

#### (4) 藤切り祭における柏尾地区の役割

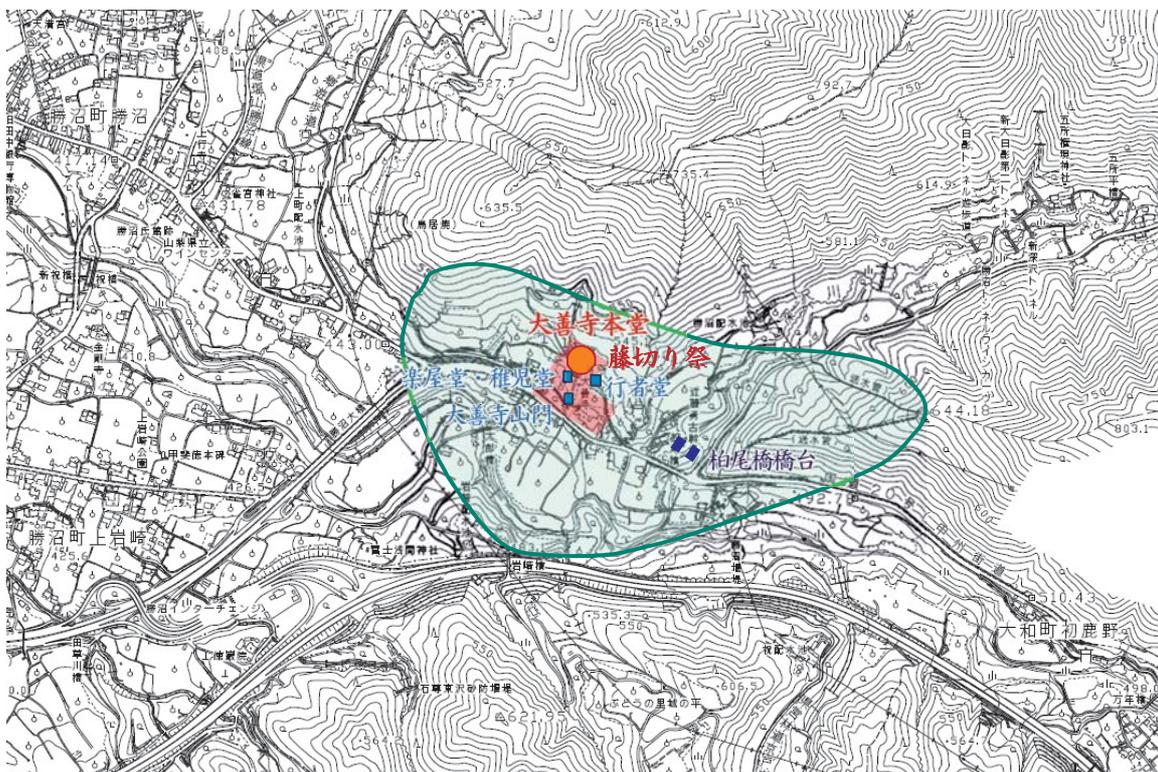
『甲斐国志』では「東拾町に柏尾村ト云大善寺領アリ域内七町拾四間駅路ニ来接ス」とあり、柏尾地区はもともと大善寺の寺領として、江戸時代には柏尾村と称していた。江戸時代後期の記録では、百姓17軒と6つの院（一乗院、玉善院、大覚院、正覚院、光明院、遍照院）が所在し、院はすべて修験、山伏の寺であった。

藤切り祭は本来、大善寺の寺領である柏尾村に集まるこれらの寺院にゆかりの修験、山伏が中心となって執り行われていたものだが、明治時代の修験禁止令により、柏尾村は勝沼村に編入され、それに伴い6院は廃寺となるが、修験、山伏は祭典のたびに集い、執行してきた。大善寺が祭典の中心を務めるようになったのは昭和時代に入ってからだが、僧侶ではなく修験、山伏が行う祭典であるという立場は現在まで続いている。それを支えているのが柏尾地区の檀家たちであり、6院は廃寺後に農業で生計を立て、大善寺の檀家に入った。藤切り祭に限らず大善寺の全ての祭典に檀家は関与し、また大善寺も道祖神祭をはじめ地区の祭典では読経を行うなど、密接な関係を維持している。

#### (5) まとめ

柏尾山大善寺は、養老2年（718）に僧行基が開創したと伝え、国宝である本堂に安置されている薬師如来の右手にブドウを持っていたと伝えられる伝説があり、大善寺が甲州ブドウ発祥の地とも伝えられている。勝沼地域が全国有数のブドウ生産量を誇っているのも、このような歴史の上に成り立っていることである。

藤切り祭は、かつて養蚕が盛んな時代には、蚕が大当たりするよう祈願する祭りという側面もあったが、現在はブドウの手入れを知らせる祭りとなり、また、大蛇の奪い合いも、以前は勝沼・いわさき岩崎の2村が引き合いをし、勝った村が柏尾山の入会を認められるなど、村全体の生業に深く関わるものであったが、時代の移り変わりにより、地区を問わず個人のお守りとするための奪い合いへと変化した。このような変化を受けながらも続いてきた大善寺の藤切り祭の様子は、今後も守るべき勝沼地域を代表する歴史的風致である。



■大善寺の藤切り祭にみる歴史的風致範囲

### ■コラム「柏尾古戦場跡」

勝沼町深沢地区への入口、柏尾坂一帯は柏尾古戦場跡として有名である。

慶応4年（明治元年・1868）3月1日、幕府軍の新選組こうようちんぶたいは甲陽鎮撫隊を名乗り、江戸から甲府こうふに出立した。隊長・近藤勇こんどういさみは大久保剛おおくぼたけし、副長・土方歳三ひじかたとしぞうは内藤隼人ないとうはやとと変名し、隊員約120人を率い、鶴瀬つるせ（現・大和町鶴瀬）その他沿道の部落から募集した義勇兵50人程度を加えて、板垣退助いたがきたいすけの率いる官軍とこの地で戦った。

当初、幕府軍は甲府城を目指したが、進軍の遅れなどにより、城は江戸総攻撃に向け進行を開始していた官軍に占拠される。一隊は勝沼宿まで進んだが、圧倒的な官軍に押され、大善寺まで後退した。そして、柏尾に布陣し、土方は援兵要請のため江戸に向かった。幕府軍は二重の柵門と大砲を設け、戦いは3月6日に柏尾神願橋を挟んで始まったが、一時は非常に激戦であったとも伝えられている。しかし、官軍約1,000人に対し、幕府軍の兵はわずか300人程であり、圧倒的な勢力の前に土方の援兵策も間に合わず、戦いは一日で決し、江戸方面へ敗走した。



■甲州勝沼の戦いを伝える資料

当時発行された浮世絵師・大蘇芳年たいそよしとしの錦絵「近藤勇こんどういさみ 勇むさし之図ぎょうゆう」を見ると、大刀を持ち、大善寺山門前に獅子吼する近藤勇の勇壮な姿が描かれている。

かつては銃丸の跡が残る鳥居などがあったが、現在は古戦場の面影はなくなってしまった。なお、甲州街道沿いには古戦場跡と幕府側2名しばたはちろう いけだしちさぶろう（柴田八郎、池田七三郎）、官軍側1名きむらいすけたけのり（木村伊助武則）の墓が残されている。また、幕府軍のキャノン砲の砲弾が2点、官軍の鉄球弾が1点現存しているほか、鉛玉もブドウ畑から多数発見されている。

## 4 果樹栽培地の歴史的風致

### 4-1 コロガキ生産にみる歴史的風致

#### (1) はじめに

塩山の松里地区は明治時代に誕生した旧松里村のことをいい、南から塩山上井尻<sup>かみいじり</sup>・塩山三日市場・塩山小屋敷・塩山藤木・塩山下柚木の5地区からなる。この地は、峡東地域の中でもひときわ恵まれた地と称されてきた。かつては豊穡な水田稲作地帯であり、稲作のみでも十分に生活できる上に、裏作には麦が栽培された。そのためか300坪以上あるような屋敷を構えている家々が連なり、地区内には恵林寺や放光寺<sup>ほうこうじ</sup>、松尾神社など、大きな社寺が点在する。

松里地区を代表する農産物であるコロガキについて、江戸時代に普及した「甲州八珍果」のなかにカキがあり、これはコロガキのことを指していたものと考えられる。将軍家への献上品とされていたが、現在は「松里の枯露柿<sup>ころがき</sup>」としてブランド化され、冬の贈答品として全国から注文を集めている。

コロガキ生産は、秋から冬にかけてこの地区を中心に広く行われる。皮むきされたカキが伝統的な主屋の軒先に所狭しと吊るされると、辺り一面はオレンジ色一色に染まる。色味を失う冬場を彩る松里地区の風物詩である。



■縦横に走るセギ

#### (2) 地形と気候

##### ①松里地区の地形

松里地区は笛吹川の左岸に沿った土地で、上流の下柚木は山付きの南北に細長い土地である。生活用水を得るための沢は山懐が狭く浅く、そこから流れ出す水量は限られていた。笛吹川が下流へ進むにしたがい土地は広がりを見せ、緩やかな南西傾斜となるが、その辺りでは笛吹川の谷は深く、川水を利用するには大変な労力が必要であった。



■緩やかな傾斜地

このように松里地区は、本来耕作には不向きな土地であったが、地域住民によってつくられた「藤木セギ」をはじめとする諸セギの水路が、水稻やその他の作物の栽培を可能にした。松里には他に「小屋敷セギ」「井尻セギ」があり、水量豊かに流れている。これらのセギの水路が、松里のほぼ全域を網の目のようにカバーし、生活用水・農業用水として利用された結果、広大な土地が農地となり、松里地区を豊かな農村集落に変えた。

### ②コロガキ生産に適した気候と環境

松里のコロガキに主に使われる「甲州百目<sup>こうしゅうひやくめ</sup>」という大型品種のカキの起源は明らかではないが、古くから栽培されていた品種で、昭和40年(1965)代から増え始めた。「百目」の名称はカキ1個の重さが「百匁<sup>ひやくもんめ</sup>(約375g)」もあることから付けられたといわれている。カキの実は釣鐘形を呈し、大きいものは400gを超える。大きなカキをきれいなコロガキに仕上げるための条件として、①日中の温度が高く、湿度は低くなること、②夜間はよく冷え込むこと、③風が吹きすぎないこと、などが挙げられる。

松里地区はこのような条件に適応した環境だったためコロガキ生産が根付き、今日まで長い生産の歴史を育んできた。秋冬は晴天が続き湿度も低いため、カキの乾燥が進む一方、松里地区の西側を流れる笛吹川が、夜間に適度な湿気を与える好条件を作っている。北側にそびえる扇山<sup>おおぎやま</sup>は、笛吹川に沿って吹き降ろす風を調整し、強く吹きつけることがない。これらが松里地区の南へ緩やかに傾斜をしている地形とあいまって、コロガキ生産に最適な環境をつくりだしている。

### (3) コロガキ生産の歴史

#### ①松里のコロガキの歴史

松里のコロガキは戦国時代にその起源をもつとの伝承がある。武田信玄が陣中食としてカチグリとともにコロガキ生産を奨励し、美濃(現岐阜県の南部)の良種である「蜂屋(八屋)<sup>はちや</sup>」という品種を移植し、繁殖に努めさせたことが始まりであるとされている。江戸時代中頃には、「枝柿<sup>えだかき</sup>」と呼ばれていた。これはカキを吊るして干す際に、ヘタの枝を残しておいたことによるもので、干し方は今も昔も変化がないことを表している。



■600gを超える甲州百目

江戸時代も末に近い文久元年(1861)の秋、江戸を出立し甲斐を旅した松本文雅はその紀行「なまよみ日記」の中で、甲州街道の栗原宿(山梨市)から恵林寺・向嶽寺への参詣の道筋、下塩後・<sup>くろばら</sup>上塩後・<sup>かみしおご</sup>上井尻・三日市場といった市域で、カキとクリの木が多いのに印象づけられ、「さて、この国、栗柿の見えぬ里はあらざれど…」と記した。松里でのコロガキの生産は上井尻が発祥の地であるとされ、現在においても上井尻の生産量が多い。

コロガキの語源は、農家の庭先に皮をむいたカキを並べ天日で乾燥させる際に、カキ全体に陽が当たるように、適当な間隔をおいてコロコロ位置を変えることからその名が出たといわれる。漢字では「枯露柿」という字を充てているが、乾燥と湿潤を繰り返す作業のさまを端的に言い表している。

## ②自家用の時代

江戸時代から明治時代にかけては、屋敷内など身近に植えたカキを収穫しコロガキを生産していたと思われるが、具体的な量は伝わっていない。この頃の茅葺切妻造主屋では、カキを干すための軒下は桁行方向に一筋しかなく、大量に生産するには適さない造りであり、江戸時代のコロガキ生産は、当時盛んであった養蚕や煙草栽培と比べれば、農家の生計にさほど収入をもたらしたものでなかったと考えられる。

ほとんど自家用に庭先のカキを使い各戸で作る程度であったコロガキが、松里地区を特色づける特産物として有名になったのは、やはり味がよかったからである。佳品を産する山梨郡栗原筋の村々の中でも特に七日市場村(山梨市)から三日市場村にかけての産物が最も優れていたため、コロガキとカチグリが甲府勤番から幕府への献上品とされていた。また甲府では「枝柿箱詰」「大和柿」「柿の粉」「柿砂糖漬け」などが販売されていた。



■屋敷内で栽培されるカキ



■茅葺切妻造主屋に干している例

### ③出荷用の時代

明治から大正時代にはコロガキ・カチグリを製造販売する農家が現れ、東京・横浜・名古屋・大阪・神戸などの都会に出荷した。『東山梨郡誌』をみると、大正時代はじめの松里村のコロガキの生産量は2万トン足らずであったが、八幡村（山梨市）と並んで、東山梨郡では飛び抜けた生産を示していた。当時の写真では、現在と同じように主屋の前側に専用の干し場を設けているのがわかる。



■小嶋コロガキ製造工場 明治41年  
(栗原信盛氏提供)

昭和時代初期は、小玉の品種の蜂屋を多く栽培しており、また改良渋という品種の栽培も見られた。現在では大玉品種の甲州百目が主流になっている。コロガキはきわめて付加価値の高い商品産物であるため、養蚕と並んで農家にとっての重要な現金収入源になっていた。

昭和40年代から養蚕は衰退しはじめ、その頃から農協の指導などもあってモモやブドウなどへの大規模な転作が進んだ。まず山の斜面に形成されていた桑畑や畑地が果樹園化し、その後、果樹園化の動きは次第に水田にも拡大し、現在のような複数の果樹や品種を栽培する農家が増えていった。

松里地区のコロガキ生産量は、昭和35年（1960）以降毎年10万トン以上を誇り、多い年には20万トン近くに達した。普通の農家であれば、秋までにモモやブドウを収穫し果樹の生産活動の1年が終わるが、コロガキ生産はその後の農閑期に行われるため、松里の農家では競ってカキを干した。また、原料のカキの栽培はモモやブドウに比べると容易で、収穫前の消毒と収穫後の剪定くらいで済むため、ブドウ・モモ栽培ができなくなった農家では、その後カキを植えることが多い。



■茅葺切妻造主屋の前側に干し場を設ける



■専用の干し場で大量にカキを干す例

#### (4) 周辺の歴史的建造物

コロガキの干し場として供される伝統的な主屋建築としては、江戸時代に建てられた茅葺切妻造主屋と、明治時代から昭和30年代までに建てられた棧瓦葺切妻造主屋の2種類があり、両者とも養蚕のための造りである。

茅葺切妻造主屋は急勾配の切妻屋根をもち、突き上げ屋根が付加されている。突き上げ屋根は換気と採光の設備であるため、養蚕の作業に必要なものとして、明治時代に入ると急速に普及した。

一方、棧瓦葺切妻造主屋は、明治時代に養蚕が国策として奨励されたことにより発展した形式（養蚕推奨型）である。特徴として、茅葺切妻造主屋よりも屋根の軒が高く葺き下された2階建の主屋で、棧瓦葺切妻屋根の上に棟をまたいで一段高く設けた越屋根を付けるものもある。

松里地区ではこの2つの伝統的な主屋建築が数多く残っており、民家の軒下でコロガキを干している風景が今でもみられる。

#### ①岩波農園

いわなみ

岩波農園は養蚕推奨型の棧瓦葺切妻造で、規模は東西14.4m、南北7.4m、木造2階建、平入で、南面して建つ。明治期以降に建てられた養蚕を行う主屋の好例である。

この種の主屋は、桁行に長い軒下を2筋とることができ、コロガキを大量に生産することに適していた。軒下に隙間なくカキが吊るされている姿は、松里地区の秋冬を彩る「コロガキを干す集落」の風景を代表するものである。



■岩波農園のコロガキ製造風景  
昭和51年11月（日原勇氏提供）



■現在の岩波農園

## ②土屋家住宅

土屋家住宅は三日市場地区にあり、乾徳山恵林寺から南へ500mほどのところに位置する。明治初期に建築された養蚕推奨型の棧瓦葺切妻造主屋と蔵3棟（文庫蔵・米蔵・麴蔵）、門（座敷門・裏門）、塀が所在している。その他に、ワイン工場など後年に建築された建造物がある。



■土屋家住宅

主屋は木造2階建、棧瓦葺切妻造で、突き上げ屋根の3階と越屋根の4階に小屋裏を設けている。養蚕を行っていた頃は、突き上げ屋根部分の3階は蚕室として使用され、4階の越屋根部分は煙出しや換気・採光のために用いられていた。

## ③笛吹川芸術文庫（旧武藤酒造主屋・同米蔵）（登録有形文化財）

笛吹川芸術文庫（旧武藤酒造主屋・同米蔵）は藤木地区にあり、乾徳山恵林寺から200mほど東で、小屋敷セギ沿いに位置する。主屋は安政4年（1857）頃に建立し、明治時代に改築された。昭和16年（1941）頃までこのセギの水を使って酒造所を営んでおり、南北に流れるセギに沿って酒蔵や米蔵が立ち並んでいた。現在は主屋と置屋根式の米蔵が残っている。



■笛吹川芸術文庫（旧武藤酒造主屋）

主屋は、外側に厚く土壁を付けた土蔵造りになっており、規模は東西21.6m、南北7.2m、棧瓦葺切妻造、3階建てで、越屋根を載せている。2階には半間毎に漆喰戸付の窓があり、小屋裏3階とともに養蚕に用いていた。附属屋の米蔵は、かつては酒造り用の米の保管に使用していた。

## （5）コロガキ生産

### ①コロガキの歳時記

コロガキ生産は、まずカキの木の消毒、畑の草刈から始まる。他の果樹の消毒にあわせて5月・7月・9月と定期的に行う。

11月に入ると本格的にコロガキ作りに移り、上旬でカキもぎ・皮むき・紐しばり・硫黄燻蒸いおうくんじょうの順で作業を行っていく。下旬になると天日干し・カキもみ・棚干しの作業に移り、主屋の軒先や庭先に専用の干し場に皮むきされたカキが吊るし並べられる。

12月はいよいよ出荷準備となり、コログキの大きさ・重さを統一する出荷目合わせを行った後、箱詰めをする。コログキの出荷の時期は12月上旬から下旬であり、店頭では12月上旬から1月上旬にかけて年末年始の贈答品として出回る。出荷が終わると正月をはさんで、来年に向けてカキの木の剪定を行う。

春から始まる甲州市の果樹の生産活動は、松里のコログキで1年を終える。

コログキの歳時記	
5月・7月・9月	カキの木の消毒・草刈
11月	カキもぎ（収穫）・皮むき・紐しばり・硫黄燻蒸・天日干し
11月下旬	カキもみ・棚干し
12月	出荷目合わせ・出荷
12月下旬	カキの木の剪定

## ②コログキの作り方

### カキもぎと皮むき

カキの収穫は「カキもぎ」といい11月に始まる。まずカキの木に登り、あるいは脚立をかけ、竹の先を割って作ったカッパサミという農具を用いてカキを収穫する。収穫したカキは、紐しばりの作業が楽になるよう余分な枝を切り落としながらT字にそろえ、熟し具合や大ききで選別しておき、熟しているもの、大きいものから順にむいていく。まだ青いものは最後にまわし、熟してくるのを待つ「ツイジユク（追熟）」をする。



■カキもぎの様子

### カキのむき方

古くは、リンゴをむくように上から下へとまわしながら皮をむいていたことが、三代目歌川うたがわひろしげひろしげの「甲斐国白柿製之図」（明治10年）からわかる。その後、需要が増え大量生産されるようになると効率的なむき方へと変わった。

まず余分なヘタを取る「チョウトリ（頂取り）」をして、ヘタの周辺を両刃のカミソリのような小刀を使って水平に2周ほどむくが、これを「カタ



■三代広重作甲斐国白柿製之図（明治10年）

トリ（肩取り）」という。カタトリをしたカキは、別の人が残った箇所を市販のピーラー（皮むき器）で縦にむき、息の合った連携作業を行う。コロガキに見られる縦の筋は、このむき方によってつけられる。



■チョウトリ

### 紐しばりと硫黄燻蒸

皮むきがすむと、縄や紐にカキを結び付けていく。大きなカキは40cmほどの長さの環状の紐の両端に結び、小さいカキは2mほどの縄に数珠のように結びつけていく。前者は「ナゲコシ（投げ越し）」、後者は「レン（連）」と呼ばれる。この時、大きさや熟し具合が同等のものを選んで結ぶことにより、均等に仕上がってくる。レンでは、1本の縄に結びつけるカキの個数は生産者によって異なるが、重さにして10kgほどになる。



■ナゲコシ（投げ越し）

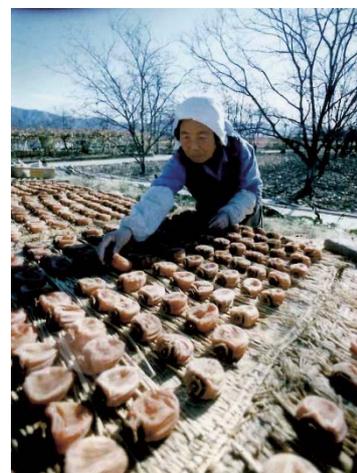
カキを天日に干す前に、硫黄燻蒸にかける。硫黄の煙で燻して表面を殺菌し、カキの熟しすぎやカキの表皮が黒化するのを防ぎ、商品価値を高めるのが目的である。硫黄の分量や燻蒸時間は、カキの品種や大きさによっても変わる。



■レン（連）

### 天日干し

燻蒸した後は天日で干される。伝統的な主屋の軒下に吊るすこともあるが、大量に吊るすには不向きなため、単管パイプなどで専用の干し場を設けて吊るす。干し場には雨対策として材質は問わず屋根をかけている。大きいカキは重ならないよう、水平にみて隣同士が上下になるよう調整しながら干し並べる。これにより風通りがよくなり、大きなカキも乾きやすくなる。また、小さいカキのレンは、吊るす作業がナゲコシの後になることが多く、干し場の一角にまとめて吊るす。



■カキもみ・棚干し  
平成5年頃  
(藤原一郎氏提供)

### カキもみ

次第にコログキの表面は飴色に変わる。その頃を見計らって、カキを指で揉んでシワを伸ばし、形を整え、むらなく乾くように手入れをする。また、カキの中の芯（ヘタと種を繋ぐ部分）を潰して、食べたときにヘタが取れやすいようにする。



■棚干しの様子

### 棚干し

カキが柔らかくなったところで、カキについた枝をレンから切り外し、棚干しに移る。腰くらいの高さの棚を組み、その上に養蚕で使用したカゴ（背負籠ほどの目の大きさを長方形に平たく竹で編んだもの）を置き、さらにムシロやコモ、藁などを敷き、そこにカキを並べて干す。

棚干しでは、1日おきくらいにカキをひっくり返して、形を平らに整えていく。このときもカキもみを行い、シワで重なっている部分を伸ばし、均等に乾かすようにする。また、出荷時にきれいに見えるようにヘタを切り揃え、溜まったゴミをブラシで落とす。日没後は籠を重ねてシートで包み、あるいは室内にしま込む。この棚干し作業は10日前後繰り返される。

同じ作業をしても、カキにより仕上り時期が異なってくる。出荷できる仕上り具合のものを棚干ししているものの中から選び、箱詰めにまわす。これは「ヒロイコミ（拾い込み）」と呼んでいる。

### 出荷目合わせ

一般の農家では、JA（農業協同組合）を通して出荷している。そのため、箱詰めの時期を見計らって「出荷目合わせ」を行い、コログキの大きさ・重さなど規格を統一する。箱詰めの際、均等に詰められるように、かつ「松里の枯露柿」のブランドを維持するために重要な打ち合わせである。

### (6) 松里地区におけるコロガキ

秋から年末にかけてコロガキ生産を終えた松里地区では、正月に鏡餅の上にミカンの代わりにコロガキを載せる農家もある。正月直前までコロガキの作業についていたため、よい値がつくようにと祈願して飾った。かつて甘味が貴重だった時代、正月飾りに使われたコロガキを食べるのを楽しみにしていたという。

市内外で広くみられる小正月行事のひとつである「キッカンジ（木勸進）」は、道祖神祭の前に行われる子どもの行事で、もとは道祖神のドンド焼きの薪（木）を集める（勸進）ものであったが、近年では子どもの行事に充てるための金銭を集めている。かつては1月11日～13日までの三晩行われていたが、現在では冬休み中の1月7日前後に行われるところが多い。

キッカンジの夜、集落ごとに子供（小学1年～中学3年）が集まり、大人は太鼓と鉦かねを担ぎ鳴らし、子どもたちは灯籠を持ち、行列をつくりながら練り歩く。灯籠には、「家内安全、無病息災、商売繁盛」など願いを書いている。集落内の各家を廻り、「オジュウヨッカ（御十四日）」のご祝儀を集める。家の土間に入ると「お祝い申せ、福どっさり」、「家内安全、お蚕大当り」などとはやしていたが、現在では、「お蚕大当り」ではなく松里地区らしく「果実大当り、コロガキ大当り」とはやしている。

1月14日の小正月に、藤木地区ではドンド焼きの炎を囲んで「太鼓乗り」が行われる。太鼓乗りは藤木区の上・下・西の3地区から出す3台の大太鼓の上に乗った役者が歌舞伎の名場面を演ずるというもので、芸能が附属することが多い峡東地域の道祖神の中でも、特によく知られた行事である。その演目に「勸進帳」があり、弁慶役の役者の首にかけている大数珠はコロガキで作られている。また、3地区のうち当番でない2地区がお土産として作成し、会場に持ち込む干支の模型にもコロガキのレンをかけていたことがあった。



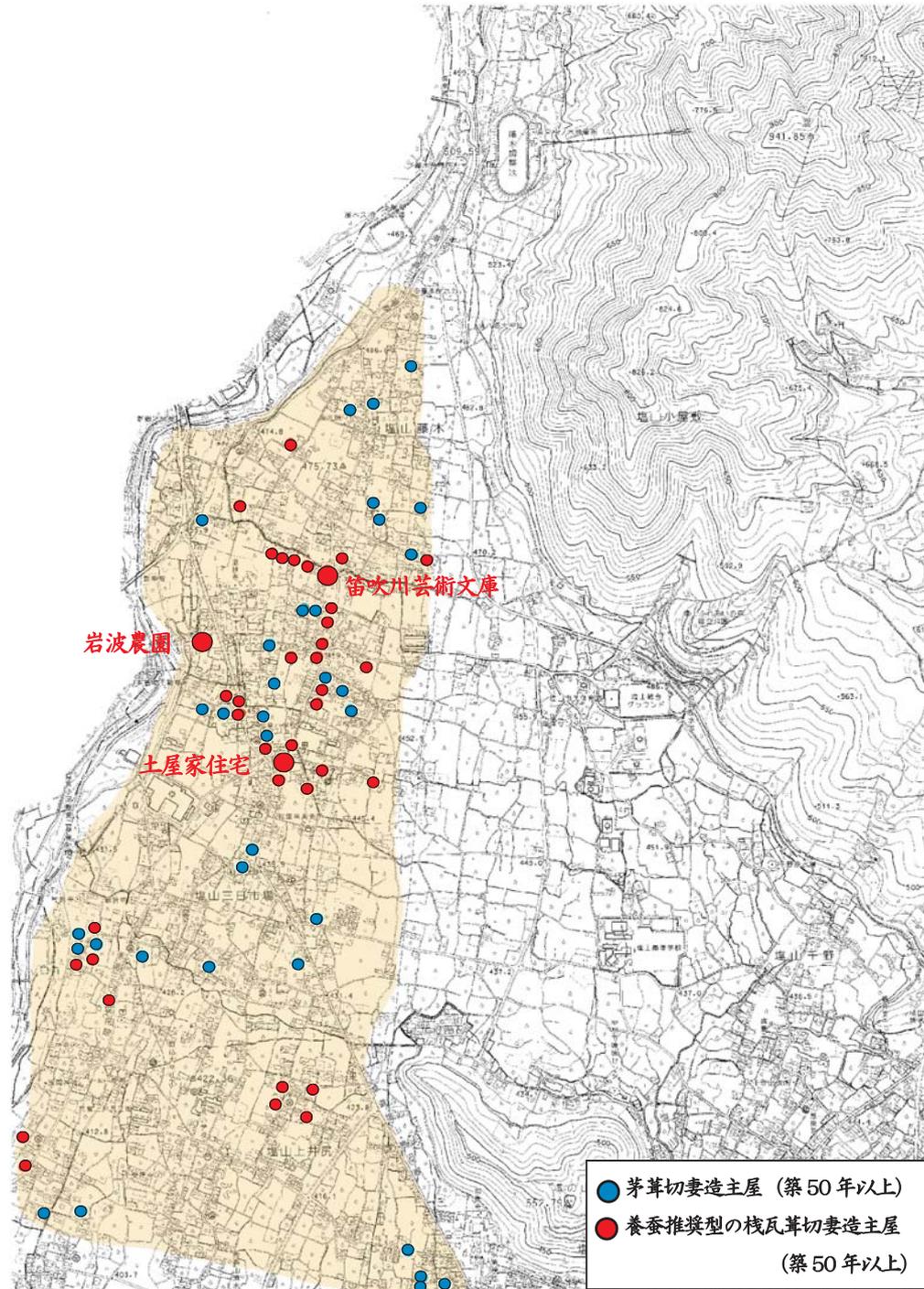
■藤木道祖神祭太鼓乗りに見るコロガキの大数珠

### (7) まとめ

伝統的な食物であるコロガキは、「松里の枯露柿」というブランド名でお歳暮の贈答品として人気が高く、それゆえ地場産業として発達し、各農家が競って生産するようになった。古民家がよく残る松里地区にあって、軒下にコロガキのすだれがかかるとなる風景は、秋の風物詩として注目さ

れ、毎年多くの観光客が訪れ楽しませている。近年では、古民家の軒先に隙間なく吊るす風景を売りにしている農家もある。

松里地区にある伝統的な主屋、屋敷内に植えられているカキの大木、そしてコロガキを干す風景は、歴史的建造物と伝統産業が一体となっている農業景観であり、後世に残していくべき歴史的風致である。



■コロガキ生産にみる歴史的風致範囲

■コラム「ころ柿集会」

松里地区に所在する松里小学校・井尻小学校・松里中学校の3校では、授業として松里のコロガキを取り上げている。

松里小学校では昭和60年（1985）から、1年生から6年生まで6年間かけて松里のコロガキの作り方や歴史などを学んでいる。「ころ柿調べ」として1年生はカキの種類やカキの花・葉、2年生から4年生まではコロガキの作り方、5年生はコロガキの箱詰め・出荷方法、6年生はコロガキの歴史や栄養について調べている。そして、調べた成果を発表する場として、全校集会で「ころ柿集会」を行っている。

成果発表後は、児童が各自で持ってきた甲州百目の渋柿でコロガキ作りを体験する。実際に児童が皮むき・硫黄燻蒸・天日干し作業をし、最後に出来上がったコロガキを試食している。また、市内の施設に届けている。

地元の伝統産業を学び、体験し、味覚を味わう。「松里のコロガキ」を後世へ繋いでいく取り組みが学校行事として行われている。

ころ柿の栄養

ころ柿は昔から柿が赤くなると、医者が高くなるといわれるように栄養豊富な食べ物です。

栄養	特徴	効果
ビタミンC	平し柿にするとはかるが、βカロチンが増える。	美肌効果
カロテン	体の中に入るとビタミンAになる	目や肌で歳と共に減少
カリウム	体の水分を塩分と排出	高血圧の改善
食物繊維	消化されない成分ころ柿に豊富にある	腸の中の害になる物を外に出す
タンニン	柿の渋のもと	解毒作用

★ころ柿の表面に付く白粉は、柿が表面にある糖質の成分で、その成分は果糖とブドウ糖です。

★柿は平し柿にすると、糖みが増すため生の柿よりも4倍はβカロチンが高くなります。

★タンニンをとりすぎると腸管が収縮感になるので、1日に食べる量は1.2個がよいとされています。

10

■小学6年生の発表



■ころ柿集会



■コロガキ作り体験

## 4 果樹栽培地の歴史的風致

### 4-2 ブドウ栽培にみる歴史的風致

#### (1) はじめに

かつて甲州街道を通過して出荷されたブドウは、明治36年(1903)の鉄道開通により全国各地へ大量に輸送されるようになった。現在、勝沼ぶどう郷駅にはブドウやワイン、あるいはその風景を求めて、多くの観光客が降り立つ。遠くに南アルプスや甲府盆地を望み、目前にブドウ畑に被われた思連山(ぶどうの丘)が横たわり、眼下にブドウ畑が広がる。



■甲州種ブドウ「甲州」

以前は養蚕業が盛んであったため、茅葺切妻造主屋や2階建の棧瓦葺切妻造主屋(養蚕推奨型)が勝沼地域一帯に見られた。果樹中心の農業となった現在は、養蚕当時の面影を残す主屋の前後左右にブドウ棚を架ける勝沼独自の景観をつくりだしている。

甲州種ブドウ(甲州)は日本最古のブドウの品種である。もともとはヨーロッパ種に属するものと考えられるが、その起源は明らかではない。伝説として、文治2年(1186)勝沼町上岩崎に住む雨宮勘解由が、付近の山「城の平」で山ぶどうの変生種を見つけ改良したものが甲州種の元であるとするものがあり、また別に、養老2年(718)諸国を巡っていた僧行基が勝沼の柏尾に立ち寄り、日川溪谷にて修行していたところ、右手にブドウ、左手に宝印を持った薬師如来が霊夢となって現れたという大善寺伝説がある。

現在、甲州市におけるブドウ栽培は、甲州をはじめ、デラウェア・巨峰・甲斐路など147品種に及んでおり、生食用あるいはワイン醸造用として供されている。

#### (2) 勝沼地域のブドウ栽培の歴史

畑に作物としてブドウが植えられたのは江戸時代初期のことと考えられ、正徳4年(1714)に行われた正徳検地に記されているブドウ栽培地は、上岩崎・下岩崎・勝沼・菱山の4カ村にみら



■勝沼宿ブドウ収穫の風景

れる。しかし、近村の等々力・栗原・藤井などにも自家用ブドウが植えられていたことが記録されており、庭先などに植えられたブドウは広範囲に及んでいたと思われる。

ブドウは、煙草・ナシ・カキ・木綿・茶などの商品とともに江戸市場に並び、あるいは勝沼宿で旅人に提供され、勝沼の名物となった。出荷量自体は大きくないものの、江戸市場に直結する甲州街道沿いという恵まれた環境によるところが大きい。

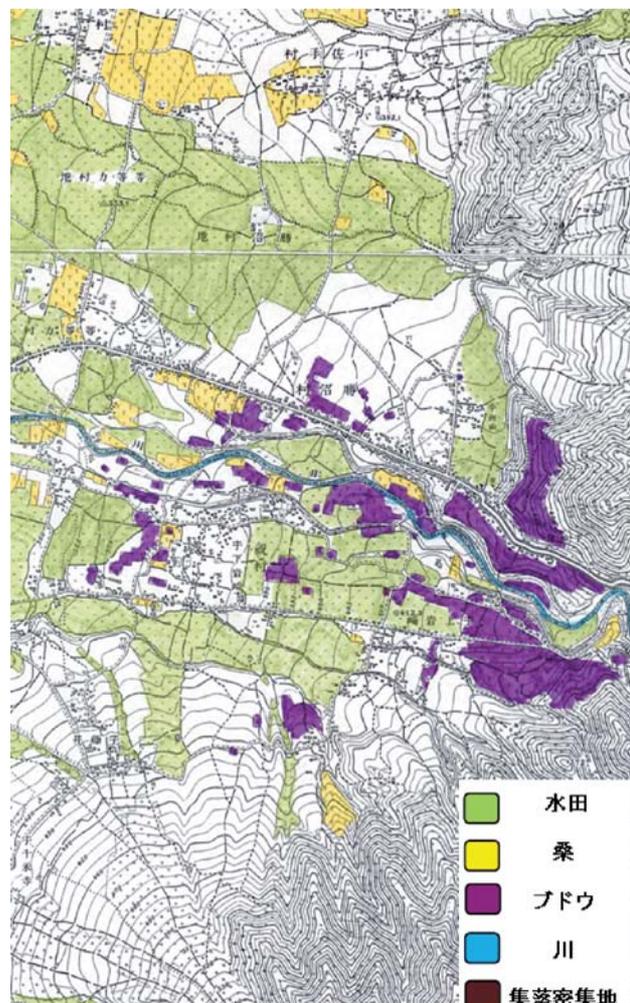
明治時代から大正時代にかけて栽培技術の革新やワイン醸造用の欧米系品種の導入などにより、ブドウ畑の風景が広がりを見せていった。生食だけだと短期間で消費しなければならぬが、ワイン醸造会社がブドウを買い取ってくれるため、農家は安心してブドウ栽培ができるようになった。

明治時代に入ると近代化に伴い山が荒らされ、台風や豪雨により度重なる水害が発生し、その中でも明治40年(1907)と同43年(1910)の2度にわたる大水害は県内に甚大な被害をもたらした。甲州市域では大和・勝沼地域を流れる日川と塩山地域を流れる重川の流域の被害が大きく、とりわけ山間部を流れてきた日川が盆地の東縁の平坦部に入った岩崎地区以西では、大量の土砂が流出し、幅400mにわたり河川が広がってしまった。これを受けて明治44年(1911)から内務省の直轄事業として、富士川水系に属する日川の砂防事業に着手した。日川水制群は大正4年(1915)、勝沼堰堤は大正6年(1917)に竣工し、農地の復元や集落の安定に多量に貢献した。

戦時中は、ワインあるいはブドウの葉などから抽出される酒石酸が、潜水艦のソナーに使われるロッシェル塩の原料となるため、ブドウ栽培とワイン醸造は「ブドーは

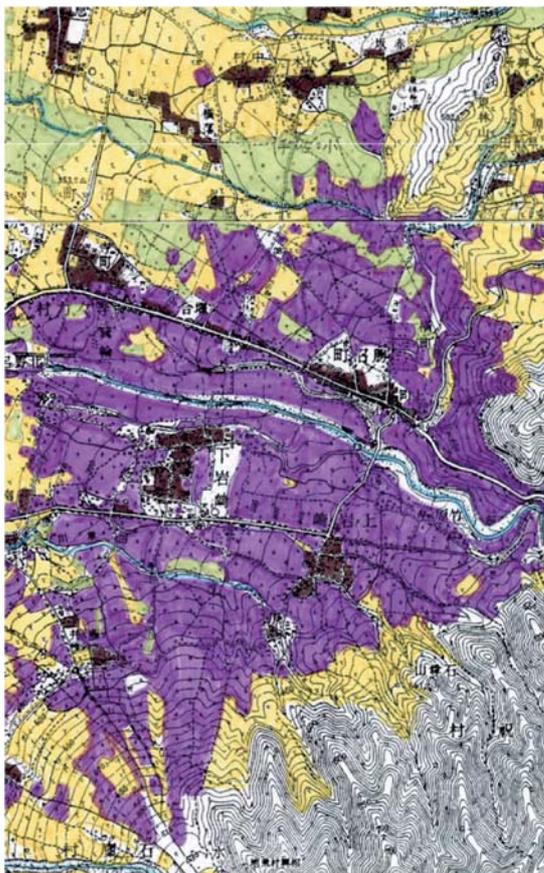


■ 登録有形文化財 勝沼堰堤

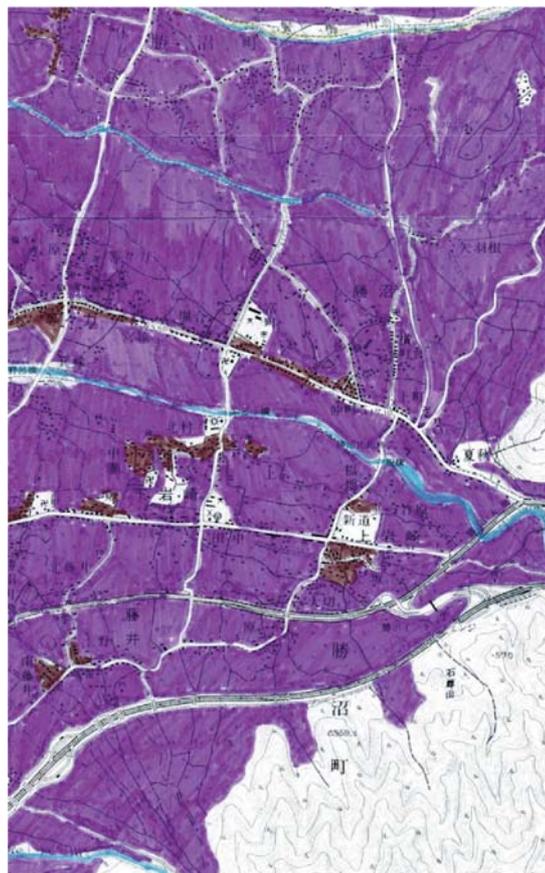


■ 明治22年の土地利用図

科学兵器だ」の合言葉のもと増産された。戦後も、現金収入につながるものとしてブドウ栽培は続けられ、昭和30年（1955）以後の高度経済成長の時期を契機として、果実の需要が増大し栽培面積は再び伸び続けた。昭和57年（1982）をピークに微減傾向で推移しているものの、新品種の導入や品質向上にも取り組み、全国有数のブドウの産地として著名である。



■昭和4年の土地利用図



■昭和58年の土地利用図

### (3) 勝沼地域におけるワイン醸造の歴史

勝沼地域におけるワイン醸造は明治時代に始まった。江戸時代からブドウ栽培をしてきた地である利点を活かし、文明開化と殖産興業によるワイン需要を受け、明治10年(1877)に日本初の民間ワイン醸造会社である「大日本山梨葡萄酒会社」が設立された。会社からは同年10月に高野正誠、土屋助次朗(龍憲)の2人の青年がフランスのトロワ市へ派遣され、現地で1年間ワイン醸造の勉強をした。帰国後、明治12年から醸造を始めたが、日本国内でワインそのものにまだ馴染みがなく、また、醸造方法や貯蔵方法が未熟であったため不振が続き、明治14年(1881)に醸造をやめ、明治19年(1886)に会社は解散した。



■高野正誠(左) 土屋助次朗(右)  
フランス・トロワ市で撮影

一方、明治13年(1880)大日本山梨葡萄酒会社の株主であった高野積成は「興業社」を興し、ワイン醸造に適した欧米品種のブドウ栽培の普及に努めた。高野積成は進んで株主となり、指導的立場となってワインを欧米品種で醸造することを早くから提唱していた。

大正時代に入るとブドウの生産量が増大し、農家による個人醸造も盛んになったが、太平洋戦争末期には酒石酸を効率よく大量に得るため、個人醸造を統合し協同醸造組合のような大規模化が図られた。戦後、醸造組合は株式会社に変わり、現在のような法人組織による醸造へと移行した。

現在、勝沼地域には29社、塩山地域には7社のワイナリーが所在し、全国生産量の約25%相当のワインを生産しているとともに、原料であるブドウの新品種が次々と投入され、多種多様なワインが醸造されている。

勝沼地域のワイナリーは、初期の頃は日本酒醸造など既存の道具や施設を使って行っており、そのため和風建築のワイナリーが所在していることが特徴である。

和風建築ワイナリーの遺構の代表的なものに宮光園がある。大日本山梨葡萄酒会社が明治19年(1886)に解散すると、宮崎光太郎は醸造器具等を引き継ぎ、土屋助次朗とともに甲斐産葡萄酒の醸造を開始した。その後、宮崎光太郎の私邸に醸造所を建設し、多くの商品を開発した。宮光園は、宮崎が自宅に整備した宮崎葡萄酒醸造所と観光ブドウ園の総称である。敷地内には明治時代から昭和時代の建造物が建ち並んでおり、皇族や文化人も数多く訪れた。鉄道が開通すると東京で集客し、自社の醸造所の見学とブドウ園でのブドウ狩りをセットにした観光事業も始めた。ブドウを産物としてではなく、観光資源として扱うなど、現在の観光ブドウ園の先駆けであった。

#### (4) 歴史的建造物とまちなみ

##### ①旧宮崎葡萄酒醸造所施設（県指定文化財）

明治37年（1904）に建築された宮光園（宮崎葡萄酒醸造所）の第二醸造場で、桁行32.7m、梁間10.9mを測る。一重、棧瓦葺切妻造で、西側に庇が付く。半地下式の石積壁貯蔵庫を備え、土間の北側にはブドウの破碎機が設置されている。現在は民間ワイナリーのワイン資料館として活用されている。

宮光園の第二醸造場以外の建造物・工作物・土地は一括して市に寄付され、7,007.59㎡の宅地・畑の中に、主屋・文庫蔵・道具蔵・離座敷・表門・西門・白蔵・葡萄貯蔵庫・第一醸造場葡萄酒貯蔵庫などの建造物と、煉瓦煙突・井戸・洗い場などの工作物が所在する。



■旧宮崎葡萄酒醸造所施設（第二醸造場）

##### 主屋（市指定文化財）

明治27年（1894）に建築された主屋で、当初は棟持柱をもつ養蚕推奨型の棧瓦葺切妻造だったことが古写真で判明しており、現在の擬洋風に改修されたのは昭和3年（1928）のことである。桁行21.9m、梁間13.1mを測る。一階は当初の姿を残してしているが、二階は大黒柱以外の棟持柱を切除し、トラス構造に変え、外壁に縦長の窓を入れ洗い出で仕上げるなど、和洋折衷の姿を呈する。市で保存修理を行い、公開活用をしている。



■宮光園主屋

##### 白蔵（市指定文化財）

桁行22.2m、梁間6.9mを測る。一重、土蔵造棧瓦葺、一部2階建てで、西側の北寄りに前庇が付く。地下に石積壁貯蔵庫をもち、貯蔵庫の南東隅の一角には石造発酵槽の跡がある。白葡萄酒を醸造したため白蔵と呼ばれ、大正2年（1913）に建築された。保存修理を終えて公開活用をしている。



■宮光園白蔵

### 文庫蔵・道具蔵・離座敷（市指定文化財）

3棟が合棟されたもので、南北棟、桁行8.0m、梁間5.0m、3階建の文庫蔵に、東西棟、桁行5.7m、梁間4.0m、2階建の道具蔵がL字に取り付き、この2棟の土蔵にL字の平屋の離座敷が付く。両土蔵の出入口は離座敷内にある。道具蔵は江戸時代末、文庫蔵と離座敷は明治時代初期と思われる。保存修理を終えて公開活用している。



■宮光園文庫蔵・道具蔵・離座敷

### ②佐藤家住宅（登録有形文化財）

勝沼ぶどう郷駅を西へ200mほど下った場所にある佐藤家住宅は、桁行7間、梁間4間の茅葺切妻造主屋（現鉄板葺）で、18世紀後半の建築と考えられる。同様の茅葺切妻造主屋が多い甲州市内でも古様を残す遺構であるとともに、勝沼地域でも盛んに養蚕が行われていたことがわかる。



■佐藤家住宅

### ③屋敷構えとブドウ棚

勝沼地域ではブドウ栽培だけでなく、養蚕も広く行われていたため、江戸時代末から明治時代初期（18世紀後半～19世紀）に建てられた茅葺切妻造主屋や、それ以降に建てられた棧瓦葺切妻造主屋が勝沼地域一帯に見られた。次第に果樹中心の農業となっていったが、現在も当時の面影を残す民家が多く所在する。

ブドウは棚架たながけをする必要があり、そのため他の果樹園にはない独自の風景をつくっている。収穫量を増やすために屋敷にも植え、棚は主屋の前後左右どこでも架けられるため、結果的にブドウ棚の上に主屋が頭を出すような屋敷構えとなっている。それらが集合体となって、ブドウ棚の中に民家が点々とある勝沼独自の景観をつくりだしている。



■ブドウ棚の中に民家がある風景



■屋敷構えとブドウ棚

#### ④ブドウ畑の石垣

ブドウ畑の区画には、広い範囲で石垣が多く使われている。平地のブドウ畑の低い石垣はもと水田だった名残であるが、東側の山沿いの急傾斜地については、明治時代の中頃から養蚕のための桑畑として開拓が進められ、その折に石垣が積まれたものと考えられる。昭和時代の初め頃までには鳥居平以北の斜面のほとんどが桑畑として開墾され、一方ブドウ畑は鳥居平から大善寺周辺でみられる程度であったが、これが昭和20年代の終わりになると、桑畑はブドウ畑と入れ替わってしまった。

ブドウ畑に転換するにあたり、急傾斜地の畑については等高線に沿った細長い畑とするために、石垣を積み直したと思われる。そうすることで石垣の高さを抑えることができ、石垣を積み土地を水平に近くすることで棚架に適した階段状の畑となった。この畑に棚架をするにあたっては、段ごとではなく一面に棚架を行うため、棚は本来の地形の傾斜に合わせて架けられるが、段の間隔が狭いため棚の高さの差が少なくなり、隅々まで耕作地を利用することができる。

急傾斜地での棚架は、鳥居平の背後、大善寺の東側で日川と合流する深沢川に沿って展開する集落がある深沢地区や、勝沼ぶどう郷駅周辺の菱山地区にもみられる。

石垣を設ける最も大きな理由は、土壌流失を防ぐためである。石垣は自然石を積み上げた素朴なもので、石の大きさは様々である。大石を割って使用する例もあるが、大人一人で持ち上げられる程度の大きさの石を使うのが一般的である。また、大善寺から鳥居平周辺にかけての広い範囲で、眼下を流れる日川から集めたであろう角がとれた花崗岩を使用しているため、組織的に圃場整備が行われたと考えら



■昭和初期のブドウ畑の石垣



■石垣で階段状に造成された傾斜地の畑



■鳥居平周辺の急傾斜地のブドウ畑



■深沢地区の急傾斜地のブドウ畑

れる。これに対して菱山地区や深沢地区は、四万十層群由来の硬い石が周囲に散在しており、これらの石を使っている。石と石の間から土がこぼれないように形の合った石を埋め込み、チャノキやリュウノヒゲなどの植物を植えて石垣を維持してきた。石垣が崩れた際には近所の農家の方が集まり、修復している。

急な傾斜地を覆う緑色の幕のようなブドウ畑の風景と、その下で行われているブドウ栽培を支えているのは、このような石垣群である。

### ⑤和風建築のワイナリー

明治時代から大正時代にかけて建築された養蚕推奨型の主屋を残し経営しているワイナリーがある。また、かつて醸造用に使っていた土蔵も、ワイン貯蔵庫や物置として活用している例もあり、このような近代に建築された和風建築を残すワイナリーが8社ある。

#### くらむぼんワイン (旧山梨ワイン醸造)

勝沼町祝地区の国道20号と旧甲州街道に挟まれた通り沿いに所在している。越屋根が付く2階建の棧瓦葺切妻造主屋で、大正時代に移築された。建物の特徴から建築年代は明治時代であると推定される。背後に建つワイン貯蔵庫は、主屋と同時期に移築された江戸時代後期の茅葺切妻造主屋と思われる。



■くらむぼんワイン

#### 原茂ワイン

はらも

原茂ワインは大正13年(1924)創業の歴史を持つワイナリーで、明治時代に建てられたとされる越屋根付き2階建ての養蚕推奨型の棧瓦葺切妻造主屋を改装して利用している。もとは養蚕を営んでいたが、生食用のブドウを育てながらワイン醸造を始めたという。

「原茂」というのは屋号で、主屋の所在地が「向原」とよばれる小字であったこと、代々茂左衛門を襲名していたことから原茂と名付けられている。

現在、原茂ワインの1階は土間を改装したワインショップとテイastingスペースとなっており、2階にはカフェを併設している。



■原茂ワイン

### ⑥日川水制群とブドウ畑

日川水制群は、明治40年(1907)と同43年(1910)の2度にわたり甚大な水害をもたらしたことに伴い、明治44年(1911)から内務省の直轄の砂防事業として着手され、大正4年(1915)に竣工した。

水制群は、流路に対して直角に構築された74基の水制工で、各水制の平面形はT字を呈している。水制の幹部(河川に対して直角)は在来工法の空石積が施されていることに対して、頭部(河川に対して平行)は当時高価であったコンクリートを使用し、強固な造りとした。これを川を挟んで対で設け、頭部間に水を流し、幹部には土砂を溜めるという方法で河川の復旧を試みた。

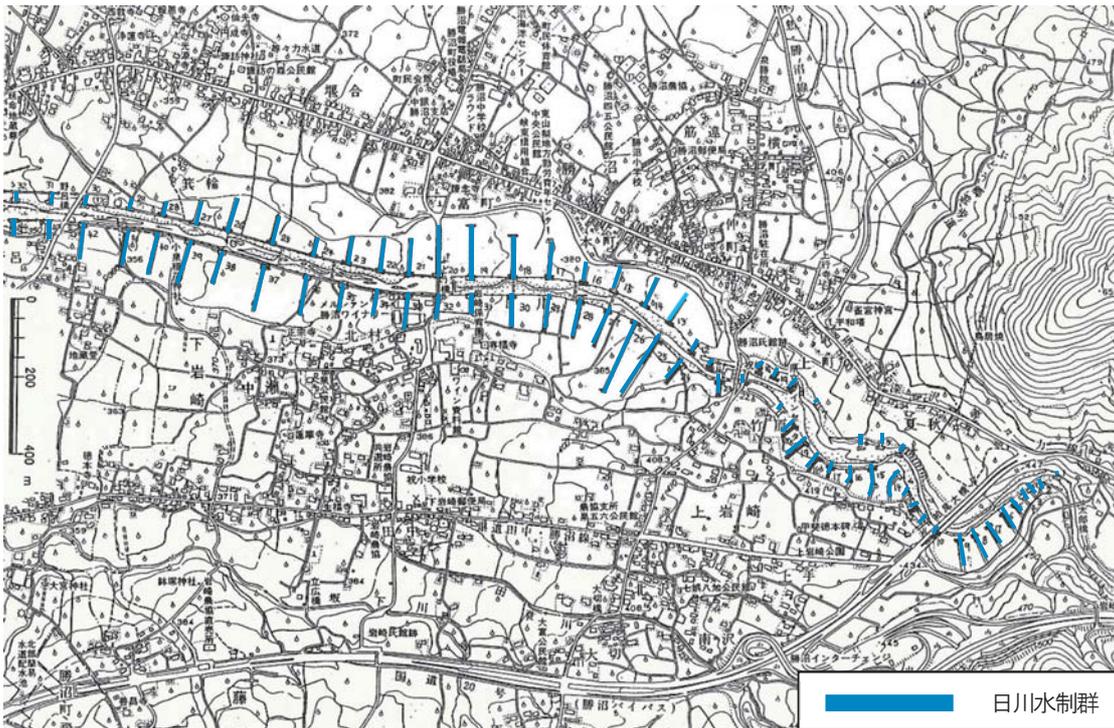
その後、日川水制群と勝沼堰堤の竣工により流出土砂がコントロールされ、日川水制の間が土砂で埋まり土地が回復すると、砂地化していた兩岸一帯はブドウ畑が一面に広がるようになった。現在でもブドウ畑と水制群が共存している風景を見ることができる。



■ブドウ畑の中にある水制



■日川を挟んで対に設けられている



■日川水制群

## (5) 勝沼地域のブドウ栽培

### ①ブドウ栽培（露地栽培）の歳時記

ブドウの木の管理として、休眠期中の12月～3月にブドウの枝の剪定をする。前年までの枝を切り適切な芽数に揃えることにより、ブドウの収量や品質を高める重要な作業である。

4月になるとブドウの芽が出始め、5月には芽吹きすぎた芽を欠き、伸びた枝を固定する。また、ブドウの花に「ジベレリン」という薬剤を浸漬や噴霧散布していく。このジベレリン処理（ジベつけ）は種無しブドウの生産、成長促進などの効果がある。

6月になりブドウの実が肥大し成熟してくると収穫量の見積ができるため、木や房の状態を見ながら房造り・摘粒ふさづく てきりゆうを行っていく。まず、房の大きさを決める房造りを一房ずつ丁寧に手作業で行う。粒が大きくなると、つき過ぎた粒は粒抜用ハサミを用いて抜き取り、房の形を整える。粒が肥大化するにつれて実が詰まるため、摘粒に最適な成熟時に作業を終わらせなくてはならない。房造り・摘粒の作業が終わると、雨や日差し、病害虫などから果実を守るためにブドウに傘かけ・袋かけをし、実が熟すのを待つ。傘と袋は、ブドウの品種や実の成熟具合によって使い分けている。

7月～11月にかけてブドウの収穫期を迎える。品種によって収穫する時期は異なり、甲州は品種の中でも遅い9月下旬～11月上旬に収穫する。生食用ブドウを出荷している農家の多くは、農業協同組合を通して出荷しているため、



■摘粒



■袋かけ



■収穫

「出荷目合わせ」をしてからブドウを収穫する。収穫したブドウは「手入れ」により傷んでいる実や色が悪い部分を粒抜用ハサミで抜き取り、出荷時にきれいに見えるようにする。手入れ後、ブドウの大きさ・重さなどの規格を統一し、均等に箱詰めをし、出荷する。

このようにブドウ栽培は4月から本格的に始まり、ブドウの実の成熟を見守りながら手間隙かけて丁寧に栽培する。そして、成熟具合を見逃さず、最適の時期に作業を終わらせなくてはならないため、繁忙期には家族総出で作業を行い、それでも人手が足りない時は、「おやてっとさん（農家の繁忙期に手伝いにくる人）」を雇う農家もある。

ブドウ栽培（露地栽培）の歳時記		
	デラウェア	大房系
12月～3月	ブドウの枝の剪定	ブドウの枝の剪定
4月	萌芽	萌芽
5月	除芽・誘引・ジベレリン処理	除芽・誘引・ジベレリン処理
6月	房造り・摘粒・笠かけ	房造り・摘粒・傘/袋かけ
7月下旬～8月中旬	出荷目合わせ・収穫・手入れ・出荷	
8月下旬～10月下旬		出荷目合わせ・収穫・手入れ・出荷
11月～12月	肥料かけ	肥料かけ

## ②栽培品種

栽培品種については、明治時代初期までは甲州が生産の中心であったが、東山梨郡奥野田村（現甲州市塩山牛奥）の雨宮竹輔がデラウェア種の苗を東京上野の小澤善平の撰種園から持ち帰って栽培した結果、適地であったことが判明し、各地に普及した。

戦後は種無しブドウの栽培技術の普及によってデラウェアの栽培面積が拡大し、昭和50年（1975）

時点では甲州とデラウェアが出荷の大半を占めていた。以後は消費者の高級指向の高まりから、大房系の巨峰、ピオーネ、甲斐路など商品価値の高いブドウ品種の改良生産が行われるようになり、近年ではロザリオ・ビアンコ、シャインマスカットのような糖度や品質の高いブドウが注目されている。



■デラウェア

### ③栽培方法としての棚架と垣根づくり

ブドウの棚架は、江戸時代初期に医師・甲斐の徳本とくほんによって竹を使用した竹棚が考案されたと伝えられる。棚の広さは1坪(約3.3平方m)ほどで、これを連ねて架けたため、山裾の傾斜地のブドウ畑は市中の瓦屋根が並んでいるようだと、『甲斐国志』では形容している。江戸時代には竹の棚架が普通な方法だったが、平地のような広い畑での棚架には向かなかったことから、山裾の傾斜地などの限られた地で栽培が続けられてきたことがわかる。また、棚や出荷籠の原材料とするため、ブドウ畑の周辺には必ず竹が植えられ、現在でも日川沿いに多くの竹林がある。

明治12年(1879)に、棚の材料として竹から針金(鉄線)に変える者が現れた。しかし、技術と形の上ではただ竹棚のヤリ竹を針金に代えただけであり、この当時針金自体が高価だったためあまり普及しなかったが、腐りやすい竹を針金で架けることから、その後の棚の維持管理が楽になった。

さらに明治39年(1906)には、隅々まで棚を架けられるよう、隅は支柱を斜めにし、中央は支柱を垂直にする、現在のような針金棚が考案された。それまでの棚架は6尺四方の棚を単位としていたが、新たな針金棚は畑一面を単位とし、より広く、より効果的に棚架することができるようになった。

現在、日本の生食用ブドウ産地で主流となっているブドウ棚は勝沼で生まれ、日本全国に広まっていたのである。

近年、一般的な棚架とは別に、ワイン用の垣根づくりのブドウ畑も広く見られるようになった。ブドウの枝を1.8m~2m程度の高さの棚面で水平方向に伸ばしていく棚架とは違い、垣根づくりはブドウの枝を下から上に伸ばし、その枝が平行に並んだ樹形で、海外のワイン醸造用のブドウ産地で見られる代表的な手法である。



■明治30年代の竹棚



■明治45年の岩崎地域の針金棚



■鳥居平の垣根づくりのブドウ畑

勝沼地域のワイン醸造の特徴として、原料のブドウは基本的に農家が栽培した生食用を使うという点がある。耕地が狭いため、ブドウの収穫量を増やすには、棚架による栽培が最も効果的であった。しかし、棚架栽培は生食用には適したが、醸造用には味が不足するという欠点があったため、ワイナリー自らがワインに適したブドウを研究し、自社農園において垣根づくりで栽培したブドウによるワイン醸造を始めている。

### (6) 勝沼地域における葡萄酒愛飲運動とワインの文化

欧米品種のブドウ栽培・醸造を提唱していた興業社社長の高野積成は、明治32年(1899)に「葡萄酒飲用期成同盟会」を発足させ、ワインの日常飲用を働きかけた。同じ頃、不況の影響により各醸造所で醸造量を減らし、農家が栽培した大量のブドウが余る事態がおきたが、宮光園園主の宮崎光太郎は増産を決意し、栽培者のブドウのほとんどを買い上げた。そのため地区のブドウ栽培者90人の連名で、明治30年(1897)と35年(1902)に感謝状が宮崎に贈られている。

ブドウの価格が著しく下がり農家を苦しめると、栽培者が集まり組合を作りワインを醸造し、ブドウの価格回復を図った。さらに組合員である栽培者には、冠婚葬祭をはじめ日常に至るまで、日本酒を廃してワインを飲むことを求めた。

これらの事柄を契機に、勝沼地域内で「葡萄酒愛飲運動」が始まり、「一升ビンの葡萄酒を湯呑茶碗で飲む」という勝沼地域ならではの食文化が生まれた。また、御神酒としてワインを神社に奉納し神棚に供えることを始めた。この習慣は現在まで受け継がれている。



■神社には御神酒としてワインを奉納



■神棚に上がったワイン



■御神酒として一升瓶のワインをふるまう

このような地域独自の文化を背景に、平成26年(2014)10月10日には「甲州市甲州ワインによる乾杯の推進等普及促進に関する条例」が施行された。条例では、明治10年(1877)10月10日に高野正誠と土屋助次朗の2人の青年がフランスのトロワ市へ旅立ったことから、10月10日を「甲州ワインの日」と定めた。「甲州ワインで乾杯」をキャッチコピーに、さまざまなシーンで甲州ワインを楽しんでもらうことを促進している。

### (7) まとめ

山梨県内の果樹栽培の歴史は古く、「甲州八珍果」が示すように江戸時代には果樹栽培が盛んな地として認識されていた。その中でも、ブドウほど歴史と文化に関連付けられて語られる果実はない。

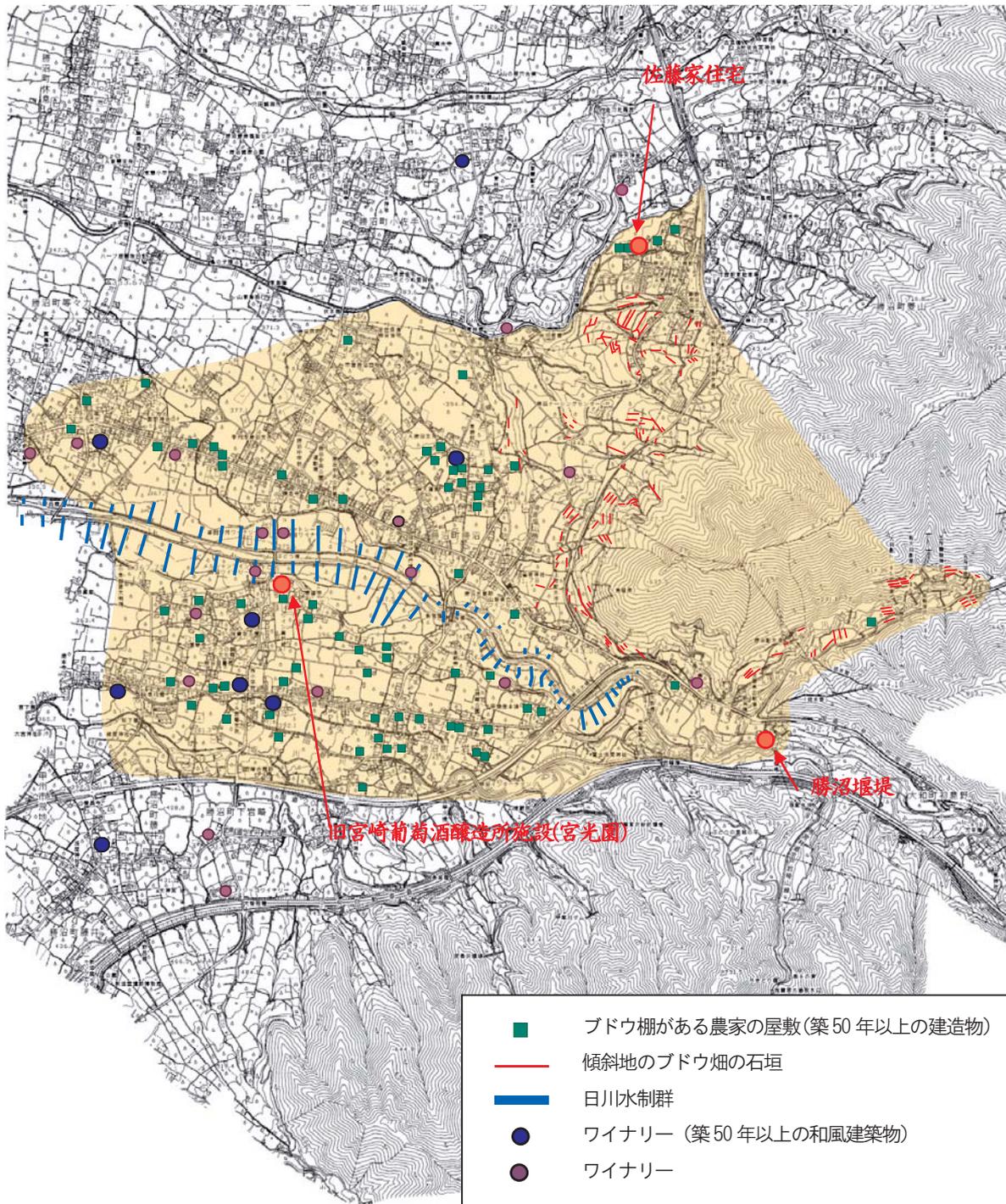
かつて桑園や水田が広がっていた耕地が、現在のようなブドウ畑が一面に覆うに至るまでには、甲州街道沿いという恵まれた環境、近代化に伴うワイン産業の発生と発展、高度経済成



■日川左岸のブドウ畑の紅葉

長の果実需要の増大などの追風ばかりだけでなく、明治時代後期の不況や甚大な被害をもたらした明治の大水害、戦時中の軍事利用などの逆風もあった。それらに柔軟に対応し、勝沼地域のブドウ栽培の伝統を受け継ぎ日本で最も有名なブドウとワインの産地に成長した。

甲府盆地に一面に広がるブドウ畑の景観だけでなく、特に勝沼町勝沼や上岩崎には、ブドウ棚がある農家の屋敷構えやブドウ畑に積まれた伝統的な石垣、治水事業として施工された水制群や堰堤によって守られた畑、和風建築を活用したワイナリーなどが良好に保存されている。勝沼のブドウ畑の景観は、これら歴史的建造物と伝統的なブドウ栽培とワイン産業が一体となっている農村景観であり、後世に残していきたい歴史的風致である。



■ブドウ栽培にみる歴史的風致範囲

### ■コラム①「甲龍」

こうりゅう

甲龍は、甲州街道沿いの観光ブドウ園・中央園にある樹齢100年を超える甲州種ブドウである。接ぎ木なしの自根のブドウである。一般的にブドウは10年程度で樹勢が落ちてくるため切り替えてしまうが、園主が「甲龍」と名付けて大切に育てたため、現在でも毎年200kg程度のブドウが収穫されている。収穫されたブドウの一部は市内のワイナリーで醸造・販売されている。



■甲龍

### ■コラム②「鉄道開通とブドウ冷蔵庫」

明治29年(1896)に始まった中央本線八王子—甲府間の建設工事は、明治36年(1903)に完了した。一連の工事により、大和地域には初鹿野駅(現甲斐大和駅)が、塩山地域には塩山駅が設置された。

勝沼駅(現勝沼ぶどう郷駅)は、開通後の大正2年(1913)に新設され、これによりブドウの大量輸送に拍車がかかると、今度は出荷集中によるブドウの価格低下



■ブドウ冷蔵庫

が起こった。この対策として、大正10年頃から岩崎地区を流れる小河川がつくった段丘斜面を利用し、石造のブドウ冷蔵庫がつくられ、低温保存により出荷量の調整を実現した。

ブドウ冷蔵庫は、側壁が石積みで天井には当時高価であったコンクリートが用いられている。冷蔵庫内には、ブドウから出るガス排気のための換気口が備えられているが、換気口の数が少ないものほど築年代が古い。ブドウ冷蔵庫の大部分は低温状態を保つために半地下や竹林などの日陰を利用したが、なかには用水堰の近くにつくりその冷気で冷やす工夫をしたものもあった。

昭和30年代以降電気式冷蔵庫の普及に伴いその役割を終えた。

## 4 果樹栽培地の歴史的風致

### 4-3 笛吹川水系のセギにみる歴史的風致

#### (1) はじめに

甲州市の塩山地域は、松里地区から奥野田地区にかけては緩やかな南面傾斜を呈する土地が広がる。また神金地区から流れる重川に沿っては、南西方向に面してやや急な斜面が広がるが、総じて水はけも日当たりもよい土地が続いている。この特性を利用して、モモやスモモ、ブドウ、カキなどが栽培され、近年ではサクランボの栽培も増えている。

江戸時代から昭和時代の初めまで、塩山地域ではほとんど果樹栽培をしておらず、耕地は田畑か桑畑に限られていた。昭和30年頃から果樹が目に見えて増えていき、それに伴い桑畑や水田が果樹園にとって代わっていったが、作物が代わりつつも耕地が継続している。



■塩山地域の主な河川

塩山地域を流れる河川のうち、塩川・鬢櫛川・文珠川・竹森川などは重川の支流で、重川は塩山地域の西辺をなす笛吹川の支流である。これらの河川が山から土砂を運び肥沃な土地を作ったのであるが、山間部の急傾斜地から短い距離を流れ落ちているため、長年のうちに形成された河岸段丘は深く、現在集落や畑地が広がる一帯は、本来水の便が悪い土地でもあった。

これらの土地を、人々が生活し農業を興せる土地に変えたものが、「セギ」と呼ばれる水路のシステムである。塩山地域の松里地区や塩山地区では、笛吹川や重川を水源とするセギが良好な形で、広範囲に渡り残されており、今なお地区住民の手によって維持管理がなされている。中でも笛吹川水系の「藤木セギ」、「小屋敷セギ」、「井尻セギ」は、灌漑のためすだれ状の水路網を形成した様子が現在まではっきりと残っており、一帯の歴史や文化に大きく貢献してきた様子がよくわかる。

なおセギは「堰」の字を充てるのが一般的で、『甲斐国志』では溝を意味する「渠」の字が用いられている。堰は本来「堰き止める」の意であり、水路に水を流すための施設を指すものであるが、山梨県や長野県などでは水路をセギと呼んでいて、方言であると考えられる。

## (2) 笛吹川水系のセギの概要

笛吹川から取水するセギで塩山地域を流れるものとして、北から藤木セギ、小屋敷セギ、井尻セギの3本がある。

セギは塩山地域の隅々にまで水を供給するために設けられた、長大な工作物である。小屋敷セギと井尻セギでは、広い範囲にまんべんなく水が行き渡るように、計画的に造られたことがよくわかる。

この3本のセギで、東は塩川、西は笛吹川までの約2.3km、北は扇山の山裾、南は塩山熊野までの約6.1kmの範囲を潤している。

藤木セギと小屋敷セギは、笛吹川の上流部、塩山下柚木地内で、井尻セギは塩山小屋敷地内で笛吹川から取水していたが、大正15年(1926)に笛吹水電株式会社による水力発電事業が起ると、発電後の水を水源とするようになり、現在に至っている。



■現在の水源地である県営藤木発電所の藤木調整池

### (3) 笛吹川水系のセギの成立年代と構造

#### ①成立年代

塩ノ山北側の広い土地については、平安時代の土器が散見されることから、現在のような水路ではないものの集落を維持するための水路が作られたことが推測できる。小屋敷セギについては、元徳2年（1330）の恵林寺の創建が契機となったと思われる。

江戸時代の享保9年（1724）に記された「しよしきめいさいちよう三日市場村諸色明細帳」に、「小屋敷・三日市場両村堰」について「毎年両村人足ニヨリ自ラ普請ニ仕り候」とあり、複数の村でセギの管理をしていたことがわかる。

#### ②セギの構造と流域

藤木セギ、小屋敷セギ、井尻セギともに、緩やかに南面傾斜する土地にまんべんなく灌漑する目的をもっているため、広い範囲ですだれ状の水路が確認でき、水路に沿った道の両脇に農家が建ち並んでいる。

#### 藤木セギ

塩山藤木の集落の北側でまず2分され、西側の1本は集落内を南下し、東側の1本は扇山の山裾を進み農地に水を供給している。L字に曲がる小屋敷セギと東側にある扇山で囲まれた三角形の地帯を潤すため、小屋敷セギや井尻セギと異なり、放射状の水路網を形成している点に特徴がある。末端の水は小屋敷セギに合流している。



■藤木セギが集落側（右）と畑（左）に分かれる様子

#### 小屋敷セギ

笛吹川の上流から取水し等高線に沿って南へ流下させつつ、塩山藤木の放光寺の北側で水を平野部に上げる。放光寺の東側を流れ、塩山小屋敷の恵林寺の北側で鋭角に東に向きを変え、その後緩やかに蛇行をしながら2mほどのセギの幅を狭めることなく東進する。この東進区間で、等間隔に南へ分水を繰り返し、すだれ



■水量が豊かな小屋敷セギ

のような水路網を形成している。最初の分水が恵林寺境内へ流れ、名勝庭園をはじめ境内地を潤していることから、恵林寺との強い関係がうかがえる。

分水された後は、集落や農地に水を供給しながら南下していくため、徐々に水量が低下していくが、ほとんどの水が井尻セギに合流し水量を増やすのに役立っている。

小屋敷セギの主流や、分水された末端の水のうち井尻セギに合流しない水は、東側を流れる塩川に落ちる。塩川は自然河川だが、東からは重川からのセギの水も合流しており、水量を増やした塩川から取水した水は塩ノ山の南側を細長く潤している。

### 井尻セギ

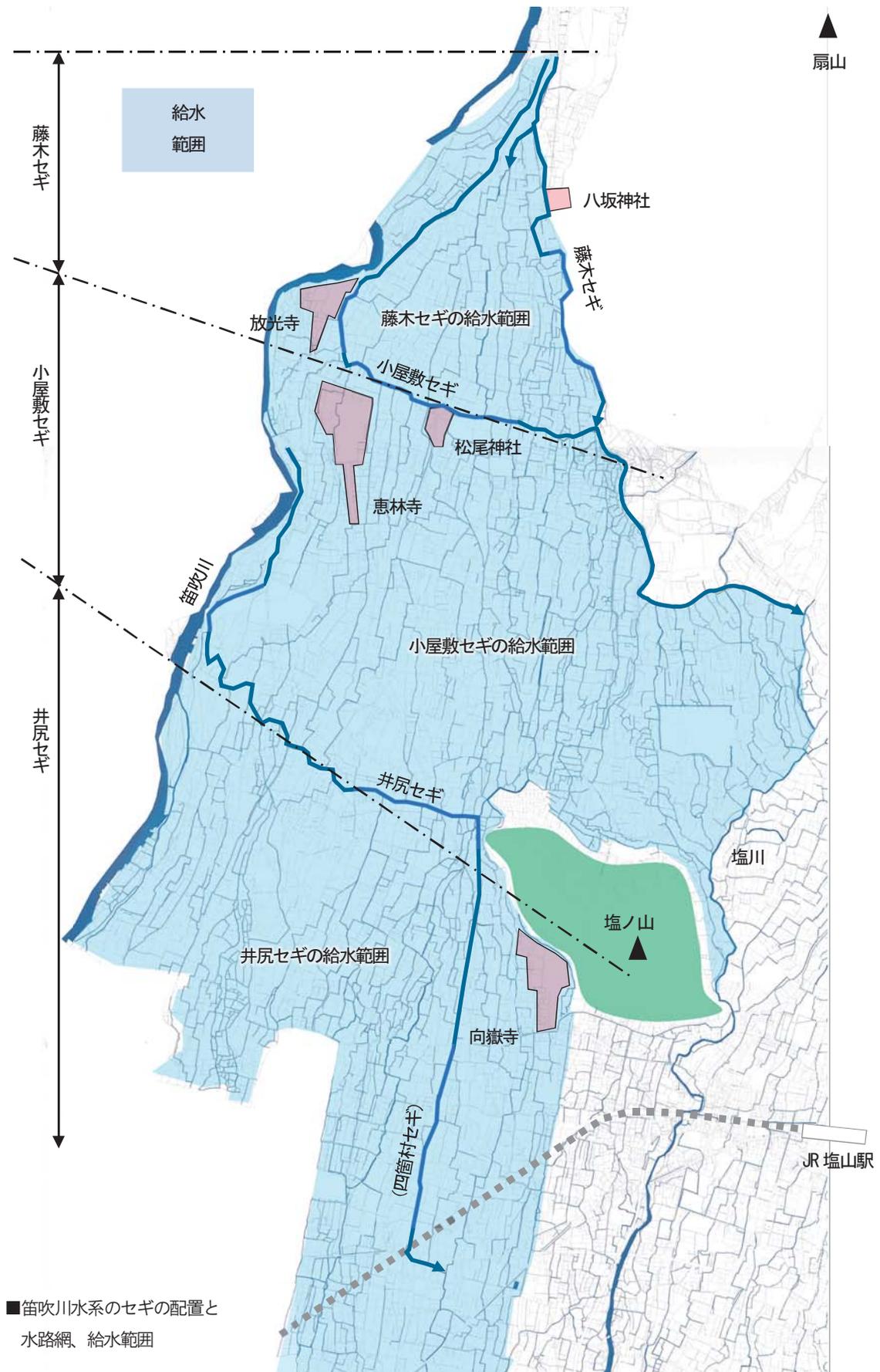
小屋敷セギと同様に東進しながら小屋敷セギの末端の水を集め、再び等間隔に南下させる役割を持つ。井尻セギの主流の末端は、塩ノ山の西側で南に向きを変え、「四箇村セギ」として一直線に塩山下塩後まで水を運んでいる。「四箇村」とは、塩山上井尻しかむらに属する東方・西方、塩山上塩後しもいじり、下井尻（山梨市）のことで、水量が落ちる一帯へのバイパス的な役割がある。



■塩山三日市場地内を東進する井尻セギ



■塩山上井尻地内を一直線に下る四箇村セギ



#### (4) セギと人々の活動

##### ①石積みのセギ

セギの主流や、分水後も真っ直ぐに南へ流れるセギは、道路や屋敷の境界を流れていることが多いため、強固に石積みで造られている場合が多い。使用している石には川原で拾い集めた自然石や、大きな石を割っただけのもの、積みやすいように同じ形状に加工したもの（間知石）などがある。

小屋敷セギの主流には、割石や間知石の石積みがよく残っている。これは、大正15年(1926)に笛吹水電株式会社が営業を開始するにあたり、毎秒12石（約2,1650）の水を地元に提供することを条件に県が発電を許可したため、大量の安定した給水量に対応できるよう、幅員2mの幹線水路を石積みで設けたもので、現在でも使われている。

塩山下柚木には、笛吹水電株式会社の発電用水のセギへの供給により廃棄された、古い小屋敷セギの痕跡が残る。松里地区の研究団体が一部発掘調査を実施したところ、川原から集められた自然石を使って石積みのセギを設けており、山側は畑の石垣を兼ねていることが確認できた。このことから、廃棄された大正時代には自然石の石積みセギが一般的だったといえ、同様の自然石の石積みセギは、笛吹川水系のセギに沿って広く分布している。特に小屋敷セギや井尻セギから南へ流れる小規模なセギには、自然石を積んだ素朴なものがよくみられる。

長年使用してきた石積みであるため、漏水対策として昭和50年代頃から徐々に改修される区間が出てきたが、補修をしながら現在まで維持してきた。



■小屋敷セギ主流の石積みのセギ



■地表に見える小屋敷セギの痕跡



■井尻セギから分水後の石積みのセギ

## ②セギと人々の暮らし

セギの水は地域に住まう全ての人々の生命を守ってきた。特に飲用水としては、水源に近く標高が高い地区にあつては地下水は地下深くを流れているため、井戸掘削による水の確保が困難であつた。セギがくまなく水を運んでくれるからこそ、日常の生活ができ田畑で作物も育つ。さらに、集落内を必ず流れていることから、防火用水としての役割も非常に大きい。

その様子が最もよく残っているのが、藤木セギ、小屋敷セギ、井尻セギが整備された松里地区である。中でも小屋敷セギの本流は幅が約2mと広く、水量は年間を通して安定している。

特に、生活との関連では、セギから水を屋敷内に引き洗い場にし、道からも水が汲みやすいよう段を設けていた。屋敷内のものには、セギと同様に自然石を用いて池のように造っているものもあれば、加工した石材を使って枡のような形をしているものもある。これを「ツカイガワ」とか「ツカイバタ」と呼んでおり、昭和35年（1960）頃に水道が各戸に普及するまでは、衣食住で使用する水の多くはツカイガワから得ていた。今でも残されているツカイガワには水道普及以前からのものもあり、庭先や畑への水まきや農業用具を洗うときなどに使っている。



■古写真に見るセギ

昭和10年（上）と22年（下）



■屋敷の外にあるツカイガワ（左）と中にあるツカイガワ（右）

また、この地域の特徴として、庭園とセギの結びつきが非常に強いことが挙げられる。塩山小屋敷の恵林寺庭園や塩山藤木の放光寺庭園の池泉には小屋敷セギの水が流れており、塩山上於曾の向嶽寺庭園は、現在は水を流していないものの、発掘調査からかつては小屋敷セギの水を流していたことが確認されている。個人宅でもセギの水を引き入れて庭の池を造っている例がみられ、豊かなセギの水がもたらした松里地区ならではの風景である。



■名勝 恵林寺庭園 (左) と向嶽寺庭園 (右)



■セギを水源とした個人宅の庭の池

一方、本流から取水し南下する分流は集落内に水を配り、畑地を潤す。分流の末路は別のセギの本流に合流して、さらに南方へ分けられる。この計画的なセギのシステムがあったからこそ、笛吹川からも重川からも遠い松里地区の東側一帯の広い土地が、優良な農地として今日まで継続し耕作されてきた。



■小屋敷セギから分水して南下するセギ

## セギ普請

セギをきれいに保つために、「セギ普請」として各地区で清掃をしており、古くは江戸時代の古文書にも記述が見える。小屋敷セギについて先述の享保9年（1724）「三日市場村諸色明細帳」には、「用水堰水門板樋」、「小屋敷三日市両村堰」、「是は場所、下柚木分笛吹川より水揚げ申し候、川長に式拾八居村まで御座候、毎年両村人足により自ら普請に仕り候、前々も大水により大破の節は割合人足くされ候、田水用水共に御座候、悪水の儀は上井尻堰へ落ち申し候」とある。同年の「おやしきむらむらかがみめいさいちよう小屋敷村村鑑明細帳」にも記載があり、「当村用水、笛吹川を堰入れ申し候」「是は居村より上式拾四町下柚木村にて上げ申し候、但し水門壺ヶ所、箱樋壺ヶ所（長式間、横壺間四尺）、普請の儀は、三日市場村と当村により自ら普請に仕来り申し候」とあり、小屋敷・三日市場の両村で管理しており、毎年人足を出して普請（清掃）をしていた様子と、「仕来り（しきたり）」とあることからセギ普請はそれ以前から両村が継続して行ってきたことがわかる。

清掃するには水を止める必要があることと、たまった泥や砂礫、ゴミの処理をしやすくするため、塩山地域では毎年4月第一日曜日に「塩山地域一斉河川清掃」が行われる。笛吹川水系のセギだけでなく、市街地にある側溝に至るまで「泥上げ」をし、これには多くの市民が参加している。平成28年4月に実施した河川清掃では、塩山地域の9,490世帯中、72%にあたる6,830世帯が出労した。

河川清掃は組の単位で実施し、管理組合が管理する四箇村セギは、関係する組から代表を出し合い協力して清掃を行う。作業は8時頃から始まり、組内の各戸から必ず1人が参加し、誰も参加できないと「出不足」として組に入金する決まりを持つ



■河川清掃の様子（小屋敷セギ）



■清掃後のお茶会のごちそう

組もある。道路に接しているセギでは、泥やゴミをいったん道路に上げておき、区の衛生委員や組長が市役所に連絡すると「河川清掃協力車」が手配され、協力車に乗せられた泥は、市が指定する置き場で処理される。4月初旬の行事のため、多くの組では活動の後にお茶会をしたり、サクラの花見をしたりして、親睦を深めている。

また、セギの水を水槽に溜めて防火用水としている地区もあり、河川清掃にあわせて消防団員が水槽内の泥上げ作業を行う。セギの水が止められているうちに全ての水を抜き、団員が水槽の中に入りバケツを使って手作業で泥をすくい上げる。

## (5) セギにまつわる建造物と活動

### ①石碑

セギを流れる水が絶えることがないよう、分水点<sup>せきそんだいごんげん</sup>やセギに沿って石尊大権現<sup>おおやまあふりじんじゃ</sup>（大山阿夫利神社）や水神が祀られていることがある。笛吹川水系のセギの流域には、北の塩山藤木から南の塩山上塩後まで6ヶ所が確認できる。

塩山小屋敷では、小屋敷セギの本流から分水された細いセギが東進し、集落を抜け畑地に入る境で別のセギと合流する場所に「阿夫利神社」の石碑が建つ。年号は見られないが、大山阿夫利神社は雨乞いの祭神であるため、集落を潤した水が途切れることなく畑地まで潤せるよう祈願して祀ったと思われる。

藤木セギに接する八坂神社境内<sup>やさかじんじゃ</sup>（塩山藤木）と、小屋敷セギが流れる松尾神社南側（塩山小屋敷）には、立派な石尊大権現が祀られている。八坂神社のものは昭和3年（1928）の建立で、7月に行

われる八坂神社の祭典（おてんのうさん）にあわせて、石碑に注連縄<sup>しめなわ</sup>を張り御神酒を供える。松尾神社のものは大正13年（1924）に再建されたもので、石碑近くの隣保組<sup>りんぼ</sup>2組が合同で7月に祭典を行う。現在の祭典は、石碑が建っている場所の清掃をし、注連縄を張り、御神酒を供えている。



■石尊大権現（塩山小屋敷・松尾神社付近）



■石尊大権現（塩山藤木・八坂神社）

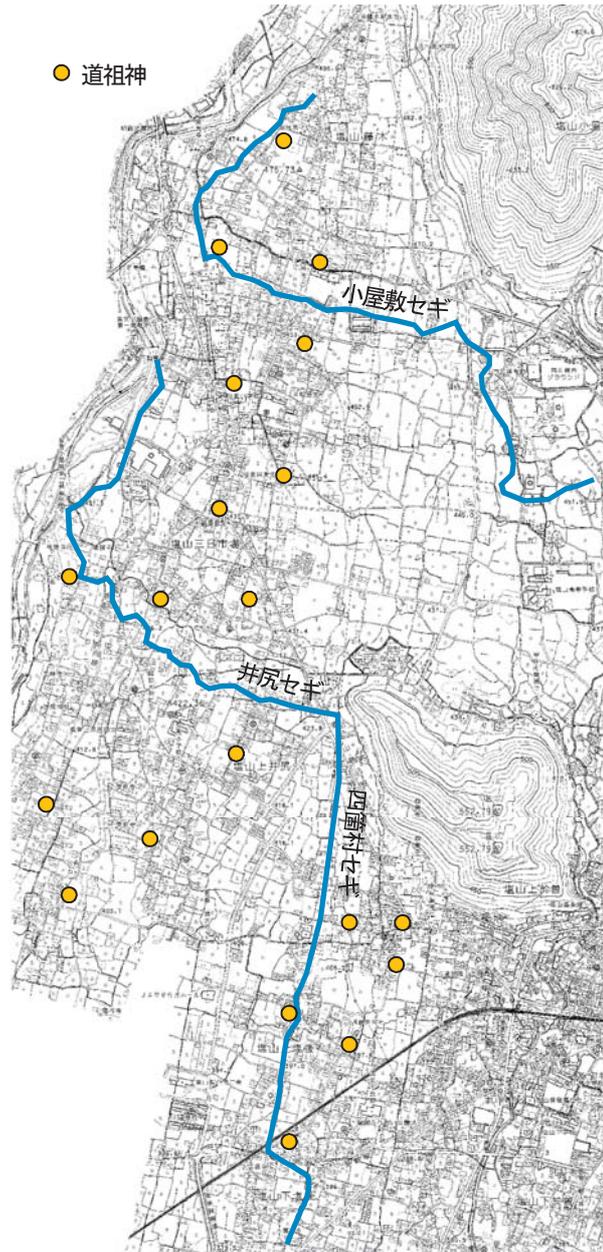
また、井尻セギの末路である塩山上井尻と塩山上塩後では3ヶ所が確認でき、うち1ヶ所の石碑には「萬延庚申年（万延元年）」（1860）とあるほか、「中興」と記されているため、それより前から祀られていたことがわかる。

## ②道祖神

道祖神場はセギのそばに設けられていることが多い。藤木・小屋敷・井尻の各セギの恩恵を受けている松里地区には道祖神場が15ヶ所、塩山上塩後地区には5ヶ所所在しており、正月の前後には「オコヤタテ」や「キッカンジ」が、1月14日には各道祖神場でドンド焼きが行われ、米粉で作った「繭玉」まゆだまを焼く光景が見られるほか、塩山藤木の道祖神祭では市の無形民俗文化財に指定されている「太鼓乗り」が披露される。

天保13年（1842）の「三日市場村乙川戸みつかいちぼむらおつかわど道祖神祭礼に付改革請印控帳」によると、道祖神の祭礼には鉦や太鼓を鳴らして村内をまわり、隣村や隣組の者と会えば喧嘩が始まり、新婚や家を新築した宅ではお囃子や獅子舞が行われるなど、大変にぎやかなものだったことがわかる。また、門松など正月飾りを道祖神場に持ち寄り、小高く積み上げて「山」と呼んでいたことが記されているので、この山を燃やしてドンド焼きが行われていた。正月11日頃に行う

「キッカンジ」という行事（寄付金集め）については、「木勸進（キッカンジ）を唱え、（中略）燈籠数本持参、鉦・太鼓打ち鳴らし村内相廻り候」とあり、これは今でも小・中学生が主体となって続けられている。



■藤木・小屋敷・井尻セギの給水範囲にある道祖神



■藤木道祖神祭太鼓乗りで子どもが持つ灯籠

甲州市を含む東山梨地域の道祖神は、川原で拾い集めた「丸石」を祀っている。大きな丸石を一つ置く例もあれば、複数個の丸石を集める例もある。丸石は石の基壇上に置かれ、塩山三日市場にある道祖神では2ヶ所で基壇に年号が刻まれているものがあり、一つは嘉永7年(1854)で、もう一つは大正14年(1925)である。他の道祖神についても基壇の特徴が一致するものが多い。

小正月に合わせ道祖神に「オコヤ」「オチョーヤ」と呼ばれる仮屋を作る。オコヤはスギやヒノキの葉、竹などで作られ、ドンド焼きの終わりに火に投げられ焼いてしまう。

このように、空気が乾燥する小正月に大きな火を扱うため、その後の消火にはセギから汲み上げられた水が使われている。



■塩山藤木の道祖神 (左) とオコヤ (右)



■塩山三日市場の道祖神 (左) とオコヤ (右)



■塩山上井尻の道祖神 (左) とオコヤ (右)

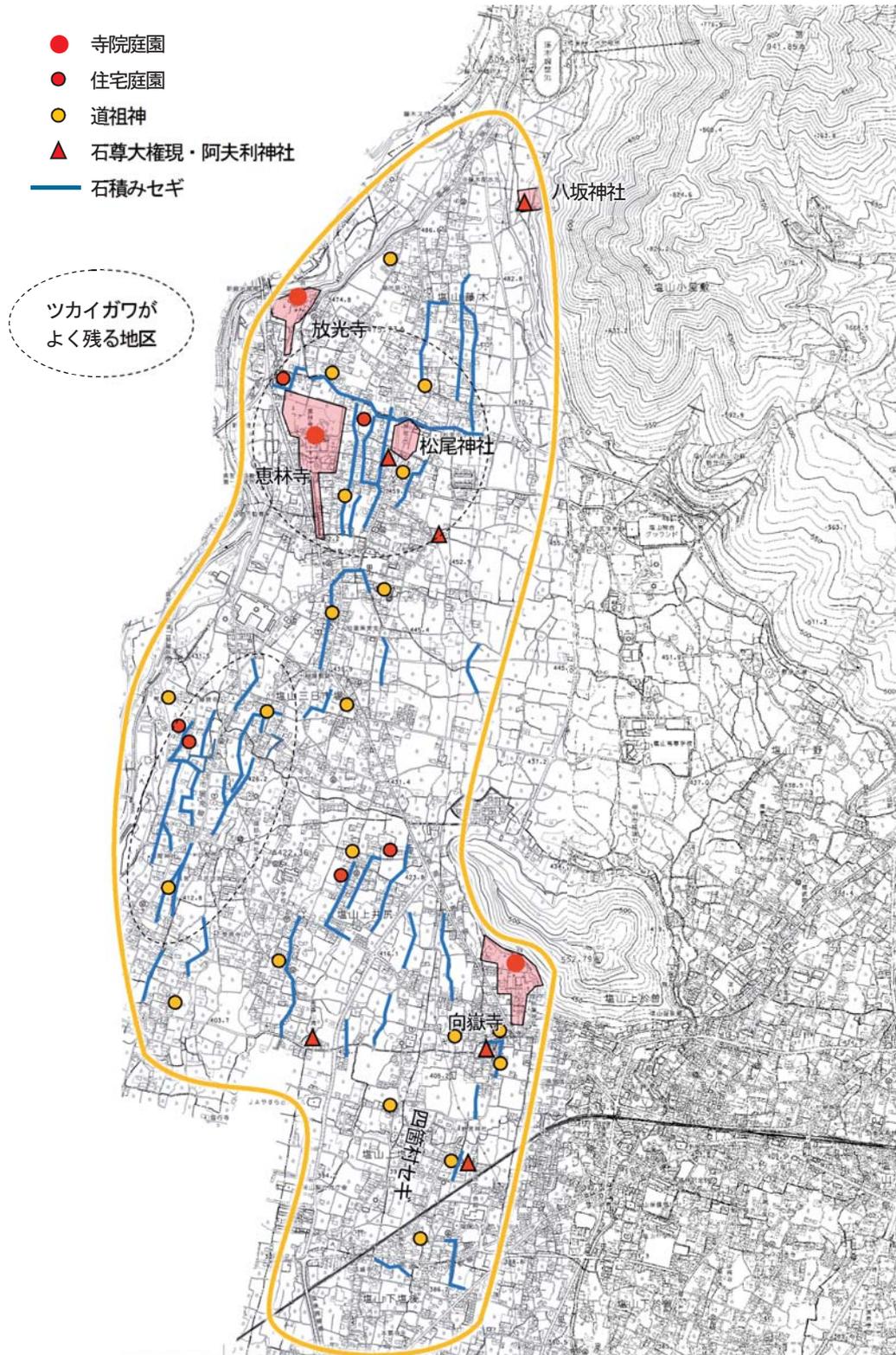
## (6) まとめ

笛吹川水系のセギは、大きな河川（笛吹川）から取水した水を等高線に沿って東へ展開し、その後一定間隔で南下する分水を作ることに特徴があり、これを繰り返すことによって広範囲に水を供給している。

セギによる給水システムは、飲用をはじめとして人々の暮らしや農業経営を支えただけではなく、塩山地域に多くの文化を残す源にもなった。名勝指定の恵林寺庭園・向嶽寺庭園を筆頭に、笛吹川水系のセギに沿う寺院や民家に多くの庭園が築かれているが、例外なく池泉を伴っている。

生活に必要な不可欠なものであったセギは、水道の普及や畑地灌漑システムの構築により、その役割は小さくなってしまったものの、石積みのセギは昔の姿をとどめ、周辺の石尊大権現や道祖神などの石造物、ツカイガワが残るまちなみなどと一体となり、絶えることなく流れる水と水音は地域住民の心を癒し、生活に潤いを与えてくれている。また、広範囲にくまなく水が行き渡っていることから防火用水としても利用価値が高く、1月14日の小正月に行われるドンド焼きが各地で行われていても、近くを流れるセギのおかげで火災が発生したことはない。

笛吹川水系のセギは、広範囲に水を供給するために独自の方法で整備され、今なお絶えず水を流し続けている。セギの恩恵を受けている集落では、江戸時代以来のセギ普請を起源とし毎年実施している河川清掃を通して、セギとは生活に密着したものであるという意識や、組内の連携や親睦が育まれているとともに、セギを始めとする建造物と、共同作業や節目節目の行事が一体となって、良好な歴史的風致を形成している。



■ 笛吹川水系のセギにみる歴史的風致範囲

## ■コラム「塩山地域のセギ」

塩山地域には笛吹川水系以外にも、複数の水系のセギが残っている。

これらのセギの末端は、別の河川に落ちたり、別の水系のセギと合流したりしながら、塩山地域の平野部全域に水を供給している。

### ①重川水系のセギ

代表的なものとしては、重川の支流から分水す<sup>かしわぼら</sup>る柏原セギ、重川から直接取水する第一セギから第六セギなどが挙げられる。

柏原セギは最初の分水地点から南西方向へ直線距離で約3.8km、標高差で約235mも下った塩<sup>しもはぎほら</sup>山下萩原に水を運ぶためのセギである。重川にか<sup>まつくぼ</sup>かる松窪橋付近で取水し、重川支流の文珠川に一旦落として文珠川の水量を増やした後に取水するという特徴をもつ。直線的な形状をとるセギで、塩山下萩原に入るまでは分水されない。

重川第一セギから第六セギは重川右岸にある塩山千野から塩山熊野までの約3.5km、東の重川から西の塩川までの約1kmの広い範囲をまかなっていた。そのため分水後は網の目状の水路を形成している。



■柏原セギの重川からの取水口

### ②塩川水系のセギ

東の重川と西の笛吹川に挟まれた位置にある塩川の源流は、「千野田んぼ」と呼ばれる傾斜した耕地の北側、山からの小規模な沢にあるが、この辺りは市の水道井戸が設けられるほど地下水が豊富なところである。塩山上於曾地区の右岸で1ヶ所<sup>ゆざき</sup>（湯崎セギ）、塩山下於曾地区の左岸側で1ヶ所<sup>やなぎだ</sup>（柳田セギ）、右岸側で2ヶ所<sup>まちだ</sup>（町田セギ）、<sup>にしだ</sup>（西田セギ）が確認でき、東西にある重川と笛吹川から引いたセギの水が不足する地区へは塩川からセギを引いた様子がわかる。



■塩川の湯崎セギの取水口

塩川には、湯崎セギより北側で、重川水系では第一・第二セギ、笛吹川水系では藤木セギと小屋敷セギの末路が合流している。このことから、現在の塩川を流れる水の多くは重川と笛吹川の水であり、塩川そのものが一つの大きなセギとみなすこともできる。

### ③鬢櫛川水系のセギ

鬢櫛川は勝沼町中原なかはらに水源があり、塩山西野原と勝沼町小佐手おさでの境である山の切れ目から盆地側に西流し、勝沼町休息きゅうそくで重川に合流する。山から盆地側に入るときに、塩山西野原、塩山牛奥、勝沼町山の一带に小規模ながら見事な扇状地を形成している。

岩堂セギはJR中央線の鉄橋が川に架かる辺りいわどうで取水し、扇状地の「扇の要」の位置で

ある岩堂で3方向に分水され、以後それぞれ交わることなく扇状地全体を潤している。3分水するにあたり、昭和2年（1927）にコンクリート製の円筒形の分水口が設置された。水を均等に3分水するため、中心の小円筒からサイフォンの原理で水を湧かせ、その回りの中円筒で水を均し、3つの隔壁付きの外円筒に分けるという工夫がされており、地区のシンボルにもなっている。



■登録有形文化財 岩堂セギ分水口

## 第3章 甲州市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

### 1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

#### (1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

本市の歴史的風致を構成する歴史的建造物は、本計画に示すとおり指定文化財である建造物をはじめ、未指定の建造物も多数存在している。未指定の歴史的建造物の棟数のほうが当然ながら多いことを考えれば、本市の歴史的風致を維持向上させるためには、これら未指定の歴史的建造物へのケアが欠かせないが、保存に関しては文化財指定されてい



■経年劣化が進んでいる県指定文化財

る建造物には修理に際して補助金交付等の施策があるものの、未指定の建造物に対しては適切な維持管理は所有者に委ねるしかない現状である。

えんざんしもおだわらかみじょう

甲州市<sup>えんざんしもおだわらかみじょう</sup>塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区については、築100年を超えた木造建築物を特定物件としているが、防災計画の策定や消火設備等の設置が済んでいない。活用についても、集落を巡る見学者が休憩等で利用できる建造物が少ない状況である。

#### (2) 農業景観に関する課題

甲州市を代表する風景として、塩山地域のモモやスモモ畑が山裾に展開している風景や季節的に現れるコログキを干す風景、また<sup>かつぬま</sup>勝沼地域のブドウ畑が台地を覆いつくしている風景などが挙げられる。しかし、生産者の高齢化や後継者不足は深刻で、耕作されない農地が遊休農地や耕作放棄地となり、良好な農業景観づくりを阻害することになりかねず、またブドウ栽培については、ワイン醸造の原料としてのブドウの不足を招く恐れもある。



■耕作されない土地が増えている

### (3) 歴史的建造物等を取り巻く環境に関する課題

伝統的建造物群保存地区である塩山下小田原上条では、重要伝統的建造物群保存地区に選定された平成27年度から見学者が大幅に増加した。見学の便を図るため統一した形状・色彩によるサイン計画を進めているが、駐車場やトイレなどの施設不足が深刻である。また、見学者が保存地区についての理解を深めるためのガイダンス施設もなく、見学者に不便を強めている状況である。



■上条集落では寺院の駐車場に仮設トイレを置いている

市内には、保存地区以外にも良好な景観を作り出している歴史的建造物等があるものの、十分に活用されていない。

### (4) 歴史と伝統を反映した人々の活動に関する課題

本市の維持向上すべき歴史的風致を構成する、歴史と伝統を反映した人々の活動は、熊野神社くまのじんじやの御幸行列みゆきぎょうれつ、恵林寺えりんじの「しんげんさん」、向嶽寺こうがくじの「あきやさん」、大善寺だいぜんじの藤切り祭などの祭礼や文化財の保護保存をはじめ、ブドウ栽培やワイン醸造、コロガキづくりなどの営農・地場産業にいたるまで息づいている。

しかしながら、このような活動のうち祭礼・伝統芸能については、若年層の転出や少子高齢化などで担い手の確保が難しい状況にあり、各地区では祭典を縮小・簡略化する傾向にある。

### (5) 歴史的風致に対する認識向上と情報発信に関する課題

本市の維持向上すべき歴史的風致は、本市の特徴を遺憾なく発揮した固有の資源であり、これを維持向上するのは、歴史や文化、伝統を今後のまちづくりに活かそうとする市のアイデンティティの確立のためであると同時に、観光資源としてより多くの交流人口を増やす施策のためでもある。市民だけでなく、市の内外に広く発信し多くの見学者を招き入れることで、本市固有の歴史的風致が認識され、維持向上しようとする意識の高揚につながるものと考えられる。

本計画で取り上げた歴史的風致のなかで、社寺名や「ブドウ」「コロガキ」などの物件名はよく知られているが、説明する機会や手段が少ないため、歴史的背景や多様性に関する情報を十分に提供できていない。また、説明板も設置した年度や地域によって仕様が異なるため、案内・誘導表示も含めて統一したものを設置する必要がある。



■30年が経過した古い案内看板

市域は起伏が大きく、景観を眺望できる視点場には事欠かないが、農業用のネットの青色やガードレールの白色が目立ち、良好な景観を阻害しているだけでなく、歴史的風致の認識や理解をしづらくしている。

歴史的風致を広い視野で理解してもらうため、平成27年度から「歴史的風致散策」を企画し、参加者とともに歩き解説を加えることで理解を促しているところであるが、参加人数に限りがあるため十分な効果が得られない状況である。

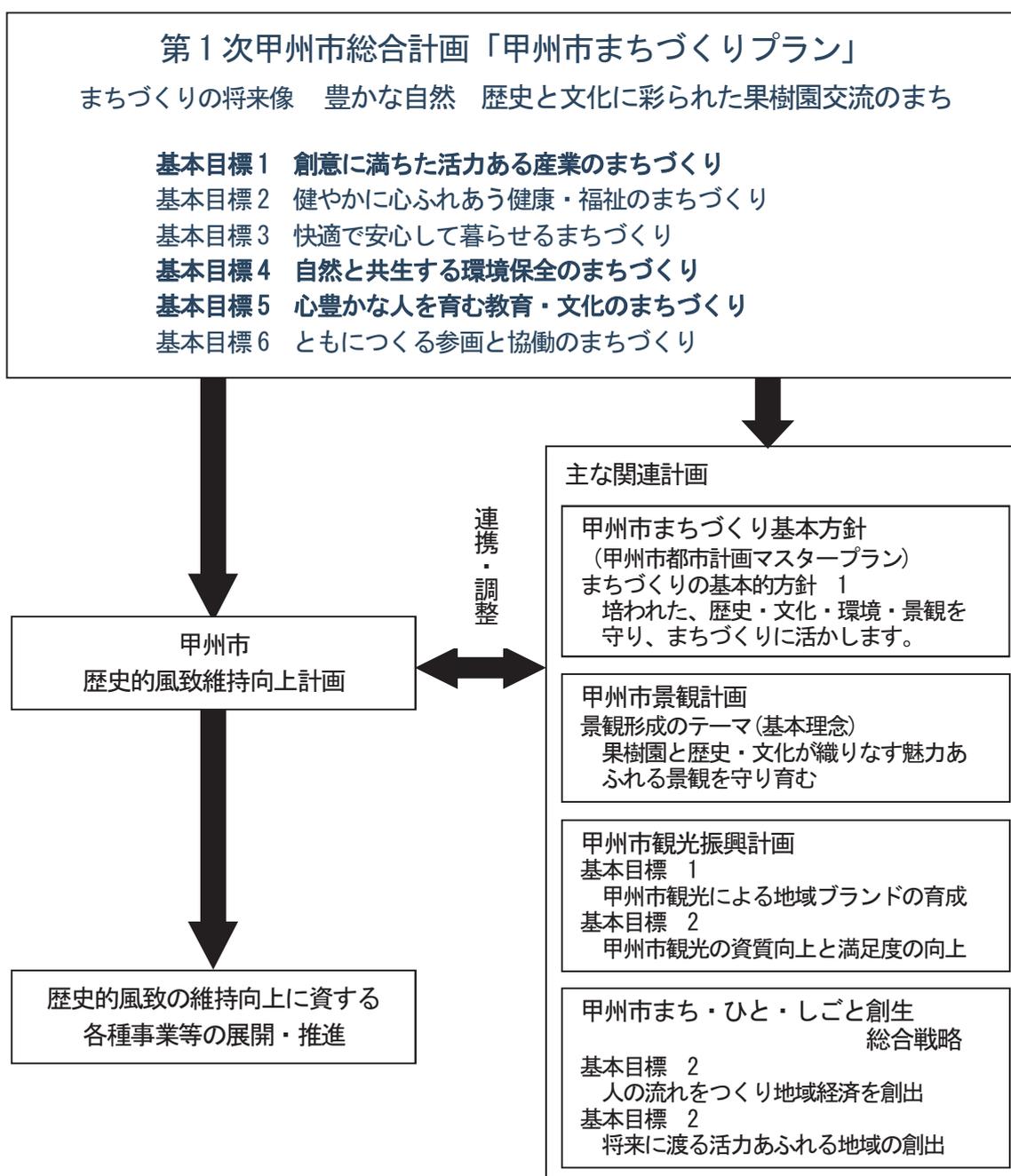
核家族化の進行に伴い地域コミュニティが希薄になり、少子高齢化が進む現在において、情報発信によりいかに関心を高め地域の担い手として活躍してもらうかは、大きな課題である。

## 2 歴史的風致の維持及び向上に関する既存計画との関連性

### (1) 第1次甲州市総合計画「甲州市まちづくりプラン」(平成20年度～平成29年度)

本計画は、市町村合併による甲州市誕生後の「すべての分野における行政運営の基本となる地方自治体の“最上位計画”」であるとの位置付けで、平成20年3月に策定された。

「第1部 序論」、「第2部 基本構想」、「第3部 基本計画」からなり、第2部第1章第2節「まちづくりの将来像」では「豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち」を掲げ、続く第3節「将来像実現のための基本目標」では6つの基本目標を示している。



## (2) 甲州市都市計画マスタープラン「甲州市まちづくり基本方針」(平成21年3月)

甲州市都市計画マスタープランは、平成21年3月に策定された、概ね20年後の中長期を見据えた計画である。まちづくりの将来像を「歴史と文化を育むもてなしと暮らしやすさの果樹園都市」と設定し、4つの基本方針を定めた。この基本方針の最初に、「培われた、歴史・文化・環境・景観を守り、まちづくりに活かします。」とある。

4つの基本方針に基づき、市域を5つの地域に分けて構想を策定している。

### 【甲州市都市計画マスタープランにおける将来像とまちづくりの基本方針】

#### 第Ⅲ章 全体構想

#### 3 まちづくりの基本方針

##### 3.1 まちづくりの基本方針

#### 1 培われた、歴史・文化・環境・景観を守り、まちづくりに活かします。

■築かれた歴史・文化・環境・景観を守り、新たな時代のまちづくりに繋げ、伝えることを基本とします。

■景観と果樹園、歴史と文化など、地域個性を尊重し、その魅力をいっそう高めるまちと里を創ります。

#### 2 自然・農林と共生し、節度とまとまりのあるまちと里を守り、育てます。

■優れた自然条件を基礎にして、培われた果樹農業の環境を守り、これを乱すことのないまちづくりを進めます。

■都市活動による地域や環境への負荷を小さくし、果樹生産環境と調和した、新たな産業環境の形成をめざします。

#### 3 安全で快適に暮らし続けることのできるまちと里を創ります。

■人口の減少や超高齢化社会に対処し、持続的なまちづくりを進めるために、都市づくりの無駄を避け、地方都市に見合った都市施設と土地利用のコントロールにより、市民が安心して快適に暮らせるまちと里を創ります。

■誰でも安心して暮らし続けることができる生活環境のまちと里を創ります。

#### 4 誰もが参加できる、協働によるまちづくりを進めます。

■住む人も訪れる人も共に楽しみふれあうことのできるまちづくりを進めます。

■誰もが参加でき、自主的に役割を担う協働のまちづくりを進めます。

### (3) 甲州市景観計画（平成24年12月）

「第1次甲州市総合計画」及び「甲州市都市計画マスタープラン」の中で提唱された持続可能なまちづくりを支えるため、景観法の適用を考慮した景観の整備、規制、誘導方針等を行うこととした。景観計画に基づく景観形成の基本理念を「果樹園と歴史・文化が織りなす魅力あふれる景観を守り育む」とし、3つの基本方針を定めた。

基本方針は、「1 眺望景観に関わる方針」、「2 地区景観に関わる方針」、「3 景観形成の進め方に関わる方針」で、このうち歴史的風致の維持及び向上に関するものとしては、「歩いて楽しむことができる景観を大切にす気運を高める」ための地区景観に関わる方針、及び「景観形成に取り組む姿勢」を示す景観形成の進め方に関わる方針が該当する。

#### 【甲州市景観計画の基本方針】

##### 第1章 景観計画の基本方針

##### 1. 景観形成のテーマ（基本理念）

果樹園と歴史・文化が織りなす魅力あふれる景観を守り育てる

##### 2. 景観形成の基本理念

##### 1 眺望景観に関わる方針

- ①高台から見下ろす果樹地帯の景観を良好に保つ
- ②富士山、南アルプス、大菩薩嶺等の山並みが見える環境を大切にする

##### 2 地区景観に関わる方針

- ①歴史的な資源を保全し次代につなげる
- ②果樹園の景観を保全する
- ③風土に育まれた甲州民家などを大切にする
- ④水路（堰）などの特徴的な水環境を大切にする
- ⑤看板や広告を秩序あるものにしていく

##### 3 景観形成の進め方に関わる方針

- ①市民が美しい景観づくりに参加しやすい環境を整え、地域の豊かさを創造する
- ②公共事業で手本を示していく

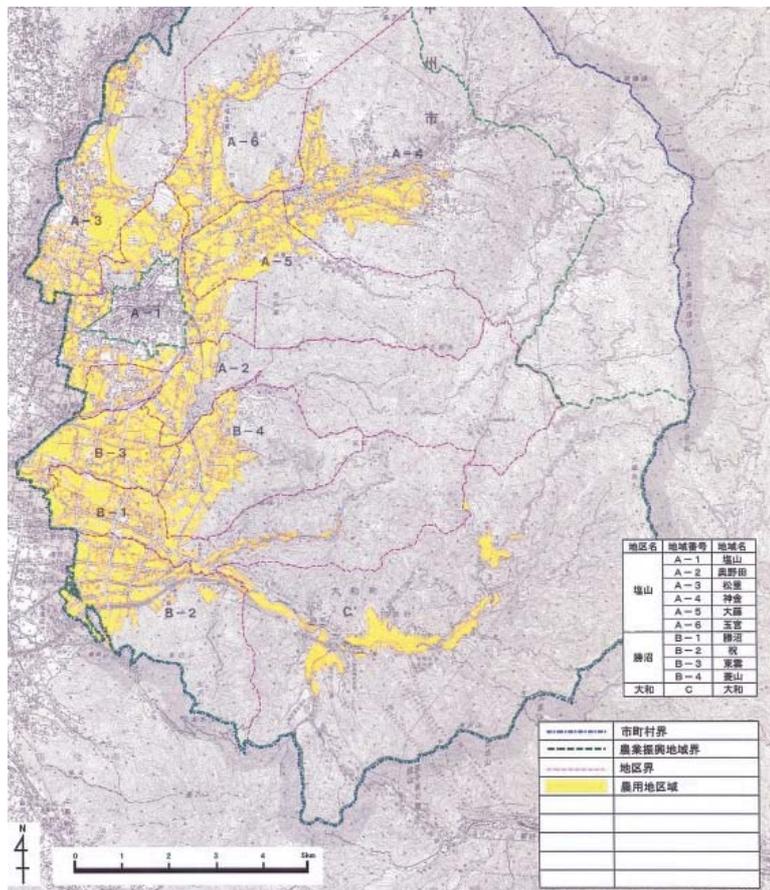
(4) 甲州農業振興地域整備計画（平成21年3月）

甲州農業振興地域整備計画は、農業振興地域の指定を受け、平成21年3月に策定された。

第1から第8までの計画からなり、「第1 農用地の利用計画」の中では、地域農業特性の上  
にたつて、やまなし農業ルネサンス大綱との整合を図り、県オリジナル品種の導入や施設栽培、  
観光農業、花き栽培等の高収益な作目・作型の導入を推進し、産地のブランド化を図るため、一  
定の基準を満たしたブドウ、モモ、スモモ等の安定供給を目指した栽培方法を促進し、安定的な  
農業経営体の育成を図ることとしている。また、都市計画と農業との調整を十分に行い進めると  
ともに、「市街地型土地利用」拠点区域以外の地域においては、集落の計画的な整備を誘導し、  
集落の維持・発展を念頭に置き、地域バランスのとれた計画的な土地利用の推進等を行いながら、  
基盤整備導入農用地や集団的な優良農用地を積極的に保全し、耕作放棄地の発生を抑制するた  
めの諸施策を講じて農用地の確保に努めるものとしている。

「第3 農用地の保全計画」では、農道の整備等地域の実態に即した手法によって農用地の機  
能回復を図り、農業委員会を中心とした農用地のあっせん活動や農用地利用集積計画等によつて  
これらの農用地を地域農業の担い手へ集中することで、農用地の保全に努めるとし、「第6 農

業を担うべき者の育成・確保  
施設の整備計画」では、将来  
の市農業を担うべき新規就農  
者の育成・確保に努めるため  
甲州市地域農業再生協議会、  
フルーツ山梨農業協同組合等  
の関係機関と連携し、新規就  
農支援体制の充実・強化を図  
りながら、幅広く人材の掘り  
起こしを進めることと、将来  
の担い手確保のためには、子  
供達に農業体験の機会を多く  
提供する等、農業をより身近  
なものとし、魅力ある将来の  
職業として選択してもらえる  
ような働きかけにも努めてい  
くとしている。



■農業振興地域の指定の状況

### (5) 甲州市観光振興計画（平成27年度～平成31年度）

甲州市観光振興計画は、平成22年に策定した第1次計画に次ぐもので、5ヵ年の計画として  
いる。近年の観光ニーズに対応すべく、「みんなでつくる・みんなが集う・観光のまち」を基本  
理念とし、「甲州市観光による地域ブランドの育成」、「甲州市観光の質的向上と満足度の向上」、  
「観光地としてのプレゼンスの向上」の3つの基本目標を設定し、これらを実現するため、3つ  
の基本施策と8つの具体的施策を示している。

歴史的風致維持向上計画が、地域資源の魅力の発見や活用による地域振興を促すだけでなく、  
観光の活性化も図ることを考えれば、歴史的風致維持向上計画は観光振興計画に合致するもので  
ある。

#### 【甲州市観光振興計画の目標】

#### 第3章 甲州市観光の理念と目標

##### 1. 基本理念

みんなでつくる・みんなが集う・観光のまち

##### 2. 基本目標

基本目標1 甲州市観光による地域ブランドの育成

基本目標2 甲州市観光の質的向上と満足度の向上

基本目標3 観光地としてのプレゼンスの向上

#### 第4章 今後の施策の展開

##### 1. 施策体系

基本施策1 来訪者に対する受け入れ態勢の整備強化

具体的施策①観光拠点の整備強化

(1) 観光施設の維持管理と整備

(2) 美しい景観形成の推進

(3) 観光案内・利便設備の整備

具体的施策②市全域のネットワークの構築

(1) 歩く観光の全市周遊ルートの構築と整備

(2) 市内の2次交通の整備強化

(3) 観光拠点、イベントなどの観光資源の関連付け

具体的施策③協働による受け入れ体制の整備

(1) ホスピタリティの向上とヒトづくりの推進

- (2) 市民ガイドの人材育成、および認定・登録・顕彰制度の制定
- (3) 観光まちづくりに関する産・学・官の連携、異業種交流の推進
- (4) 地元住民と来訪者との交流促進

基本施策2 観光資源の磨き上げと発掘

具体的施策④文化・芸術の見える交流のまちづくり

- (1) 文化・芸術資源の発掘・継承と魅力の再発見
- (2) 市民の「みつけよう おらが地域の宝」活動を協力・支援

具体的施策⑤広域化・国際化に対応した観光地づくりの推進

- (1) 広域観光圏の推進
- (2) 外国人観光客の受け入れ態勢の整備と誘客の促進

具体的施策⑥新たなる観光資源の創出

- (1) 自然
- (2) 歴史・文化
- (3) 産業

基本施策3 情報発信と人的ネットワークの構築

具体的施策⑦効果的なPR活動の強化

- (1) 観光のニーズに応える情報発信と様々なメディアへの対応
- (2) フルーツ娘や甲州市観光大使による情報発信
- (3) 戦略的な誘客宣伝活動の展開
- (4) 観光パンフレット、マップ類の整備

具体的施策⑧リーダーの創出

- (1) 人的ネットワークの構築
- (2) 人材育成

## (6) 甲州市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成28年2月)

甲州市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減少問題の克服及び地域活性化を目指し、平成26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)に基づき策定された。5つの基本目標と、目標達成のための21の具体的施策が挙げられており、基本目標のうち「2. 人の流れをつくり地域経済を創出」、「3. 未来の甲州市を担う人材の創出」、「5. 将来に渡る活力あふれる地域の創出」に、歴史的風致の維持及び向上に関連する具体的施策がある。

### 【甲州市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標及び施策】

#### 第2章 基本目標と発展課題

#### 6. 甲州市人口ビジョンを達成するための基本目標

##### (3) 甲州市総合戦略の基本目標

1. 甲州市に根ざした新しい雇用の創出
2. 人の流れをつくり地域経済を創出
3. 未来の甲州市を担う人材の創出
4. 生み・育むことにやさしい環境の創出
5. 将来に渡る活力あふれる地域の創出

##### 「基本目標2. 人の流れをつくり地域経済を創出」の基本的方向

豊富な観光資源の磨き上げと発掘、フットパスコースの設定等、魅力ある観光ルートを開発し、観光情報・移住情報・子育て情報等の発信によるシティプロモーションを展開し、本市の魅力創出と効果的なPRを推進します。そして、来訪者が気軽に地域視察や周遊観光ができる環境を整備し、交流人口の増大から移住へと結びつけるようにします。(以下略)

##### 「基本目標3. 未来の甲州市を担う人材の創出」

今後見込まれる交流人口の増大に対応する人材の育成を図り、受け入れ態勢の強化を促進します。また、地域で活躍できるシニア世代の人材活用や、未来をたくましく拓くことができるよう子どもたちへの教育に力を入れていきます。

##### 「基本目標5. 将来に渡る活力あふれる地域の創出」

地域の拠点となる施設の整備や内外の人材の活用による地域コミュニティの活性化を図るとともに、高齢者にも安心して生活できるよう生活サービス機能の持続を進めます。また、市民主体の地域防災力の強化や人口減少社会に対応した公共施設等の適切な維持管理と空き家対策を推進することで安全・安心な地域環境づくりを進めます。

(7) 甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区保存計画（平成27年2月）

甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区保存計画は、当該地区の特性を把握し、今後将来にわたって適切に保護保存ができるよう、特性を反映した修理・修景・許可の各基準を設けている。

「第1章 保存地区の保存に関する基本計画」では、上条集落は養蚕集落として養蚕に適した伝統的な主屋建築や蚕室などの附属屋が集まった小集落であるが、「養蚕が廃れた後も、比較的コンパクトな集落内に伝統的な主屋や蚕室が数多く残され、往時の風景が想像できることは貴重なことである。」としており、「第2章 保存地区内における伝統的建造物および伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要があると認められる物件の決定」中の保存地区内における建造物の保存整備計画では、「上条集落の歴史的風致の空間構成を維持することを基本」とし、修理や修景を実施するよう定めている。

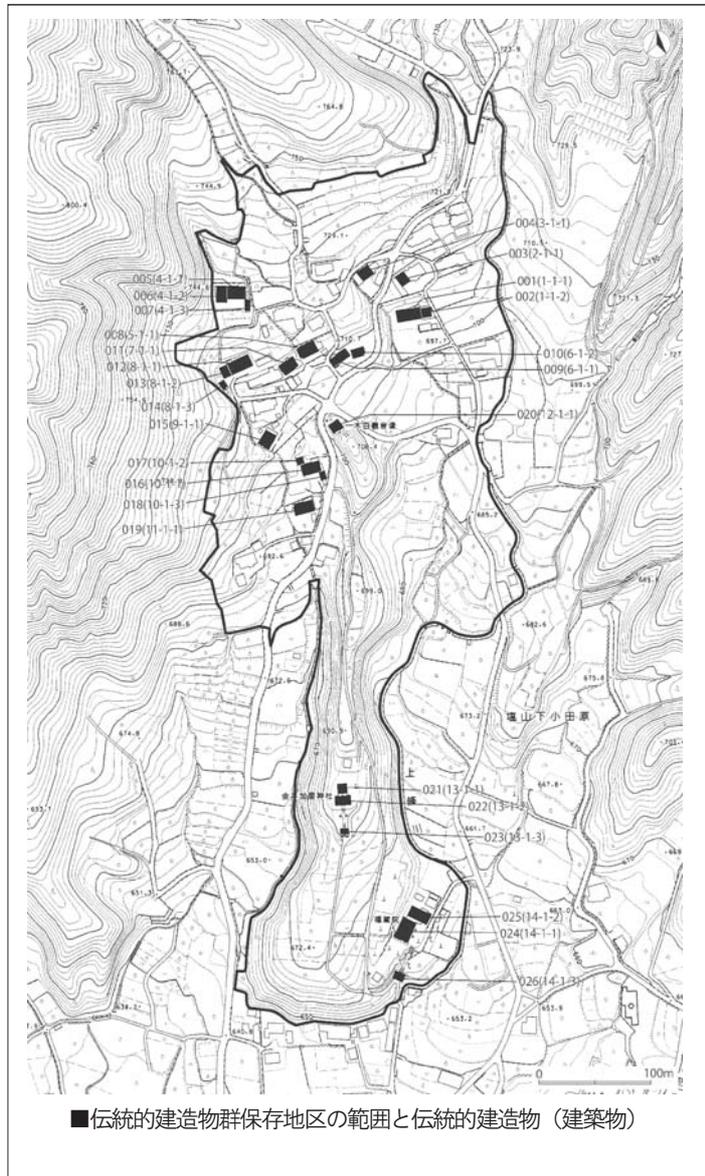
また、「第3章 保存地区の保存のため必要な施設および設備ならびに保存地区の環境の整備計画」では、必要な施設・整備として、ガイダンス施設、標識・案内板・説明板、防災施設、道路・水路の整備、電柱・架線の撤去、駐車場・公衆トイレの設置などを挙げている。

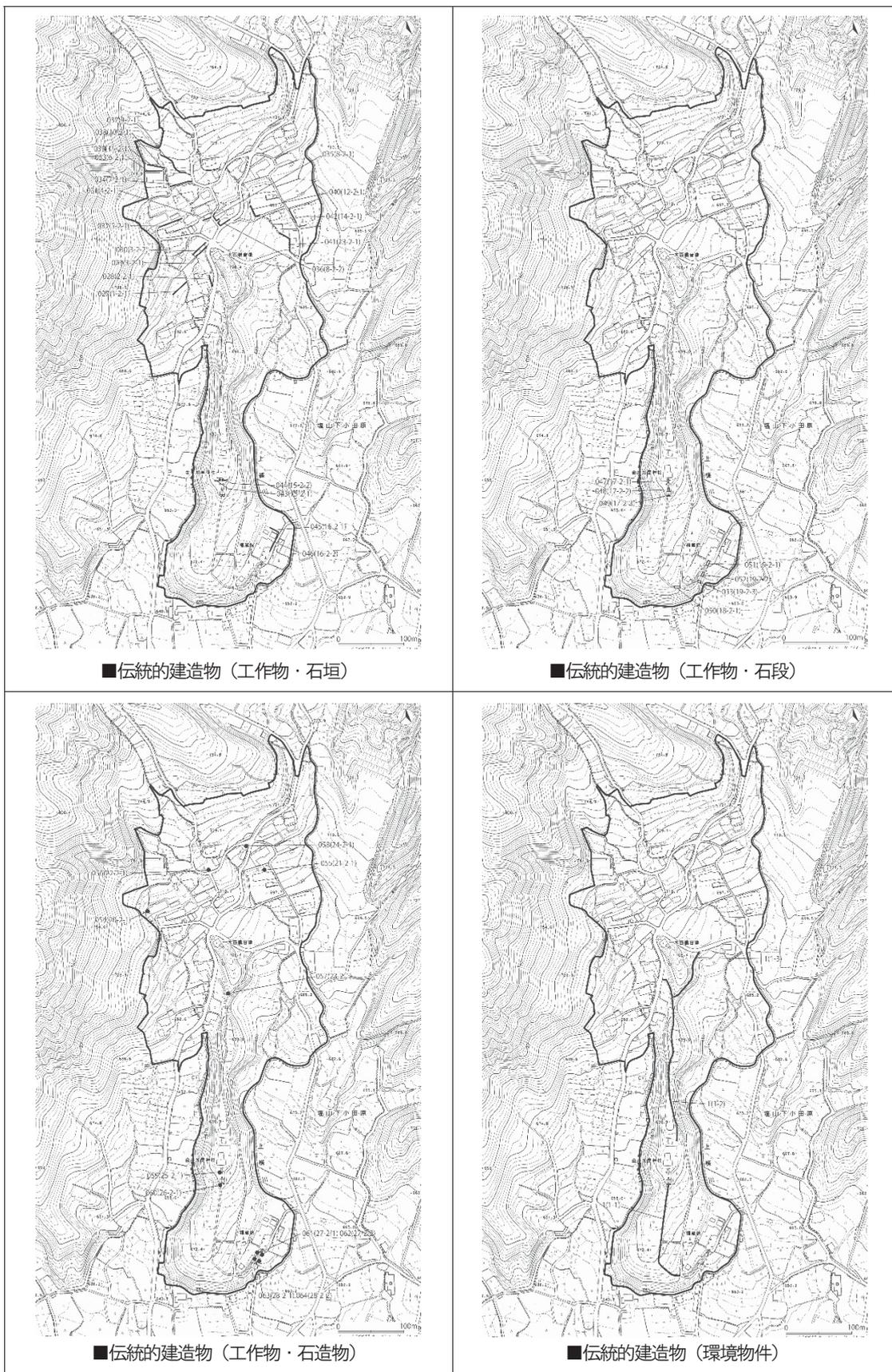
●条例制定年月日

平成26年3月24日

●地区決定年月日

平成27年3月18日





### 3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

#### (1) 歴史的建造物の保存・活用の方針

歴史的建造物について、指定文化財は文化財保護法に基づき保存・活用を図り、指定文化財以外の建造物は調査を実施するなどして積極的な指定に努めるほか、本計画に基づき修理等への支援を実施する。

指定文化財建造物は、文化財保護法や山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）及び甲州市文化財保護条例（平成17年甲州市条例第156号）、甲州市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成27年甲州市条例第3号）に基づき、保存・活用を図る。損傷が進行している指定文化財については保存計画を作成し、文化庁や山梨県教育委員会、専門家等の指導を受けながら、保存計画に基づく適切な保存修理に努めるとともに、所有者の協力のもと積極的な活用を図る。

指定文化財以外の建造物については、本計画に基づく歴史的風致形成建造物に指定することにより保存・活用を図るとともに、甲州市文化財保護条例に基づく文化財の指定、また、文化財保護法に基づく登録有形文化財を検討し、持続可能な維持管理を行う。なお、損傷が進行している建造物は、所有者等の理解を得たうえで上記のような対策を講ずるほか、所有者等に修理への支援策を示しながら負担の軽減を図り、周辺住民等との協働で維持管理や活用をしていく方策を検討する。

市が所有する歴史的建造物については、現状はすべて指定文化財又は登録有形文化財である。今後、公開や活用のための修理・修景を進めるとともに、周辺の散策路等を整備するなど、よりよい利活用環境を整える。

甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区については、保存計画（平成27年甲州市教育委員会告示第2号）に基づき、保存地区の特性を活かした整備を実施していく。具体的には、保存の対象としている特定物件については屋根の茅葺への復旧や外観建具の取替えなどを進め、特定物件以外の建築物については地区の特性にあった修景を行い、保存地区の歴史的風致を後世に伝えていく。また、市による土地・建物の公有化や修理・修景を実施することにより、見学者の利便性の向上を図る。なお、保存地区に係る防災計画について、平成28年度から調査を実施し、平成29年度に防災計画を策定する計画である。そのため、防災計画策定後に具体的な防災事業に着手する。

## (2) 農業景観に関する方針

ブドウやモモ、スモモなどは市内で広く栽培されており、コログキも近年では各所で生産されてきている。これら果樹栽培の活動が不活性化し、遊休農地が増加すると、甲州市にとっても大きな損失となる。そのため耕作放棄地の解消については、甲州農業振興地域整備計画に基づき、幅の狭い農作業道の整備を行い担い手への利用集積等を図るほか、耕作放棄地再生利用交付金などにより農地の再生を進める。また、市民農園の利用促進や、農業体験（甲州市農村ワーキングホリデー）、甲州市親元就労支援補助金などの支援事業を通じて新規就農者の確保や後継者育成を推進する。さらに、平成27年度から「甲州市新規就農定着支援に関する検討会議」を設置し、既存の就労支援制度の活用促進のための整備を進めている。

市では、甲州市総合計画や甲州市都市計画マスタープランなど、すべての計画に農業経営の強化策を示しているほか、ブドウ栽培と直接結びつくワイン産業の振興にも力を入れている。なかでも甲州市景観計画では、「景観の面からも果樹園を保全すべき対象として位置付け」と明記し、さらに文化的景観の地区決定を行い後世に伝えていくことを検討するとしている。これを受けて、市では平成28年度から29年度まで「勝沼のブドウ畑とワイナリー群」の文化的景観について、文化庁の文化的景観保護推進事業により学術調査を実施している。

また、甲州市・山梨市・<sup>ふえふき</sup> 笛吹市<sup>きょうとう</sup>の 峡東3市と山梨県では、平成27年10月に「峡東地域世界農業遺産推進協議会」を設立し、「里地・里山の果実郷 峡東地域における四季を通じた果樹農業」として日本農業遺産・世界農業遺産の登録を目指している。

今後、文化的景観の調査および保存計画の策定を進めながら、景観法に基づく景観農業振興地域整備計画を策定することも検討し、景観の保全に努める。

## (3) 歴史的建造物等を取り巻く環境の保全

伝統的建造物群保存地区のような一体的な歴史的町並み周辺の歴史的環境と、見学者の利便性を向上させるため、甲州市景観計画などとも整合性をとりながら駐車場やトイレの設置について検討し、計画的な整備を実施する。空き家などの対策として、滅失防止や景観形成のため、居住などの本来の活用にとらわれず、まちづくり団体等と連携し、適切な利活用を図る。

伝統的建造物群保存地区以外の歴史的建造物を取り巻く環境は、既存の法制度の活用や各種事業の実施、景観計画に基づく景観形成重点区域の指定などにより、維持向上を図る。また、社寺を中心とした町並みをもつ集落や農業景観において、セギ（水路）は歴史的風致を構成する重要なものであり、甲州市景観計画にも「地区景観に関わる方針」で取り上げられている。修理を行う際には、周囲の景観を阻害しないよう、材料や工法を検討し実施する。

#### (4) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承

歴史と伝統を反映した人々の活動については、担い手の育成や各種の支援策によって継承を図る。

祭礼や伝統芸能の活動継承について、担い手である地区住民の意識の向上を図るため、講演会やイベントなどを通じてその重要性や地区との関連性を再認識してもらうとともに、人材の不足を補うためボランティア等による協力体制の構築に努める。特に、次代を担う子どもたちが、地区の内外を問わず祭典の歴史や伝統芸能等に触れられる機会を創出し、祭典・伝統芸能関係者の理解のもとでの積極的な参加を促す。

#### (5) 歴史的風致に対する認識向上と情報発信の方針

歴史的風致の認識を向上するための取り組みは、歴史的建造物付近や交通結節点等への説明板や誘導サイン等の設置を行う。説明板や誘導サイン等の設置にあたっては、景観計画との整合性をとることにより周囲の景観に配慮するとともに、デザインや色彩などの共通化を図る。

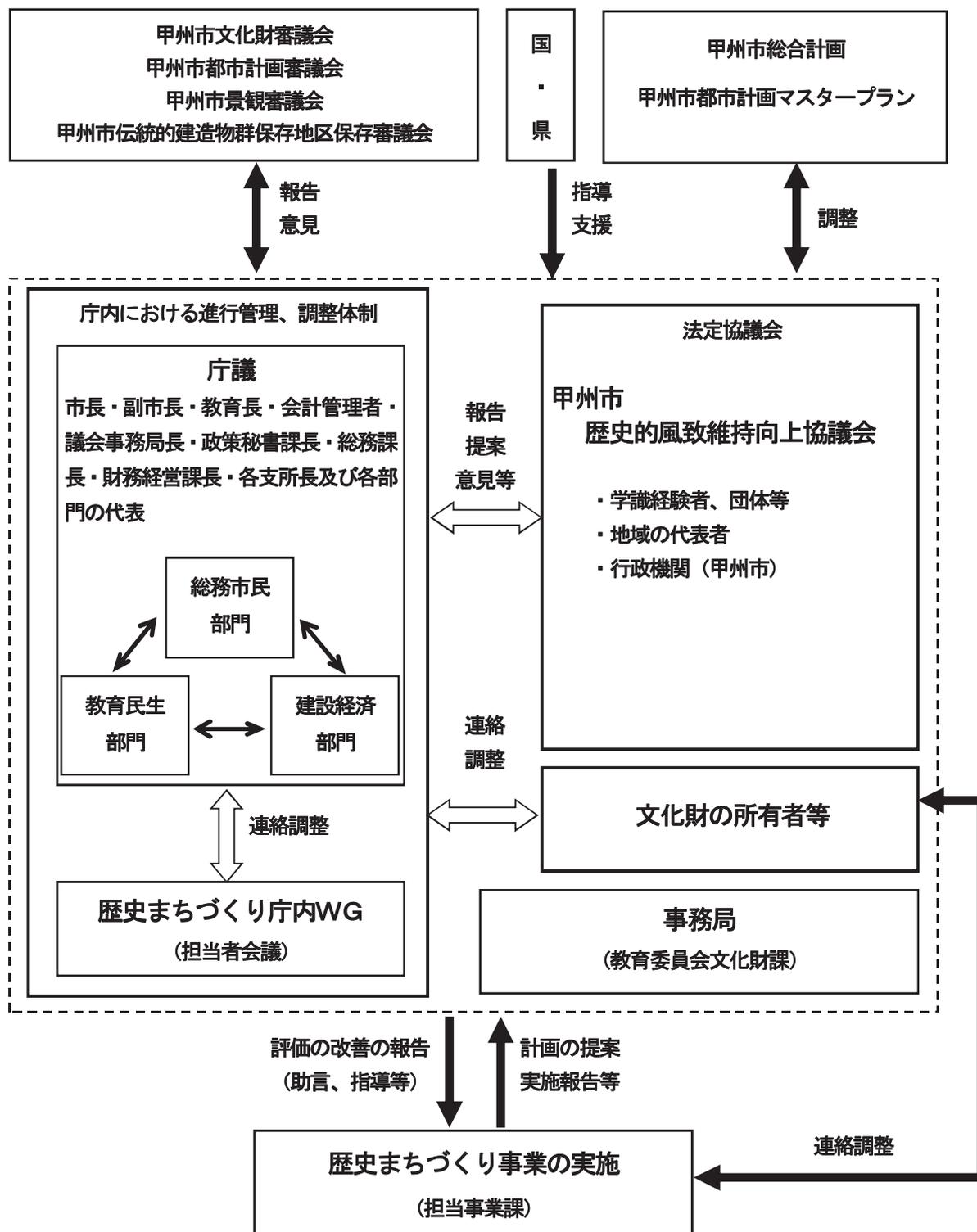
観光ボランティアガイド等の各種団体と協働してイベントを開催し、市内の歴史文化遺産についての情報発信を行うことで、市内外を問わず広く歴史的風致を紹介していく。また、平成 27 年度から実施している「歴史的風致散策」についても、定例化を図り開催を継続するほか、良好な農業景観づくりのため、視点場から見える青い農業用ネットの取替えの推進や、白いガードレールの景観色への塗り替えなどを市民と協働して行う。

歴史的風致に関係する文化財等の調査が十分に行われていない箇所については、適宜調査を実施し、調査成果を記録し保存するほか、情報の発信を逐次行う。

### 4 計画実現のための推進体制

本計画の推進、実施にあたっては、甲州市教育委員会文化財課歴史まちづくり担当に引き続き事務局を置き、歴史まちづくり法第 11 条に基づく甲州市歴史的風致維持向上協議会において計画推進や計画変更、円滑な事業の実施に向けた協議を行い、事業を推進していくことを基本とする。

具体的な事業の実施に際しては、国や山梨県と協議し、庁内の関係各課で構成する甲州市歴史まちづくり庁内ワーキンググループでの連絡調整を行い、事業対象となる文化財の所有者や周辺住民等と協議のうえ、実施していくこととする。



■計画の推進体制

## 第4章 重点区域の位置及び範囲

### 1 重点区域の設定の考え方

本計画の第2章のなかで、本市における歴史的風致について4つのテーマに分け10の歴史的風致を取り上げた。重点区域は、国指定文化財をはじめとする文化財が数多く集まり、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が現在も継続的に行われ、それらが一体となって本市の歴史的風致の良好な環境を形成している範囲とし、さらに重点的に施策を実施することにより、歴史的風致の維持及び向上が効果的に図られる範囲とする。

4つのテーマとして掲げたのは、「1. 甲斐国武田家と甲州市」<sup>かい たけだ</sup>、「2. 青梅街道沿いの歴史的風致」<sup>おうめ</sup>、「3. 甲州街道沿いの歴史的風致」<sup>えんざん</sup>、「4. 果樹栽培地の歴史的風致」である。第1章で取り上げたとおり、市内には3本の街道が通っている。塩山地域を南西から北東に貫く青梅街道<sup>かつぬま</sup>、西の勝沼地域<sup>やまと</sup>から東の大和地域を横断する甲州街道、そして塩山地域の西縁を北上する秩父往還<sup>ちちぶ</sup>がそうだが、これらの街道が本市に多大な恩恵を与えてくれたため、甲州市の多様な歴史的風致が形成された。他の2つのテーマにかかる歴史的風致も、これら街道に沿って、あるいは近接して、形成されていることに注目すると、街道が市域に及ぼした影響の大きさがわかる。

以上から、重点区域を設定するにあたり、人の交流や物の交易の舞台となった街道を意識することにより、街道からもたらされた歴史や文化を実感できるような施策に取り組んでいくこととする。10の歴史的風致を街道ごとに分けると、青梅街道に沿っては「熊野神社の御幸行列<sup>くまのじんじや みゆきぎょうれつ</sup>にみる歴史的風致」<sup>かんべじんじや かない かりじんじや</sup>、「神部神社と金井加里神社の祭礼にみる歴史的風致」<sup>しおのやま</sup>、「塩ノ山南麓の市街地の営みにみる歴史的風致」の3つ、甲州街道に沿っては「武田家終焉の地にみる歴史的風致」<sup>だいぜんじ</sup>、「甲州街道勝沼宿にみる歴史的風致」<sup>しんげん</sup>、「大善寺の藤切り祭にみる歴史的風致」<sup>えりんじ</sup>、「ブドウ栽培にみる歴史的風致」の4つ、秩父往還に沿っては「武田信玄の菩提寺・恵林寺の「しんげんさん」<sup>ふえふきがわ</sup>にみる歴史的風致」<sup>ふえふきがわ</sup>、「コロガキ生産にみる歴史的風致」の2つが該当する。また、「笛吹川水系のセギにみる歴史的風致」は青梅街道と秩父往還に重複して関係する。このグループを特性を活かしながら地区別に3ヶ所の重点区域を設定し、歴史的風致の維持向上を目指すものである。

そのうち神金地区<sup>かみかね</sup>では、山村・養蚕集落の様相をよく伝えている塩山下小田原上条<sup>しもおだわらかみじょう</sup>伝統的建造物群保存地区内に鎮座する金井加里神社と、重川<sup>おもがわ</sup>を挟んで対岸に鎮座する神部神社の祭礼行事が交流し、山里に春を告げる風物詩として大切にされている。

塩山・松里地区<sup>まつさと</sup>では、『古今和歌集』に詠まれた塩ノ山<sup>かみおぞ</sup>がある上於曾地区<sup>きょうどう</sup>について、近代化による鉄道敷設と駅の設置により、峡東地域を代表する中心市街地に発展したものの、歴史的建造物や祭礼行事など、激動の変化を超えて伝えられてきた歴史的風致が残されている。また、武田

#### 第4章 重点区域の位置及び範囲

信玄の菩提寺・恵林寺では毎年信玄公忌の祭典が盛大に開催されており、祭典を支える檀家が集まる周囲には古いセギ（水路）と町並みが残り、秋冬には風物詩であるコロガキ干しの風景が一带に展開する。

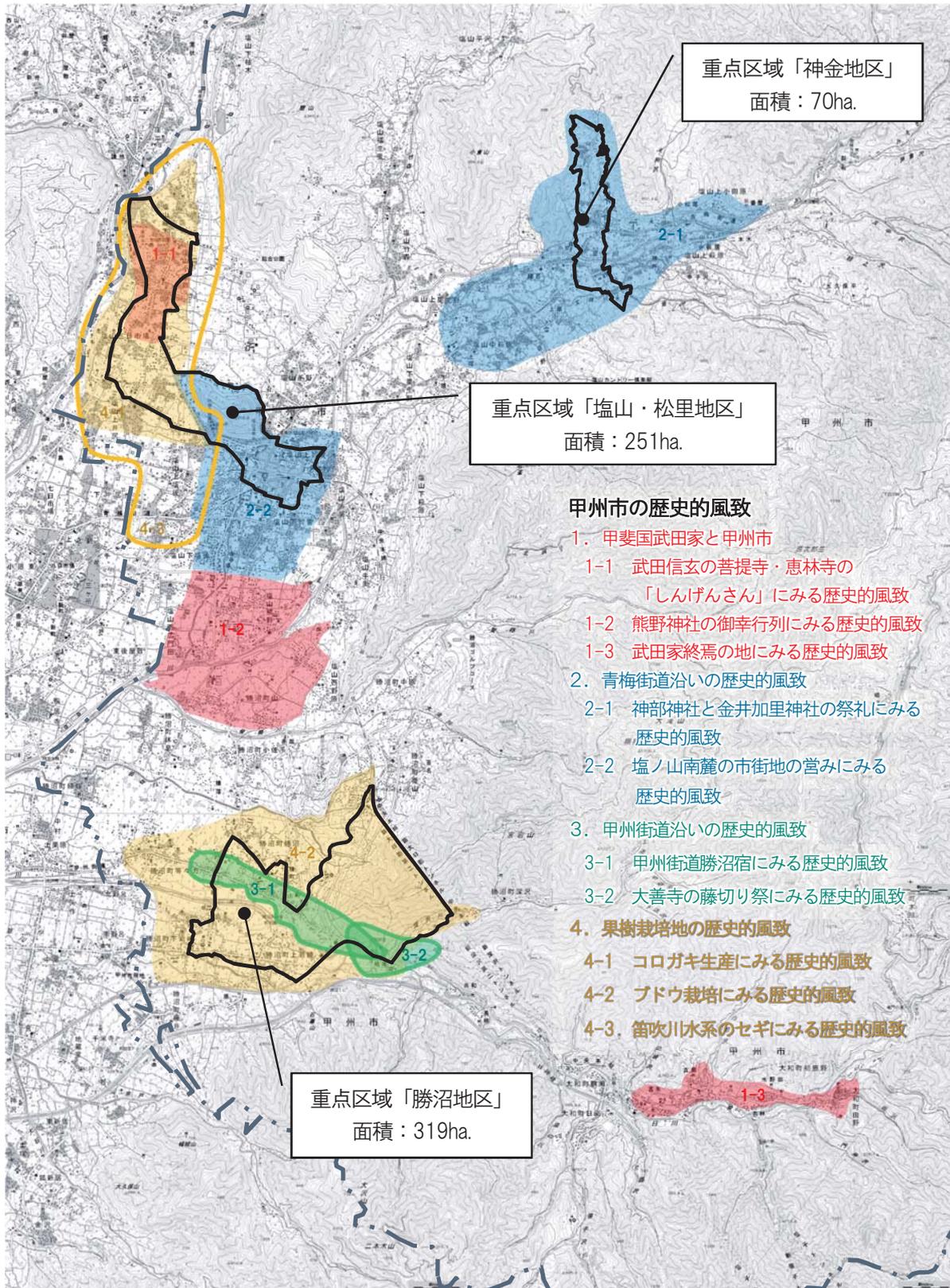
勝沼地区については、近世に整備された甲州街道勝沼宿で供したブドウが名産となり、近代化に伴うワイン産業によってブドウ畑が拡大した。ブドウの発祥については大善寺に伝説が残っているほど古い歴史があり、また、大水害により耕地が流出しても、当時の先進の土木技術の投入により耕地を復活させ、ブドウ畑の景観を維持してきた。

これらの歴史的風致は、文化財保護法に基づく保護措置等の施策、また、行政施策に頼らない個々の努力によって、これまで維持向上が図られてきたが、歴史的建造物や伝統的家屋の老朽化、少子高齢化に伴うコミュニティの衰退と祭礼行事の縮小化、ブドウ畑など耕作地の遊休化など、今後の歴史的風致の維持に支障をきたすことが予想される。

また、これまでの観光パンフレットや市ホームページ等による宣伝周知では、個々の文化財等についての情報は得られるものの、歴史的風致という観点での情報発信は不足しており、歴史的風致の意義や価値についての認識が市と市民、また市外から訪れる人々との間で共有されていない。

そのため本計画では、これらの課題を解決するとともに、歴史的風致の維持及び向上を効果的に図るため、歴史的風致が顕著である「神金地区」、「塩山・松里地区」及び、「勝沼地区」を重点区域として設定し、重点的に施策を展開することで、歴史的風致の維持及び向上を図る。

なお、重点区域は、本計画の推進に応じて甲州市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲に変更が生じたときは、随時見直しを行っていくものとする。



■甲州市における歴史的風致と重点区域

## 2 重点区域の位置及び区域

### (1) 神金地区

「神金地区」は塩山地域に属し、中央に重川が流れ、その脇を青梅街道が通る地区で、「神部神社と金井加里神社の祭礼にみる歴史的風致」が残る地域である。

神金は明治時代以来の村名であるが、神部神社と金井加里神社から一字ずつを取って命名したとい、地区にとって両社がいかに重要なものかがわかる。両社は重川に沿って細長く展開している集落のほぼ中心に位置しながら、左岸側の山麓に神部神社、右岸側の舌状台地に金井加里神社と、それぞれが小高い場所に鎮座し氏子を見守っている。また神金地区には、甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区が所在し、金井加里神社は保存地区内に鎮座する。

山村らしく小規模な集落が組単位で多く残り、小正月の道祖神祭りなども組単位で行っている。この境界の道祖神祭りで作られる「オコヤ」は、社殿の姿を模したものが多い。中でも上条組のオコヤは、竹で垂木を、縄で軒付を、スギの枝でしゃちほこ鯨を作るなど、非常に手の込んだオコヤに仕立てる。オコヤそのものは市内各所で設けられるが、社殿の姿をしたものが神金地区に多いのは、両社の影響によるところが大きいと思われる。

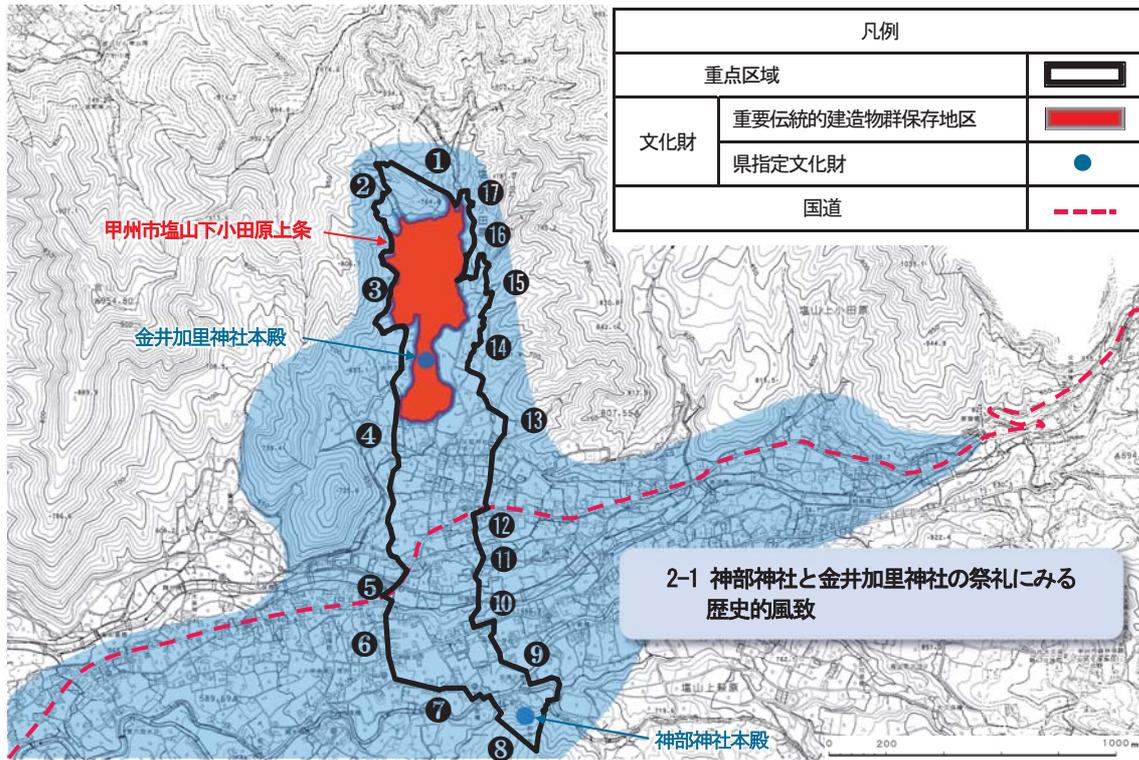
祭礼は、両社とも毎年3月30日に行われているが、かつて金井加里神社は3月15日であった。日を合わせたことにより、神部神社の神輿渡御が金井加里神社の領域に侵入してきたということで、小田原橋付近で両社の神輿を激しくぶつけ合い、それが「喧嘩祭り」として知られるようになった。このエピソードは、氏子の間ではお互いにライバル心を抱いていたことがわかるエピソードだが、一方で神金地区における両社への信仰心がいかに高かったかを伝えるものでもある。

祭のたびに神輿が壊れ、人的疲労もあったため、一時期休止されたこともあったが、近年喧嘩はしないものの小田原橋に神輿を揃え、往時を振り返り交流するような祭典に転じた。こうした転換ができたのも、神金地区住民の信仰心やコミュニティの強さが原動力となったおかげである。

伝統的な祭礼と信仰心を大事に守ってきた、両社に関連する集落からなる神金地区の一角を重点区域と設定する。設定にあたっては、伝統的建造物群保存地区の境界、歴史的建造物等の敷地や道路界を考慮することを基本としつつ、伝統的な地域活動として一体とすべき地域においては、字界をもって境界とする。

重点区域の名称：神金地区

重点区域の面積：70ヘクタール



- |              |                |
|--------------|----------------|
| ① 農道 5307 他  | ② 下小田原字上条界     |
| ③ 下小田原字鍛冶屋向界 | ④ 市道 5319      |
| ⑤ 国道 411 号   | ⑥ 市道 5029      |
| ⑦ 農道 5104    | ⑧ 神部神社隣接林 4 筆界 |
| ⑨ 市道 5015 他  | ⑩ 県道塩山停車場大菩薩嶺線 |
| ⑪ 市道 5315    | ⑫ 国道 411 号     |
| ⑬ 市道 5302 他  | ⑭ 下小田原字富士塔界    |
| ⑮ 下小田原字田ノ入界  | ⑯ 下小田原字高地京界    |
| ⑰ 下小田原字山鳥場界  |                |

■重点区域「神金地区」の範囲

## (2) 塩山・松里地区

「塩山・松里地区」は、市役所や JR 塩山駅が所在する中心市街地を含んでいるが、塩ノ山とその南麓こうかくじにある向嶽寺、駅の北口にある旧高野家住宅、国宝・小桜韋威鎧きゅうたかのけを保存する菅田天神社かんだてんじんじゃ、武田信玄の菩提寺・恵林寺など、甲州市を代表する社寺や文化財が集まる地区である。

塩山は「旧塩山町」の範囲で、上於曾・下於曾・上塩後・下塩後・赤尾・千野・下萩原の7地区に分かれる。中心より北西に寄って塩ノ山があり、南麓に向嶽寺、その東に塩山温泉、さらに東に青梅街道が南北に通る。一方鉄道は、東側の下萩原の山裾を北上し、重川手前で大きくカーブを取り西進、塩山駅に至る。駅から西へは南西へ進路を変え、甲府方面へ向かう。『古今和歌集』に詠まれた塩ノ山と向嶽寺は、不要な開発の手から逃れ自然の風景をよく残している。これに対して塩山駅周辺は開業に伴い大きく姿を変え、市役所が置かれるなど市の中心地区として開発が進んだが、旧高野家住宅や菅田天神社、於曾屋敷などの歴史的建造物が保存されている。

松里は「旧松里村」で、上井尻かみいじり、三日市場みっかいちば、小屋敷おやしき、藤木ふじき、下柚木しもゆのきの5地区に分かれる。西に笛吹川が流れ山梨市との境界をなしている。笛吹川の左岸上に秩父往還が通り、三日市場、小屋敷でその痕跡をみることができる。恵林寺の周辺には計画的に配された水路網が顕著に残る。笛吹川の上流部で取水ほうこうじし、放光寺の脇を南下させた後恵林寺北側で鋭角に東へ曲げ、等高線に沿って東進させながら一定間隔で南下する水路を取り、すだれのような水路網を整備した。この水路網には恵林寺への導水が大きく関わっていると思われ、その後の町並み形成も水路に沿って計画されたと考えられる。

塩山の向嶽寺、松里の恵林寺は、甲州市を代表する臨済宗の寺院で、ともに14世紀の建立である。代々の甲斐国守護職武田家に庇護され、多くの文化財を保存している。恵林寺の信玄公忌あきばじんじゃ（しんげんさん）と向嶽寺の秋葉神社祭典（あきやさん）は、4月12日と18日という近い日に開催され、甲州市に春を告げる祭りとして市民に親しまれている。

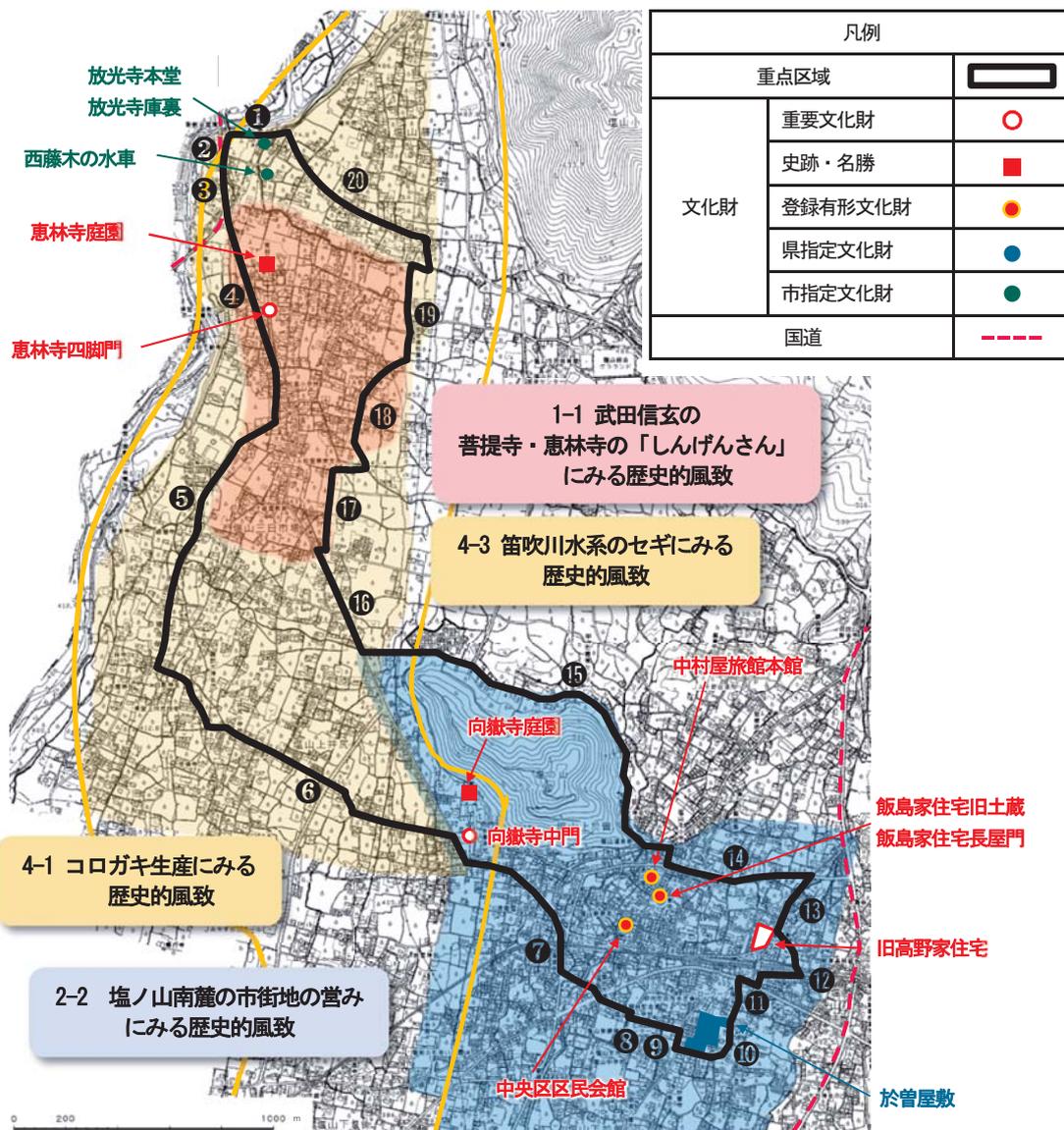
また、国宝の小桜韋威鎧を所有する菅田天神社では、初夏と秋に例大祭が催される。

このように塩山・松里地区は、『古今和歌集』が詠まれたころの景観を残す塩ノ山を囲むように、恵林寺・向嶽寺・放光寺・菅田天神社などの社寺が点在し、古い水路網から新しい町並みまでが渾然となってみられ、そこに社寺の祭典としての伝統的な行事や、産業としてのコロガキ生産などの人々の活動が加わり、歴史的風致を形成している。

これらの歴史的風致は、青梅街道や秩父往還に関連して連続あるいは重複しているため、塩山・松里地区として重点区域を設定する。設定については、北から放光寺、恵林寺、塩ノ山、向嶽寺、旧高野家住宅、菅田天神社、於曾屋敷を含む範囲とし、境内地や道路界、集落界、河川等をもって境界と設定する。

重点区域の名称：塩山・松里地区

重点区域の面積：251ヘクタール



- |                |             |
|----------------|-------------|
| ① 放光寺          | ② 県道塩平窪平線   |
| ③ 国道140号       | ④ 県道塩山勝沼線 他 |
| ⑤ 県道三日市場南線     | ⑥ 市道3249    |
| ⑦ 県道塩山勝沼線      | ⑧ 市道1087 他  |
| ⑨ 県道白井甲州線      | ⑩ 市道1202    |
| ⑪ 県道塩山勝沼線      | ⑫ 市道1041 他  |
| ⑬ 県道塩山停車場大菩薩嶺線 | ⑭ 市道1019 他  |
| ⑮ 市道1344 他     | ⑯ 県道塩山勝沼線   |
| ⑰ 市道3421 他     | ⑰ 市道3413 他  |
| ⑱ 市道3505 他     | ⑳ 市道3539 他  |

■重点区域「塩山・松里地区」の範囲

### (3) 勝沼地区

「勝沼地区」は、旧勝沼町の甲州街道に沿った範囲で、武田家の滅亡から江戸時代ににぎわっていた勝沼宿の様子、明治時代以降のブドウ栽培・ワイン醸造の歴史と水害からの復興と、バラエティに富んだ歴史を概観できる地区である。

大善寺は甲州市きつての古刹で、本堂と附<sup>つきたりずし</sup>厨子が国宝に指定されているのをはじめ、本堂には木造薬師如来坐像及<sup>もくぞうやくしにょらいざぞうおよびりょうわきじぞう</sup>両脇侍像、木造十二神将立像<sup>もくぞうじゅうにしんしょうりゅうぞう</sup>など、3件17軀の重要文化財が安置されている。ここで毎年5月8日に執り行われている藤切り祭は、役行者の大蛇退治をモチーフとしたもので、「藤切り祭が終わるとデラ（デラウェアというブドウの品種）のジベ付け（ジベレリン処理をして種無ブドウにする作業）が始まる」といわれるほど、季節の風物詩となっている。また、武田家最後の武将となった勝頼<sup>かつより</sup>は、新府城（韮崎市）を捨て岩殿城（大月市）へ向かう際大善寺に一泊している。

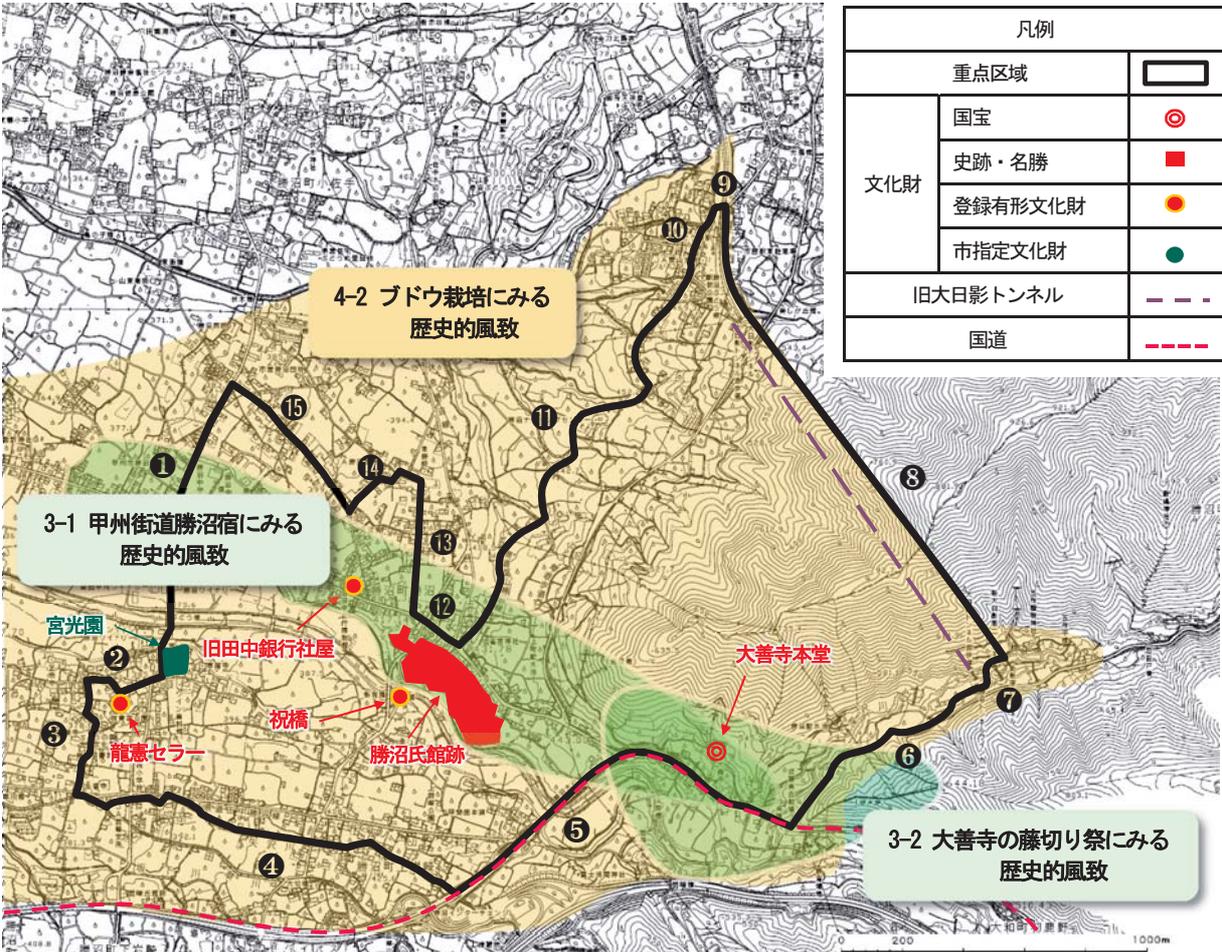
甲州街道勝沼宿は、江戸と甲府の出入口にあたり、人や物が集散する場所であるため大いににぎわった。江戸時代に勝沼で栽培されていたブドウを勝沼宿の客に提供したことにより、勝沼ブドウの名声は広まった。明治時代には宿から商家の町並みに変貌し、現在残る歴史的な主屋や土蔵はこのころの建築と思われ、当時「東山梨一」といわれた隆盛ぶりがわかる。

勝沼のブドウについては、明治時代に入ると西洋化の旗印としてワイン醸造が盛んになり、もともとブドウを栽培していたアドバンテージがあったため、民間で初の醸造会社が立ち上がり、畑の面積も拡大した。この間に、鉄道の開通や台風による水害等を経験し、その都度新しい技術を体験し、あるいは取り入れて、ブドウ栽培の風景とワイン醸造技術を守ってきた。

これらの歴史的風致は、甲州街道に沿って連続あるいは重複しているため、勝沼地区として重点区域を設定する。設定については、西から宮光園<sup>みやこうえん</sup>、勝沼宿、史跡勝沼氏館跡<sup>かつぬましやかたあと</sup>、大善寺を含む範囲とし、境内地や道路界、集落界、河川等、及び鉄道軌道をもって境界と設定する。

重点区域の名称：勝沼地区

重点区域の面積：319ヘクタール



- ① 市道 7301
- ② 市道 7401
- ③ 市道 7325 他
- ④ 矢沢川
- ⑤ 国道 20 号
- ⑥ 県道深沢等々力線
- ⑦ 市道 7205
- ⑧ JR 中央本線
- ⑨ 県道塩山勝沼線
- ⑩ 市道 8058
- ⑪ 県道塩山勝沼線
- ⑫ 県道白井甲州線 他
- ⑬ 市道 7041
- ⑭ 市道 7002
- ⑮ 市道 7001

■重点区域「勝沼地区」の範囲

### 3 重点区域の歴史的風致の維持向上による効果

本市では、「神金地区」、「塩山・松里地区」、「勝沼地区」の3つの重点区域を設定することによって、本市に所在する8つの歴史的風致について維持向上を図ることとし、各区域において重点的かつ一体的な事業の推進を行うとともに、歴史的風致の維持向上の重要性を発信していく。

このことにより、本市全域に歴史と文化を活かしたまちづくりの認識を高めることが可能となり、互いの地域の共通理解が進むとともに、市民の郷土に対する愛着や誇り、先人への畏敬の気持ちが育まれ、ひいては本市における歴史・文化を活かしたまちづくりを飛躍的に向上させる効果が期待できる。

## 4 良好な景観形成に関する施策との連携

### (1) 甲州市の都市計画との連携

本市では、市内全域（26,411ha）の約27.7%にあたる7,308haが都市計画法に基づく「甲州市都市計画区域」に指定されており、また、都市計画区域内の235ha、市内全域の約0.9%にあたる面積には、用途の混在を防ぐことを目的とし、用途地域を指定している。

都市計画区域内には、塩山下小田原きょうとうに「**峡東都市計画伝統的建造物群保存地区**（甲州市塩山下小田原上条）」があり、文部科学大臣より「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されている。

本計画の重点区域と甲州市都市計画を照らし合わせると、「神金地区」、「塩山・松里地区」、「勝沼地区」は都市計画区域内に収まる。また「塩山・松里地区」の一部は用途地域内に位置する。「神金地区」には峡東都市計画伝統的建造物群保存地区が含まれており、甲州市伝統的建造物群保存地区保存条例及び保存計画に基づき、現状変更の規制、その他保存のために必要な措置を定めている。

以上の通り、重点区域のすべてが都市計画区域内にあり、また、用途地域内に位置する重点区域や伝統的建造物群保存地区を包含する重点区域もあることから、引き続き都市計画行政と連携して、歴史的風致の維持向上を図っていく。



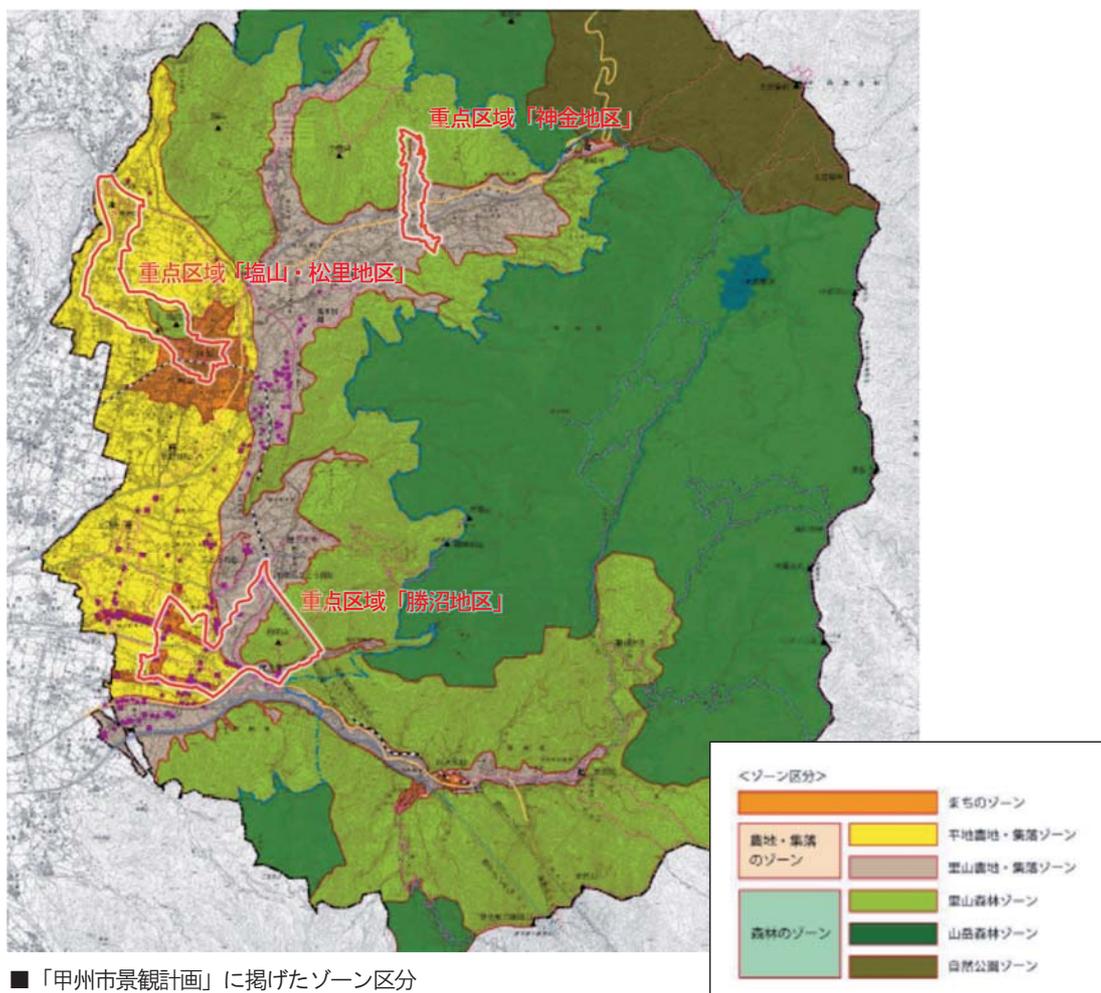
(2) 甲州市景観計画との連携

①景観形成及び行為の制限

本市の景観計画は、「市民生活や産業構造の変化に対する景観的課題の顕在化に対応し、本市の景観政策の充実と向上を図ることにより、本市固有の景観を守り、創り、育て、次世代に継承できる「果樹園と歴史・文化が織りなす魅力あふれる美しいまち」を実現する」ことを目的として、市域全体を対象として策定された。

景観形成のためゾーン区分し、方針を定めている。

まちのゾーン		都市機能や住宅が集積している区域
農地・集落のゾーン	平地農地・集落ゾーン	盆地の平坦部に立地する農地とそこにある集落
	里山農地・集落ゾーン	山裾や小丘の傾斜地に立地する農地とそこにある集落
森林のゾーン	里山森林ゾーン	集落に近く市民のレクリエーションの場になる小丘や山林
	山岳森林ゾーン	集落から離れた自然豊かな山林
	自然公園ゾーン	自然公園法により規制のある区域



■「甲州市景観計画」に掲げたゾーン区分

また、景観計画区域の全域を対象に、ある一定以上の建設、建築、工作行為を行う場合に、届出が必要な届出対象行為を定めている。

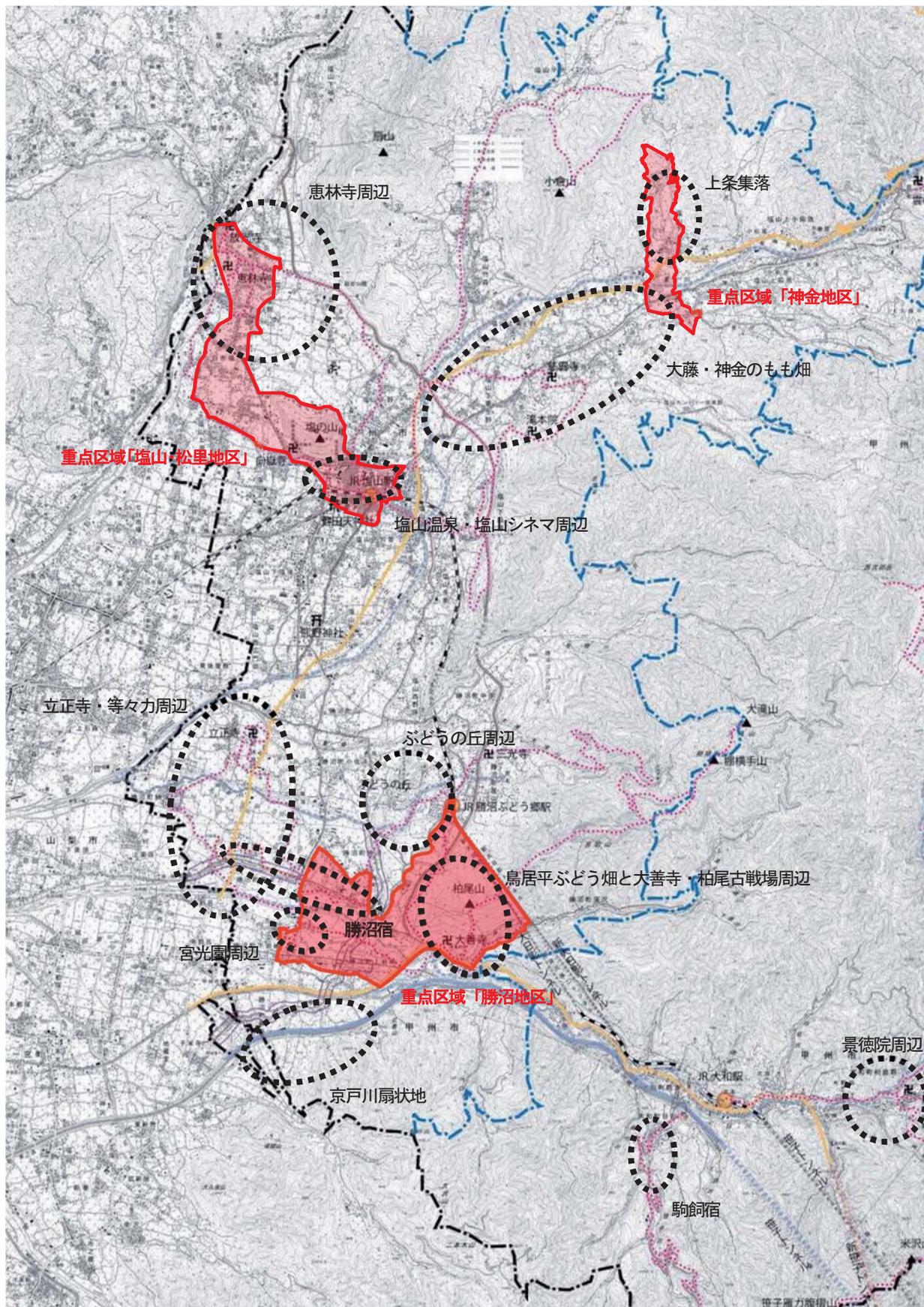
行為の種類		規模等
建築物	建築物の新築、増築、改築または移転、外観を変更する修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	①建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕で、当該行為に係る部分の、延べ床面積が10㎡を超えるもの ②外観の変更で、変更に係る部分の面積が100㎡を超えるもの ③都市計画法に規定する用途地域内では、高さが20mを超えるもの ④都市計画法に規定する用途地域以外の地域では、高さが15mを超えるもの
工作物	工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更する修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	①煙突、記念塔、装飾等、効果水槽、彫像、遊戯施設、聖像プラント、貯蔵施設、処理施設の類においては、耕さが15mを超えるもの ②擁壁、柵、塀等で、高さが2mを超えるもの ③電柱、送電鉄塔、アンテナの類においては、高さが15mを超えるもの ④自立式の太陽光発電設備の設置で、ソーラーパネルの表面積の合計が300㎡を超えるもの及びそれに付属のもの
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（建物の建築又は特定工作物の建設用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）	①都市計画区域内において行われる開発区域の面積が1,000㎡（勝沼地域（その名称に勝沼町を冠する大字全ての区域をいう。以下同じ。）にあつては、500㎡）を超える開発行為 ②都市計画区域外において行われる開発区域の面積が2,000㎡を超える開発行為 ③一段の土地の区域において同一の事業者が複数回に分けて開発行為をする場合は、その開発区域全体の面積が1,000㎡（勝沼地域にあつては、500㎡）を超える開発行為 ④複数の事業者により行われる開発行為が共同事業によるものと認められる場合は、その開発区域全体の面積が1,000㎡（勝沼地域にあつては、500㎡）を超える開発行為 ⑤複数の事業者が既存の開発区域を利用して開発行為をする場合は、その既存の開発区域を含めた全体の面積が1,000㎡（勝沼地域にあつては、500㎡）を超える開発行為
特定照明	建築物等のライトアップ等	・届出対象となる規模を持つ建築物及び工作物に対して行われる特定照明の新設・移設・解説及び色彩などの照明方式の変更
その他	土地の形質の変更、屋外における資材等の堆積、木竹の伐採等	①土地の開墾、土砂の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更で、面積が1,000㎡又は変更を生ずる法面もしくは擁壁の高さが3m又は長さ20mを超えるもの ②屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、高さが2m又はその用途に供される土地の面積が1,000㎡を超えるもので、期間が90日を超えるもの ③道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される森林における木竹の伐採で、伐採される土地の面積が500㎡を超えるもの

②景観形成重点地区の設定

景観計画は甲州市全域を対象としているが、重点的に景観形成に取り組むため「景観形成重点地区」を設定することも可能としており、候補地として次の12ヶ所を挙げている。

この中で景観形成重点地区に設定されている地区はまだないが、候補地の多くが甲州市の歴史的風致と重なり、あるいは関係性があるため、事業展開に併せ景観行政と連携し、歴史的風致の維持向上に努める。

重点地区の候補地	地域名	関係する歴史的風致
恵林寺周辺	塩山	1-1 武田信玄の菩提寺・恵林寺の「しんげんさん」にみる歴史的風致 4-1 コロガキ生産にみる歴史的風致 4-3 笛吹川水系のセギにみる歴史的風致
上条集落	塩山	2-1 神部神社と金井加里神社の祭礼にみる歴史的風致
大藤・神金のもも畑	塩山	2-1 神部神社と金井加里神社の祭礼にみる歴史的風致
塩山温泉・塩山シネマ周辺	塩山	2-2 塩ノ山南麓の市街地の営みにみる歴史的風致
立正寺・等々力周辺	勝沼	4-2 ブドウ栽培にみる歴史的風致
ぶどうの丘周辺	勝沼	4-2 ブドウ栽培にみる歴史的風致
勝沼宿	勝沼	3-1 甲州街道勝沼宿にみる歴史的風致 4-2 ブドウ栽培にみる歴史的風致
鳥居平ぶどう畑と大善寺・柏尾古戦場周辺	勝沼	3-1 甲州街道勝沼宿にみる歴史的風致 3-2 大善寺の藤切り祭にみる歴史的風致 4-2 ブドウ栽培にみる歴史的風致
宮光園周辺	勝沼	4-2 ブドウ栽培にみる歴史的風致
京戸川扇状地	勝沼	
景德院周辺	大和	1-3 武田家終焉の地にみる歴史的風致
駒飼宿	大和	



■ 「甲州市景観計画」に掲げた景観形成重点地区の候補地位置図と重点区域

### ③屋外広告物の制限等

本市における屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項は、山梨県屋外広告物条例（平成3年山梨県条例第35号）に基づき規制が行われている。基本的には、屋外広告物設置を禁止する「禁止地域」と、許可申請により設置が可能な「許可地域」の2つがあり、禁止地域のうち第一種禁止地域は秩父多摩甲斐国立公園の特別地域、塩ノ山、大滝不動尊周辺、竜門峡周辺が、また、第二種禁止地域は秩父多摩甲斐国立公園の普通地域、中央自動車道周辺、都市計画区域の第一種低層住居専用地域が指定されている。

その他の土地は第二種許可地域になっており、自家用広告物は10㎡以上が申請の対象で、また、道標・案内図（誘導標識）、一般広告物は全て申請が必要となり、道標・案内図は2.0㎡以下とされている。

今後、良好な歴史的風致の維持及び向上を図るため、甲州市独自の屋外広告物条例の設置に努めていく。

### （3）文化財保護法との連携

重点区域「神金地区」には、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区」があり、26棟の建造物が保存対象となっている。保存地区については、「甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区保存計画」（平成27年教育委員会告示第2号）を策定し、保存地区の特性を明らかにし、今後の修理・修景事業の方針を示し、保存並びに活用を図るよう取り組んでいる。

なお、重点区域「勝沼地区」の周囲では、平成28年度から29年度まで、文化庁の文化的景観保護推進事業により「勝沼のブドウ畑とワイナリー群」の調査を実施している。調査の成果をもとに、甲州市景観計画の中で文化的景観を定めていく。

### （4）甲州市の農業施策との連携

甲州市・笛吹市・山梨市の3市と山梨県では、平成27年度から「里地・里山の果実郷 峡東地域における四季を通じた果樹農業」をテーマに、ブドウだけではなくモモやスモモ、カキなど、この地域で盛んな果樹農業について日本農業遺産・世界農業遺産の認定を受けるべく、活動を始めている。

また、このような営農風景を良好に後世に伝えていくため、農業景観行政と連携して農地の保全などに取り組み、歴史的風致の維持向上を図る。

## 第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

### 1 甲州市全体に関する事項

#### (1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

本市には、平成28年(2016)4月現在で国指定文化財29件(うち、国宝3件)、山梨県指定文化財82件、甲州市指定文化財155件の、合計266件の有形・無形の文化財が所在している。

これらの指定文化財は、文化財保護法や山梨県文化財保護条例、甲州市文化財保護条例の他、関連法令に基づき、これまで保護のための措置が講じられてきており、今後も引き続き保護のための措置を講ずる。その一方で、指定されていない歴史的・文化的価値を有する未指定文化財も数多く所在し、本市の歴史的風致の維持向上を図るうえでも、これらの未指定文化財も保存・活用を図ることが重要である。

文化財は指定・登録の有無を問わず、本市の歴史と文化を理解するうえで必要不可欠なものであるため、調査を行い、価値が判明したものについては市指定や国の登録制度の活用を検討するとともに、適切な保存管理や活用が図られるよう、計画的に修理・整備や防災対策等を行う。

また、祭礼行事や民俗芸能等については、その活動の記録を作成するとともに、今後も活動を継承していくことが可能となるよう、担い手育成に対する支援を行う。

本市における文化財保護や保存、活用のマスタープランとするために、文化財の総合的な把握と、保護策をまとめた「甲州市歴史文化基本構想」を策定する。

#### (2) 文化財の修理・整備に関する方針

有形文化財のうち建造物は、台風など災害のような外的要因のほか経年劣化でもき損や滅失などの被害を受けることがあるため、日頃からの維持管理を主とした予防対策と、被害を受けた後の適切な修理が必要である。

所有者・管理者が行う日常的な点検により、文化財建造物の損傷の早期発見に努めるとともに、必要に応じて所有者等の意識向上のために適切な助言を行う。

修理にあたっては、文化財の価値を維持することを目的とし、過去の改造・改修の履歴や調査記録等を活用し、新たな調査や研究の成果に基づき実施することを基本とする。特に指定文化財の修理では、文化財保護法や山梨県・甲州市の文化財保護条例に基づいて実施するほか、文化庁の指導を仰ぐなど、関係機関や専門家と連携して行う。

また、所有者等の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用する。

未指定文化財や、歴史的風致形成建造物として指定した建造物の修理については、所有者等と協議しながら、保存のための対策を講じる。

### (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には多くの有形・無形の文化財が所在しており、指定・登録件数は山梨県一である。これら文化財の保存・活用を図りながら展示できる施設や、文化財について総合的な情報発信拠点施設の検討が必要である。

当該施設としては、重要文化財 旧 高野家住宅、甲州市近代産業遺産宮光園、旧田中銀行博物館、ぶどうの国文化館があり、それぞれの施設の特性を尊重しながら、活用や情報発信に努めているところである。

今後もこれらの施設において文化財の保存・活用を行っていくこととするが、登録有形民俗文化財（勝沼の葡萄栽培用具及び葡萄酒醸造用具）については点数が多く、専用の展示公開施設が必要となってくる。また、いつそうの文化財の保存・活用のため、より多くの人々に興味・関心を持ってもらえるよう、情報発信の推進や文化財の説明板・案内板、誘導サイン等の公共サインの設置を推進する。

また、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている塩山下小田原上 条などを訪れる観光客等の便益施設として、駐車場やトイレ等を整備し、文化財の活用を進める。

### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の価値にも影響を及ぼす恐れがあるため、文化財の保存・活用を図るうえでは、文化財だけに措置を講ずるだけではなく、その周辺環境を含めて取り組むことが重要である。

そのため、都市計画法や景観法等の関連法令と連動し、文化財とその周辺環境を一体的に保全することが必要である。本市ではすでに甲州市景観計画により、良好な景観を保全するための取り組みを行っているところであるが、景観計画に基づく景観形成重点地区を設定するなど、引き続き保全に努める。

また、文化財周辺の景観を阻害する要素は、周辺整備の実施等に合わせて文化財や周辺の環境との調和を図る。

### (5) 文化財の防災に関する方針

有形文化財は、火災や地震、落雷、水害、台風等の災害により、き損や滅失する恐れがあることから、個別の有形文化財ごとに防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが必要である。

滅失のリスクが高い火災については、火災が発生しないような予防対策の徹底と防災教育を行うとともに、万が一火災が発生した際に、迅速に対応できる消火体制の構築や訓練に取り組む。

予防対策として、消防法で義務付けられている自動火災報知機や、消火設備等の防火設備を設置し、設置後は定期的に保守点検を行い、災害発生時に正常に機能するよう管理に万全を図る。また、文化財を保存するうえで必要と考えられる防火設備を設置する。

防災教育や訓練は、文化財の所有者等に対して、防災に係る周知啓発と防災教育に取り組み、文化財防火デーには、各地の消防団や自主防災組織と連携して、文化財施設での通報訓練や初期消火訓練を実施する。地震対策としては、耐震診断や耐震補強工事の実施など、個別の災害ごとに必要と考えられる対策を行うことにより、き損・滅失のリスクの軽減を図る。

有形文化財のうち美術工芸品等については、防災に加え防犯の観点から、盗難に遭わないよう防犯設備の設置を促すとともに、所有者等の意識改革により防犯意識の向上を図る。

また、不幸にも文化財が被災してしまった場合は、所有者等と協議して復元の可否を速やかに判断するとともに、その後の防災対策に役立てるため、被災履歴をしっかりと記録する体制を整える。

### (6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針

本市の文化財は、展示公開施設が不十分であることも原因として、これまで活用が効果的に行われていなかった状況がある。本計画に基づき、本市の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで、本市内外の人々の文化財に対する認識を高めるために、文化財の存在や理解を促す機会を提供するための普及・啓発の取り組みが欠かせない。

市内外の人々を対象とする普及・啓発は、案内板等の設置やパンフレット等の作成・配布とともに、イベントの開催等により実施する。

市民への普及・啓発は、甲州市広報やイベントの開催などを通じて意識の向上を図っていくとともに、地域に根ざした民俗芸能や行事の担い手である子どもたちに対しても、文化財への愛着を育むための取り組みを行っていく。

### (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市には、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が370遺跡確認されており、その大半が発掘調査未実施であるものの重要な歴史的遺産であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所における遺跡の不時発見時の届出等について、その義務を徹底するとともに、山梨県教育委員会の指導助言を仰ぎながら、開発に係る関係者と十分な協議を行い、その保護を図る。

### (8) 文化財の保存・活用に係る甲州市教育委員会の体制に関する方針

本市の文化財の保存活用については、甲州市教育委員会文化財課が主な役割を担っている。文化財課では、文化財の保存活用に関する業務全般と、文化財の所有者等に対する文化財の管理・修理についての指導助言を行っているほか、文化財建造物である重要文化財旧高野家住宅及び市指定文化財旧宮崎葡萄酒醸造所（宮光園）、登録有形文化財旧田中銀行博物館の管理運営、及び史跡勝沼氏館跡かつぬましやかたあとの維持管理、さらに管理団体として甲斐金山遺跡・黒川金山か い きんざん くろかわの管理や、山梨県との協定に基づき登録有形文化財勝沼堰堤かつぬまえんていの維持管理等を行っている。

また、登録有形民俗文化財の「勝沼の葡萄栽培用具及び葡萄酒醸造用具」の整理、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択を受けている「大善寺だいぜんじの藤切り祭」の調査事業を実施している。

教育委員会の諮問機関として、甲州市文化財保護条例に基づき甲州市文化財審議会が設置されている。審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の指定ならびに保存及び活用に関する事項を調査・審議し、教育委員会に答申する。審議会は9人で構成されており、各専門分野は、考古学3人、近世史2人、中世史1人、建築史1人、美術工芸（彫刻）1人、郷土史1人である。

また、甲州市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、甲州市伝統的建造物群保存地区保存審議会が設置されている。審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じて、保存地区の保存等に関する重要事項について調査及び審議し、これらの事項について市長及び教育委員会に建議する。審議会は11人で構成されており、学識経験者5人、関係行政機関2人、関係地域4人である。

なお、史跡勝沼氏館跡の保存整備事業の実施にあたっては、史跡勝沼氏館跡整備検討委員会を設け、指導・助言を得て事業を行っている。整備検討委員会は、考古学3人、中世史1人、建築史1人、地区代表2人で構成している。

庁内の体制としては、課長1人と文化財指導監1人のほか、文化財保護担当に4人、歴史まちづくり担当に4人の、計10人体制（うち2人は臨時職員）で、10人の内訳は、事務職5人、考

古学3人、学芸員1人、建築1人である。また、重要文化財旧高野家住宅と近代産業遺産宮光園には、施設長として再任用職員1人ずつ計2人が配置されている。

### (9) 文化財の保存・活用に関わっている住民・NPO法人など各種団体の状況及び

#### 今後の体制整備に関する方針

本市の文化財を保存・活用していくためには、本市の行政機関だけで取り組むのは困難であるため、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携をとることが重要である。

本市において文化財の保存・活用に関わる団体は、次のとおりである。今後は、これらの各団体の多様な活動のさらなる活性化を図るため、必要な情報提供や人材育成等を積極的に支援し、地域住民を主体とした文化財保護活動を推進していく。

名称	主な活動エリア	活動概要
NPO 法人山梨家並保存会	上条集落	甲州民家情報館の運営
NPO 法人甲州市観光ボランティアガイドの会	市内全域	観光案内、フットパスの開催
恵林寺檀家総代会	恵林寺	祭典の運営
向嶽寺檀家総代会	向嶽寺	祭典の運営
熊野神社氏子総代会	熊野・西広門田・西野原・山地区	熊野神社御幸行列の継承など
一之瀬高橋春駒保存会	旧高野家住宅	一之瀬高橋の春駒の継承など
甲州市大和町田野区	田野地区	田野十二神楽の継承など
藤木道祖神祭保存会	藤木地区	藤木道祖神祭太鼓乗りの継承など
大善寺の藤切り祭保存会	大善寺	祭典の運営
旧田中銀行友の会	旧田中銀行博物館	施設の管理、公開
勝沼フットパスの会	勝沼地域	定期的なフットパスの開催
甚六桜・管理委員会	勝沼ぶどう郷駅周辺	勝沼ぶどう郷駅周辺の清掃等
塩山郷土研究会	塩山地域	地域の学習や調査等
塩の山赤松を守る会	塩ノ山	アカマツの保全活動・観察会など
塩和会	塩ノ山周辺	花かげの道の桜の植樹など

■甲州市の文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

## 2 重点区域に関する事項

### (1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には、国指定文化財が22件、県指定文化財が43件、市指定文化財が57件の、合計122件の有形・無形の指定文化財が所在する。これらの指定文化財については、以前より文化財保護法や山梨県及び甲州市の文化財保護条例の他、関係法令に基づき保護のための措置がとられてきた。今後、各指定文化財の特徴や特性に応じた「保存活用計画」を策定し、計画的な保護を図るとともに、各指定文化財の重要性を行政と住民が共有できるようにする。

未指定の文化財について、勝沼宿や恵林寺周辺えりんじに所在する伝統的家屋等で、修理が必要なものや活用に供することができるものなどを歴史的風致形成建造物に指定し、適切な処置を講ずるほか、市指定文化財に指定するなど、恒久的な保存対策を検討する。また、地域に根づく伝統行事等の無形民俗文化財は、担い手育成を視野に入れた活動団体への支援を実施する。

個人所蔵の古文書も損傷や廃棄の恐れがあることから、後世に保存し活用を図るため、目録作成やデジタルデータ化などを行う。

### (2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画

重点区域内において修理が必要な有形文化財には、塩山下小田原上条の伝統的建造物や勝沼地域の宮光園などがあり、また、未指定の文化財も多く存在している。これらの文化財は、経年劣化により屋根や土台周辺部材の劣化が進んでおり、雨漏りによる他部位への被害拡大や、倒壊などによる滅失の恐れにつながることから、早急に修理事業を実施する必要がある。

そのため、文化財の価値を損ねないよう過去の改修履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づき、文化財保護法や山梨県・甲州市文化財保護条例、甲州市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、修理を行う。

未指定の有形文化財建造物については、所有者等と協議を行い歴史的風致形成建造物に指定のうえ、修理や活用等に係る費用について支援する。

### (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内に立地する文化財の保存や情報発信をする施設は、極めて少ない。重要文化財旧高野家住宅など保存民家や、勝沼地域のぶどうの国文化館などが挙げられるが、発信できる情報量は限られている。

また、各々の文化財について解説・説明する案内板や説明板が未設置だったり、案内標識が未整備だったり、ガイダンス機能が不十分で、さらに駐車場やトイレ等の便益施設が不足しているなど、来訪者をもてなす環境も不十分である。

そのため、重点区域内に所在する甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区の情報を発信する拠点としてのガイダンス施設や来訪者のための駐車場・トイレの整備、勝沼地域の情報発信源としての宮光園の整備などを行うとともに、案内板や説明板、誘導サインの設置なども進め、来訪者にとってわかりやすく、安心感を覚える環境を整える。

#### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域「かみかね神金地区」の重要伝統的建造物群保存地区内には、かいきよアスファルト舗装の道路や開渠のコンクリート側溝があり、歴史的環境にそぐわない景観である。そのため、伝統的な工法を模した水路整備・補修など、周囲の景観と調和を図るための修景整備を実施する。

重点区域「まつさと塩山・松里地区」では、開発が進んだJR塩山駅周辺に残る歴史文化遺産を保存し、駅の南北で一体的な歴史環境を整えるため、県指定史跡「おぞ於曾屋敷」について公有化を図り、史跡整備を行うほか、史跡内にある伝統的な家屋については歴史的風致形成建造物に指定し、適切な修理を実施した後に公開・活用に供する。

重点区域「勝沼地区」では、「勝沼のブドウ畑とワイナリー群」について文化的景観の調査を行うとともに、山梨県及び山梨市・ふえふき笛吹市と共同で取り組んでいる「きょうとう峡東三市による日本農業遺産・世界農業遺産登録」により、ブドウ畑の景観を残すこととする。

各重点区域に共通する計画として、市内外の人々が散策・見学するときには不快に感じる恐れがある景観支障樹木の伐採や、散策・見学の利便性を高めるための誘導サインや説明板・案内板を設置するにあたり、公共サインのデザインを統一し計画的に配置することで、甲州市全体としての一体感を創出することなどが挙げられる。

#### (5) 文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域「神金地区」にある甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の多くは木造であり、傾斜地を造成して宅地としていることから、地震や火災が発生すると倒壊や火災の延焼などにより、被害が保存地区の広い範囲に及ぶことが予想される。

そのため、所有者や上条組、地元消防団などと協議を行い、自主防災組織を強化するとともに、今後策定する防災計画に基づき、必要な防災施設の整備等を実施する。また、所有者等と協議して、個々の伝統的建造物に対して耐震補強を行うなどの取り組みを行う。

さらに、歴史的景観に配慮しつつ防犯灯を整備し、防犯対策や美術工芸品等の有形文化財が盗難に遭わないよう、地区の意識啓発に努めていく。

#### **(6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画**

重点区域内に所在する文化財について、普及・啓発を積極的に行うことにより、文化財の周知を図るとともに保存・活用を促す。文化財の保存・活用が進むことにより、甲州市の歴史的風致がいつそう向上することが期待できる。

普及・啓発の方法としては、訪れる人々の周遊を促すためのパンフレット・マップを配布するとともに、普及・啓発のためのイベントを実施するなどして、より身近に文化財を感じてもらう機会を創出する。無形民俗文化財の担い手育成については、児童・生徒や若者の祭典への積極的な参加を促すために、祭典の主催者等と協議し取り組みを行う。

#### **(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画**

重点区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が43ヶ所所在しており、本市にとって重要な遺跡として文化財保護法に基づいた保護措置が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所における歴史を理解するうえで重要な遺構が発見された場合の届出等について、その義務を徹底することにより保存を図る。

「塩山・松里地区」の於曾屋敷や「勝沼地区」の史跡勝沼氏館跡は、史跡指定範囲を超えて関連遺構が検出される可能性があるため、計画的な範囲確認調査を進めながら土木工事等に対応する必要がある。

## (8) 文化財の保存・活用に関わっている住民・NPO法人など各種団体の状況及び

## 今後の体制整備に関する具体的な計画

重点区域内における文化財の保存・活用に関わる団体は、次のとおりである。

名称	活動重点区域	活動概要
NPO 法人山梨家並保存会	神金地区	甲州民家情報館の運営
NPO 法人甲州市観光ボランティアガイドの会	神金地区 塩山・松里地区 勝沼地区	観光案内、フットパスの開催
恵林寺檀家総代会	塩山・松里地区	祭典の運営
向嶽寺檀家総代会	塩山・松里地区	祭典の運営
一之瀬高橋春駒保存会	塩山・松里地区	一之瀬高橋の春駒の継承など
藤木道祖神祭保存会	塩山・松里地区	藤木道祖神祭太鼓乗りの継承など
大善寺の藤切り祭保存会	勝沼地区	祭典の運営
旧田中銀行友の会	勝沼地区	施設の管理、公開
勝沼フットパスの会	勝沼地区	定期的なフットパスの開催
塩山郷土研究会	神金地区 塩山・松里地区	地域の学習や調査等
塩の山赤松を守る会	塩山・松里地区	アカマツの保全活動・観察会など
塩和会	塩山・松里地区	花かげの道の桜の植樹など

■重点区域に関わる文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

上記の団体以外にも、各地区の祭典には組や自治会の役員や氏子が広く関わっており、歴史的風致の維持向上や文化財の保護を推進するうえでは、地区住民やこれらの団体と連携することが重要である。

そのため、これらの活動に対する助成支援を実施するとともに、永続して自主的なまちづくりに係る団体や、本計画の一翼を担う歴史的風致維持向上支援法人の育成を図る。



## 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

### 1 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方

本計画における歴史的風致維持向上施設は、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等を指し、歴史的風致維持向上施設を整備し適切な管理を行うことにより、歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の整備は、歴史的風致を構成する建造物の保存や整備、歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成、歴史的風致の認識を向上させる事業等により実施する。

事業の実施に際しては、施設やその周辺の歴史的背景を十分に調査するとともに、周辺の景観に配慮した整備を行うこととし、関係機関と十分な協議調整をしたうえで実施する。また、国や県の補助金制度を有効に活用していくよう検討し、整備を行った施設は、積極的な公開・活用を行い歴史的風致の維持向上を図る。

上記をふまえ、歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方にに基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおりである。

#### (1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する事業

1. 甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区保存整備事業  
えんざんしもおだわらかみじょう
2. 重要文化財 旧高野家住宅美装化事業  
きゅうたかのけ
3. 旧宮崎葡萄酒醸造所（宮光園）保存修理事業  
みやこうえん
4. 史跡勝沼氏館跡保存整備事業  
かつぬましやかたあと
5. 歴史的風致形成建造物等整備事業

#### (2) 農業景観に関する事業

6. 農業基盤整備促進事業
7. 甲州市農村ワーキングホリデー事業

#### (3) 歴史的建造物等を取り巻く周辺環境の景観保全に関する事業

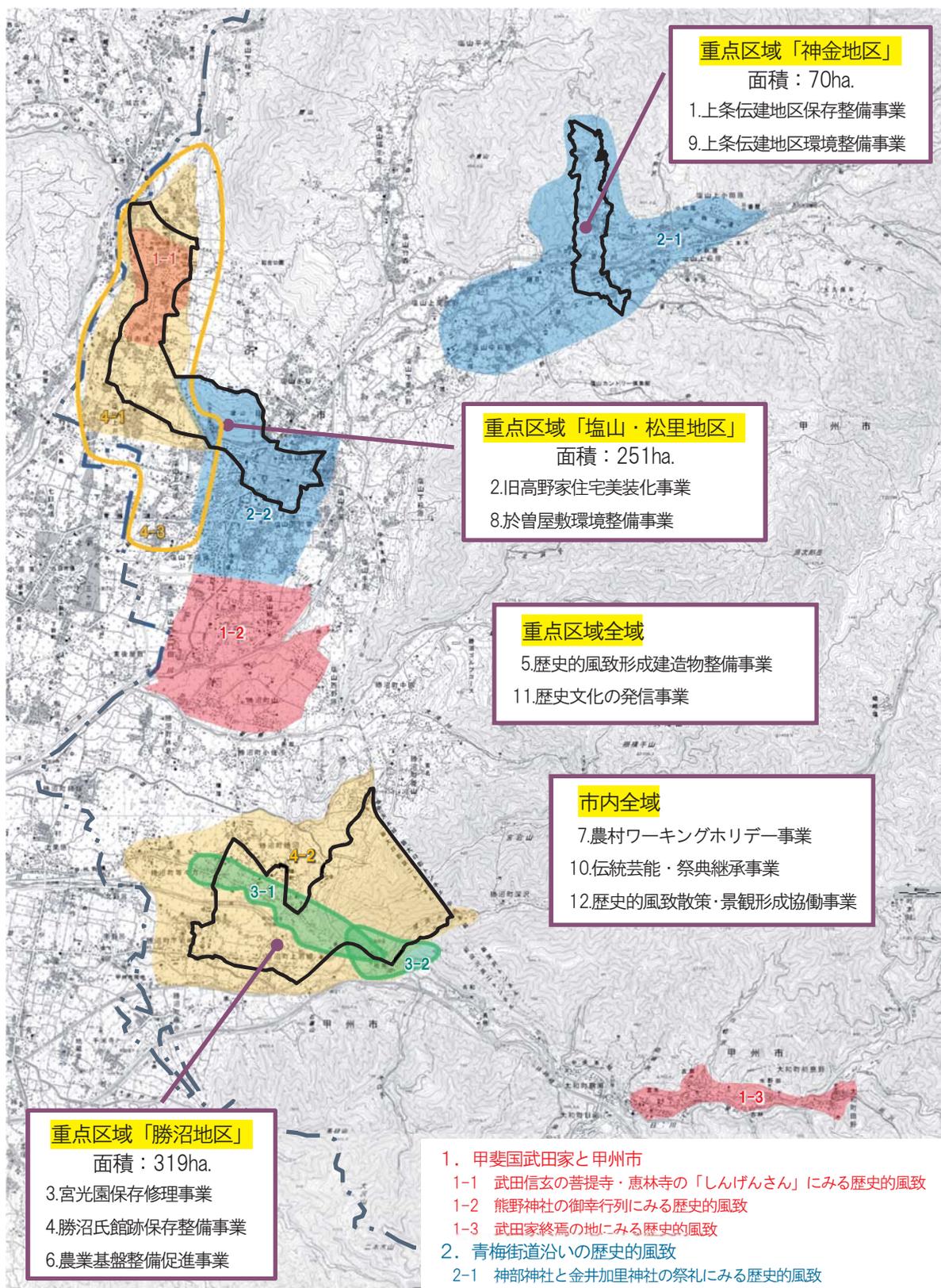
8. 於曾屋敷環境整備事業  
おぞ
9. 甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区環境整備事業

#### (4) 歴史と伝統を反映した人々の活動を支える事業

10. 市内伝統芸能・祭典継承事業

#### (5) 歴史的風致の認識向上と情報発信に関する事業

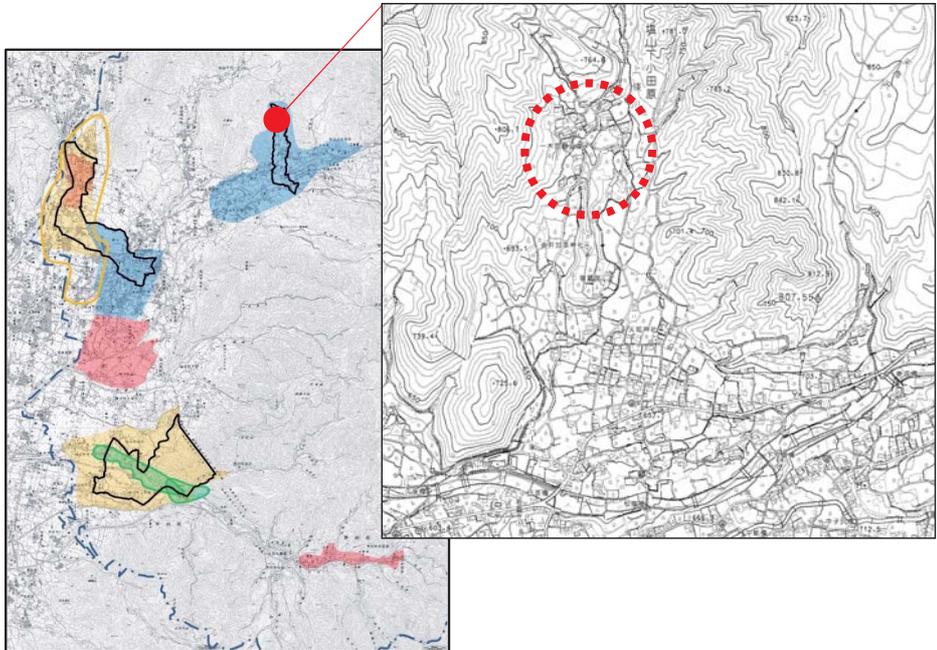
11. 歴史文化の発信事業
12. 歴史的風致散策・景観形成協働事業



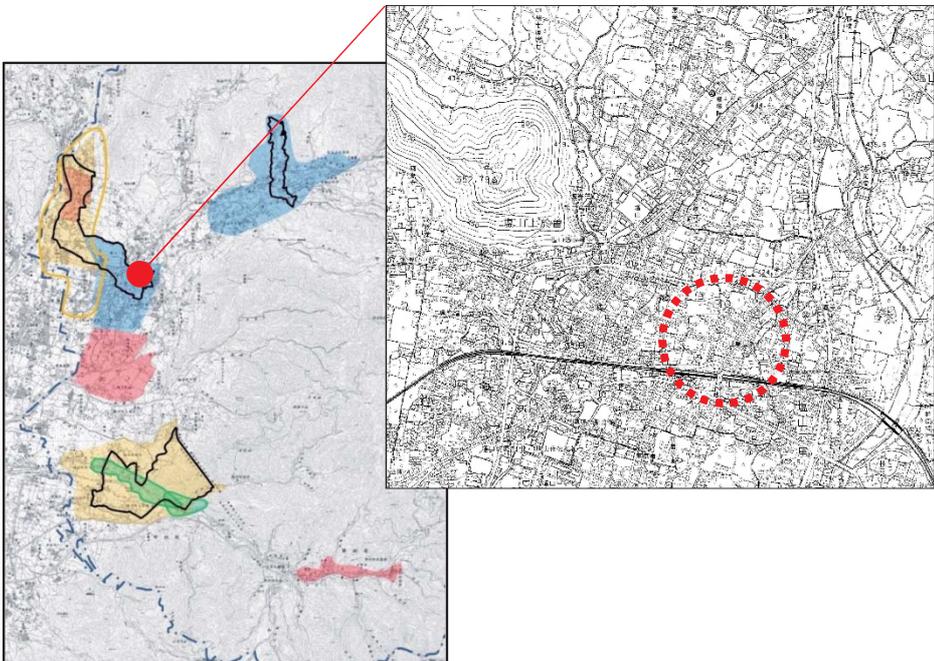
## 2 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業

### (1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する事業

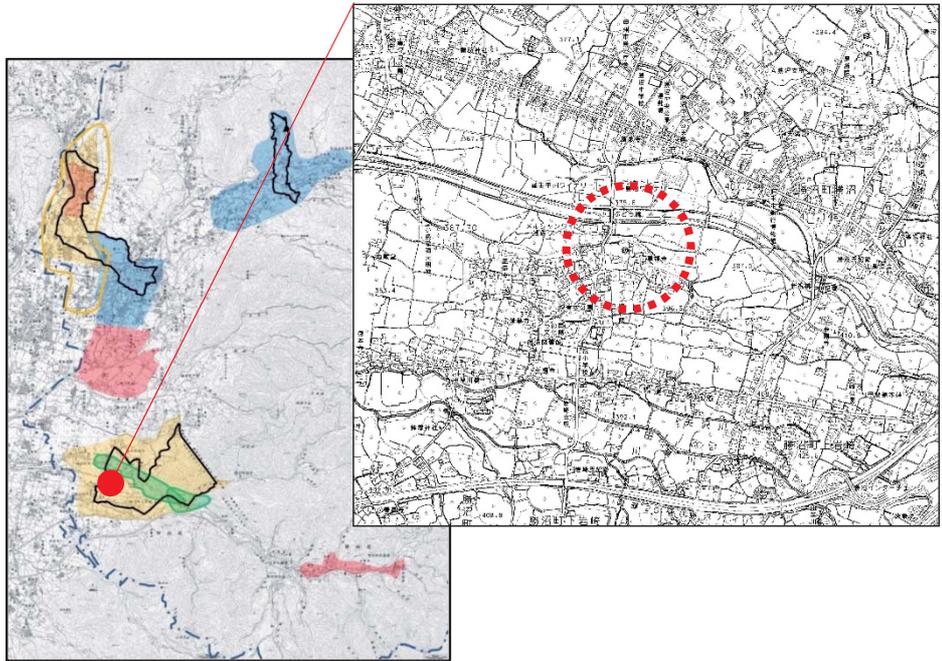
#### 1. 甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区保存整備事業

重点区域名称	かみかね 神金地区
事業番号	1
事業名	甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区保存整備事業
事業主体	甲州市
事業期間	平成29年度～平成38年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備事業費補助金
事業個所	
事業概要	<p>甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区の歴史的建造物の保存・活用を図るため、建造物等の買上げや修理・修景などを行い、歴史的景観の整備を図る。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史的建造物の修理や修景を行うことによって、良好なまちなみ景観が保全され、甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区の魅力が向上し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

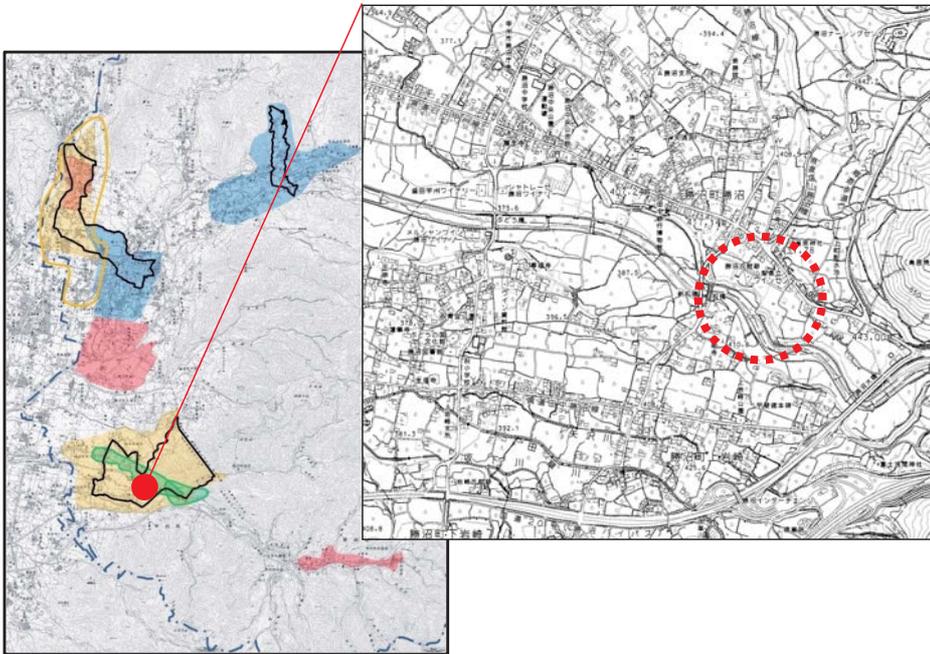
2. 重要文化財旧高野家住宅美装化事業

重点区域名称	塩山・松里地区 <small>まつさと</small>
事業番号	2
事業名	重要文化財旧高野家住宅美装化事業
事業主体	甲州市
事業期間	平成28年度～平成30年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備事業費補助金
事業個所	
事業概要	<p>重要文化財旧高野家住宅の美装化事業により、附属屋（巽蔵、文庫蔵）や附指定の建造物（地実棚、裏門）などの外観修理を行う。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>旧高野家住宅は、年間4万人ほどの観覧者が訪れているほか、子ども図書館の利用など積極的な活用を行っている。保存修理完了から15年ほど経過し、外観に傷みが生じている。これらを修理することで保存民家の美観を観覧者にアピールすることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

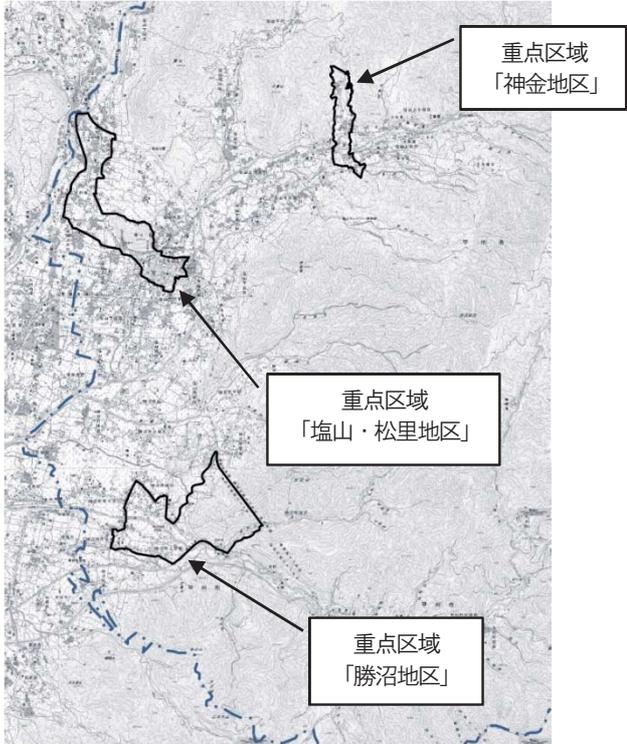
3. 旧宮崎葡萄酒醸造所（宮光園）保存修理事業

重点区域名称	勝沼地区
事業番号	3
事業名	旧宮崎葡萄酒醸造所（宮光園）保存修理事業
事業主体	甲州市
事業期間	平成21年度～平成34年度
支援事業名	市単独事業
事業個所	
事業概要	<p>甲州市近代産業遺産「宮光園」について、これまで主屋、白蔵、離座敷などの修理を終えているが、東三番蔵など未修理の附属屋が残るため、保存修理を行い屋敷構えを整える。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>宮光園はワイン産業黎明期の遺構で、ワイン発祥の地・甲州市にとって欠くことのできない歴史的建造物である。これを整備し、情報発信の拠点として活用することで、歴史的風致が維持・向上される。</p>

4. 史跡勝沼氏館跡保存整備事業

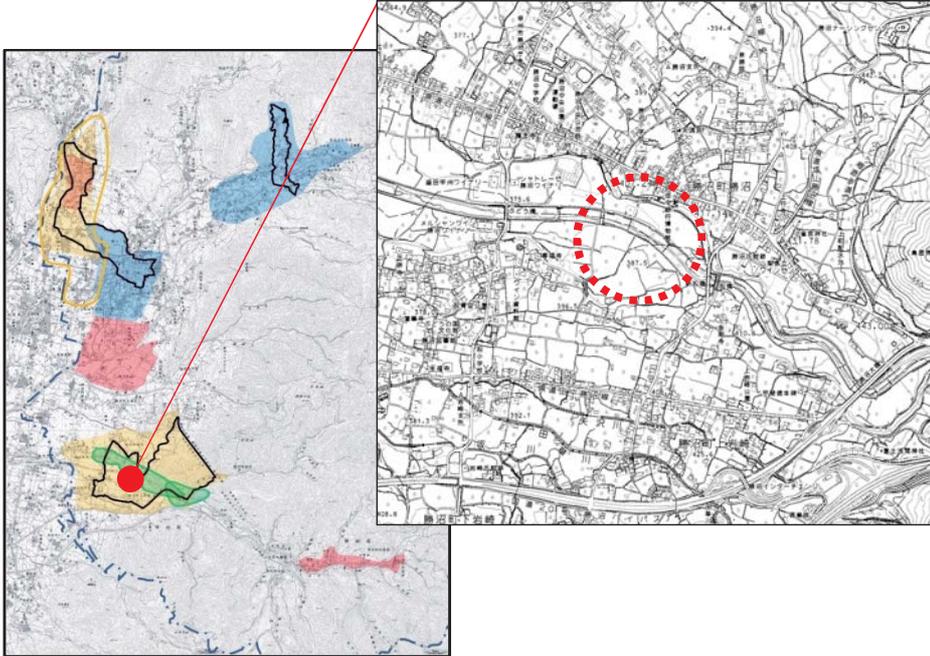
重点区域名称	勝沼地区
事業番号	4
事業名	史跡勝沼氏館跡保存整備事業
事業主体	甲州市
事業期間	平成25年度～平成38年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備事業費補助金
事業個所	
事業概要	<p>史跡勝沼氏館跡について、整備完了後の経年劣化による修理必要箇所や、未発掘用地、未買収用地があるため、計画的に再整備を実施するほか、土地の公有化、発掘調査などを実施し、整備を行う。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>史跡勝沼氏館跡の再整備及び新たな整備事業を実施することにより、史跡としての評価を高め、史跡周辺の歴史的風致が維持・向上される。</p>

5. 歴史的建造物等整備事業

重点区域名称	重点区域全域
事業番号	5
事業名	歴史的風致形成建造物等整備事業
事業主体	甲州市
事業期間	平成30年度～平成38年度
支援事業名	市単独事業
事業個所	
事業概要	<p>重点区域内に所在する歴史的建造物について、歴史的風致形成建造物に指定し、適切な修理・修景を行うことで、公開施設やガイダンス施設として活用する。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>重点区域内の歴史的建造物を修理・修景、活用することで、歴史的建造物が保全されるだけでなく、市内外の人々に活用されることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

(2) 農業景観に関する事業

6. 農業基盤整備促進事業

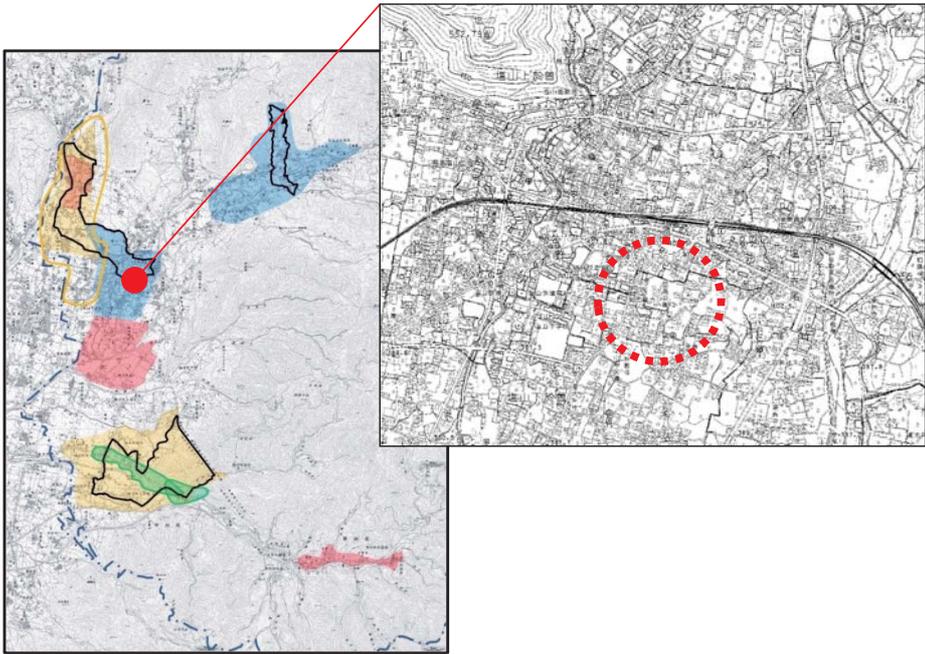
重点区域名称	勝沼地区
事業番号	6
事業名	農業基盤整備促進事業
事業主体	甲州市
事業期間	平成29年度～平成38年度
支援事業名	市単独事業
事業個所	
事業概要	<p>狭い農作業道の整備を実施し、農業経営の安定や農作業の効率化を図るとともに、担い手への農地利用集積を促進し、生産組織の育成や強化を推進することで、生産量の向上及び安定を図る。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>農道などの作業環境を改善することにより、営農環境や作業効率が改善され、担い手の育成に貢献する。また、担い手が育つことで耕作放棄地発生が抑制されるとともに、ブドウ栽培地が維持され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

7. 甲州市農村ワーキングホリデー事業

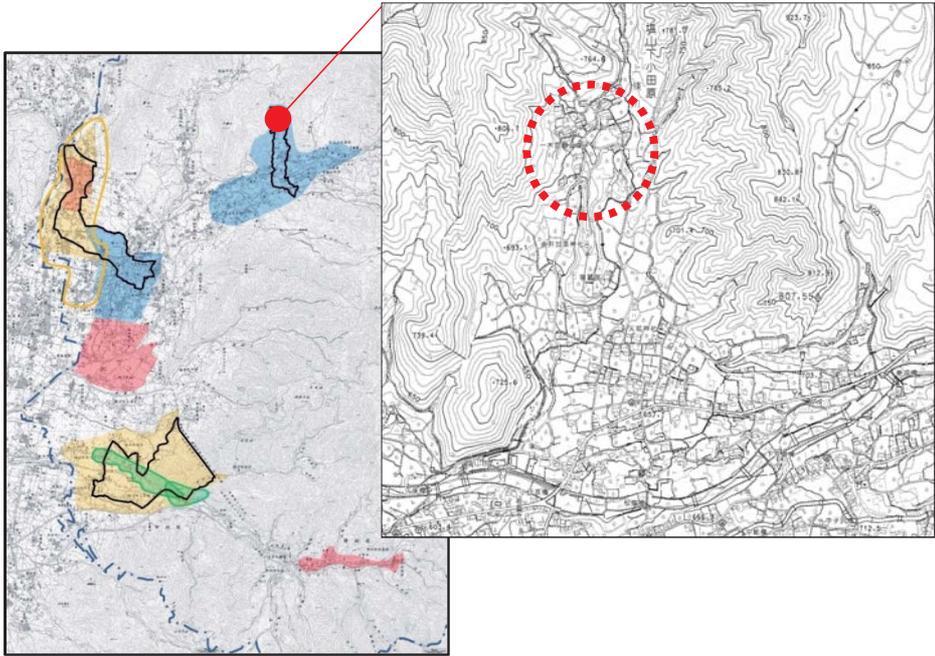
重点区域名称	
事業番号	7
事業名	甲州市農村ワーキングホリデー事業
事業主体	甲州市
事業期間	平成29年度～平成38年度
支援事業名	市単独事業
事業個所	市内全域
事業概要	<p>農業に関心のある人と、農繁期の手助けを必要としている農家を結びつける援農制度で、ブドウやモモ、スモモの栽培にかかる作業やコログキづくりにかかる作業を、受入農家に寝泊りして行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>高齢化や後継者不在のため農業従事者が不足すると、農業景観の保全にも影響がある。これを未然に防ぐためワーキングホリデー事業を実施し、多くの人に農業支援をしてもらうことで、新規就労者を確保するきっかけができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

(3) 歴史的建造物等を取り巻く周辺環境の景観保全に関する事業

8. 於曾屋敷環境整備事業

重点区域名称	塩山・松里地区
事業番号	8
事業名	於曾屋敷環境整備事業
事業主体	甲州市
事業期間	平成30年度～平成38年度
支援事業名	市単独事業
事業個所	
事業概要	<p>於曾屋敷は中世豪族の屋敷跡で、これを公有化し整備するとともに、周辺に駐車場やトイレなどの公益施設を配置し、公園として利活用を図る。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>於曾屋敷が整備されることにより、JR塩山駅を挟んで北側の甘草屋敷（旧高野家住宅）との回遊性が強化され、見学・学習する人々の利便性が高まり、歴史的風致が維持・向上される。</p>

9. 甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区環境整備事業

重点区域名称	神金地区
事業番号	9
事業名	甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区環境整備事業
事業主体	甲州市
事業期間	平成29年度～平成33年度
支援事業名	市単独事業
事業個所	
事業概要	<p>甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区について、駐車場やトイレなどの公益施設の整備を行い、地区内の環境を整える。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>駐車場やトイレなどの公益施設を整備することにより、見学者の利便性を高め、塩山下小田原上条の集落景観が良好に保たれ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

(4) 歴史と伝統を反映した人々の活動を支える事業

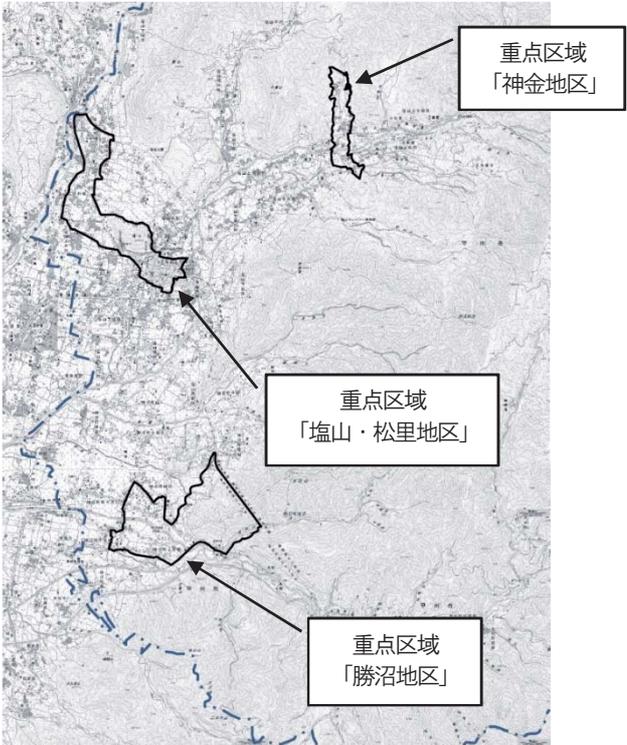
10. 市内伝統芸能・祭典継承事業

重点区域名称	
事業番号	10
事業名	市内伝統芸能・祭典継承事業
事業主体	甲州市
事業期間	平成29年度～平成33年度
支援事業名	市単独事業
事業個所	市内全域
事業概要	<p>市内で行われる伝統芸能・祭典などについて、後世まで継承されるよう、主催者に資料や情報を提供するとともに、補助金を交付するなどの支援を図る。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>各地に残されている伝統芸能や祭典は、甲州市の特徴的な歴史的風致を形成している。これら伝統芸能・祭典を支援することで後世まで継承されることが、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



(5) 歴史的風致の認識向上と情報発信に関する事業

11. 歴史文化の発信事業

重点区域名称	重点区域全域
事業番号	11
事業名	歴史文化の発信事業
事業主体	甲州市
事業期間	平成29年度～平成33年度
支援事業名	市単独事業
事業個所	
事業概要	<p>甲州市を訪れる観光客が、甲州市に点在する歴史的建造物や名所・旧跡を見学しやすいように、案内板や説明板、誘導標識などの公共サインを設置する。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>広い重点区域を効率よく巡回できるように、説明板や案内板、誘導サインを充実させ、見学の利便性を高めるとともに、公共サイン設置にあたっては、計画的に共通するデザインに統一することにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

12. 歴史的風致散策・景観形成協働事業

重点区域名称	
事業番号	12
事業名	歴史的風致散策・景観形成協働事業
事業主体	甲州市
事業期間	平成27年度～平成33年度
支援事業名	市単独事業
事業個所	市内全域
事業概要	<p>甲州市の歴史的風致を深く理解してもらうため、「甲州市歴史的風致維持向上計画」をテキストに、各歴史的風致の散策会を定期的を開催するほか、散策で気付いた点について、市民などと協働して、農業用ネットの交換やガードレールの景観色塗装など、景観形成協働事業を実施する。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>甲州市の歴史的風致について、解説を加えながら散策することにより、参加する人々や地域住民の理解を深め、郷土愛の精神を高める。また、散策で気付いた点を協働事業で景観形成していくことにより、その地域に適合した景観が広まり、農業景観も改善されることが、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



## 第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

### 1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市の維持向上すべき歴史的風致を構成する歴史的建造物は、これまで文化財保護法及び山梨県や甲州市の文化財保護条例等に基づく指定文化財として保護を図ってきた。しかし、第3章にも記したとおり本市には指定文化財以外にも歴史的建造物は多く存在しており、これらの建造物の適切な保護が必要である。

本計画では、本市の維持向上すべき歴史的風致を構成し、重点区域内に位置する歴史的建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保護対策を講ずる必要があると認められる建造物について、歴史まちづくり法第12条第1項に基づく歴史的風致形成建造物に指定する。

これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、本市の歴史的風致の維持向上及び向上を図るうえで重要であることを基本とし、当該建造物の所有者と協議をし、同意を得られることを前提に、下記の基準に該当する建造物を指定しその保全を図るものとする。

なお、重点区域内においては、今後も歴史的建造物の調査を継続的に実施し、必要に応じ随時指定していくものとする。

ア	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条第1項に基づく登録有形文化財、同法第132条第1項に基づく登録記念物
イ	景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項に基づく景観重要建造物
ウ	山梨県文化財保護条例(昭和31年条例第29号)第4条第1項に基づく山梨県指定有形文化財、同31条第1項に基づく山梨県指定史跡名勝天然記念物
エ	甲州市文化財保護条例(平成17年条例第156号)第4条第1項に基づく甲州市指定文化財
オ	その他、甲州市の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで重要なもので、市長が必要と認めたもの ただし、指定にあたっては、①概ね築50年を経過しているもの、②所有者又は管理者等により、適切な維持管理が見込まれるもの、③所有者の同意が得られるもの、の条件を満たすことを前提とする

■歴史的風致形成建造物の指定基準

## 2 歴史的風致形成建造物の管理の指針

### (1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、山梨県や甲州市の文化財保護条例に基づき指定されている建造物については、当該条例に基づき適正に維持・管理を行い、それ以外は、建造物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行うこととする。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。また、維持・管理を行ううえで修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行ったうえで、往時の姿に修復・復原することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとする。公開にあたっては、外部から望見できるよう措置を講ずるだけでなく、可能な限り内部の公開に努めることとし、公開する場合は、所有者の生活に支障を与えないよう配慮するよう十分に協議をし、実施することとする。

### (2) 個別の事項

登録有形文化財（建造物）、景観重要建造物及び市独自条例に基づき指定又は登録された建造物については、外観の維持・保存を基本とし、内部の維持・保存にも努めるものとする。

山梨県指定有形文化財（建造物）及び甲州市指定文化財（建造物）は、建造物の外部及び内部とも現状保存を基本とし、これら建造物を維持管理もしくは公開活用のために保存修理する場合には、歴史資料や古写真等の調査に基づく修復・復原を基本とする。また、文化財の保護のために必要な防災上の措置を講ずる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で実施するものとする。特に、民間所有の建造物については、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会、専門の有識者などにより必要な技術的指導助言を踏まえて実施する。

県、市指定の史跡名勝天然記念物及び登録記念物については、現状保存を基本とする。これらの史跡名勝天然記念物を維持管理及び公開活用のために保存修理、復原等を行う場合には、歴史資料や古写真及び痕跡に基づく修理、復原等を原則とし、防災等の必要管理施設を付加する場合には、史跡名勝天然記念物の価値及び特性の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。特に民間所有の史跡名勝天然記念物においては、補助制度等を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会、専門の有識者などによる必要な技術的指導助言を踏まえて実施する。

甲州市の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで重要なもので、市長が必要と認めたものについても、外観の維持・保存を基本とし、内部の維持・保存にも努めるものとする。民間所有の建造物においては、補助制度等を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、必要な技術的指導助言を踏まえて実施するものとする。

### (3) 届出が不要な行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

ア	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項に基づく登録有形文化財で、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合 文化財保護法第132条第1項に基づく登録記念物（名勝地関係）で、同法第133条に基づく現状変更の届出を行った場合
イ	景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合
ウ	山梨県文化財保護条例（昭和31年条例第29号）第4条第1項に基づく山梨県指定有形文化財で同条例第14条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合、及び同条例第15条第1項に基づく修理の届出を行った場合 山梨県文化財保護条例第31条第1項に基づく山梨県指定史跡名勝天然記念物で、同条例第35条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第36条及び第15条第1項に基づく修理の届出を行った場合
エ	甲州市文化財保護条例（平成17年条例第156号）第4条第1項に基づく甲州市指定文化財で同条例第10条に基づく現状変更等の許可申請を行った場合

#### ■届出が不要な行為

(4) 歴史的風致形成建造物一覧

当該重点区域において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

No.	名称 (区分：建築時) 【所在地】	写真	建築年 構造	所有者	その他
1	かんべじんじゃ 神部神社本殿  (神社)  えんざんかみはぎはら 【塩山上萩原】		江戸 一間社流造 檜皮葺	神社	県指定 文化財
2	にしふじき 西藤木の水車  (水車小屋) 【塩山藤木】		江戸 木造平屋	個人	市指定 文化財
3	りゅうけん 龍憲セラー  (ワインセラー)  かつぬまちょうしもいわさき 【勝沼町下岩崎】		明治 煉瓦造 地下式セラー	個人	登録有形 文化財
4	きゅうたなかぎんこう 旧田中銀行社屋  (社屋) 【勝沼町勝沼】		明治 木造2階建	甲州市	登録有形 文化財
5	ちゅうおうくくみんかいかん 中央区区民会館  ちの (旧千野学校校舎)  かみおぞ 【塩山上於曾】		明治 木造2階建	甲州市	登録有形 文化財

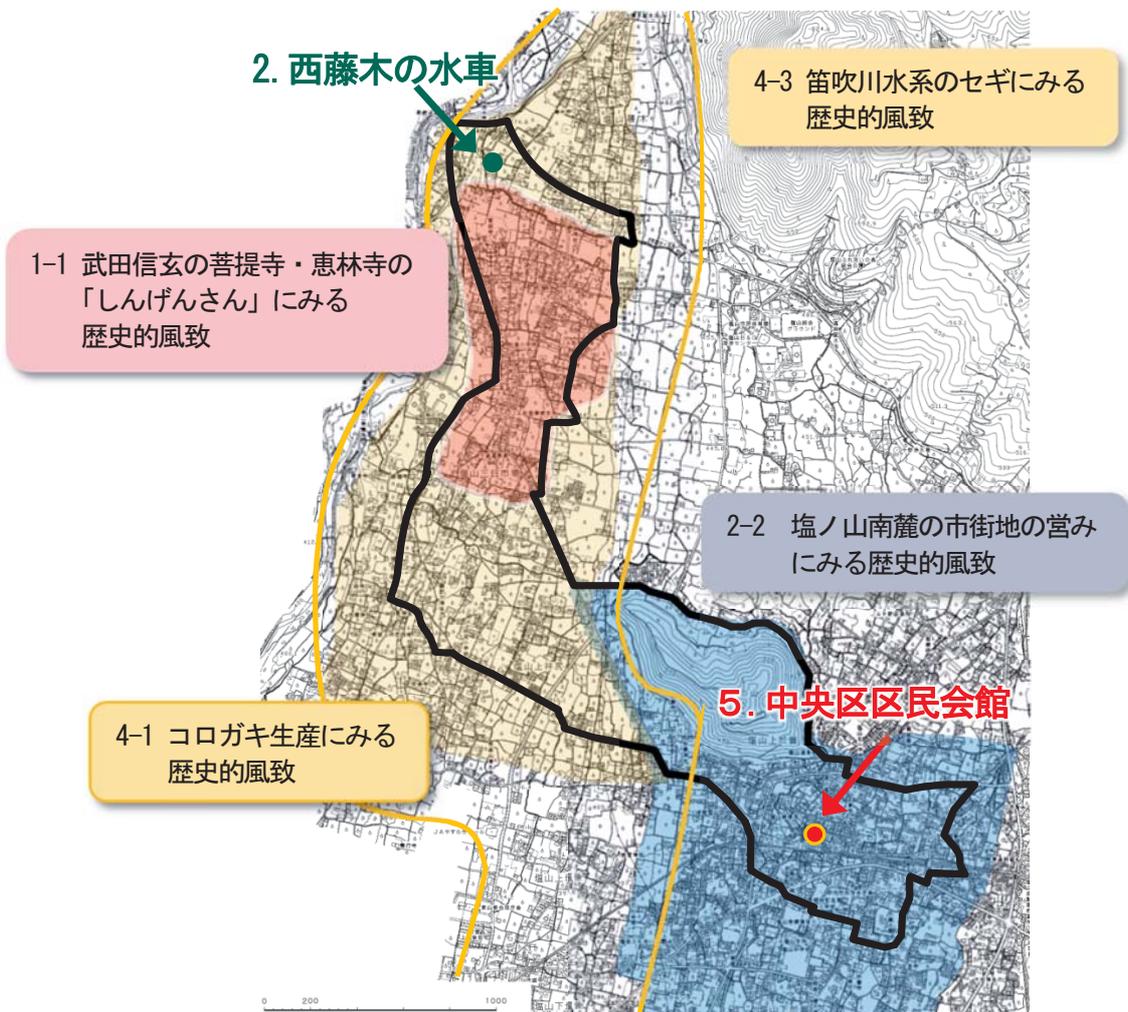
■候補となる歴史的風致形成建造物(1)

No.	名称 (区分：建築時) 【所在地】	写真	建築年 構造	所有者	その他
6	<small>きゅうおおひかげ</small> 旧 大日影トンネル (鉄道隧道) <small>ひしやま ふかさわ</small> 【勝沼町菱山・深沢】		明治 煉瓦造 アーチ式隧道	甲州市	近代産業 遺産群  選奨 土木遺産

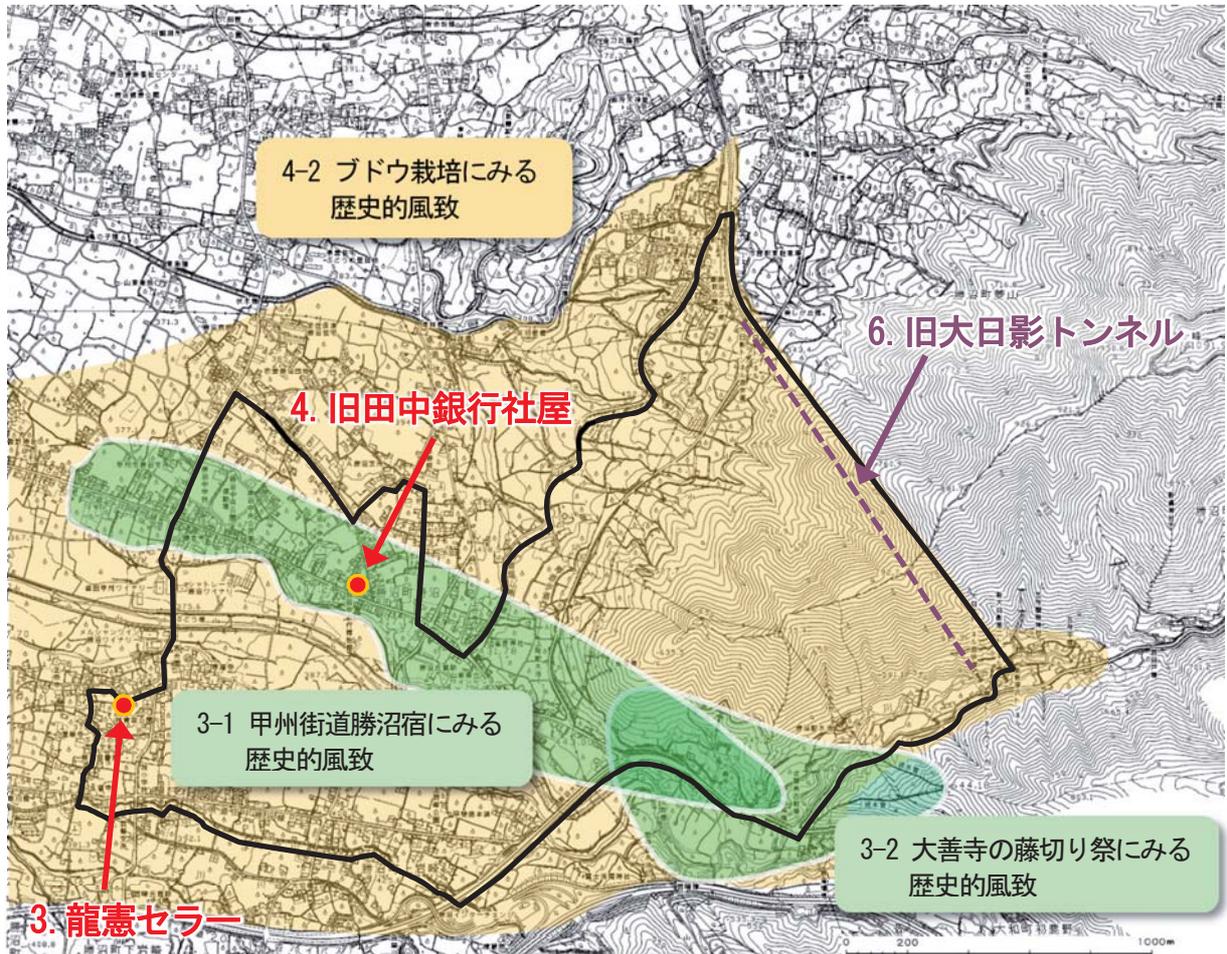
■候補となる歴史的風致形成建造物(2)



■歴史的風致形成建造物位置図「神金地区」



■歴史的風致形成建造物位置図「塩山・松里地区」



■歴史的風致形成建造物位置図「勝沼地区」



# 資料編

## 国・県・市指定等文化財一覧

(平成 29 年 (2017) 2 月現在)

## 近代産業遺産群(経済産業省)一覧

## 選奨土木遺産(土木学会)一覧

## 主な参考文献



## 国・県・市指定等文化財一覧（平成29年（2017）2月現在）

### 国指定文化財

区分	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
国宝	建造物	大善寺本堂 附 厨子	勝沼町勝沼	大善寺	S 30.6.22
	絵画	絹本着色達磨図	塩山上於曾	向嶽寺	S 28.11.14
	工芸品	小桜韋威鎧 兜、大袖付	塩山上於曾	菅田天神社	S 27.11.22
重要文化財	建造物	恵林寺四脚門	塩山小屋敷	恵林寺	M 40.8.28
		雲峰寺本堂	塩山上萩原	雲峰寺	S 24.2.18
		雲峰寺書院	塩山上萩原	雲峰寺	S 24.2.18
		雲峰寺庫裏	塩山上萩原	雲峰寺	S 24.2.18
		雲峰寺仁王門	塩山上萩原	雲峰寺	S 24.2.18
		熊野神社拝殿	塩山熊野	熊野神社	S 24.2.18
		熊野神社本殿 附 棟札四枚	塩山熊野	熊野神社	S 24.2.18
		旧高野家住宅 主屋、巽蔵、馬屋、東門、文庫蔵、小屋、 宅地 附 地実棚、裏門、座敷門	塩山上於曾	甲州市	S 28.3.31 追加指定 H 8.7.9
		向嶽寺中門	塩山上於曾	向嶽寺	S 46.6.22
	絵画	絹本着色三光国師像図	塩山上於曾	向嶽寺	T 5.5.24
		絹本着色大円禪師像図	塩山上於曾	向嶽寺	T 5.5.24
	彫刻	木造大日如来坐像	塩山藤木	放光寺	M 39.9.6
		木造不動明王立像	塩山藤木	放光寺	M 39.9.6
		木造愛染明王坐像	塩山藤木	放光寺	M 39.9.6
		木造金剛力士立像	塩山藤木	放光寺	H 8.6.27
		木造薬師如来及両脇侍像	勝沼町勝沼	大善寺	M 38.4.4
		木造十二神将立像	勝沼町勝沼	大善寺	H 11.6.7
		木造日光月光菩薩立像（所在本堂） 附 日光菩薩像内納入品 一、薬師如来印仏（25通）一綴 正応五年の記がある 一、薬師如来印仏 六卷 一、十一面観音印仏 五卷 一、墨書紙片・紙礫等 一括	勝沼町勝沼	大善寺	H 19.6.8 追加指定 H 25.6.29
		木造普応国師坐像	大和町木賊	栖雲寺	S 46.6.22
	工芸品	太刀 銘来国長	塩山小屋敷	恵林寺	T 4.3.26
		短刀 銘備州長船倫光	塩山小屋敷	恵林寺	T 4.3.26
	歴史資料	塩山和泥合水集板木 至徳三年二月十五日刊 記 抜隊得勝遺誠板木	塩山上於曾	向嶽寺	H 5.6.10
	記念物	史跡	甲斐金山遺跡・黒川金山	塩山上萩原	東京都・ 甲州市
勝沼氏館跡			勝沼町勝沼	甲州市	S 56.5.28
名勝		恵林寺庭園	塩山小屋敷	恵林寺	S 19.6.26
		向嶽寺庭園	塩山上於曾	向嶽寺	H 6.6.6

### 国選定文化財

種別	名称	所在地	選定年月日
重要伝統的建造物群保存地区	甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区	塩山下小田原	H 27.7.8

## 国登録文化財

種別	名称	所在地	所有者	登録年月日
登録有形文化財	葡萄酒貯蔵庫（龍憲セラー）	勝沼町下岩崎	（個人）	H 8. 12. 26
	勝沼堰堤	勝沼町勝沼・上岩崎・大和町初鹿野	山梨県	H 9. 5. 29
	祝橋	勝沼町勝沼・上岩崎	甲州市	
	旧田中銀行社屋	勝沼町勝沼	甲州市	
	旧田中銀行土蔵	勝沼町勝沼	甲州市	
	中央区区民会館（旧千野学校校舎）	塩山上於曾	甲州市	H 9. 6. 24
	笹子隧道	大和町日影・大月市笹子町黒野田	山梨県	H 9. 12. 12
	笛吹川芸術文庫（旧武藤酒造主屋）	塩山藤木	笛吹川芸術文庫	H 16. 8. 17
	笛吹川芸術文庫（旧武藤酒造米蔵）	塩山藤木	笛吹川芸術文庫	
	風間酒造主屋	塩山下於曾	（個人）	H 17. 8. 2
	風間酒造酒造蔵	塩山下於曾	（個人）	
	風間酒造酒店	塩山下於曾	（個人）	
	風間酒造文庫蔵	塩山下於曾	（個人）	
	飯島家住宅旧土蔵	塩山上於曾	（個人）	H 23. 10. 28
	飯島家住宅長屋門	塩山上於曾	（個人）	
	佐藤家住宅	勝沼町菱山	（個人）	H 28. 8. 1
	土屋家住宅主屋	塩山三日市場	（個人）	H28. 11. 18 答申
	土屋家住宅文庫蔵	塩山三日市場	（個人）	
	土屋家住宅米蔵	塩山三日市場	（個人）	
	土屋家住宅麹蔵	塩山三日市場	（個人）	
	土屋家住宅座敷門及び塀	塩山三日市場	（個人）	
土屋家住宅裏門	塩山三日市場	（個人）		
中村屋旅館本館	塩山上於曾	（個人）		
岩堂セギ分水口	塩山牛奥	甲州市		

種別	名称	所在地	所有者	登録年月日
登録有形民俗 文化財	勝沼のぶどう栽培用具及び葡萄酒醸造用具	勝沼町下岩崎	甲州市	H 18. 3. 20

## 国選択文化財

種別	名称	所在地	所有者	選択年月日
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	一之瀬高橋の春駒	塩山一之瀬高橋	一之瀬高橋春駒保存会	S 46. 11. 11
	大善寺の藤切り祭	勝沼町勝沼	大善寺藤切り祭保存会	H 25. 3. 12

## 山梨県指定文化財（1）

区分	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
有形文化財	建造物	向嶽寺築地塀	塩山上於曾	向嶽寺	S 36.12.7
		金井加里神社本殿	塩山下小田原	金井加里神社	S 39.6.25
		千野六地藏幢	塩山千野	(個人)	S 46.4.8
		山王権現社本殿	塩山下粟生野	山王権現社	S 52.5.23
		神部神社本殿 附 金銅十一面観音菩薩坐像一軀 棟札三枚	塩山上萩原	神部神社	S 58.3.10
		恵林寺三門 附 棟札一枚	塩山小屋敷	恵林寺	S 60.3.19
		神部神社隨身門 附 棟札三枚	塩山上萩原	神部神社	H 8.2.19
		旧宮崎葡萄酒醸造所施設 附 裏板一枚、宅地	勝沼町下岩崎	メルシャン株式会社	H 9.6.12
		大善寺山門	勝沼町勝沼	大善寺	H 14.3.4
		栖雲寺宝篋印塔	大和町木賊	栖雲寺	S 33.6.19
		栖雲寺開山宝篋印塔	大和町木賊	栖雲寺	S 47.1.27
		諏訪神社本殿 附 棟札	大和町初鹿野	諏訪神社	S 53.3.30
		景德院山門 附 扁額、棟札、十六羅漢像	大和町田野	景德院	H 7.6.22
		栖雲寺庫裏 附 諸普請作萬覚記録一冊	大和町木賊	栖雲寺	H 7.6.22
	絵画	紙本著色渡唐天神像図	塩山小屋敷	恵林寺	S 40.8.19
		紙本墨画梅図	塩山上於曾	向嶽寺	S 40.8.19
		絹本著色大円禪師画像	塩山下粟生野	松泉寺	S 51.2.23
		紙本著色刀八毘沙門天像図	塩山熊野	熊野神社	H 5.2.15
		紙本著色飯繩権現像図	塩山熊野	熊野神社	H 5.2.15
		紙本著色欵器ノ図	塩山熊野	熊野神社	H 5.2.15
		絹本著色仏涅槃図	塩山上於曾	向嶽寺	H 5.9.6
		紙本著色渡唐天神像図	塩山熊野	熊野神社	H 12.3.2
		絹本著色不動明王像 附 紙本著色不動明王像 横田汝圭筆	勝沼町勝沼	大善寺	H 25.7.11
		絹本著色十字架捧持マニ像	大和町木賊	栖雲寺	H 25.7.11
	彫刻	木造夢窓国師坐像	塩山小屋敷	恵林寺	S 35.11.7
		不動明王並びに二童子図版木	塩山小屋敷	恵林寺	S 58.12.26
		木造不動明王及二童子像	塩山小屋敷	恵林寺	H 27.2.5
		木造役行者倚像	勝沼町勝沼	大善寺	H 9.6.12
		木造業海本浄和尚坐像	大和町木賊	栖雲寺	S 35.11.7
		地藏菩薩磨崖仏	大和町木賊	栖雲寺	S 43.12.12
		木造釈迦如来坐像	大和町木賊	栖雲寺	S 46.4.8
		文殊菩薩磨崖仏	大和町木賊	栖雲寺	S 52.3.31
	工芸品	放光寺銅鐘	塩山藤木	放光寺	S 34.2.9
		向嶽寺銅鐘	塩山上於曾	向嶽寺	S 54.2.8
		大善寺罽口	勝沼町勝沼	大善寺	S 39.11.19
		立正寺箱笈	勝沼町休息	立正寺	H 2.12.20
		大善寺金銅金具装山伏板笈	勝沼町勝沼	大善寺	H 2.12.20
		栖雲寺銅鐘	大和町木賊	栖雲寺	S 34.2.9
		白紗地九条袈裟	大和町木賊	栖雲寺	H 5.9.6

## 山梨県指定文化財（2）

区分	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日	
有形文化財	書跡・典籍、 古文書	恵林寺文書	塩山小屋敷	恵林寺	S 33. 6. 19	
		紙本墨書大般若経	塩山藤木	放光寺	S 35. 11. 7	
		和漢朗詠集	塩山小屋敷	恵林寺	S 38. 9. 9	
		向嶽寺文書	塩山上於曾	向嶽寺	S 48. 7. 12	
		塩山向嶽禅庵小年代記	塩山上於曾	向嶽寺	S 48. 7. 12	
		拔隊得勝墨書	塩山上於曾	向嶽寺	S 48. 7. 12	
		紙本墨書元亨积書 附 版本元亨积書	塩山下粟生野	松泉寺	S 52. 3. 31	
		金剛般若波羅密経版木	塩山上於曾	向嶽寺	S 52. 5. 23	
		随求陀羅尼儀軌版木	塩山上於曾	向嶽寺	S 52. 5. 23	
		塩山仮名法語版木	塩山上於曾	向嶽寺	S 52. 5. 23	
		拔隊得勝墨書	塩山上於曾	正覚寺	H 6. 6. 23	
		孤峯覚明墨書	塩山上於曾	向嶽寺	H 6. 6. 23	
		峻翁令山墨書	塩山上於曾	向嶽寺	H 6. 6. 23	
		紙本墨書大般若経 附 経箱（大）3箱 経箱（小）30箱	塩山竹森	（個人）	H 6. 6. 23	
		甲州甘草文書	塩山上於曾	甲州市	H 11. 9. 9	
		大善寺古文書	勝沼町勝沼	大善寺	S 44. 11. 20	
		考古資料	黒川金山遺跡出土品	塩山上於曾	甲州市	H 16. 5. 6
			大善寺中世墓出土陶器	勝沼町勝沼	大善寺	H 19. 4. 26
	栖雲寺開山墓出土常滑甕		大和町木賊	栖雲寺	H 19. 4. 26	
	歴史資料	日の丸の御旗	塩山上萩原	雲峰寺	S 55. 9. 18	
		孫子の旗	塩山上萩原	雲峰寺	S 55. 9. 18	
		諏訪神号旗	塩山上萩原	雲峰寺	S 55. 9. 18	
		馬標旗	塩山上萩原	雲峰寺	S 55. 9. 18	
		孫子の旗	塩山小屋敷	恵林寺	S 55. 9. 18	
		諏訪神号旗	塩山小屋敷	恵林寺	S 55. 9. 18	
		柳澤吉保・定子関係資料	塩山小屋敷	恵林寺	H 19. 4. 26	
	民俗文化財	無形民俗	一之瀬高橋の春駒	塩山一之瀬高橋	一之瀬高橋 春駒保存会	S 42. 8. 7
			柏尾の藤切祭	勝沼町勝沼	大善寺藤切 り祭保存会	H 26. 2. 17
			田野十二神楽	大和町田野	田野保存会	H 5. 2. 15
	記念物	史跡	武田晴信の墓	塩山小屋敷	恵林寺	S 33. 6. 19
於曾屋敷			塩山下於曾	（個人）、 甲州市	S 38. 9. 9	
武田勝頼の墓			大和町田野	景德院	S 33. 6. 19	
景德院境内			大和町田野	景德院	S 42. 5. 29	
名勝		大善寺庭園	勝沼町勝沼	大善寺	S 54. 3. 31	
		三光寺庭園	勝沼町菱山	三光寺	S 54. 3. 31	
		栖雲寺庭園	大和町木賊	栖雲寺	S 54. 3. 31	
天然記念物		雲峰寺のサクラ	塩山上萩原	雲峰寺	S 34. 2. 9	
		上於曾のアカガシ	塩山上於曾	（個人）	S 34. 2. 9	
		下竹森のネズ	塩山竹森	（個人）	S 36. 12. 7	
		菅田天神社のカシ群	塩山上於曾	菅田天神社	S 38. 9. 9	
		船宮神社の大ヒノキ	塩山平沢	船宮神社	H 6. 11. 7	
		慈雲寺のイトザクラ	塩山中萩原	慈雲寺	H 17. 12. 26	
		万福寺のムクノキ	勝沼町等々力	万福寺	S 39. 6. 25	

甲州市指定文化財（1）

区分	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
有形文化財	建造物	上平六地藏幢	塩山上萩原	上平組	S 46. 4. 1
		坂尻六地藏幢	塩山竹森	上竹森西組・宮組	S 48. 5. 25
		菅田天神社石灯籠	塩山上於曾	菅田天神社	H 7. 5. 30
		雲峰寺中門	塩山上萩原	雲峰寺	H 8. 2. 8
		恵林寺開山堂 附 棟札一枚	塩山小屋敷	恵林寺	H 8. 2. 8
		向嶽寺仏殿	塩山上於曾	向嶽寺	H 8. 2. 8
		金井加里神社隨身門	塩山下小田原	金井加里神社	H 8. 2. 8
		放光寺本堂	塩山藤木	放光寺	H 8. 2. 8
		放光寺庫裏	塩山藤木	放光寺	H 8. 2. 8
		松泉寺庫裏	塩山下粟生野	松泉寺	H 8. 5. 8
		鶏冠神社神輿	塩山一之瀬高橋	鶏冠神社	H 14. 10. 2
		三光寺太子堂	勝沼町菱山	三光寺	S 51. 3. 31
		立正寺本堂 附 棟札	勝沼町休息	立正寺	S 52. 3. 31
		通神社本殿 附 棟	勝沼町中原	通神社	S 61. 4. 1
		雀宮神社本殿 附 棟札	勝沼町勝沼	雀宮神社	S 61. 4. 1
		立正寺下馬碑	勝沼町休息	立正寺	S 61. 4. 1
		地藏窪六地藏塔	勝沼町勝沼	東漸院	S 61. 4. 1
		綿塚飯繩神社本殿	勝沼町綿塚	飯繩神社	H 6. 3. 8
		旧宮崎葡萄酒醸造所施設（宮光園） 主屋、文庫蔵、道具蔵、表門、西門、白蔵、 葡萄酒貯蔵庫、第一醸造場葡萄酒貯蔵庫 宅地・畑（第一醸造場の区域と煉瓦積煙突、 井戸、洗い場、敷地内石積水路などの施設、 及び庭園、塀、葡萄畑を含む） 附 家相図	勝沼町下岩崎	甲州市	H20. 10. 28
		三嶋神社本殿	大和町初鹿野	三嶋神社	S 50. 10. 14
		観音堂	大和町初鹿野	横吹組	S 61. 6. 5
		山王神社本殿	大和町木賊	栖雲寺	H 5. 7. 14
		栖雲寺本堂	大和町木賊	栖雲寺	H 9. 12. 25
		諏訪神社隨身門	大和町初鹿野	諏訪神社	H 17. 8. 1
	日影諏訪神社本殿	大和町日影	諏訪神社	H 17. 8. 1	
	紙本墨画蘆葉達磨像図	塩山小屋敷	恵林寺	S 51. 2. 25	
	絹本着色隻履達磨像図	塩山小屋敷	恵林寺	S 51. 2. 25	
	絹本着色隻履達磨像図	塩山小屋敷	恵林寺	S 51. 2. 25	
	紙本着色不動明王図	塩山小屋敷	恵林寺	S 51. 2. 25	
	絹本着色観音像図	塩山小屋敷	恵林寺	S 51. 2. 25	
	絹本着色蓮二鴛鴦ノ画 蓮二白鷺ノ画	塩山上於曾	向嶽寺	S 51. 2. 25	
	絹本着色十六羅漢図	塩山上於曾	向嶽寺	S 51. 2. 25	
	紙本着色阿弥陀三尊来迎図	塩山上萩原	(個人)	S 51. 2. 25	
	絹本着色夢窓国師像図	塩山小屋敷	恵林寺	S 52. 4. 5	
	絹本着色快川国師像図	塩山小屋敷	恵林寺	S 52. 4. 5	
	紙本墨画達磨像図	塩山小屋敷	恵林寺	S 52. 4. 5	
絹本着色面壁達磨像図	塩山小屋敷	恵林寺	S 52. 4. 5		
絹本着色信玄像図	塩山小屋敷	恵林寺	S 52. 4. 5		
紙本着色信玄像図	塩山小屋敷	恵林寺	S 52. 4. 5		
紙本着色仏涅槃図	塩山小屋敷	恵林寺	S 52. 4. 5		
紙本着色末宗瑞昌像図	塩山小屋敷	恵林寺	S 52. 4. 5		

甲州市指定文化財（2）

区分	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
有形文化財	絵画	絹本着色五大尊十二天像図	塩山小屋敷	(財)信玄公 宝物保存会	S 52. 4. 5
		絹本着色弁財天女十五童子像図	塩山上萩原	(個人)	S 52. 4. 5
		絹本着色十六善神像図	塩山中萩原	慈雲寺	S 52. 4. 5
		紙本着色渡唐天神像図	塩山中萩原	慈雲寺	S 52. 4. 5
		紙本着色阿弥陀如来両脇侍像図	塩山下粟生野	松泉寺	S 52. 4. 5
		絹本墨画達磨像図	塩山竹森	慈眼院	S 52. 4. 5
		紙本墨画禅宗祖师図三幅対	塩山小屋敷	恵林寺	H 8. 8. 8
		紙本墨画山水図	塩山小屋敷	恵林寺	H 8. 8. 8
		絹本着色羅漢図	塩山小屋敷	恵林寺	H 8. 8. 8
		墨画飛馬図絵馬	勝沼町勝沼	大善寺	S 53. 3. 31
		絹本着色十六善神図	勝沼町勝沼	大善寺	S 53. 3. 3
		絹本着色三十番神図	勝沼町休息	立正寺	S 53. 3. 3
		武田二十四将画像	大和町木賊	栖雲寺	S 57. 12. 10
		摩利支天の画像	大和町木賊	栖雲寺	H 5. 7. 14
		釈迦の涅槃図	大和町木賊	栖雲寺	H 5. 7. 14
	彫刻	木造阿弥陀如来並びに両脇侍	大和町木賊	栖雲寺	S 49. 8. 30
		木造上原子安地蔵	塩山上萩原	上原寺	S 49. 8. 30
		木造赤尾子安地蔵	塩山赤尾	涌泉寺	S 49. 8. 30
		木造百観音像	塩山下小田原	上条地区	S 49. 8. 30
		木造百体仏	塩山下小田原	福蔵院	S 49. 8. 30
		木造鎧不動尊立像 附 厨子	塩山小屋敷	恵林寺	S 49. 8. 30
		金銅釈尊像	塩山小屋敷	恵林寺	S 49. 8. 30
		木造薬師如来立像	塩山赤尾	涌泉寺	S 58. 9. 5
		木造不動明王立像	塩山下小田原	福蔵院	S 58. 9. 5
		木造柳沢吉保坐像 附 寿像安置納状一通	塩山小屋敷	恵林寺	S 58. 9. 5
		木造毘沙門天立像	塩山藤木	放光寺	H 7. 5. 30
		木造千手観音坐像	塩山下於曾	(個人)	H 7. 5. 30
		木造隨身像	塩山一之瀬高橋	鶏冠神社	H 14. 10. 2
		木造拍犬	塩山一之瀬高橋	鶏冠神社	H 14. 10. 2
		延命院の十三仏石像	塩山竹森	延命院	H 14. 10. 2
		天保年間の御札版木	大和町木賊	栖雲寺	H 5. 7. 14
		勝頼公・同夫人・信勝公尊像	大和町田野	景德院	H 17. 8. 1
		工芸品	鶏冠神社の鐔口	塩山一之瀬高橋	(個人)
	向嶽寺中門扁額「鹽山」		塩山上於曾	向嶽寺	S 48. 5. 25
	向嶽寺総門扁額「禅林法窟」		塩山上於曾	向嶽寺	S 48. 5. 25
	禅板		塩山上於曾	向嶽寺	S 48. 5. 25
	食籠		塩山小屋敷	恵林寺	S 49. 8. 30
	輪袈裟		塩山小屋敷	恵林寺	S 49. 8. 30
	須磨明石山水蒔絵料紙箱		塩山小屋敷	恵林寺	H 8. 2. 8
	柳沢家大名調度品一括		塩山小屋敷	恵林寺	H 8. 2. 8
	太刀 銘 奉納柏尾山薬師如来 寛永十九 癸午年十月吉日 武州下原住康重		勝沼町勝沼	大善寺	S 51. 3. 31
	三光寺磬		勝沼町菱山	三光寺	S 51. 3. 31
	信玄公軍配		大和町木賊	栖雲寺	S 57. 10. 5
	武田軍旗		大和町木賊	栖雲寺	S 57. 10. 5
	信玄公陣中鏡		大和町木賊	栖雲寺	S 57. 12. 10

甲州市指定文化財（3）

区分	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
有形文化財	工芸品	水晶大数珠	大和町木賊	栖雲寺	S 57. 12. 10
		兎の文鎮	大和町木賊	栖雲寺	S 57. 12. 10
		水差し	大和町木賊	栖雲寺	S 58. 2. 14
		妙智鏡	大和町木賊	栖雲寺	S 58. 2. 14
		龍鬚弘子	大和町木賊	栖雲寺	S 58. 2. 14
		天目茶碗	大和町木賊	栖雲寺	S 58. 2. 14
		七宝の香炉	大和町木賊	栖雲寺	H 5. 7. 14
		茶壺	大和町木賊	栖雲寺	H 17. 8. 1
		懸仏	大和町初鹿野	三嶋神社	H 17. 8. 1
	書跡・典籍、 古文書	恵林寺文書	塩山小屋敷	恵林寺	S 49. 8. 30
		雲峰寺文書	塩山上萩原	雲峰寺	S 50. 5. 19
		保坂家文書	塩山赤尾	(個人)	S 56. 11. 5
		熊野神社文書	塩山熊野	熊野神社	S 59. 2. 15
		故紙録	塩山小屋敷	恵林寺	S 62. 12. 12
		勅賜護法常応録抄 附 寄進添状一通、寄進家老連署状一通	塩山小屋敷	恵林寺	S 62. 12. 12
		拔隊得勝墨書	塩山小屋敷	(財)信玄公 宝物保存会	H 7. 5. 30
		諏訪神社本殿棟札	勝沼町等々力	諏訪神社	H 6. 3. 31
		業海筆版木	大和町木賊	栖雲寺	H 5. 7. 14
	業海の遺偈	大和町木賊	栖雲寺	H 5. 7. 14	
	考古資料	放光寺遺跡出土品一括	塩山藤木	放光寺	H 7. 5. 30
		千野鳥居原出土古銭	塩山千野	(個人)	H 7. 5. 30
	歴史資料	恵林寺の大鋸	塩山小屋敷	恵林寺	S 52. 4. 5
		法隆寺金堂西壁阿弥陀三尊図写	塩山藤木	放光寺	H 5. 3. 23
		恵林寺奉加帳	塩山小屋敷	恵林寺	H 12. 10. 18
		小屋敷宮下地藏板碑	塩山小屋敷	(個人)	H 14. 10. 2
		千野鳥居原地蔵板碑	塩山千野	(個人)	H 14. 10. 2
	民俗文化財	有形民俗	雲峰寺の絵馬	塩山上萩原	雲峰寺
西藤木の水車			塩山藤木	西藤木水車 保存会	H 7. 12. 22
小丸山の百番観音			勝沼町菱山・ 小佐手	甲州市	S 54. 1. 22
綿塚の花火筒			勝沼町綿塚	飯縄神社	S 61. 4. 1
綿塚上の水車小屋			勝沼町綿塚	東雲 13 区	H 6. 3. 8
無形民俗		藤木道祖神祭太鼓乗り	塩山藤木	藤木道祖神 祭保存会	S 57. 10. 13
		西広門田神楽七福神の舞	塩山西広門田	西広門田郷 土芸能保存 会	S 57. 10. 13
		熊野神社御幸行列	塩山熊野	熊野神社打 ちばやし保 存会	H 7. 12. 22
		山村の打ちばやしと渡御行列	勝沼町山	保存会	S 62. 3. 31

## 甲州市指定文化財（４）

区分	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
記念物	史跡	原之京鍛冶遺構	塩山下小田原	(個人)	S 47. 6. 30
		柳沢吉保夫妻の墓	塩山小屋敷	恵林寺	S 62. 12. 12
		萩原口留番所跡	塩山上萩原	(個人)	S 62. 12. 12
		十組屋敷跡	塩山三日市場	(個人)	S 62. 12. 12
		武田信満の墓	大和町木賊	栖雲寺	S 48. 10. 2
		有馬晴信謫居の跡	大和町初鹿野	(個人)	S 56. 2. 1
		四郎作跡	大和町初鹿野	(個人)	S 56. 2. 1
		鳥居畑古戦場跡	大和町田野	田野区	S 56. 2. 1
		土屋惣蔵片手斬跡	大和町田野	山梨県	S 56. 2. 1
		駒飼本陣跡	大和町日影	(個人)	S 56. 2. 1
		鶴瀬関所跡	大和町鶴瀬	(個人)	S 56. 2. 1
		棚古谷山不動尊	大和町初鹿野	丸林区	H 9. 12. 25
		名勝	大滝不動尊と滝	勝沼町菱山	三光寺
	天然記念物	八坂神社のエドヒガン	塩山藤木	八坂神社	S 46. 4. 1
		下於曾のモミ	塩山下於曾	(個人)	S 46. 4. 1
		下萩原のヒイラギ	塩山下萩原	(個人)	S 58. 9. 5
		下萩原のムクロジ	塩山下萩原	柏原神社	S 59. 10. 11
		鶏冠神社のサワラ	塩山一之瀬高橋	鶏冠神社	H 1. 3. 17
		竹森のザゼンソウ群	塩山竹森	ザゼンソウ 管理会	H 7. 12. 22
		中牛奥のザクロ	塩山牛奥	(個人)	H 12. 10. 18
		小屋敷のザクロ	塩山小屋敷	(個人)	H 14. 10. 2
		三光寺の大スギ	勝沼町菱山	三光寺	S 52. 3. 31
		菱山の鶴亀のマツ	勝沼町菱山	(個人)	S 52. 3. 31
		諏訪神社の大ケヤキ	勝沼町等々力	諏訪神社	S 52. 3. 31
		深沢の大ツガ	勝沼町深沢	大石神社	S 52. 3. 31
		上岩崎のウメ	勝沼町上岩崎	(個人)	S 52. 3. 31
		赤坂のヒイラギ	勝沼町小佐手	石尊社	S 52. 3. 31
		小林のヒイラギ	勝沼町山	立正寺	S 52. 3. 31
		菱山のブドウ（甲州種）	勝沼町菱山	(個人)	S 53. 3. 31
		勝沼富町のブドウ（甲州種）	勝沼町勝沼	(個人)	S 53. 3. 31
		景德院のサクラ	大和町田野	景德院	S 53. 4. 27
		沢屋敷のウメ	大和町初鹿野	(個人)	H 9. 12. 25
		木賊のゴヨウマツ	大和町木賊	(個人)	H 9. 12. 25
		栖雲寺のシラカシ	大和町木賊	栖雲寺	H 9. 12. 25

## 近代産業遺産群(経済産業省)一覽

区分	種別	名称	所在地	備考
官民の努力により結実した関東甲信越地域などにおけるワイン製造業の歩みを物語る近代化産業遺産群	甲州市のワイン醸造関連遺産	宮崎第二醸造所 建物 (現：メルシャンワイン資料館)	勝沼町下岩崎	旧宮崎葡萄酒醸造所施設 (県指定文化財)
		旧宮崎光太郎氏住宅兼事務所	勝沼町下岩崎	旧宮崎葡萄酒醸造所施設 (市指定文化財)
		旧宮崎第一醸造所 東蔵 煉瓦積み煙突 石積煉瓦式ワインセラー跡 旧貯蔵庫(白蔵)	勝沼町下岩崎	旧宮崎葡萄酒醸造所施設 (市指定文化財)
		龍憲セラー	勝沼町下岩崎	葡萄酒貯蔵庫(龍憲セラー) (登録有形文化財)
		メルシャンワイン資料館の所蔵物 醸造器具 所属古文書・古書	勝沼町下岩崎	
		ぶどうの国文化館収蔵物 「勝沼の葡萄栽培用具及び葡萄酒醸造用具」500点	勝沼町下岩崎	勝沼のぶどう栽培用具及び葡萄酒醸造用具 (登録有形民俗文化財)
		甲州市のワイン醸造を支えたインフラ施設・建築物	JR中央本線旧深沢トンネル (現：勝沼トンネルワインカーヴ)	勝沼町深沢・大和町初鹿野
	JR中央本線旧大日影トンネル		勝沼町菱山・深沢	
	祝橋		勝沼町勝沼・上岩崎	祝橋 (登録有形文化財)
	旧田中銀行 社屋 煉瓦倉庫 繭倉		勝沼町勝沼	旧田中銀行社屋 旧田中銀行土蔵 (登録有形文化財)
	勝沼堰堤		勝沼町勝沼・上岩崎・大和町初鹿野	勝沼堰堤 (登録有形文化財)
	日川水制群		勝沼町勝沼・上岩崎・等々力・下岩崎	
	山岳・海峡を克服し全国鉄道網形成に貢献したトンネル建設等の歩みを物語る近代化産業遺産群	戦前の主要鉄道トンネル	笹子隧道	大和町初鹿野・大月市

## 選奨土木遺産(土木学会)一覽

種別	名称	所在地	備考
工作物	日川の堰堤と水制群 勝沼堰堤	勝沼町勝沼・上岩崎・大和町初鹿野	勝沼堰堤 (登録有形文化財)
	日川水制群	勝沼町勝沼・上岩崎・等々力・下岩崎	
建造物	旧大日影トンネル	勝沼町菱山・深沢	
	旧深沢トンネル	勝沼町深沢・大和町初鹿野	

## 主な参考文献

### 【地誌】

- 『甲斐国志 第一巻～第五巻』 大日本地誌大系 48 雄山閣 昭和 57 年 (1982)  
『東山梨郡誌 (復刻版)』 山梨教育会東山梨支会 昭和 52 年 (1977)  
『甲斐国社記・寺記 第一巻～第四巻』 山梨県立図書館 昭和 42 年 (1967)

### 【市史・町村誌、県史】

- 『塩山市史 通史編 上巻』 塩山市 平成 11 年 (1999)  
『塩山市史 通史編 下巻』 塩山市 平成 10 年 (1998)  
『塩山市史 史料編 第一巻』 塩山市 平成 8 年 (1996)  
『塩山市史 史料編 第二巻』 塩山市 平成 7 年 (1995)  
『塩山市史 史料編 第三巻』 塩山市 平成 7 年 (1995)  
『塩山市史 文化財編』 塩山市 平成 8 年 (1996)  
『塩山市史民俗調査報告書 —神金の民俗—』 塩山市 平成 5 年 (1993)  
『塩山市史民俗調査報告書 —松里の民俗—』 塩山市 平成 6 年 (1994)  
『塩山市史民俗調査報告書 —奥野田の民俗—』 塩山市 平成 7 年 (1995)  
『勝沼町誌』 勝沼町 昭和 37 年 (1962)  
『大和村誌 上巻』 大和村 平成 8 年 (1996)  
『大和村誌 下巻』 大和村 平成 8 年 (1996)  
『山梨県史 文化財編』 山梨県 平成 11 年 (1999)  
『山梨県史 通史編 1』 山梨県 平成 16 年 (2004)  
『山梨県史 通史編 2』 山梨県 平成 19 年 (2007)

### 【郷土資料】

- 『塩山市の歳時記 —祭り・年中行事—』 塩山市教育委員会 昭和 54 年 (1979)  
『塩山の道祖神』 塩山市文化協会・塩山市教育委員会 平成 7 年 (1995)  
『ぶどうの国文化館 歴史読本』 勝沼町 平成 7 年 (1995)  
『写真で見る ふるさと勝沼』 勝沼町・勝沼町文化協会 平成 10 年 (1998)  
『塩山市の石造物』 塩山市文化協会・郷土資料研究部 平成 14 年 (2002)  
『もみの木 目で見える塩山市 100 年』 塩山市文化協会 平成 15 年 (2003)  
『大和村の文化財』 大和村教育委員会 平成 15 年 (2003)  
『平成 16 年度観光資源保護調査 上条集落の切妻民家群』  
財団法人日本ナショナルトラスト 平成 17 年 (2005)

### 【寺史】

- 『向嶽寺史』 向嶽寺 昭和 42 年 (1967)  
『恵林寺略史 (開創六五〇年記念)』 乾徳山恵林禅寺 昭和 55 年 (1980)  
『真言宗智山派 大善寺』 山梨歴史美術研究会 平成 20 年 (2008)

## 【調査報告書（市）】

- 『於曾屋敷調査報告書』 塩山市教育委員会 昭和 55 年（1980）
- 『甲斐黒川金山 ―山梨県塩山市に所在する戦国時代金山遺跡の総合調査―』  
塩山市・塩山市教育委員会 平成 9 年（1997）
- 『重要文化財旧高野家住宅 主屋ほか八棟 保存修理工事報告書』  
財団法人文化財建造物保存技術協会・塩山市 平成 13 年（2001）
- 『史跡勝沼氏館跡 ―外郭域発掘調査報告書（中世編）―』  
甲州市文化財調査報告書第 3 集 甲州市教育委員会 平成 21 年（2009）
- 『史跡勝沼氏館跡 ―内郭部発掘調査報告書（中世編）―』  
甲州市文化財調査報告書第 5 集 甲州市教育委員会 平成 22 年（2010）
- 『山梨県指定史跡 武田勝頼の墓 ―経石出土に伴う総合調査報告書―』  
甲州市文化財調査報告書第 7 集 甲州市教育委員会 平成 22 年（2010）

## 【調査報告書（県）】

- 『山梨県歴史の道調査報告書 第 9 集 青梅街道』 山梨県教育委員会 昭和 59 年（1984）
- 『山梨県の中世城館跡 ―分布調査報告書―』 山梨県教育委員会 昭和 61 年（1986）
- 『山梨県近代化遺産 ～山梨県近代化遺産総合調査報告書～』  
山梨県教育委員会 平成 9 年（1997）
- 『登録有形文化財勝沼堰堤 勝沼堰堤公園整備事業に伴う発掘調査報告書』  
山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第 234 集 山梨県教育委員会 平成 18 年（2006）
- 『山梨県の近代和風建築 ―近代和風建築総合調査報告書―』  
山梨県教育委員会 平成 27 年（2015）

## 【その他の資料】

- 『山梨のワイン発達史』 上野晴朗・勝沼町 昭和 52 年（1977）
- 『ぶどう酒物語』 山梨日日新聞社 昭和 53 年（1978）
- 『写真集 わがむら』 大和村 平成 7 年（1995）
- 『やまなしの道祖神祭り ―どうそじん・ワンダーワールド―』  
山梨県立博物館開館企画展 山梨県立博物館 平成 17 年（2005）
- 『あかね・新えほんシリーズ 30 干し柿』 （株）あかね書房 平成 18 年（2006）
- 『柿の里 ―ふるさとが実る頃―』 （株）講談社 平成 20 年（2008）

## 【甲州市計画書】

- 「第 1 次甲州市総合計画」 甲州市 平成 20 年（2008）
- 「甲州市都市計画マスタープラン」 甲州市 平成 21 年（2009）
- 「甲州農業振興地域整備計画」 甲州市 平成 21 年（2009）
- 「甲州市景観計画」 甲州市 平成 24 年（2012）
- 「甲州市観光振興計画」 甲州市 平成 27 年（2015）
- 「国土利用計画（甲州市計画）」 甲州市 平成 27 年（2015）
- 「甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区保存計画」 甲州市 平成 27 年（2015）
- 「甲州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」 甲州市 平成 28 年（2016）



## 甲州市歴史的風致維持向上計画

平成 29 年 3 月 17 日 認定  
平成 29 年 3 月 31 日 発行

発 行

# 甲 州 市

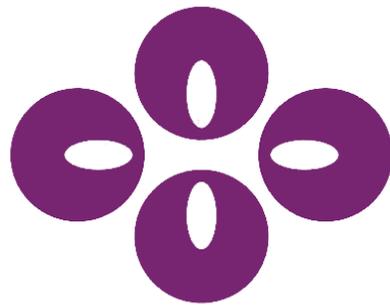
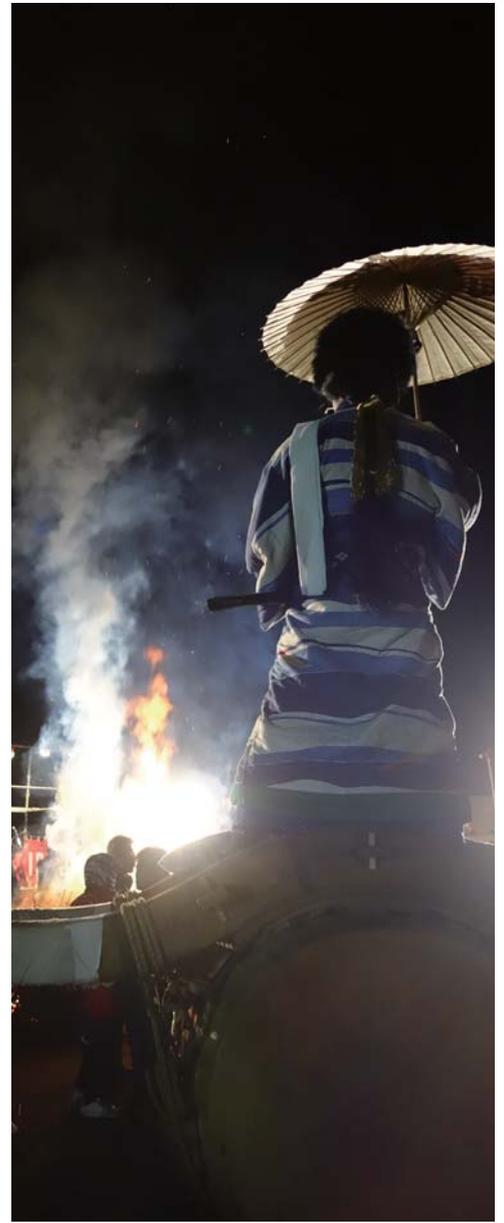
〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾 1085-1

編 集

甲州市教育委員会 文化財課  
TEL:0553-32-5076 FAX:0553-32-5172  
E-mail : bunkazai@city.koshu.lg.jp

株式会社マヌ都市建築研究所  
〒113-0033 東京都文京区本郷 6-17-9





山梨県甲州市